受付
52.12.18
日野市立図書館

昭和五十二年
第一回定例会（三月七日開会
三月二十九日閉会）

日野市議会会議録

（第九一号）

日野市議会

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 139

昭和五十二年第一回定例会　日野市議会会議録目次

○三月七日　月曜日（第一日）　午後五時三十九分開会

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……1
議事日程……2
開会……2
会議録署名議員……5
会期の決定……5
延会……7

○三月八日　火曜日（第二日）　午後五時五十七分開議

出席議員……9
欠席議員……9
出席説明員……10
議事日程……10
開議……13
延会……13

○三月九日　水曜日（第三日）　午後一時十八分開議

出席議員……15
欠席議員……15

午後九時二十六分延会
午後七時二十四分延会
午後五時三十分散会

議事日程 …… 16
開議 …… 19
市政経過報告 …… 19
諸般の報告 …… 23
（一般質問）
佐々木昭雄議員（市立南平幼稚園を建設せよ） …… 24
一ノ瀬　隆議員（いくつかの緊急な交通問題について） …… 31
一ノ瀬　隆議員（元号（年号）より西暦使用を率先して） …… 38
鈴木美奈子議員（第五小学校の施設の総点検と改善について） …… 42
鈴木美奈子議員（臥床老人への訪問看護制度の実施について） …… 51
黒川重憲議員（万願寺区画整理事業に伴う諸問題について） …… 56
滝瀬敏朗議員（万願寺区画整理事業について） …… 57
散会 …… 63
○三月十日　木曜日（第四日）　午後一時四十五分開議　午後五時五十二分散会
出席議員 …… 65
欠席議員 …… 65
出席説明員 …… 66
議事日程 …… 66
開議 …… 69
（一般質問）
谷　栄吉議員（新庁舎を取り巻く環境整備について） …… 69
滝瀬敏朗議員（新庁舎建設に伴う下水道事業について） …… 70
市川芳太郎議員（新庁舎建設に伴う諸条件について問う） …… 71
秦　正一議員（基本計画による実施について） …… 86
橘　祐子議員（補助十七号線と都道百五十四号線の安全対策について） …… 95
散会 …… 102
○三月十一日　金曜日（第五日）　午後一時三十三分開議　午後五時十九分散会
出席議員 …… 103
欠席議員 …… 103
出席説明員 …… 104
議事日程 …… 104
開議 …… 107
（一般質問）
橘　祐子議員（市内小中零細商工業者の実態調査の実施について） …… 107
島村孝志議員（建築指導体制の確立について） …… 113
剣持佐吉議員（予備費の流用について） …… 123
滝瀬敏朗議員（十五小学校建設について） …… 126
竹ノ上武俊議員（固定資産税の公平適正化等民主的税源拡充策について） …… 132
大柄　保議員（市内業者の育成について） …… 140
大柄　保議員（新庁舎開庁と交通問題について） …… 142
散会 …… 149
○三月十四日　月曜日（第六日）　午後二時五十三分開議　午後六時十六分散会
出席議員 …… 151
欠席議員 …… 151

出席説明員 …… 152
議事日程 …… 152
開議 …… 155
（一般質問） …… 155
米沢照男議員（第二期革新日野市政の当面する課題と展望について） …… 155
板垣正男議員（学校教育における科学センターの充実のために） …… 163
板垣正男議員（日野駅周辺に自転車置き場を） …… 168
大下博議員（市民の持久性ある健康づくりについて） …… 175
市川芳太郎議員（市立たかはた保育園の改築計画を問う） …… 180
散会 …… 186
○三月十五日 火曜日（第七日） 午後三時四十二分開議
出席議員 …… 186
欠席議員 …… 187
出席説明員 …… 187
議事日程 …… 188
開議 …… 188
（委員会審査報告） …… 193
請願第五〇ー一三号 甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願 …… 193
請願第五一ー一八号 仮称十五小学校明星地区通学路について陳情 …… 193
請願第五一ー五〇号 合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願 …… 194
請願第五一ー五七号 リハビリテーション設置についての請願 …… 194
請願第五一ー二五号 旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願 …… 196
請願第五一ー四九号 下水道管接続に関する請願 …… 196
請願第五一ー五四号 明星大学専用道路設置に関する請願 …… 196
請願第五一ー三五号 市道整備に関する請願 …… 196
（議案上程） …… 197
議員提出議案第一号 日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について …… 197
日野市議会常任及び特別委員会の選任について …… 197
議案第一号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 197
議案第二号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 197
議案第三号 日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 197
議案第四号 日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 199
議案第五号 日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 200
議案第六号 日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 200
議案第七号 日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 200
議案第八号 日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について …… 101
議案第九号 日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 201
議案第一〇号 日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 203
議案第一一号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 203
議案第一二号 日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 203
議案第一三号 日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について …… 203
議案第一四号 日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 203
議案第一五号 日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について …… 203

議案第　一六号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について……205
議案第　一七号　昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について（第六号）……206
議案第　一八号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）……220
議案第　一九号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）……220
議案第　二〇号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……220
議案第　二一号　昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）……220
議案第　二二号　昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）……220
議案第　二三号　昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）……220
議案第　二四号　昭和五十二年度日野市一般会計予算について……222
議案第　二五号　昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算について……232
議案第　二六号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算について……232
議案第　二七号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算について……233
議案第　二八号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算について……234
議案第　二九号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算について……234
議案第　三〇号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算について……235
議案第　三一号　市道路線の一部廃止について……235
議案第　三二号　市道路線の廃止について……235
議案第　三三号　市道路線の認定について……235
議案第　三四号　東京都十一市競輪事業組合規約の一部を変更する規約について……236
議案第　三五号　日野市立三沢中学校建設用地取得について……237
議案第　三六号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……237
議案第　三七号　日野市一般職の職員の昭和五十一年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……238
議案第　三八号　一番橋人道橋新設工事請負契約の変更について……239
東京都市交通災害共済組合議員の選挙について……239
（請願上程）
請願第五二一一　一号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願……240
請願第五二一一　二号　都道一五四号線歩道整備に関する請願……240
請願第五二一一　三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願……240
請願第五二一一　八号　明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情……240
請願第五二一一　四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願……241
請願第五二一一　六号　高齢者研修センター設立に関する陳情……241
請願第五二一一　七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願……241
請願第五二一一　五号　自転車置き場設置に関する請願……241
請願第五二一一　九号　日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願……241
請願第五二一一一〇号　補助十七号線の安全対策に関する請願……242
請願第五二一一一号　百草園駅北口開設に関する請願……242
散会……242
○三月二十八日　月曜日（第八日）　午後一時五十二分開議……242
出席議員……245
欠席議員……245
出席説明員……245
議事日程……246
議事……253
開議　午後十一時五十八分延会

（委員会審査報告）
議案第　八号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第　一号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第　二号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第　三号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第　四号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第　五号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第一六号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について　……　253
議案第　六号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について　……　253
議案第　七号　日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第一〇号　日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第一一号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第一二号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第一三号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第一四号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第一五号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について　……　255
議案第　八号　日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について　……　257
議案第　九号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について　……　257
議案第三一号　市道路線の一部廃止について　……　257
議案第三二号　市道路線の認定について　……　257
議案第三三号　市道路線の認定について　……　257
議案第二四号　昭和五十二年度日野市一般会計予算について　……　257
議案第二五号　昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算について　……　260
議案第二六号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算について　……　273
議案第二七号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算について　……　273
議案第二八号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算について　……　273
議案第二九号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算について　……　273
議案第三〇号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算について　……　275
会期の延長　……　276
延会　……　277
○三月二十九日　火曜日（第九日）　午後四時十五分開議
出席議員　……　277
欠席議員　……　277
出席説明員　……　278
議事日程　……　278
開議　……　283
（委員会審査報告）
請願第五二ー　五号　自転車置き場設置に関する請願　……　283
請願第五二ー一一号　百草園駅北口開設に関する請願　……　283
請願第五〇ー　一号　三菱銀行日野市役所支店開設反対請願　……　284
請願第五一ー　七号　四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情　……　284
請願第五一ー四二号　市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願　……　284

請願第五一―四七号　減税、税制改革、自主課税に関する請願……284
請願第五一―五一号　都営住宅払い下げに関する陳情……284
請願第五一―五六号　市営住宅建設促進並びに入居基準適正化に関する請願……284
請願第五二―一〇号　補助十七号線の安全対策に関する請願……284
請願第五〇―二六号　教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）……284
請願第五一―一九号　日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情……285
請願第五一―二七号　公立幼稚園に二年保育実施に関する請願……285
請願第五一―三八号　高校問題特別委員会設置についての陳情……285
請願第五一―四五号　昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情……285
請願第五一―五二号　仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願……285
請願第五一―五八号　小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願……285
請願第五二―一号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願……285
請願第　五号　専用水道施設市管理に関する請願……285
請願第五〇―三号　多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願……285
請願第五〇―一〇号　日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願……285
請願第五一―三一号　新町地区に予定される市立保育所の陳情……285
請願第五一―三七号　東町児童遊園地存置について請願……285
請願第五一―五〇号　合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（第二項）……285
請願第五一―五九号　児童館及び学童保育施設設置についての請願……285
請願第五二―四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願……285
請願第五二―六号　高齢者研修センター設立に関する陳情……285
請願第五二―七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願……285
請願第　六八号　浄化槽施設管理方に関する請願……286
請願第　一一五号　平山台土地区画整理事業に伴う請願……286
請願第五〇―一五号　東京―八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情……286
請願第五〇―四八号　一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願……286
請願第五一―一号　地番整理の境界線及び作業促進に関する請願……286
請願第五一―三号　町名地番整理の町名及び区域について請願……286
請願第五一―三二号　一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願……286
請願第五一―六〇号　日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願……286
請願第五一―六二号　日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願……286
請願第五一―六三号　忠実屋ストア開店反対に関する陳情……286
請願第五一―六四号　大企業スーパー進出反対に関する陳情……286
請願第五二―六五号　日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情……286
請願第五二―二号　都道一五四号線歩道整備に関する請願……286
請願第五二―三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願……286
請願第五二―八号　明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情……286
請願第五二―九号　日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願……286
請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願……287
請願第　九六号　市庁舎建設に関する請願……287
請願第　一〇〇号　市庁舎新建設に関する請願……287
下水道対策特別委員会の継続等査議決に関する件……287
物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件……287
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件……288

文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 288
（請願上程）
請願第五二―一二号　京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願 …… 288
請願第五二―一三号　都立勤労福祉会館の誘致促進に関する請願 …… 289
請願第五二―一四号　日野市にもう一校都立普通高校を誘致することに関する請願 …… 289
請願第五二―一五号　出産費用貸付制度についての請願 …… 289
請願第五二―一六号　生活道路建設についての陳情 …… 289
（議案上程）
議員提出議案第五号　吉富繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議 …… 290
議員提出議案第二号　超過負担解消を求める摂津訴訟に関する決議 …… 291
議員提出議案第三号　核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書 …… 291
閉会 …… 292

三月七日　月曜日（第一日）

日野市議会会議録

昭和五十二年
第一回定例会

第一号

三月七日　月曜日　（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉君	十六番	秦正一君
二番	滝瀬敏朗君	十八番	杉山寅三郎君
三番	奥住芳雄君	十九番	高橋通夫君
四番	正国大治君	二十番	佐々木昭雄君
五番	鈴木美奈子君	二十一番	大柄保君
六番	橘祐子君	二十二番	大下博君
七番	板垣正男君	二十三番	本間久君
八番	黒川重憲君	二十四番	一ノ瀬隆君
九番	林重義君	二十五番	日野源作君
十番	谷栄吉君	二十六番	吉富繁枝君
十一番	剣持佐吉君	二十七番	三浦重春君
十二番	石坂勝雄君	二十八番	飯山茂君
十三番	竹ノ上武俊君	二十九番	島村孝志君
十四番	米沢照男君	三十番	名古屋史郎君
十五番	市川芳太郎君		

欠席議員（一名）

十七番　清水芳雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君
助役	前川恒雄君
収入役	杉本好次郎君
企画財政部長	加藤一男君
総務部長	松村清栄君
市民部長	森久保三次君
生活環境部長	加藤一郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君
書記	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君

議事日程

一、会議録署名議員の指名
二、会期の決定
三、施政方針表明
四、市政経過報告
五、諸般の報告

昭和五十二年三月七日（月）
午後一時開会

都市整備部長	成井正夫君
建設部長	田倉高光君
福祉部長	赤松行雄君
水道部長	中島武男君
病院事務長	遠藤政之君
教育長	倉又秀作君

書記	荒井一雄君
書記	樫村正男君
書記	小松恵美子君

本日の会議に付した事件
日程第一から第二まで

午後五時三十九分開会

○議長（名古屋史郎君）　これより昭和五十二年第一回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、

二十番　佐々木　昭雄　君

二十一番　大　柄　保　君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬　隆君）　三月三日に議会運営委員会を開催いたしまして、昭和五十二年第一回定例会の会期及び日程を審議いたしましたので御報告申し上げます。

会期は本日より三月二十八日の二十二日間といたします。日程につきましては、本日三月七日、月曜日、施政方針、市政経過、諸般の報告、明日八日、一般質問、九日同じく一般質問、十日、一般質問、十一日、一般質問、十二日、十三日休会でありまして、十四日、月曜日、一般質問、一般質問を五日間行います。十五日

火曜日、議案上程、十六日常任委員会、十七日特別委員会、十八日、一般会計予算特別委員会、十九日、二十日、二十一日と土曜日、日曜日、それに春分の日と休会いたしまして、二十二日火曜日、一般会計予算特別委員会、同じく二十三日、一般会計予算特別委員会、二十四日、特別会計の予算特別委員会を行います。二十五日まとめのための休会、二十六日、二十七日休会で、二十八日最終日として委員会審査報告となっております。なお意見書、決議案等の締め切りは十五日午後六時といたします。また一般質問の日程の中で追加議案として、職員の三月期の期末手当の支給に関する条例を上程いたす予定になっております。

以上の会期、日程で議会運営委員会で意見の一致をみましたので、御報告申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　いまの議運の委員長さんから直ちに施政方針表明というふうなことで、ここに入るというふうなお話があったわけでございますが、私、近く任期の終わる立場にある市長に、方針というふうなことについて疑問がありますし、したがって議事を進行させる前にそのことについてひとつ議会で調整をとっていただきたい、というふうに考えます。

市長の施政方針表明の内容を見ますと、任期がわずかである

という今日、このような内容の方針を打ち出されるのは、ちょっと行き過ぎであろうかというふうに考えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがってこの問題について議会として意見を調整する必要があると思います。前市長のときには取りやめている前例もあるわけでございますから、開会直前でありますが、若干の休憩をとっていただいて、調整をとっていただきたいと思います。（「休憩」「必要なし」「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　私は十二月の議会にも五十二年の年間予算に対し、市長にも通告質問で聞いたんですが、議会というのは少なくも一つのルールにのっとってすべきじゃないかと考えますので、しかも前議員をやられて、立場を異にして、森田市長さんが受ける立場になったという立場を考えますと、いま滝瀬議員がおっしゃられたように、いわゆるきょうの議事日程の行き方に対しては、やはり検討を加える必要があるんじゃないか、というふうに考えますので関連して意見を申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗議員と石坂勝雄議員に申し上げますが、会期の決定ということまで決めたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

その日程のところで第三、第四とございますから、その時にそういう御意見があればまた別ですけれども、いまお諮りしている議事日程と会期決定に御賛同を得てからにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　議会の会期を決定することと、議事日程をそのまま決めると市長の所信表明が出されるかどうかという問題について疑問があるので、このまま決めることが疑問だということは前弁士の言っていることだと思いますし、私もそう思います。したがって日程を決めるのではなくて会期を決めることには別でありますので、その辺の諮り方についてひとつ区別をしていただきたいと思います。

（「そのとおり」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　それではただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より二十八日まで、期日二十二日と決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後五時四十九分　休憩

午後九時二十五分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。本日はこれにて延会といたします。

午後九時二十六分　延会

三月八日　火曜日　（第二日）

日野市議会会議録

第二号

昭和五十二年
第一回定例会

三月八日　火曜日　（第二日）

出席議員（三十名）

一番	滝瀬政吉君	十六番	秦正一君
二番	滝瀬敏朗君	十七番	清水芳雄君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十三番	本間久君
九番	林重義君	二十四番	一ノ瀬隆君
十番	谷栄吉君	二十五番	日野源作君
十一番	剣持佐吉君	二十六番	吉富繁枝君
十二番	石坂勝雄君	二十七番	三浦重春君
十三番	竹ノ上武俊君	二十八番	飯山茂君
十四番	米沢照男君	二十九番	島村孝志君
十五番	市川芳太郎君	三十番	名古屋史郎君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	都市整備部長	成井正夫君
助役	前川恒雄君	建設部長	田倉高光君
収入役	杉本好次郎君	福祉部長	赤松行雄君
企画財政部長	加藤一男君	水道部長	中島武男君
総務部長	松村清栄君	病院事務長	遠藤政之君
市民部長	森久保三次君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	加藤一郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	書記	荒井一雄君
書記	朝倉敏夫君	書記	樫村正男君
書記	鈴木晴彦君	書記	小松恵美子君

議事日程

一、施政方針表明
二、市政経過報告
三、諸般の報告
四、一般質問

昭和五十二年三月八日（火）
午後一時開議

本日の会議に付した事件

なし

午後五時五十七分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後五時五十八分　休憩

午後七時二十二分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。本日の日程第一、施政方針表明について、市長より取りやめの申し出がありましたので、本日の日程より削除いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は午後一時より開議いたします。時間厳守で御参集下さい。

本日の未了日程は明日の日程といたします。本日はこれにて延会といたします。

午後七時二十四分　延会

三月九日　水曜日　（第三日）

昭和五十二年
第一回定例会

日野市議会会議録

第三号

三月九日　水曜日　（第三日）

出席議員（二十八名）

一番	滝瀬政吉君	十六番	秦正一君
二番	滝瀬敏朗君	十七番	清水芳雄君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十三番	本間久君
九番	林重義君	二十四番	一ノ瀬隆君
十番	谷栄吉君	二十五番	日野源作君
十一番	剣持佐吉君	二十七番	三浦重春君
十二番	石坂勝雄君	二十八番	飯山茂君
十三番	竹ノ上武俊君	二十九番	島村孝志君
十四番	米沢照男君	三十番	名古屋史郎君
十五番	市川芳太郎君	二十六番	吉高繁枝君

欠席議員（一名）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―十―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　清水聰一郎　君

議事日程

昭和五十二年三月九日（水）

午後一時開議

都市整備部長	成井正夫	君
建設部長	田倉高光	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	小松恵美子	君

一、市政経過報告
二、諸般の報告
三、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一から第三まで

午後一時十八分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。

日程第一、市政経過報告を行います。本件については報告書のとおりですので報告を省略いたします。これより市政経過報告全般についての質疑に入ります。大下博君。

○二十二番（大下　博君）　企画財政部の補助金等検討委員会についてですけれども、会長の名前は出ているんですけれども、どういう方がなられていらっしゃるかお聞きしたいんですが。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。この前若干このことにつきましては、助役のほうから御報告を申し上げたことがございますけれども、会長は肥後和夫さんとおっしゃいまして、そこに書いてあります成蹊大学の教授でございます。あとは和田先生、名前は申し上げませんが和田先生、野呂先生、松尾先生、大塚先生の五名で構成をいたしてございます。なお和田先生につきましては立教大学、野呂先生についても同様、松尾先生については法政の教授でございます。それから大塚先生は大塚産業の社長でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　建設部の管理課についてお尋ねいたしますが、清流フィルターのところですね、六千二百八十八個の配布を終了したというふうなことが書いてございますが、清流フィルターの利用状況をお教えていただきたいんですが。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○設建部長（田倉高光君）　お答えをいたします。特に配布の考え方ですが、前回もお話を申し上げたと思いますが、河川と言っております用水の上流の地域から配布をしてくるということで、たとえば日野台地区なり、平山の地域、上流の地域から配布をしてます。六千二百八十八個という利用の状況でございますけれども、当初は市の職員が直接設置をした地域もございますし、最近になりましては各自治会で設置をお願いをしているというような実情でございまして、それぞれ流しから出ます最初の集水升の中に設置をいたしておりまして、それぞれの成果を上げております。こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　二十四ページの都市計画課の所の都市計画法に基づく開発行為の事前協議と、あと国土利用計画法に基づく申請ということがございますけれども、こ

の申請者の名前と、簡単な内容で結構ですけど、いまでなくてもよろしいんですけれど、近日中にメモ程度にしていただきたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか、要望ですね。要望ということですね。竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　そうですね。いま聞いてもいいんですけれども、資料のほうがいいかと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑ありませんか。橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　十ページと十一ページ、ダストボックスの件でお聞きしたいんですけれども、三カ年計画ということではダストボックスを設置してきているわけですけれども、この二年目の、今年どのくらい設置されたのか、ということがこの経過報告の中に入っていないわけですけれども、その設置状況をお聞きしたいと思います。計画どおりいっているのかどうか。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　二年目につきましては、七生地区を重点ということで配布を予定しております。そういう中で現在設置された所につきましては南平だけでございます。設置の個所は、現在当初の予定より大変遅れているわけでございますけれども、平山それから高幡関係、あるいは程

久保関係につきましても各自治会長さんの所へ出向いて説明に当っております。その理由といたしましては、いろいろ道路事情もございますけれども、特に申しますと道路事情と申しますか、これが一番の難点でございまして、各自治会長さんとの話し合いの中におきましても、その辺が一番問題になっております。それで十分話し合った中で設置していきたいということでございますので、時間がかかっているということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　設置で、たとえば自治会との話し合いがもう決まっている中で、いまだに設置されていないということは、それはダストボックスができていないとかいうことじゃないわけですか、在庫はあるわけですか、それは自治会との受け付け場所まで決まっている点については三月いっぱいまでにやって下さると、やれるということですね。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　話し合いがついた場所につきましては順次行っていくと、ただ収集という関係がございますので、単に一カ所だけの自治会が、これが話し合いがついても、その地域の全体がつきませんと、なかなか設置ができない、こういうような問題もございますので、できるだけ努力していきたいと考えます。

○議長（名古屋史郎君）　次に林　重義君。

○九番（林　重義君）　十ページですが、土地の寄付受領についての一番下ですが、日生平山団地内の道路用地が所有権移転完了となっておりますけれども、これは八王子とのちょうど境なので、道路の境界がはっきりしていないということになりますが、移転完了ということになりますと、八王子との区分の問題、同じ団地内でございますので、区分がはっきりした所に境界線なり何なり、はっきり日野の道路と八王子の道路ということがなされて移動されているようなことになるのか、そういうことで前の造成地なもので現在もはっきりしてなかったんですが、その点どういうふうにされて移転完了をされたかということです。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　これは建設部の管理課のほうから上がった書類でございますが、話し合いがついて、これは、日野分だけを私の方で完了した、ということでございます。ですから話がついた、ということです。

○議長（名古屋史郎君）　林　重義君。

○九番（林　重義君）　議案にも出てるんですけれども、話がついたということのようですけれども、内容的に、いままで何か家自体も、やはり日野分、八王子分というような形で、細かく言いますと勝手の方が八王子分で、居間の方が日野だというようなことでございますので、その間に、同じ造成地で日野分が三十戸分ぐらいそこに入ってるということで、道路の境界になりますと、どこからどこまでが日野だという、境界がはっきりして完了したということなら結構ですけれども、あとの方は全然境界がないもので、その辺が、私なんかが行っても、どこからどこまでが八王子分か日野分かわからないような実情ですけれども、その点、はっきりするようにしたかどうか、ということを確認したいと思います。

できなかったら、後で結構だと思います。議案にもございますようですので……。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　はい。

○議長（名古屋史郎君）　次に谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　十ページの六、旧日野郵便局用地買収の折衝中ということになっておるんですが、これは、かつて日野市商工会が値段折衝で、どうしても値段の折り合いがつかないままに物別れになったいわくつきの場所のように見受けられるわけです。もちろん、当時、土地建物の鑑定士を依頼し、およその額はつかんでおるわけでございますけれども、その後、数年もうすでに経過しておりまして、それらがどの程度の値段でいま交渉中であるのか。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川清雄君）　これにつきましては、郵政省

の方から昨年の秋ごろ、市で買わないかという話がございまして、それ以後ぽつぽつと交渉しておりまして、まだはっきりした価格のところまでいっておりません。ただ、市としましては、公共の、市が、自治体が使うものでございますから、いわゆる市価よりも何割か安くしてくれという交渉を、いましておりますが、具体的にまだ鑑定その他というところまでいっておりません。まだ、非常に具体的な話にいってないもので、ごく手前の段階でございます。

○議長（名古屋史郎君）　　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　二十七ページの下の方ですが、土木課の関係ですが、二から七まで学校関係の工事があるわけですが、中には開校に間に合わせるということが条件になってるところもあるわけですが、特にこの二の黒殿台二号線地下道工事、そういうのは開校までに、それからほかのものについても間に合うことになっているのか。そういう点について。

○議長（名古屋史郎君）　　建設部長。

○設建部長（田倉高光君）　　お答えをいたします。黒殿二号線につきましては、ごく最近、工事を発注をいたした実情でございます。たまたま学校の建設工事にかかわる業者でございまして、開校と同時に合わせるということで、工期もなっておりますし、そのように作業も進めておるような実情でございます。（「ほかの、その他についても開校に間に合うかどうか、そういう条件なんで……」と呼ぶ者あり）学校の建設の実情ということですか。（「そうです。学校建設の……」と呼ぶ者あり）十五小につきましては、本体工事と空調関係等は、すでに完了をいたして、すでに検査もされております。ただ、地域があいうような場所でございますので、造成工事は多少遅れているようでございます。したがって、いま申しましたように、建物につきましては、本体工事は終わっております。それからなお、五中なり十八小につきましては、九〇％程度完了というような実情でございます。（「十分間に合うわけですね」と呼ぶ者あり）はい、間に合わせる努力をいたしております。

○議長（名古屋史郎君）　　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　　ダストボックスの先ほど質問が出ましたけれども、それに関連して少々お聞きをしておきたいんですが、経過報告ですから細かい内容につきましては、予算審議の中でお伺いいたしますけれども、とりあえず担当部署の考え方だけをこの段階でお聞きしておきたいんですが、先ほど道路事情あるいは自治会長との話し合いというお話がございましたが、私、現状の中で、ダストボックスの収集が、かなり坂道あるいは狭い道路ということなどで、収集作業に困難を来している、あるいは非常に危険が見受けられるということも

私自身見ておりますので、そういう関係の中で、今後ダストボックスの設置については、自治会長との話し合いもあるでしょうけれども、道路事情等を考えて、どんなふうに進めていくつもりなのか、そこのところをとりあえずお伺いしておきたいと思います。細かいことについては、また後ほど予算の中でお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　　おっしゃるとおり、市内には丘陵地帯もございまして、たいへんに危険な場所もございます。また四メートル以下の道路もございます。そういうような狭い道につきましては、ボックス収集が不可能な地域もあるということは事実でございます。そういうことから、私どもの考え方といたしましても、そういう地域におきましては、従来どおりの容器といいますか、ポリ容器収集で行っていきたい、このようには考えておるわけでございます。

将来、この丘陵地帯につきましては、ちょっとこれは無理でございましょうけれども、狭い道路につきましては、拡幅等がございますれば、これは設置はできるということで、将来的にはこの設置ができると思いますけれども、現在の中におきましては、これは現実的に無理であるという個所もありますので、先ほど申し上げたとおり、ポリ容器の収集で行っていきたいという考え方でございます。

○議長（名古屋史郎君）　　よろしいですか。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　　もう一つだけお伺いしたいんですが、いま御説明があった方針で、現状まではすべてそういう方針の中でやられている。したがって、現状では特に危険を感じられるような個所はない、あるいは作業がしにくい個所はない、というふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（名古屋史郎君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　　現在まで設置された中から、そういう問題いろいろ出てきたところもあるわけですけれども、現に設置した所につきましては、このままでいきたいというふうに考えております。

（「けっこうです。予算審議でやります」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第二、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

次に一般質問を行います。

一の一、市立南平幼稚園を建設せよについての通告質問者、佐々木昭雄君の質問を許します。

（二十番議員登壇）

○二十番（佐々木昭雄君）　それでは、私は南平幼稚園をつくりなさいということにつきまして、市長に質問をいたします。

まず、地域の現況について申し上げますと、南平地域は昭和五十二年一月一日現在で世帯数が三千二百九世帯、人口は一万五百八十四名が生活しております。未就学児童が、この人口の約一三・一％に当たります千三百八十八名おられます。既設の幼児施設と申しますと、私立の小さな幼稚園が一カ所とつくしんぼ保育園があるだけでございまして、ほんの一部分の子供たちしか収容できないのが現状でございまして、大多数の方が他の地域の施設に通園しているのが現状でございます。公立の幼児施設が一つも建設されてないのが現状でございまして、立地的な面から考えましても、常識的に判断いたしましても、幼児施設は近くにあるのが一番望ましいのではないかと私は考えております。なお、参考までに申し上げますと、近くの保育園等の現状を見ましても、各保育園とも定員いっぱいでございまして、入園を希望いたしましても入園ができずに保留になっているのが現状で、「たかはた」あるいは「みさわ」保育園がそれぞれ今年度も三十四名の保留児がありますし平山地域にありますみなみだいら保育園においても、五十九名の保留児があるのが今年度の現状でございます。これらの現況の中から、地域からも昨年の十二月九日に、幼児施設を早急に建設していただきたい旨の二千六百五十八名の署名をもちまして、議会並びに理事者に請願書を提出されております。

次に質問の理由、内容につきまして簡単に申し上げますが、南平の小学校用地に建設することに関連しまして、市長が、幼稚園は必ずつくりますという確約をされておる経過がございます。この経過を少し申し上げますと、いまから七年前、小学校用地として地元では確保していた場所でございまして、何回も土地会社が買収に着手した経緯がございます。しかしながら地域といたしましては、将来、学校用地だということで反対もし、なかなか買収ができなかったのが現状でございます。たまたま四十七年の十月に、前市長によりますところの、小学校用地としての第一回の用地の買収の説明会が開かれました。昭和四十八年度には、そのときの説明では、小学校の児童数が、潤徳小学校が千五百二十五名となり、非常にマンモス校になってしまうので、教育に対して非常に大変であるというようないろいろな説明がございまして、十数回に及ぶ市と地元関係者との話し合いが行われましたが、地主側も三十四名もございますので、いろいろな問題点がございまして、前市長の任期中には買収することができなかったわけでございます。続きまして市長

選挙によりまして森田市長にかわりまして、四十八年の五月二十九日に、第一回の用地買収に伴う説明会が開催されたわけでございます。このときの説明では、学童数が四十九年度には千七百二十五名に達してしまう、現在ですら学校の朝礼もできない、このような市側の説明もあり、ぜひ協力していただきたいんだと、何回となく話し合いを行いまして、問題解決にお互いに努力したわけでございます。最終的には、四十八年の十一月四日の深夜におきまして、用地買収を条件付にて承諾したわけでございます。当時、地主側の話し合いの過程になっておりました所は、坪単価二十万円でもって売りたいんだと、ところが市が最終的に提示されたのが十一万八千三百円でございます。非常に開きがありまして、なかなかこれではこの問題は解決できないということで、地主側にもいろいろ協議をもっていただきまして、話し合いを進めたわけでございます。市の方といたしましても、学校の建設の工事期間もございますし、ＰＴＡ側からも非常に強い要請がございます四月開校の時期等を逆算いたしましても早急に決めていただきたい。にっちもさっちもいかなくなったこのような実情の中で、何とかして地主の協力を得るより仕方ないということでいろいろ話し合いました結果、一つの目安といたしまして、この買収単価の坪当たり単価三万円の差額に対しましては、この買収用地約七千坪でございました。二億一千万円にのぼる差額につきましては、地元へ公共施設を建てていただいて、何とかそれで話し合いをつけようということで、最終的には、四つの条件が出されたわけでございます。一つは、学校開設に伴いますところの通学路を、早急に整備していただきたい。いま一つは、鹿島団地から流れますところの下水路の改修工事をしていただきたい。いま一つは、南平幼稚園を建設していただきたい。いま一つは、京王線の地下道をつくっていただきまして、将来、市営住宅あるいはひばりが丘等の地区からの通学児童のための通学路を建設していただきたい。このような四つの条件をもちまして市長と話し合いまして、市長も、これを実行いたします、という確約のもとに、ただしこの地下道建設につきましては、京王側とも交渉しなくてはなりませんし、時間もかかりますから実施は少し先に行きますけれども、ということでございましたので、地主側あるいは関係者といたしましてもこれらを了承いたしまして、非常に長い期間の交渉が成立したわけでございます。森田市長も市政を担当されて最初の一番大きな仕事であったことではないかと思いますし、当時、潤徳小学校におきましても、プレハブ校舎が校庭にできまして朝礼もできないと、秋の運動会等においても午前中低学年が実施し、午後は高学年が運動会を行いましたし、父兄の見学はできないというようなお知らせも配られておるというのが実情でございまして、私から当時の非常に困った現状をいろいろと申し上げるまでもなく、当時の実情を、市長はお

忘れになっておらないと私は思います。買収条件につきましては、市民の代表として市長を信頼して、約束は必らず実行していただけるものと今日まで確信しておりました。市長の任期が終わろうとしてる今日、当時約束された四つの案件について、まず通学路の整備につきましては、児童の通学までに完成されまして、この案件については感謝いたしておりますが、昭和四十八年十一月以降、鹿島台からの排水路改修工事につきましても、いまだに半分しか改修工事が完成されておりません。四カ年の任期が終わろうというのに、幼稚園の建設については用地があるにもかかわらず何らの進展も見られておりません。地下道建設についても、用地買収すら手がけていないのが現状ではないかと思います。もし予定地に住宅でも建設されましたらどこに地下道を通すお考えなのか全く計画性が見られません。地下道をつくるお考えがあるのかどうか疑わざるを得ません。市長に当選しまして最初に確約したこの南平幼稚園、地下道建設につきまして何らの進展もなく、地域住民に対して何ら一回の中間報告、回答もなく、こんな無責任な市長がどこにありますか。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）十三万市民の代表だからこそ、私はあえて市長に苦言を申し上げるわけでございます。幼稚園、地下道建設に対しまして、市長がどのように四カ年間努力なされましたか、その経過と地域住民と確約しながら実行できなかった市長としての政治責任を、私はお聞きいたしたいと思います。このことは、市民に対しまして市長の背信行為であると、私は断定せざるを得ません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市長の明快なる御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（名古屋史郎君）　佐々木昭雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　南平小学校の用地の取得につきましては、前任の市長も同様であったと思いますが、私が担当いたしましてからも大変苦心をした仕事の一つとよく記憶しております。それはすでに部落共同体が崩壊してしまって、一つの部落が、みずからが必要とする学校を建てるというための土地をまとめて用意しようと、こういうふうな状況がすっかりなくなって、土地そのものが非常に事情が変わってきたものですから、個人の御意見が非常に強くなったということが一つの大きな原因であると、こう思っております。したがって、その交渉の中で、個人ないしは地主さんとしての一応地元的な意見がかなりあったことは、よく記憶いたしております。いま佐々木議員のそれらの中から四点を挙げられたわけですが、たとえば通学道路は、これは学校の開設に合わせて急遽用意いたしました。それから排水路につきましても、これは環境整備という意味からすでに着手をして、継続事業で進めておるところであります。それからもう一つの北側、つまり市営住宅側からの京王線をくぐるトンネルのことですが、現在、学区として向こうから子供の通う状況がないわけですから、そう緊急性は感じておりません。そこで主管の方にはいずれそういう時期も想定いたしまして、特に佐々木議員から御指摘のあったその位置について検討し、交渉するようにということは指示いたしております。それらにつきましては、後で担当の方がお答えをいたします。それから幼稚園につきましては、確かに用地は用意されてありますので、その緊要度に沿って全市的な順序の中から建てていくと、こういう考えであります。いま南平地域には、総合いたしまして一応公立、私立の関係で間に合い得ております。もちろん人口がふえるにつれまして緊要度は増してくると思っておりますので、いずれ予定をしておる場所に、建てなきゃならないというふうに考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　地下道の件につきまして私の方からその後の経過につきまして御報告申し上げたいと思います。先ほど議員さんがおっしゃられたように、確かに目の前に南平小学校という学校があるにもかかわらず、あの近辺の小学生は二小に通ってるわけでございます。そういうことで踏切が閉鎖をされておりますので、歩道に出るには八幡さまの近くの踏切まで行かなくちゃならん、こういう不便がございます。そういうことから市長から指示もございまして、地下道をつくるよう検討しろということで、用地課の方にそういうふうな指示がございました。そこで用地課におきましても、一体どの辺に地下道をつくったらいいか、こういうことで調査はすでに済んでおりました。買収につきましては、新年早々地主との交渉を持ちたい、こういうことで現在進んでおりますので、御報告を申し上げたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　佐々木昭雄君。

○二十番（佐々木昭雄君）　非常に、ただいまの市長の答弁では、私は納得いきません。簡単に言いますと、当時の約束は地元の意見であったと、とんでもない話です。市長がみずから頭を下げてお約束した大きな問題ですよ。ただ地元の意見だなんてとんでもない話だ。それといま一点の地下道の件でございますけれども、学区として通る児童もいないのでいまのところ必要もないんだと、これは一つの考えかもしれません。それでは何ゆえに南平小学校の西側の通学路の土地買収が、一月の二十七日に説明会が行われているわけでございます。そのときにも、通学児童が一人もいないのに進入路をつくるんだということはおかしいんではないかと、あき地へ何か建てる予定があるんではないかと私は質問したわけでございますけれども課長は何をつくるんだかわからない、とにかく進入路をつくら

していただきたいんだと……。私といたしましては、将来の学区変更におきまして、南平駅以東の児童が通学できるようになるんではないかと、このように考えまして将来の学区変更も近くあるんだろうと、町名変更もなされた時点において当然学区の問題も考えなきゃならない、こういうような観点から、協力いたしましょう、ということで土地買収にも鋭意努力したつもりでおりますけれども、先日の市の広報を見ますと、体育施設をつくるんだと、それから考えますと体育施設への進入路ではないかと思えるわけでございます。こういうことでございますならば、あしたにでも地主さんにお話しいたしまして、この進入道路はおことわりいたします。前回に約束いたしました案件が実行できないということでは、私は協力できない。なお、いま一点申し上げますと、当時の買収計画によりますと、理事者側の説明では、校地は広いけれども現在の市にあります各小学校につきましては、百メートルの直線コースもできないんだと、取れないんだと、こういうようなことで、各小学校の児童の百メートルに対するコースの記録会を行うにも校庭は広いのが必要なんだと、なお花壇やあるいは野菜等を植えまして、今後の児童の情操教育を行っていくためにも、校地は広く欲しいんだということで、なお地元でも何かの場合には校庭も使えるこういうようないろいろの説明もございましたので、七千坪の大きな広い土地を小学校用地として市と契約したわけでございます。この契約事項には、はっきりと学校用地に使用するという契約がうたってあるわけでございます。この土地を他に利用するということは一つの契約違反ではないかと、私はこのように考えるわけでございます。この点どのように市長はお考えなのかお聞きいたしたいと思います。なお、この用地は市有地でございます。市有地であるけれども地域住民の財産でもございます。体育施設を建設するというような発表をいたしておりますけれども、地域住民には何らの話もございませんし、この土地につきましては、地域住民の有権者の半数以上の二千六百五十八名が、この地域へ幼児施設を建設していただきたいんだと、このように請願書が出されておられますし、地元としても大多数の方が望んでいるわけでございます。体育施設なんか望んでおりません。近く蚕糸試験場も移設されるようなお話も聞いておりますので、その桑園の一角でもお借りいたしまして、この地域へ体育施設をおつくりになられた方がよろしいんではないか、私はこのように考えます。（「地元もそうだ」と呼ぶ者あり）ただいまの答弁では、みずから約束された事項に対しまして、何らの謝罪もない。これ以上、私は質問する気持ちもいたしません。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に石坂勝雄君の関連質問を許します。

○十二番（石坂勝雄君）　関連ですから簡単にお聞きします。この契約事項には、はっきりと学校用地に使用するという契約がうたってあるわけでございます。この土地を他に利用するということは一つの契約違反ではないかと、私はこのように考えるわけでございます。この点どのように市長はお考えなのかお聞きいたしたいと思います。なお、この用地は市有地でございます。市有地であるけれども地域住民の財産でもございます。体育施設を建設するというような発表をいたしておりますけれども、地域住民には何らの話もございませんし、この土地につきましては、地域住民の有権者の半数以上の二千六百五十八名が、この地域へ幼児施設を建設していただきたいんだと、このように請願書が出されておられますし、地元としても大多数の方が望んでいるわけでございます。体育施設なんか望んでおりません。近く蚕糸試験場も移設されるようなお話も聞いておりますので、その桑園の一角でもお借りいたしまして、この地域へ体育施設をおつくりになられた方がよろしいんではないか、私はこのように考えます。（「地元もそうだ」と呼ぶ者あり）ただいまの答弁では、みずから約束された事項に対しまして、何らの謝罪もない。これ以上、私は質問する気持ちもいたしません。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に石坂勝雄君の関連質問を許します。

○十二番（石坂勝雄君）　関連ですから簡単にお聞きしたいと思うんですが、いま佐々木議員の質問の中で、公立の南平幼稚園をつくれという中で、市長の答弁は、行政に応じてつくられると、これはもういわゆる南平小学校をつくられたという経緯から、地主さんとの約束、住民との約束からいって私は当然ではなかろうかと思うのですが、それに関連しまして、市の幼児教育に対する基本的な考え方が確立されているかいないかということで、二点ばかりお聞きしたいと思います。

いわゆる浅川以南の地域には公立の幼稚園が、いわゆる第五と第六と平山と、現在三つあるわけです。その中に南平をつくると、聞き及ぶところによりますと京王の平山の分譲地の中に約八百坪の用地を、これは京王は企業ですから当然だと私は考えます。これを、いわゆる一般のいわゆる私立をやっている幼稚園の経営者と申しますか、いわゆる私学にやってくれという公募がなされたと聞いております。こういう点を踏まえて、いま、国、都あるいは市から非常に幼児教育の関心が高まっている中で、私はいままでに幼児教育の一貫的、基本的な考え方をどう確立するのかということは、しばしば尋ねておりますが、そういう中で、京王が平山の幼稚園用地を公募されているのを聞き及ぶと企業サイドからいけば、私は当然時価価格で売りたいと、こういうことは当然ではなかろうかと思います。こういう中で、いわゆる少なくとも私学振興法が制定されまして、少なくとも幼児教育というのは義務でない。こういう中で公立も私立も、いわゆる経費の負担を非常に安くするというのが、国の私学振興をつくったゆえんではないかと私は考えます。そういう点を踏まえた場合に、いわゆる学校法人であれば、今度の幼稚園の設置基準の改定によって半分はいわゆる借りてもいいと、いわゆる借用地でもいいと、こういう中でそういう問題を検討されて企業と話し合ったかどうか。少なくともいわゆる時価で買っていわゆる幼稚園経営が成り立つというような考えを持つ幼稚園経営者というのは、ないんではないか、よく市長は弱者を救うとか、大企業はいけないとか、いわゆる大企業の進出を小売業者の犠牲を考えて守ってやるんだと、こういう中から考えればそういう点でいわゆる京王、企業側と幼稚園用地というのは、ほかの用地買収という問題とは違うんだという中で話し合ったかどうか。それが第一点。それから少なくともその次にくる問題というのは、公、私立というものをどう適正配置していくか。私学の振興法の制定の中で、私はあえて申し上げます。共産党の、都議選のいわゆる要綱の中にも、私学の振興策ということが、五大項目の中に入っております。こういう点を踏まえた場合に、革新市政下で、少なくともそういう公、私の問題を考えて、少なくとも臨まなけりゃならないというふうに考えるので、その二点について市長のお考えを求めたい。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど佐々木議員が、地元

議員という立場で強い御意見のお話がございまして、地元という一つの範囲でものを考えます場合に、特定の要望について強い意見が出るということは、もちろんあり得ることでありますし、それはそれでよろしいと思っておりますけど、何か私が大変約束違反をしているとか、背信行為をしているとかいうふうに言われるとちょっと困るわけでありまして、御質問の中に、今後そういう事業を、もちろん地元に還元という意を込めて、全市的な順序の中でやっていきますというふうにお答えをしたいわけであります。決して地元の方に不信的なことを行う気持はございませんし、誠心誠意おこたえをしてまいらなきゃならんと、こう思っております。

それからいま石坂議員の御質問で、つまり公立あるいは私立の関係で、特に幼稚園をつくります場合には、適正配置ということが問題になるわけでありまして、私は特にいま御質問の京王造成地には、あそこの規模もすでに千百幾らというふうな団地でもございますし、当然幼稚園の一つぐらいは社会施設として造成業者において用意してほしいもんだと、それが望ましいのは、なるべく安く提供されることが結構だと思っておりますけど、これは企業サイドの問題でもありますので、今後そういうことのお話がある際には、十分経営の立場に立って要請もお願いをしたいと、こういうふうに思います。ただ御承知のとおりの今日の特に人口の急増する地域でありますので、でき得べくば公立、私立を問わず適正配置が絶対数としても望ましいわけでありますから、特に要請をいたしまして、来年の四月に開園が間に合うような、そういう取り組みを進めていただきたいということを要請をいたしました。そしてそのように取り組むというお答えをいただいております。今後また、あるいは関係筋で問題があるとするならば、それらの調整について十分お話し合いをしたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　言い方が悪かったかもしれないんですが、国なり都なり市も、いわゆる私学に助成するということの中に、たとえば京王が分譲する場合に、一例を挙げれば、いわゆる用地買収に対し国で基準が決められております。公立幼稚園をつくるにも、私立の幼稚園をつくるにも国が、たとえば二分の一なら三分の一、三分の一なら三分の一の補助をするということと同じように、こういうものに対する利子補給とか、そういう建設費に対する利子補給、こういった市が直接行なうことを考えてくれているのかということを聞きたかったものであり、私学助成と言っただけだから市長のお答えがなかった。その点、なければない、あるならあると、考え方を考えてみるとかということをお答え願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　状況に応じて考えたいと思います。（「はい結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって一の一、市立

南平幼稚園を建設せよに関する質問を終わります。

次に二の一、いくつかの緊急な交通問題についての通告質問者一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬隆君）　主に多摩平とその周辺地域での幾つかの緊急に解決していただきたい交通の問題についての質問であります。交通の問題は多く警察の担当で、日野市みずからは解決しにくい問題も多かろうと思います。しかし、市の熱意があればその解決は可能になると思います。たとえばこの定例会で審議される昭和五十二年度予算案の中にあらわれています市内で最も大きい交通問題の一つであります高幡駅東側の踏切の立体交差への対処がそれであります。これは京王線の京王帝都と道路の管理者である東京都の問題で、市としては直接責任のないものですが、事の重要性を考えて、その実現のため市として測量費二百万円を計上した施策はさすがで、この熱意によって問題解決に大きな前進をすることになると思います。このような市の積極的な対処を期待いたしまして、次の四項目を質問いたします。

まず一番目として、実践女子大学の前の通りの危険な交通について、二番目といたしまして、一方通行の弊害について、三番目として、大型貨物車の通行制限について、最後に四番目として、多過ぎる交通信号について、以上を順次質問いたしたいと思います。

まず、実践女子大学前から七小西側を通る道路の危険な交通についての質問であります。この通りは、朝の七時半から九時ごろまで、自動車の通行量が非常に多く、幾多の弊害を生じております。ちょうどその時間は七小への通学時間であり、児童への危険の多いのはもちろん、大人の歩行や自転車の通行にも支障を来しているのが現状であります。この道路は幅も狭く、大きな重い車が通ると道路の基盤もそれに耐えるように強くできていないために、近くの家は地震のように揺れます。この道の交通量は、朝だけでなく夕方も、それ以外の時間も依然として多く、現在ガス工事などで極端に通りにくい道になっています。交通量は相変わらず多くなっています。これは中央線と立体交差して多摩平の方から日野方向へ通ずる道は、終日停滞する国道二十号線を除いてここしかないためで、狭く、多量の交通量を受け入れることのできない道でありながら多く使われているのが現状ではないかと思います。そこでどうしてもこのほかに中央線を渡る道が必要だと考えます。それに幅も十分、道路の基盤もしっかりした道が即刻必要であると考えます。以上に、神明上の新庁舎完成とは全く別の考えで、現在の窮状を何とかしなければならないということで申し上げましたが、これに加えて庁舎もでき上がることですから、その必要性がさらに大きいことは言うまでもありません。それには、現在中央線で

ストップしている一・三・二号線を二・二・三まで延長して中央線の上を通すことが早急に必要であると思います。実践女子大学前通りに比べ、一・三・二号線は多くの車、大きな車に耐えられる道であるだけに、通行する人たちや近くの家に対する被害も少なく、この問題は解決ないし前進するのではないかと思います。そこで具体的な質問をいたします。この実践女子大学前通りの交通量が異常に多く、危険であることを市では把握しているのか。二番目として、この交通量の調査を市で行ったことがあるか。三番目として、この問題の解決は、一・三・二号線の開通以外に考えられるか。四番目といたしまして、一・三・二号線の開通の見通しはどうなっているか、いつまでに実現できるのか。五番目として、一・三・二号線の二・二・三までの開通の場合の弊害を、現状と比較してどう考えるか。以上、五点質問いたします。

次に、一方通行の弊害についてということでの質問に移ります。実践女子大学前通りなどの交通の弊害を取り除く一環としてだと思いますが、一方通行が多くの場所にできています。車の交換ができないような狭い道路を一方通行にした場合、一方からは安心して通れるという利点がありますが、現在実施されている一方通行は、このような目的のものは少なく、非常に多い交通量の弊害を取り除くためのもの、あるいは渋滞する国道からはみ出してくる車に対するもののように考えられます。そんなためにわざわざ直進できないように一方通行にしている所もあるようです。したがって、従前より通常これらの道路を利用していた者にとっては、非常に不便を来しております。一方通行を実施した場合、その近くに逆方向の一方通行がつくられる場合が多いようですが、これがただ機械的になされている感じで、ちゃんとした道路が一方通行によって逆方向からの通行が禁止され、そのかわりの一方通行の道路は、舗装もされていないひどく悪い道である所があります。非常に迷惑をしているのが現状であります。豊田南口方面にも一方通行が幾つかしかれていますが、その中のあるものは交通量がもともと少なく、ただ不便だけで商業活動などに決定的な悪影響を与えている所もあります。具体的に質問します。一番目として、一方通行は市と十分相談してやられたのか。二番目として、一方通行はその地元住民との十分な話し合いで行われたのか。三番目として、主要道路を一方通行にした場合、その逆方向の一方通行路の舗装などの整備ができないのか。四番目として、一・三・二号線の開通などによってこの交通問題が解決したら、これに関係した一方通行は解消されるのかどうか。五番目といたしまして、一方通行をより適正なものにするため、警察と一緒に再調査、再検討する必要を感じているかどうか。以上、五点質問します。

次に三番目といたしまして、大型貨物車の通行制限についての質問であります。一般に広く大きな道は、大型自動車が通っても大丈夫なように、舗装が厚く、しっかりできているようですし、幅があり歩道があって、道沿いの住宅にも距離がありますからまだいいのですが、狭い道は舗装もそんなにしっかりできていないし、狭いがゆえに住宅の至近を通ることになりますので、大型重量車が通ると地震のように家が揺れ動きます。そんなときはいつでも地震ではないかと驚かされているのが現状のようです。狭い道で大型自動車がよく通る道が幾つかあると思います。先刻の実践女子大学前通りもその一つで、しばしば近くの家に地震を発生させています。また、砂利置場などの作業所が住宅地の中にあるような場合、通りやすい道が幾つかあると思います。このような道は、重量によってあるいは大型車ということで通行制限をしてほしいと思います。それによってたびたびの地震ならぬ地震から解放していただきたい。この点についてどう対処できるかをお答え願いたいと思います。

最後に、多過ぎる交通信号の弊害についての質問に移りたいと思います。交通公害から市民を守るために、自動車の多い繁雑な交通の弊害を取り除くための一手段として、信号が数多く設置されています。しかし、取りつける目的とは反して信号が多過ぎ、かえって不便に感じ、不満に思われている所も多くあると思います。交通量のほとんどない所に取りつけられ、無用に赤信号で待たされるのはむだなことだと思います。このような箇所はよく調査した上、一時停止をさせるための赤信号の点滅や、徐行をさせるための黄色の信号の点滅などにしておいてもいいのではないか、そして必要になったら、あるいは必要時間に限って平常信号に戻せばいいのではなかろうかと考えます。また、信号があるがための弊害として、短い距離の間に信号の数が余りにも多く設けられている所があります。豊田駅北口から日野台に北上する都道、豊田停車場線は、日野台に至るまでの短い距離の間の交差点に、六つの信号があります。この道路を通る自動車は、その都度赤信号でとめられることがしばしばあります。一度赤信号で待たされた後、次の信号まで行くとちょうどまた赤になるといったぐあいで、運転手の不満が非常に強いものになっています。ハイヤーも日野台に行くのがいやがられています。こんな状態でありますから、注意信号で無理に突っ込むような危険な状態をよく見かけます。また、停車、発車がたび重なり、とまっている時間も長く、排気ガスが大気を汚染し、多摩平の住民や歩行中の人たちに公害をまき散らしています。これらの障害を取り除く対策としては、一度信号を待たされたら少なくとも次の信号では待たされないようにする。それには、これらの信号を連動して、同じ信号にすればよいと考えます。このことを警察にも再三お願いしましたが、まだ実現していません。費用のかかることはよくわかりますが、ぜひ早期に実現していただきたい。公害から市民の生活を守るために、そしてハイヤー運転手や自動車利用者の立場にも立って、

市からもしかるべき対処をお願いしたいと考えます。もちろん信号の連動の必要な所は、この豊田停車場線だけではなく、ほかにもあると思います。これらの施策によって、国道など多過ぎる信号などによって、よけいに自動車が渋滞している事実などにも対処すべきだと思います。具体的質問といたしまして、一番、信号の取りつけは、市や市民との合意の上で設置されているのか。二番として、交通量がきわめて少ない所は、赤、黄の信号の点滅などに変更することは考えられないか。三番といたしまして、連動方式をどう考えるか。これを強く推し進める考えはないか。以上を質問します。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　主として私の方からは一・三・二の関係についてお答えいたします。実践女子大前の通りから橋、これを通りまして七小の前のその道が非常に混んでいるということで、その実情を知ってるかということでございますが、十分承知しておるわけでございます。なお、この所につきましては、ガスの布設工事を現在行っておりまして一層その工事のために混雑をしていると、こういうことでございますが、その工事につきましても今月の末で終わりますのでいましばらくごしんぼういただきたい、こういうふうに思うわけでございます。それから一・三・二の開通見込みということでございますが、全面的の見込みというものは、現在まだ立ててございませんが、さらにその後引き続いてやっていただくようにお願いしていきたい、こういうふうに思っておるわけでございます。なお、その一・三・二に関するような弊害と、環境に影響を及ぼすと、こういうようなことでそれについてはどうかということでございますが、これらにつきましても、五十二年度に環境

予測調査と、こういうことで四百万円の予算を計上しまして、しかるべきところにそういう調査を委託して、その程度がどのようなあれであるかというふうなことで、これに対応するところに進めていきたいと、こういうことでやっておるわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　私からは二、三、四と、その点につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、一方通行の弊害についての御質問でございますが、確かに昨年の秋に実施いたしましたマイタウン計画によりまして、市内には多くの信号が設置されました。これに伴いまして一方通行が数多く見られるようになりましたが、この規制の目的につきましては、御案内のとおり老人、子供、これらを守るという観点から一方通行が非常に多くなっているわけでございます。この点について市と協議をしたか、こういうふうな御質問をいただいたかと思いますが、マイタウン計画というものは警察の方において計画されまして、市の交通安全対策委員会にもこのマイタウン計画の説明をいたしまして、一応市にもこれらの点について説明はございました。住民との話し合いについてはどうかと、この点についても警察が住民との話し合いをしたということは承ってございます。一方通行によりまして、確かに実践女子大の付近に舗装をしていない道路を指定していると、こういうことでございますし、また甲州街道におきましても、高幡街道に入る道から日野の駅までのあのハイヤーの前までは、やっぱりあの短

い所に五つも信号がございます。これらは、結局歩行者優先という、そういう観点から、老人、子供あるいは歩行者、これらを守る意味におきまして信号が設置されておりますし、また車の事故、こういうことを考慮いたしまして多くの信号があろうかと思います。この信号があることによりまして、確かに車に乗っている方は非常にいらいらすると思います。しかし、これらがあることによって事故も防げるということでございますから、この信号はどうしても必要欠くべからざるものであると、こういう観点からこれは設置されたものと考えるわけでございます。先ほどお話もございましたように、この信号を連動式にしたらどうかと、これは確かに連動式にすれば便利で大変いいわけでございますけれども、現在連動式になっているのは、東京二十三区だけでございます。二十三区もまだこの連動式が全部は設置されておりません。逐次、三多摩方面にもこの連動式を導入したいと、警察でもこのように言っておりますし、近い将来におきましては、当然この連動式が三多摩方面にも設置されるであろう、このように聞き及んでおります。そういうことで現時点におきましては、連動式はちょっと見込みがないと、このように聞き及んでおります。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　都市整備部長から最初にお答えいただいたわけですけれども、現在、ガス工事をやっているんで特に混んでいるというお話ですけれども、きょう来たときはガス工事は終わっていたようですけれども、私の指摘したのはガス工事に関係なく、非常に多い交通量で危険であり問題であるということを指摘したわけです。それでガス工事があって不便であるにもかかわらずそこへいつもと変わらないような車が来てるっていうことは、その道しかないんだっていうことを言ったんで、特にガス工事そのものについてはどうこうないんですけど、そういう把握でガス工事には関係なく交通量が多いんだということを十分認識していただいて、対処していただきたいと思います。それから一・三・二についてですけれども、すぐにというわけでもないけれども見通しがあると聞きましたけれども、この問題についてはいろいろ問題があるようですけれども、環境調査など十分やっていただいて、住民に理解していただきたいと思いますけれども、この実践女子大学の前の通りが、異常な交通量で危険であるということから考えれば、やっぱり一・三・二は、どうしても消防署の通りまでは通していただかなければならないだろうと考えます。また、この問題を解決するのに一・三・二の開通以外に、ほかに考えられないのかという質問をしたと思うんですけど、それについては回答がなかったようですけれども、聞くところによりますと、大柄議員が一般質問の中でやられるそうですから、そちらに譲りたいと思います。

それから、総務部長からお答えいただいたことについてですけれども、一方通行をしくことによってその逆の一方通行、それが舗装されない悪い道だと申し上げたことに対して、神明上の区画整理地域内ですから、やがて舗装もされるしいい道になるだろうということですけれども、そういった道は最優先してやっていただきたいと思います。それから最後に、多い信号の弊害を解決するために、連動式にすべきだという主張に対して、都内からやっていって、現状ではなかなかむずかしいということですけれども、聞くところによりますと、日野警察署内ではそういう方向でもって上申してるっていうことですから、まだだめだっていうことじゃなくて積極的に取り上げていっていただきたいと思います。

最初に申し上げましたように、交通問題は多くは警察の仕事であり、そしてこれらの交通問題を解決するためのキーポイントが一・三・二の開通であるわけですけれども、これがまた、直接市の仕事ではなくて国の仕事でありますので、市としてだけでは解決しにくい問題とは思います。したがって、私の質問には十分答えにくい点もあったことは十分承知しています。今後、これらの点を十分に警察などに積極的に当たって、問題解決に当たっていただきたいと思いますが、次にこのような問題について総括的な市長の見解があったらお聞かせ願いたいと思います。市長の見解を聞いた上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市計画道路の整備が十分ではありませんので、いま御指摘の地点などでは、確かに交通渋滞ないしは交通の過剰な状況を生み出しておるわけであります。今日、道路とそれから交通の問題は、日野市にとってきわめて大きな当面する課題になっておりますが、一方には自動車という道をつくればつまり自動車がすぐ入って来ると、こういうことで反対もされるわけでありまして、これの調整をどのように図るかということにかなり困難があります。ただ、もちろん市民の立場あるいは市民の意向を交通行政に反映させるということは、もちろん市の行うことでありますが、直接的な道路交通行政は警察署の交通課が主管になって行っております。その都度何か計画がありまず場合には、もちろん市あるいは交通対策委員会あるいは関係住民の方に説明、了解を得ながら進めておりますが、経験的な一つの持論は、やはり直接担当をしておる警察が詳しいわけなもんですから、警察の判断にある程度委ねておるということが現状であります。なお、今後基本になる問題を逐次整理いたしまして、地域地域の交通問題の解決を図らなきゃならないというのがこれからの大きな仕事であるというふうに認識をして取り組む考え方でございます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって二の一、いくます。

つかの緊急な交通問題に関する質問を終わります。

次に、二の二、元号（年号）より西暦使用を率先してについての通告質問者一ノ瀬隆君の質問を許します。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　引き続きまして質問させていただきます。もろもろの日野市政の中で、それぞれ年月日、年月あるいは年を表示する必要のある場合が多くあると思いますが、このような場合、元号すなわち年号より西暦を使用すべきだ。たとえば、ことしをあらわすとしたら、昭和五十二年というより一九七七年をできるだけ使用すべきだという主張で、簡単に質問させていただきます。

政府自民党は、昭和以降も元号制を存続させようとしています。明治以来続いている一世一元の元号制は、天皇こそが日本の統治者、主権者であるという考え方と密接に結びついたものであると考えます。この天皇がかかわることによって年号が変わるという元号制は、国民の日常生活に、天皇の統治のもとで年月が進行するという誤った意識を植えつけているものだと思います。したがって、このような元号制は、国民主権の原則を厳しく定めた現行憲法の精神から大きく逸脱していると言えます。今日の憲法は、天皇が主権者であるような考え方は全く認めていません。日本は、平和国家として外国との交流を広範に、活発に推進しなければならないはずですし、日本にのみ通用する元号制はこのような国際関係を無視し、時代錯誤に満ちたものだと思います。元号制の存続は、結局国際社会の中で、日本を天皇制ナショナリズムのもとで特殊化しようとする反動的な政治傾向を助長するものでしかあり得ないと思います。このような理由で、年号は昭和を限りに西暦に一本化することが私ども社会党の主張であります。四年前、日野市に革新市政が誕生し森田市長は、憲法を市政に生かそう、とたれ幕を下げ、以降これを第一のモットーとして市民本位の市政を行ってきたことを高く評価したいと思います。しかし、憲法を守る革新市政が、憲法の精神を大きく逸脱している元号制を固執しているのは妥当ではないと思います。昭和何年が使用されているか、西暦一九〇〇何年が使われているかの現在の社会の状況を新聞の日付を例に取ってみますと、毎日新聞、読売新聞は昭和五十二年がまずあらわされ、括弧して一九七七年が付されています。朝日新聞は一九七七年が表面に出て、括弧の中に昭和五十二年が付されています。そして私ども社会党の機関紙「社会新報」は一九七七年で、昭和五十二年は全く書かれていません。ついでに私の所属する労働組合の機関紙も、私の勤務している会社の社内報も、西暦のみで昭和何年は全く書かれていないのが現状です。ところが、日野市の広報を見ますと、五十二年三月一日、といったふうに西暦は全く見当たらないだけでなく、一ページ目のものには昭和という文字すら省かれています。日野市の西暦使用の現状を見ますと、一部を除いてほとんど使用されていないように見受けます。市政の中で最も市民に接するはずの「広報ひの」にも、先ほど申し上げましたように全く使われていない。特に第一面は昭和の表示すらなく、最近号の場合、五十二・三・一としか書いていない。これは西暦使用の方向に全く逆行し、昭和すなわち元号を、全くあたりまえのものとして省略しているとしか残念ながら解釈できません。この広報は何十年も保管されると思いますが、時代をさかのぼって見る場合、ことしの広報は一九五二年すなわち昭和二十七年と間違えられることになります。こんな表現は直ちにやめていただきたいと思います。一九七七年三月十五日、といった表現だけでいいのですが、それが無理というなら括弧の中で昭和五十二年と記すればいいと思います。その他の面でもこれにならって元号をやめて西暦使用を実行していただきたい。公文書などを中心に元号が強制的に使用されている現状の背景があるので、日野市だけやる困難はあると思いますが、できるだけ努力していただきたいと思います。市の中での西暦使用が、全くないわけではないことは知っています。一昨年七月、森田市長の発意で発刊された大変好評で議員や職員に利用されている「市政調査月報」は、発刊時より昭和五十年とは書かずに一九七五年何月と表記されています。このような西暦使用はさらに拡大していくべきだと考えます。ここでさらに強調したいのは、元号より西暦を使用することを、他の市や自治体に先がけてあるいは政府に率先して行うことが、日本全体の天皇を利用するなどの反動化の意図を阻止して、元号を昭和限りとして西暦の全面使用に踏み切らせ、世界の中の平和国家日本を位置づけるためのもとになると思うのであります。

以上を主張いたしまして、五点について質問いたします。一番目として、日野市政での現在の西暦の使用状況はどうか。二点目、西暦へ移行していく考えはないか。三点目として、移行する場合の困難な問題は何か。四点目として、広報の西暦使用の可否と西暦を使っていくようになった場合、その時期はいつか。五点目として、その他西暦にしていく具体案はないか。以上、五点を質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　元号につきましては、これは現在法律で定めておるわけではございませんで、内閣の告示によりましてこの元号が用いられておるように聞き及んでおります。これは昭和元年の十二月の二十五日に、内閣告示第一号によりまして、昭和という元号が用いられたと、こういうことでございまして、西暦については憲法はもちろんのこと、告示行為、こういうことはございませんで、したがって元号を用いても、それから西暦を用いても、法律上におきましては何ら

の差し支えがないというのが現況でございます。しかしながら日本の場合におきましては、習慣的には開闢以来……（笑声）この元号を用いておりまして、明治まではずうっと元号が続いておるわけでございます。（「神武天皇の前にはなかったよ」と呼ぶ者あり）一般文書等につきましても、現在はこの大部分が元号を用いておるのが現況でございますが、西暦は、これは戦後一般市民の影響もございまして、西暦がしばしば用いられるようになりました。確かに議員さんがおっしゃられたとおり新聞紙上におきましても、元号を用いてるところと西暦を用いているところがございます。これはいずれも、どちらを用いましても、現在では法的には差し支えないという見解でございます。それから一般住民においては、どうしても西暦ということになるとまだぴんとこない。あなたの生まれ何年です。私、一九二〇年生まれです、こう言ってもなかなかぴんとこない。私は大正九年生まれだと、こうなると大正九年だと、こんなふうにわかるわけでございますが……（笑声）西暦になりますとなかなか一九二〇年というのが大正九年ということにはなかなかならん。なれれば西暦を用いましても、たとえば昔なら一貫目とかあるいは百匁なんていうのが、現在は百グラムとかあるいは一キロと、こういうふうに住民そのものに定着すればいいと思いますけれども、現況におきましてはまだどうしても年号が優先すると、公文書におきましても元号で現在は行っているということでございます。確かに先ほども議員さんがおっしゃられたとおり、この年号につきましての衆議院、参議院での一般質問もございます。これにつきましての答弁等もございますが、これは国の一つの施策でございましょう。これらに基づいて各市町村とも現在は年号を用いているというのが現状でございます。確かに、議員さんがおっしゃられるとおり、広報については西暦を入れても決してやぶさかではないと思います。ただ公文書につきましては、まだちょっと抵抗があるように私は考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　なかなかむずかしいことは先ほども申し上げましたし、よくわかりますけれども、広報はかえようと思えば三月十五日号からでもかえられると思うんですけれども……（「反対だ」と呼ぶ者あり）切りのいいところで四月一日からということも考えられますけれども、その点いかがでしょうか。もう一度答弁していただけますか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一ノ瀬議員の御意見には、私も大部分賛成でございますが、国民感情とかあるいは慣習とかいうようなことがなかなか根強くありまして、まだ特に公用関係には用いられてないというのが現状であろうかと思います。私どももすっかりなれきってしまって、意識も感じなかったというふうに、言われてなるほど、と気がつく面がございます。できるだけ使えるものには御意見を尊重する形で掲載をいたしたいものだと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　具体的に「広報ひの」では、いついつからやりますという答弁を望んだんですけれども……（「はっきり言えないんだよ」と呼ぶ者あり）市長の答弁でも　それが得られないのは非常に残念ですけれども、その点は……。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　四月一日とかあるいは一月一日とか、そういう一つの切れ目のところがいいと思っておりますので、四月一日号において検討いたします。（「答弁が甘いなあ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　いま市長からは広報についてだけ答弁がされたということで、さらに憲法を市政に生かそうとして、革新市政を四年間遂行してこられた森田市長に伺いたいと思います。憲法の精神から大きく逸脱している元号制を昭和限りとし、西暦に全面的に切りかえることの政府に対する一種の抗議行動だと思いますが、そうしたものとして市政の中で、先ほど申し上げたような施策を実施することを、どのように考えるのかということをさらに聞きたいわけですけれども……。次に、西暦使用の問題のみでなく、もっと一般的に、日野市の決断によって政府の反動化を阻止するために役に立つものがあったとしたら、これを行う気持ちがあるか。他の自治体に先がけてこれを行う勇気があることを披露していただきたいと思います。また、このようなものが四年の間にもあったと思うが、それはどんなものだったか、今後考えているものは何か、をもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　単独に行って御趣旨のような効力が発揮できるもの、ないしは慣例的になかなかむずかしいものもあろうかと思いますので、それらを検討した中で一定の方針を持ちたいと、現在はこういう心境でございます。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　それでは一言申し上げて終わりたいと思いますけれども、元号の使用をやめ西暦を使用せよという主張は、あるいは細かな小さな主張と思われるかもしれません。しかし、日本の社会の前進のために意義があると信じてこれを取り上げさせていただきました。もし革新日野市政が、西暦の全面使用を決めたならば、恐らく新聞は大きく取り上げるはずですし、これを見た反動勢力はまゆをひそめるのではないかと思います。（「同だい反動って」と呼ぶ者あり）

多くの困難を伴い、急な実施は大変だと思いますが、その方向での努力をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって二の二、元号（年号）より西暦使用を率先してに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　二分休憩

午後三時三十八分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一、第五小学校の施設の総点検と改善についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　第五小学校の施設の総点検と改善について質問いたします。

四年前に革新市政が誕生したすぐ後に、土地買収の問題で困難な状況の中で南平小学校の建設が進められ、教育施設の拡充や父母負担の軽減が行われ、多くの父兄から喜ばれております。五十一年度には二校の小学校と一校の中学校が、五十二年四月の開校を目指していま工事が進められ、また同時にプール、体育館が開校と同時に使用できる、こういうことはいままでの保守市政のときにはできなかった施策であります。五十二年度の教育予算を見ましても、総予算の三六・九％を占め、一番高い比率を占めております。いま、国の総予算の教育費の占める割合は一一・七％で、三年前の水準に逆戻りし、その中で国民の一番高い関心のある高校建設費にはわずかではあるけれども、ようやく予算をつける、こういうことが行われております。また、県によっては、この高校建設については予算が回らない、こういう状況も生まれております。施設整備費なども余り重視されず、低い単価で抑えられている、これがいまの国の政策であります。こういう困難な中で、市当局の教育に対する情熱、この熱意は感じられます。そしてこの革新市政の四年間、教育の面においては高く評価したいと思います。しかし、既設の施設についてはまだまだ改善しなければならない学校がございます。私は、具体的には第五小学校の問題をこれから述べてまいりたいと思います。第五小学校は開校が昭和三十四年四月、三十五年には現状のままでおりましたが、三十六年から増設が始められ、施設の改善などを含めますと何もしなかった年度、これは四十年と四十二年、四十五年、四十六年、この十八年間にほとんどの年が何らかの形で手が加えられている、これが第五小学校の現状です。そしてこの三十四年から五十一年度までの

決算を調べてみますと、五十一年度はまだ決算書が出ておりませんので予算ですけれども、約一億二百五十七万一千円の施設の予算がのせられております。五十二年度第五小学校から出された改善の要望書の試算なども加えますと、実に一億六千八百五十二万六千円、これだけの増設の費用、こういうものが第五小学校にかかっているわけです。これだけ施設費にかけるということは、ほかの学校にはないことかと存じます。これは当時の近代的な校舎と言われた第五小学校の建築、これが十八年たった現在、教育面において、命を守る点において、健康を守る点において、生活指導を行う教職員の指導上の問題にも大変大きな問題が起きております。具体的なことはまた後ほど申し上げますが、まず次の四点について質問いたします。

一つは、施設の不備からくる児童への教育面、命、健康について教育委員会は把握しているかどうか。

二つ目には、現状をどう打開しようとしているか。

三つ目には、直ちに改善すべきものとして三つのものに分けました。教育の面では、黒板をスチール製に取りかえること。プールの修理です。床もそうですけれども、プールサイドも修理すること。それから三つ目には、通路の新設。この通路については、ないために雨が降りますとくつが汚れて体育館が大変汚れますし、また子供の健康の上にも大変悪いと思います。健康については、使用不可能なトイレ、これの早期修理を実施していただきたい。二つ目には、屋外のトイレの防寒対策を進めていただきたい。三つ目には、児童の視力低下を抑えるために電灯を増設していただきたい。命を守る面については、二年生の教室への非常階段を設置していただきたい。二階のテラスの手すりを至急修理いたしませんと、この手すりの老朽化から下に落ちてしまう危険さえ見られます。そのほかに床の張りかえをしていただきたい。この命と健康と教育面においての直ちに改善すべき点です。

最後には、五小の施設の総点検と抜本的な改善を検討していただきたい。

この四つの点についてまず質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育委員会庶務課長。

○教育委員会庶務課長（永瀬誠一君）　それではただいまの御質問につきまして、順次追いましてお答え申し上げたいと思います。

まず、一点目の施設の不備からくる児童へのいろいろな影響について把握しておるかという御質問でございますけれども、児童が教育を受けます学校施設というものは、その目的を達成するために、適切な学習環境を保つということがこれは理想でございます。もう少し具体的に申し上げますと、御指摘いただ

きましたように、指導の面から、また管理上の面から、安全性の面から、また保健の面からそのような適切な措置がされているということが望ましいということは言えると思います。教育委員会におきましても、現在いろいろと学校の建築をしておるわけでございますけれども、その中でもそのようなものは十分配慮いたし、できるだけ問題のないよう措置を講じておるというのが実情でございます。しかしながら、ただいま御指摘いただきました第五小学校のように、十八年も経過してまいりますと、かなりの施設の傷みがございます。日野にも、現在、四十年以前に建ちました学校が八校あるわけですけれども、ほとんど共通して問題になるのがやはり窓枠の問題とか、あるいは電気の配線の問題、照明の問題、排水の問題、これらが同じ悩みとして出されております。その中でも特に第五小学校の場合は、御指摘いただきましたように、学校の構造の上から、また配置の上から、他の学校に見られない多くの問題があるということは承知しておるわけでございます。ただ御質問が、施設から影響をどのようにしているかということですけれども、これについてはやはり直接的に影響があるもの、あるいは間接的にその影響があるもの、あるいはその他のものが原因になっているもの、こういうものがあるんではないかというふうに思います。これらについてはもう少し科学的に調査、検討してみなければわからないわけでございまして、それらに関するデータは現在

持ち合わせておりませんので、ここでは予想される影響を考えた場合、これは改善した方がいいというような適切な措置がされていることが望ましいということは言えると思います。まず、教育面で把握しておりますものは、そのうちの一つとしてやはり黒板の問題でございます。これらについてはいままで古い形の黒板を使っております。新設校等につきましてはもうすでにスチール化をしておるわけです。やはり最近非常に低学年の中では、学習活動が非常に多角化してまいっております。教材が非常に豊富に使われてみたり、あるいは先生方が手づくりの教材を使うというようなことが非常に多くなりまして、やはり子供がわかりやすい授業をするために黒板をいろいろな方法で使っておるということから、やはりこれはスチール化にした方が教育指導上非常にベターであるというような見方を私どもはしております。あるいは安全の面からでは、窓枠が木製のために非常に老朽化しておるという問題、あるいは構造上非常に五小の場合には二階のテラスの部分が多いわけですので、それらが老朽化し始めていると、腐食化し始めているというようなことも把握しております。あるいはプールの面も同じでございます。これらの問題をやはり放置していくと子供にかかる危険性というものが予想されますので、そういう見地からこれをとらえております。また、健康の面からはやはり照明の問題がございます。やはり古い学校は、一つの教室に四つの照明灯で現

在やっております。それは晴れてる日には意外といい、しかし曇ったり雨の降った日には、比較的それが見にくいという教室もございます。一部そういうような教室があることは把握しております。これらについてはやはり授業の円滑化を欠くと、あるいは子供の視力低下というものに間接的につながっていく問題があるんではなかろうか、あるいは施設の構造上、五小の場合には屋外便所がございます。これが冬になりますと非常に低温になりまして、児童の使用に非常にかわいそうだと、あるいはそのために凍結が非常に頻繁に起きまして、ことしはかなりの凍結をして使用を不能にさせた例がございます。こういうようなことから、防寒対策もしなきゃならんというような御指摘の三つの方面からは、このような意味でとらえさせていただいております。

二番目の、それではその現状をどう打開しようとしているかという問題でございますけれども、これにつきましては、日野には現在小、中学校が十九校あるわけでございます。先ほども申し上げましたとおり、四十年以前に建てた学校がそのうちの八校ということでございまして、先ほども申し上げましたように窓枠の老朽化であるとか、あるいは排水とか電気配線、こういう問題、同じ悩みを持って各学校からそれぞれいろいろと要望が出されておるわけでございます。これらを一挙に解決できればよろしいわけでございますけれども、やはり多大な経費と

期間を要するものがございます。したがって、従来から私どもの考え方としましては、やはり教育指導面で直接影響されるもの、あるいは法令上やはりこれは直さなきゃならないもの、あるいは危険が伴うもの、これらについてはできるだけ速やかに処置しなきゃならない。それと、改善しなければならないわけでございますけれども、やはり多額の投資を必要とするというものについては、できるだけ年次的にやらなきゃならないというような形でもって努力をしてきておるわけでございます。確かに第五小学校の場合には経過年数も古く、学校の施設の特有な面を考えまして、教育委員会、市の方としましては、五十年度におきましては現小学校の営繕工事費の五三%に相当する額を投入しております。また、五十一年、五十二年につきましては、それも三〇%に相当する費用をつぎ込みまして、五小の営繕に努めておるわけでございますけれども、まだまだ要望を十分に達する域にはきていないということは私どもも承知しております。五十二年度の要望としましては、学校から十七件に上る施設の営繕の要望が出されておりますので、これらについて十分調査、検討いたしまして、教育面、安全面、保健の面、この三面から十分検討いたしまして、至急を要するものについてはできるだけ早く、また非常に大きなお金がかかったりするものについては年次的にこれをやっていきたいということを考えております。

三番目の、直ちに改善されるべきものとして、非常に各分野からほぼ具体的に改善個所の御指摘をいただいておりますが、いま申し上げましたように、その大部分が学校からも出されたものでございまして、これらについてはやはり皆さんの見るところ、見る目が非常に共通しているというふうに私どもは思っております。具体的にお答えいたしますと、このうちのトイレの修理であるとか二階のテラス、これらについては緊急を要するものでございます。ここにも書いてありませんけれども、そのほか六件、計八件につきましては今年度やるということで、もうすでに工事にかかれる状態にございますので御理解いただきたいと思います。それと黒板のスチール化の問題につきましては、先ほど私が申し上げました見地から五十二年度の当初予算に計上しておりますので、五十二年度にはそれを実施するということでございます。あるいはプールの問題とか防寒対策の問題につきましては現状把握はしております。したがいましてその時期がまいりましてから、各学校もあわせひとつ検討させていただきたい、このように思っております。そのほかのいろいろと御指摘をいただいたわけですけれども、さらに詳細に調査をしなければならないもの、あるいは長期的展望に立って考えなければならないものとか、あるいはほかの用件も同時にやはり解消しなければならない改善要素がございます。たとえて言うならば、照明についてはもう少し厳密に各室のルックス検査……照度検査ですね、これらを必要といたしますので、これについてはそのような調査をした後にその全体の対策を考えたい。体育館の照明の方については、教育委員会といたしましては、まだ古い学校については水銀灯を使ってない学校がございます。螢光灯ですね。　これらを学校開校とあわせて、徐々にやはり水銀灯に年次的に切りかえていかなきゃならないという考えを持っています。五十二年度については第二中学校の計画をしておりますが、そのような年次計画の中で、やはり抜本的に水銀灯なら水銀灯にかえていった方が効率的であろうと、このような考えを持っております。あるいはまた体育館の通路の問題でございますが、御指摘のとおり非常に児童には迷惑のかかっている所でございますけれども、五小の配置からあそこが緊急自動車の出入り口に現在なっておりますので、そこを遮断するという問題については、非常に現在の段階ではむずかしい。そこだけを考えてしまうとなかなか進まないということでありますので、これはほかの施設、総体的にやはり防災対策というものを、あと一度検討しながらそれは考えていく必要があるんじゃないかというようなことで、今後幾らか残る問題がございますけれども、これについては前向きの姿勢で取り組んでまいりたいというふうに思います。

それで四番目でございますが、五小の施設の総点検ということですが、日々学校に対しては児童の安全とかやはり健康の問

題、こういう見地から各学校に対しては、日々やはりそういう個所を点検してほしいと、もし点検して緊急性を要するものがありましたら教育委員会の方に申し出ていただきたいということは、一応指導は十分しております。そのほかに私どもとしましては、予算編成期でございます毎年十月、十一月にかけまして各学校の要望がきております。その要望のさらに調査をするため、あるいは危険個所の発見をするために、各学校を全校回っております。建築課の職員と全校回ってそこの施設の研究には努めています。しかしながら修繕等にかかわる問題については、緊急にそういうような個所を発見するということがございますので、なかなか全部を把握し切れない部分があるわけでございます。確かに五小の場合には他校に比べてそのようなものが多いということは承知しておりますので、今後さらに検討を加えましてその改善に努めてまいりたい、このように思います。

以上です。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　いま、課長の方から、問題のないように措置をしている、また窓枠についての腐食している点を把握している、そして全校回って大体現況をつかんでいる、という報告がございましたけれども、学校側で出された改善すべき要望としては、十七カ所あるというふうに報告されました。私が父母の方や先生方とお話し合いをする中でつかんだ内容は二十三カ所ございます。ですから教育委員会としてはきちんとつかんでいるとおっしゃいますけれども、まだまだ五小の問題については、十分つかんでいないのではないかというふうに思われます。一つ一つ具体的にお話しいたしますと、たとえば照明の点です。電灯を、ルックス調査をした上でつけたいということですけれども、私が調べた範囲では十二教室、そのほかにH型北側校舎の特別室、これを含めて十二の教室が四つしか電灯がないわけです。雨の降っているときや、また曇りのときには、児童のノートをとる手元がぼんやりする、黒板が見えにくい、児童の本と目の間隔は近過ぎる、晴れの日でも電灯をつけないと暗い、こういう細かなことが出されております。ですからこの電灯については、ルックス調査はもうする必要はない、こういうふうに考えます。教育委員会の方でどれくらいかかるかという試算をやっていただきました。約二百九十三万円。子供たちの健康を守る上からでは、この二百九十三万円で目の点、大事な命にかかわる面ではこれをぜひ早急につけていただきたい、そのことをまず一点。黒板のスチール製はことしの予算にも組まれておりますので、至急予算が通過次第つけていただきたいと思います。トイレの修理です。私も実際にトイレに回ってみますと、六年生の女子のトイレ三カ所に長い棒でくぎが打たれてるわけです。全然使えないわけです。そのほかにも、大変五小は階下の吹きさらしの中にトイレがあって、こ

れはたびたび指摘されるわけですけれども、こういう状況の中で数があるということ……文部省の基準よりは確かに数は多いわけですけれども、使わないトイレがまた数が多い。こういう点で、つい先日もバキュームカーが来て校舎に入ったということも聞いております。使われるトイレに至急これを直していただきたい、この点をお聞きいたします。それからプールです。このプールについても、中が汚れて、濁って、水が見えない、これは大変健康の上でも危険です。このプールも至急やっていただきたいと思います。特に命の問題では、二階の非常階段、これは普通の学校の廊下よりも狭い廊下のつくりになっております。ここに二年生の二クラスが学んでいるわけです。もし片方の階段に煙が来た場合には絶対逃げられないわけです。二階から飛びおりる以外には逃げられないという大変危険な状況です。この非常階段についても、消防法とかいろいろな具体的な法律があるかと思いますけれども、この法律を無視しても子供の命にはかえられないと思いますので、この非常階段の設置をお願いしたいと思います。それからテラスです。テラスのパイプが大変腐食しておりまして、もしそこで子供が足を滑らしたならば下に落ちてしまいます。先生方は、この学校が大変使いにくい状況であるので、子供は校庭に出ないで、テラスにもなるべく出させない、こういう指導をやってるそうです。もし、このテラスに寄りかかったり、足を乗せたら下に落ちてしまう、このことはもう目に見えておりますので、このことも具体的にいつからやるのか、これをお聞きしたいと思います。それから体育館の通路の新設です。これは、消防車が緊急の入り口として入るために使えない、つけられないということですけれどももし、そういうことであるならば、消防車の緊急の入り口をほかの所に門をつくってでもそちらに回して、ここに新設通路をつくる、こういう教育委員会の考え方もあってもいいのではないかというふうに考えます。以上述べた点で再質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　教育委員会庶務課長。

○教育委員会庶務課長（永瀬誠一君）　先ほども申し上げましたように、トイレ並びにテラスにつきましては、やはり緊急を要するということで、今年度に何とかやりたいというふうにお答え申し上げたとおりでございます。また、非常階段、通路等につきましては、確かに御指摘のことはよくわかります。したがって先ほど申しましたように、総体的な、全体的ないわゆる防災といいますか、そのような危険を防ぐ意味、あるいは消防車がほかの入り口から完全に入れるかどうかというものを、もう少し詳細にわたりまして全般的な施設の再検討を一応加えてみたいと、こういうことで一応ここではやる、やらない、という即答はちょっとできないわけでございます。プールにつきましても、確かに各学校とも床面の汚ない所がございまして、徐々にその塗りかえ作業をしておるわけでございます。

したがって、毎年これについては、いま水が入っておりますので、春に水を抜いた時点で個々の学校を回りまして、プールの状況等をチエックしておりますので、その際一度的確に調査してみたい、このように思います。いずれにしても、照明の問題にしても各学校ともそれらの悩みを、先ほど言いましたように持っておりまして、来年度は約二百万かけまして七生中学、あそこは非常に前に大きな校舎が建っておりますので、非常に暗かったわけでございますので、七生中学をやる予定でおりますし、またプールについては、非常に一番古い第二小学校を、約二百万円かけまして、昨年一応修理したということで、各学校の実情を見ながらやはりそういうような抜本的な改革を進めておるわけでございます。これらについては、その実情はよくわかりましたし、あと一度調査をいたします。なるべく早い時期にこれらを完全に直して、学習環境の改善に努めてまいりたい、このように思っております。ですから電灯につきましても、私どもの場合には学校からただ電灯の問題として出されましたし、確かに四カ所の所が多いということを確認しております。したがって、これらについても、他校との関係もありますので、一応調べさせていただきたいというふうに思っております。ただ、四つの所はできるだけ六つにするという形では進めておりますので、そういう中で進めさせていただきたい、このように思い

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　ぜひ教育委員会、教育長初め教育委員、教育委員長、市長、こういう方が第五小学校を視察していただきたいと思います。教育委員会は、住民や教育関係者の意向を正しくつかんで、それを教育の行政の中に反映させていくのが教育委員会の任務だと思います。定例会で机の上だけの論議でなくて、やはり実際にその足で歩き、目で見てそれを実行に移していただきたい。特に第五小学校を取り上げた問題は、この教育の施設の総点検、こういう意味で取り上げたものですから、ぜひその点をお願いしたいと思います。教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えをいたします。いま鈴木議員から御指摘いただいたことは、ある面においては私たちが十分把握してない面もありますけれども、大多数はやはり把握しているというふうに私は理解しておりますが、ただ、各学校を回ってみろと、これにつきましては私たち定例に、これは教育委員全部じゃありませんけれども、教育委員会としましての事務局としまして教育長、それから庶務課長、それから時には施設係長、それから学校教育課長、時には体育課長、それから指導主事というような者が一緒に参りまして、一日学校におりまして、[illegible]

いろな注文を受けたり、あるいはその後に先生全体との協議会を開きまして、そういういろいろな要望に対しては、できるだけ対処するような方向で努力しておりますが、今後ともいま言われたような点について教育委員の方もひとつ動員して検討してみたいということはお約束できると、こう思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは私は、「十一歳の主張」という同じ五年生の子供が書いた作文がございます。この中のことで子供たちが第五小学校の校舎の問題、たくさんの問題が出ておりますけれども、遊び場の問題であるとか図書館の利用、放課後の校庭の問題、遊び場、下校時間、こういうたくさんの十一歳の主張がございますけれども、私はこの中の校舎の問題について子供たちがどのように考えてるか、本当にこれは現場の子供の声なんです。これをぜひ聞いていただきたいと思います。一人のお子さんは、五小の校舎は古くて複雑であり、そして校庭は狭い。私はこの校庭の狭さ、校舎の複雑さを直してもらうために建て直してもらいたい。どうして建て直してもらいたいかというと、校舎は複雑でもあるし、冬は寒い。朝会などに出て立っていても足の裏が冷たくなって、体育でサッカーをやると足が冷たいので、ボールをけったりけられたりすると痛い。そのほか五、六年の校舎から校庭が遠いとか、遊び時間には校庭に行く時間がないとか、こういうことが述べられております。また、もう一人のお子さんは、建物が幾つもあって迷路のようにごちゃごちゃしている。そのために困ることがたくさんあります。ある日、一年生の子供がけがをしましたと先生のところに行ったので、保健室に行きなさいと先生が言うと、保健室はどこと聞きました。先生は、この前行ったでしょと言ったら、もうわからなくなっちゃったと言ったそうです。その保健室がどこにあるかなど、校内の場所を覚えるのに最低一カ月はかかるそうです。四月には一年生が新しく入ってきます。その新一年生も自分の教室がわからなくなったり、校庭で迷子になってしまったら困る、こういう子供たちの声が載せられております。また、体育館の渡り廊下についても、朝会が週三日あるけれども、雨が降っていたり音楽会のときなどは、校庭でできなくて体育館でやるけれども、どしゃ降りのときなどくつにはねをつけたり、洋服なんかもびしょびしょになってしまう、こういうことも何回もありますという、こういう五年生の「十一歳の主張」という作文がございます。ぜひこれを、教育委員会を初め市長もお読みになって、ほんとに第五小学校の子供たちがいまどのような現状に置かれているのか、その中で教育面や生活指導面で教師がどれほど困難を抱えている中で、よりよい教育を進めるためにやっているのか、これを把握していただきたいと思います。この子供たちにこたえるために市長にお聞きいたしますが、年次計画を立てても新しい建てかえ、それを今後検討していただきたいと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第五小学校は、当時、なかなか意欲的に設計された学校だというふうに聞いておりますけど、その後人口が非常にふえたりしたために増築を重ねたと、その結果機能的に適性さをだんだん失ったといいましょうか、そういうふうな感じがするわけであります。しかし、鉄筋不燃化建築で、十八年ぐらいでこのように一体いろいろな欠陥が起るということは、一体どういうことであろうか私も理解に苦しむ面があるわけでありまして、そうは言っても現実が現実であるならばもちろんその欠陥を改善する措置を考えなきゃならんと思いますし、いますぐどういうふうにということが、私にはすぐには浮かびませんけど、専門的な調査等も行いまして、まずい点はこれは改善しなきゃならんということは当然であると思っております。

○議長（名古屋史郎君）　市長、いまの質問は、年次的に建てかえる考えはないかという点の質問なんです。市長。

○市長（森田喜美男君）　いや、ですから調査をして、必要があれば考えなきゃならないと、こういうふうにお答えをしておるわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　私は、第五小学校の施設の不備からくる子供たちに及ぼす問題、また教職員がその中で本当に一人一人の子供たちをいい環境の中で、また不備の中でも本当に精いっぱいがんばっておられる先生方のことなどにも触れながら質問をしてまいりましたが、いま市長の方からも、専門的に調査をして改善すべき点があれば考えていきたい、こういう回答が寄せられておりますので、ぜひ具体的にこの父母や子供たち、職員、こういう方々にこたえていただきたいと思います。ことしは教育基本法ができてちょうど三十年になります。自民党はいまこの改悪をやろうという考えも出ておりますけれども、憲法や教育基本法にのっとった教育が行われますように日野の教育全般と、また第五小学校の施設の面については、ぜひそういう方向で検討いただきたい、こういうことを要望いたしましてこの質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって三の一、第五小学校の施設の総点検と改善に関する質問を終わります。

次に三の二、臥床老人への訪問看護制度の実施についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

○五番（鈴木美奈子君）　続きまして臥床老人への訪問看護制度の実施について質問いたします。

訪問看護の実施、これは寝たきり老人はもとよりその家族、こういう方たちの強い要求でもあります。そして、これは生き

ることにもつながる大変大事な制度だと私は考えております。何年も医者にかかれず、入浴さえしていない人々もたくさんおり、自宅療養の寝たきり老人は、床ずれやまた食事、おむつかえなど、こういう中でその家族も含めて、精神的にも肉体的にも大変疲労している、これが現状だと思います。こういう中で、幸いにして立川の至誠老人ホーム内に、デイケアーセンターが九月から開設できますけれども、これは、ここに通える人、またはいれる人は人数にも限りもあり大変幸せだと思いますけれども、その一方では、これにも通えず、また寝たきりのまま送らなければならないで自宅に放置されたままのお年寄りも多いかと思います。そういう寝たきり老人の生存権につながる訪問看護制度をぜひ実施していただきたい、そういう立場で四つの点について質問いたします。

一つは、寝たきり老人の家庭状況、日常生活、要求などの実態調査をして、対象者をつかんでいただきたい。二つ目には、これを実施するためには看護婦さんや保健婦さんが必要ですが、潜在看護婦、保健婦の就労を促進していただきたい。三つ目には、訪問看護制度の担当の窓口を決めて、具体的な検討に入っていただきたいことです。四つ目には、五十二年度実施について、東京都の方に至急に申請するように、このことについて質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　第一点の臥床老人の状況でございますけれども、差し上げてございますところの概略で日野の臥床老人が二百八十六人、現在おるわけでございますけれども、これは老人福祉手当を受給している方の臥床の状況、それから日常生活の状態としましては、食事、入浴、排便の状況、これを総括したものでございます。もちろんこの調査で十分なわけではございません。それで、市としましては五十二年の新年度から実施したいという考え方、それから昨年の鈴木議員の一般質問でも指摘がございましたので、五十二年の新年度から実施したいというふうなことで手がけしたわけでございますけれども、医者との関係がスムーズに流れなかったというふうなことで、五十二年は断念したわけでございます。現状の医師会とは、地域医療協議会の問題も多少前進しましたので、医師会の方としてもこういう意向でございます。医師の指導によるもの以外は認められない、というのが日本医師会の態度だと、日野の医師会としてもそういう考え方であると……。それで診断、治療の必要な二百八十六であるけれども、実際に診断、治療の必要な件数はどのくらいか実態調査を市で行った上で協議したいということです。それから地域医療協議会の中で、お話し合いをしていきたいと、こういう態度でございます。五十

二年度中に五十三年度に向けて取り組みたいと考えております。ですからそういう結論によりましては、潜在の看護婦とか保健婦を使っていくという方向になろうかと思います。それから担当の窓口でございますけれども、社会課の老人福祉係が担当の窓口でございます。実際の運営につきましては、この老人係と福祉事務所のケースワーカー、ホームヘルパーが一緒に協力、連動するということになろうかと思います。それで五十二年度、東京都に申請しなさいということでございますけれども、東京都の五十二年度の予算は六市でございます。六市といいますのはもう満杯でございます。三十四年度から東村山と東大和市が実施しております。これが二市、五十二年度の中の六市に入っております。それから昨年から始めましたのが小平でございます。それから五十二年度から始めたということで、まだ医師会と話が全然つかない、それから実施のめどもついていないということで東京都に申請はしている市が、立川と小金井と三鷹でございます。三市が実施していると……。それから五十二年度中に実施したいということで補助申請を出している立川、小金井、三鷹、これは医師会と大分もつれているようでございます。それでめどもついていないというような……。合計六市で都の予算額がいっぱいでございますので、さっき言いましたように、五十三年に向けて努力していきたいと考えておるわけでございます。それで小平の場合におきますと、大体南台病院というところと提携しております。それで診療、診断を要する件数は八十件でございます。大体、日野も二百八十六人のうち常時診断等を必要とする方は八十人程度かと考えております。東村山は、白十字病院と提携しております。四十人でございます。東大和は五十人で、白十字病院と提携しております。こういう状態でございます。小平の場合は、大体二千六百万円かかります。年間……。それから東村山と東大和は、三百万円程度の金で済んでおります。非常に東京都の補助金の十倍を小平の場合には実施段階で必要とされていると、こういうことでございます。それから老人の病気でございますけれども、老衰が多い。医者に診てもらっても老衰じゃしようがないんじゃないかと思います。それから病気といいますのは、高血圧とか心臓病系統で、脳軟化、心筋硬塞、心臓衰弱とか動脈硬化、こういう病気の方はお医者のやはり診断を必要とするんではないか、こういうふうに考えておりまして、医師会との詰めを行っていきたいというふうに考えております。こういうふうな計画でおります。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　市の方から「福祉手当受給者の日常生活状況調べ」というのをいただきましたけれども、これは大変大ざっぱなんです。つかみ方が……。ですから私は、やはりいま老人問題は大変社会的な問題にもなってますの

で、日野市の老人がどのような状況に置かれているのか、これはお年寄りだけでなくてそこの家庭の問題、プライバシーもあるかとも思いますけれども、お年寄りをめんどうを見ている家庭の状況とか、こういうもっと詳しい調査、これを専門機関にもお願いして、いまは片手間なやり方でやってるわけですけれども、これを専門機関に委託してそういう調査をやるところもありますので、その調査を実施していただけるかどうか。その点とそれから看護婦さんです。この潜在看護婦をやはりいまから確保しておかないと、すぐに実施できないと思います。この看護婦の調査、これも早くやっていただきたいと思います。それから日本医師会が反対してることも私は存じておりますけれども、そういう困難なことも認めながらも、ぜひ精力的に医師会との話し合いを進めていただきたいと思います。この訪問看護制度をやったために、大変お年寄りが明るくなって、健康を回復されたという実例が数多く出ております。こういう点から至急にこれをやる必要があると思うんです。東京都六市でもう満杯だと言われておりましたけれども、私どもはこの問題を早くから市の方に提起して、いまから東京都の方に申請すれば東京都の方から補助金がくるということを申しておりましたけれども、なかなか踏ん切れないために満杯という結果になったと思いますけれども、ぜひ早急に実現できるようにお願いしたいと思います。じゃあさっきの点をもう一度質問していきたいと思います。（「各市ですか」と呼ぶ者あり）一番の調査です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　差し上げました生活状況調べ、お断りして差し上げたわけなんですが、鈴木議員の質問が早く回ってくるもんですから、それに間に合わせるのに半日でまとめたもんですから……。もう少し精密なものが出るわけなんですが……。（笑声）そういうことでございますので、それはお断りしてあるわけでございます。いずれにしても御趣旨のように家族の状況だとか家庭状況、デイケアーホームをつくるにつきましては、ショートステートかなんかを考えましたのも、家庭だとかということを考えてやっておりますので、どこに調査させるかということは別にしましても、効果のある調査は、市自体なり機関なりで調査して、効果のある調査をしたいと思います。機関に調査させましてもどうですか……。昨年東京都の老人総合研究所がやったのがございますので、そう精密なものじゃございませんので、市自体でやるべきじゃないかと、あるいは民生委員さんにやってもらうべきじゃないかと思っています。老人の福祉手当というのは、民生委員さんを通じて調査してもらって、申請を出してますので、民生委員さんを通じてやった方が一番身近な調査になるんじゃないかと考えております。それから看護婦だとかにつきましては遺漏のないように、後で看護婦が確保できなかったとかというふうなことのないようにしたいと思います。それから保健婦は、なんかなかなかいないようでございます。おおくぼの保健婦を募集したんですがいませんで、いま市外で応募を探してるという状況でございます。いずれにしろ遺漏のないような手を打ちたいと思います。医師会の方も前向きのようでございますので話を進めていきます。それから東京都の方については、申請だけすれば金はくるんですけれども、立川のように、後で医師会との話がずれちゃって、めどがつかないというふうなことを心配しまして、申請よりも実態的な進め方ということを精力的にやってました。そういうふうな状況でございますので誤解のないようにお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　最後に、市長の方でこれについて本当に具体的にどう考えていらっしゃるのか。やるつもりであるのか。次のこともありますので、ぜひ回答をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　結構な制度だと思っておりますけど、医療ないしはそれに伴う看護、これらは医師会の場合はすべて自分たちの了解、指導のもとに行えと、特に公的機関でもう場合はそういう制約も伴うわけでして、そこでちょっといままで踏み切れない面があったという事情であります。医師会とも、地域保健協議会というふうな協議機関の発足を近くしようとしておりますので、これらの中で当然協議すべき課題であると、こういうふうに考えております。また、医師会の役員の方ともお会いしますので、お願いをしてみようと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それではぜひ早急に実現できますように、市の方からも具体的な働きかけをお願いしたいと思います。老人福祉法にも「老人は多年にわたって社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする」こういうふうに述べられておりますが、今日のこの社会をつくり上げてきたお年寄りが、老後を本当に幸せにされる、こういう方向に持っていかなければならないと思います。私どもの日本共産党でも、老人の生活については、老後の生活を不安をなくして送れるようにする、また老人の健康を守り安心して医療にかかれるようにする、老人にふさわしい仕事の場所を保障する、老人向けの安くて住みよい住宅を保障する、最後に、老人福祉対策事業を拡充して楽しい老後が送れるようにする、こういう政策を掲げております。その中の、老人の健康を守り安心して医療にかかれるようにする、こういうことにふさわしいこの訪問看護制度、これを至急確立で

きるように市の方の御努力をお願いしたいと思います。これで終わります。（拍手）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって三の二、臥床老人への訪問看護制度の実施に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後四時三十五分　休憩

午後四時五十八分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に四の一、万願寺区画整理事業に伴う諸問題についての通告質問者黒川重憲君の質問を許します。

（八番議員登壇）

○八番（黒川重憲君）　万願寺土地区画整理事業に伴ういろいろな問題について質問をしたいと思います。

昭和四十年六月七日、万願寺の土地区画整理事業の計画決定が、二百五十ヘクタールということで決定を見ました。続いて昭和四十四年三月には、この測量の委託議案が廃案となった経過がございますが、昭和四十六年十月七日、新しい計画区域、いわゆる百四十一ヘクタールと定めて、その後の地元の意向を聞くために代表者会、あるいは懇談会を開催いたしました。

昭和四十六年十一月十七日から同年十二月二日にわたりまして、この地区におきまして都合八回、全所有権者四百六十四名を対象とした懇談会及びアンケート調査を行いました。続いて昭和四十七年二月二十日より三月七日に至る間、この懇談会に出席しなかった権利者を対象に、自宅訪問あるいは郵送によるアンケート調査、このアンケート調査をいたしました結果、万願寺地区の開発はすべきであるという人たちが実に八三%、万願寺を区画整理することについて賛成であると、このような人たちが同じく八三%、さらに開発の時期はどのくらいが適当かと、そういうことに対しまして、二年以内にぜひやってもらいたいと、こういう方が八七%の多くを数えるに至ったわけでございます。今日、計画決定がされてからついに十二年余を過ぎているわけでございますが、第一の質問は、現在までこのように延び延びになった理由をまず第一点お聞きしたいと思います。そしてさらに今後のこの万願寺土地区画整理事業の見通しについて、第二点目にお尋ねをしたいと思います。それからそれにまつわる問題といたしまして第三番目に、日野の二八六九番の三十三平米、これを除きまして中央高速道路の公団より譲り受けた都合八筆に至る中央高速道の下、あるいはその両側に六十

平米から百五十一平米の土地がございます。そこでこの土地が現在どのように使用されているか、どのような状態にあるか、これが第三点目の質問でございます。第四点目は、当然この区画整理事業を行う段階においては、仮換地等スムーズに土地があるならばということは当然のことでありますが、この当初申しました二百五十六ヘクタール……約八十万坪の計画決定が、途中から中央高速道路をはさみまして半分に縮小をされ、中央高速道路のいわゆる日野寄りの方は、第二次計画として今後何年先になるか、あるいは何十年先になるかわからない状況にあるわけでございます。その中にあってこれらの土地をいつまでもほうっておくことが果たして妥当であるかどうか非常に疑問に思うわけです。そして四番目の質問になりますが、これらの土地を、もし隣接する方あるいはこの近くの方たちでもほしいという方があるならば、何十年先になるかわからないこれらの小さな土地を売ってもいいんではないかと、このように私は考えてるわけですが、それらについて質問をしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に関連事項十の三、滝瀬敏朗君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　ただいま万願寺区画整理事業の件につきまして黒川議員から質問がなされたわけでありますが、私もほとんど同じ質問でございます。

長い間、日野市の区画整理事業、御案内のように多摩平あるいは神明上、吹上と、先代の市長並びに理事者の懸案が果たされまして、りっぱな市街化がなされたわけであります。その中で日野市の旧日野、一番根幹となるのは私は万願寺地域の区画整理事業が、いかに進行するかであろうかというふうに考えております。下水道計画にいたしましても、雨水の問題にいたしましても、道路網の問題にいたしましても、一番根幹となってくるのが万願寺地域をいかにりっぱな市街化を形成していくことにあろうかというふうに思います。そこで、先ほど黒川議員が申しましたように、昭和四十年に事業の決定がなされたわけでありますが、その間十二年間、いろいろな角度で、先ほども申されましたように、住民に対しまする意見調査、あるいはいろんな問題で八回、九回というふうに話し合いがなされたわけであります。その中で、先ほどもお話があったように、八〇%以上の人がどうしても万願寺を開発してもらいたい、区画整理をしてもらいたいというふうな意向が強かったわけであります。私は、今後この万願寺地域をどうすべきであるかということを市長にお聞きすることは、御案内のように四月の二十六日に市長の任期が切れますので、今後市長がまた再選してやられるとはわかりませんが、そういうことじゃなくて、いままで市長がどうして万願寺地域に力を入れなかったか、万願寺地域の区画整理ができなかったかということをお聞きをするわけでありま

す。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたしたいと思います。私の方でお答えするのは、第一点と第二点と、こういうことでお答えしたいと思います。

ただいま黒川議員の方から、万願寺区画整理事業の当初からの経過と、そういうようなことについて御説明がありましたが、そのとおりでございまして、特に四十六年以降、地元との話し合いと、こういうもので説明会その他で大分話が煮詰まってきたというふうな状況であったわけでございます。特に四十九年の十月からは、区域内を四会場に分けて権利者の説明会を実施したと、こういうことでかなり進んだわけでございますが、そのときに、第一点に述べた理由になるわけでございますが、下水道の問題と、こういうものが出たわけでございまして、その区域をどういうふうにするのかというふうなことで質問が集中したと、こういうふうに聞いておるわけでございまして、そしてこの問題が明確にならない限りは区画整理については手を入れられない、こういうふうなことの内容であったかと思うんですが、そういうことでこれにつきましてはそれ以降中断といいますか、説明会が中断されたと、こういう状況になったわけでございます。そういうことで市といたしましては、その後、五十一年の一月でございますが、下水道の調査会と、こういうものを発足させまして、昨年の九月までいろいろそれぞれの下水道の専門家、権威の方に日野市の下水道のあり方と申しますかそれと今後の事業化の方向と、こういうふうなことで御意見を伺っておるということでその答申を九月にいただいたわけでございます。そういうことで、市の方としましてはその答申の内容を、庁内のプロジェクトチームをつくりまして、十一月以降、特に作業グループといいまして、実際の個々の問題についても検討を行ったと、こういうことでプロジェクトチームにつきましても約七回ほど検討会を持ちまして、今年の二月の二十五日最終的には三月一日におおむねまとめをいたしまして、これらにつきましてさらに市長の方にも報告をすると、またあるいは庁議の方にも報告してこれについての最終的には御意見を仰ぎたいと、また市の方といたしましては、これにつきましては、下水道の特別委員会の方にもできれば御説明をしたい、こういうふうに思っておるわけでございます。そうしましてその後、これはあくまでもいろいろ検討は重ねましたけれども、一つのたたき台と、こういうことに考えておるわけでございます。よくその素案を持ちまして、地元の方に入りまして権利者とよく話し合いの上、これらについて煮詰めを行っていきたい、こういうふうに現在考えておるわけでございます。それでその下水

道のいわゆる事業の推進と同時に万願寺の区画整理につきましても並行してやっていかなければならない、こういう考えの中で今後進んでいきたい、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　第三点の件につきまして順にお答え申し上げますが、中央高速道路の残地の件でございますが、現在中央高速道路の残地が千九百九十七・五六平米ございます。このうち先ほど議員さんのおっしゃられたとおり、三十三平米が老人の桑園になっておりますが、それ以外の土地は現在遊休地として、管財が普通財産として管理をいたしております。こういうことでございます。それらの残地についての今後の要望、すなわち十年も十五年もほうっておくよりもかえってこれを利用できるところの者には売った方がいいんじゃないかと、こういう御質問でございますが、この点につきましては後ほど市長から御答弁があります。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　黒川議員の御質問にまず御答えをいたします。万願寺区画整理が中央高速道路によって南北に二分割をし、当面の対象は南側の方が休戦しておけるわけでありまして、北側につきましてはまだまだはっきりした見通しもないということは事実であります。そこで、いま私の考えておりますのは、特に道路交通の面から中央高速道路の両サイドに通しで道路をつくるべきであると、ある所もありますしそれから一部切れておる所もありますが、それらは通しで両サイドに道路をつくりたいと、それを浅川の堤防までつなぎたいと、こう考えております。これはなぜ必要かといいますと、特に今後市内のごみの収集でありますとか、それからくみ取りの車両でありますとか、とにかくあの方面になるべく部落を通らないで行くためには、そういう道路が必要である、こう考えております。したがって、いまそのことを道路公団と交渉いたしております。でき得べくば道路公団のある程度の負担においてやってもらいたいと、こう思っております。したがって、残地もありますが、それらが活用できるものはいたさねばなりませんしそういうことで当分その用途は保留したいと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　一点目、二点目の問題につきましては滝瀬議員からも質問が出ておりますので、あとバトンタッチをしていきたいと思いますが、ともかく皆さんも御承知のとおり、この日野市には日野駅と豊田駅、二つの駅が国鉄ではあるわけでございますが、同じ駅を降りてもこれが日野市かと思うほど差があるわけでございます。この万願寺を早く区画整理をして、そしてりっぱな街づくりをしていただきたいと、こう念願して後にバトンタッチをしていきたいと思います。そ

れから三点目の質問は、私は、現在どのようになっているかという質問をしたわけでございますが、ただ部長からの答弁は、管財の所有地として残ってるだけだと、こういう答弁がされたわけです。現在、材料みたいなものが置かれている所、あるいはくいが打たれてそして市民が通って、この土地は市の土地だよと、このようにみえよがしにしている土地もこの中には入っているやに伺っております。先ほど市長が、道路をつくりたいからという答弁をなさいましたが、市長に重ねて質問したいと思います。この道路をつくりたいとお考えになったのはいつごろからでございましょう。続けて、いままで初めて私は道路をつくりたいという市長の答弁を聞いたわけでございますが、かつては道路をつくりたいという答弁は一度も聞いたことがない。少しの土地でも、先ほど申しましたとおり、区画整理ができた段階では、換地等のいろいろな状況下において、これは取っておくべきであると、このような理解のもとにいたわけでございますが、道路ということが出てきましたので重ねて質問したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理の換地に必要なものは、もちろんそのようにあてるべきだと思いますし、それから道路はこれはいつごつから考えておるかということですが、私も市内をあちこち見回りまして、特にごみの収集、運搬、これにはかなりやっぱり交通上の支障もあります。それから部落の中の……部落と言いましょうか、市街地の中の生活道路を通って迷惑をかけておる面もありますから、でき得べくばこの中央道の両サイドに、少なくもそのあたりですが、それから多摩川側には道をつくって、そうしてそれを一つのルートにしたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　それではまた重ねて質問しますが、高速道路の真下はどのようにお考えですか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高速道路の真下は、私は道路公団の土地ではないかと思っております。違いますか。

○議長（名古屋史郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　この八筆の中にちょうど高速道路の真下にあるのがありますが、部長どうですか……ありませんか。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　高速道路のすぐ真下にあるというのは、私、聞いておりませんけれども、この土地は大体すごく長い土地になっておりまして、幅が非常に狭いということは聞いておりますが、真下にあるということは聞いておりません。

○議長（名古屋史郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　わかりました。重ねて今後の参考のために市長にもう一度お伺いします。このような小さな何十年先になるかわからない土地は、市民に譲り渡してもいいんではないかと思いますが、いま一度答弁をお願いします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ケース・バイ・ケースで考えたいと思います。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　これ以上の質問をしておりますと、だんだんおかしくなってきますので、以上で終わりたいと思います。（「どうもすいません」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　万願寺区画整理は、確かにいろいろな問題がありましておくれておりますが、特に下水道をいずれ日野市でも設けなきゃなりませんし、その際の終末処理場という基本になる場所並びに地積を必要とするわけであります。四十九年の十月の時点で説明に出向きましたときには、その処理場地域として想定する場所を、区域からはずして出向きましたために、そのことが地元の指摘されることとなりまして、そこで下水道問題を根本的に調査をし、計画を明確に組み直して、そして今後の見通しを明らかにしながら区画整理問題に取り組むべきであるという結論に達しました。そこで、いま部長が説明いたしましたとおり下水道調査会を設け、専門家並びに関係行政課の徹底的なこの日野市にあるべき下水道の姿ということを検討していただきまして、一つの方向を示していただきました。したがって、それらはいまプロジェクトチームという形で、庁内で関係者が、徹底的に検討、煮詰めを行いまして、ある試案を持ち得ております。したがって、区画整理区域あるいは処理場区域というふうなことも、案といたしまして一応線ができております。そういう材料が整いましたので、今後それを材料といたしまして地元にアプローチをすると、こういうことになるわけであります。ただ、今日、四十一年当時の時点で万願寺区画整理が着想されたと、これはまさに高度成長のさなかに当面をして、そうして人口の増加を、むしろ積極的な町づくりによって、秩序ある受け入れ方をしたいということが大きな発想の動機であったと思っております。その後今日は、経済成長の状況もよほど変化をしてまいりましたし、つまり宅地を提供するための区画整理と、そういうことのみでは大変意味が合致しなくなるということもあります。そこで、大きい公共事業と合せて日野市全体を整備すると、こういう事業の中で万願寺区画整理事業を実施したいと、これが今日の課題であるというふうに考えております。それは取りも直さず下水道事業

であり、あるいは地域の残り得る農業は残すがいいと思いますし、それから都市計画上の道路ないしは日野市が予定いたしますその他の公共事業、それらを合せて関係者の方の十分な利益の保障ないしは理解、合意を行いながら進めることであると、こういうふうに考えておるところであります。（「理想論だ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　先ほども申し上げたわけでありますが、市民の八〇％以上の方がやはりこの区画整理事業を支持したわけでありますから、これは市長の決断といいますか万願寺区画整理をどうしてもやらなければならないんだというふうな決断力があれば、これは恐らくその時点で事業決定がなされたんではなかろうかというふうに判断をするわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）確かに四十九年度に、最終的に住民との対話の中で、下水道というふうなからみが出てきたわけでありますが、それといま市長の申された非常に経済の動向の中で、非常にむずかしい問題が出たことは事実であったというふうに思いますが、私は四年間でのそういうふうな市の理事者あるいは部の方で、各課の方でも、非常に熱心にこの区画整理事業というものに対して研究をされ、青写真までできたわけであります。そういう中でひとつ、先ほども申し上げましたように、いろんな動向があったかと思いますが、市長の決断が一つのポイントになっていたんではなかろうかというふうに思いますが、その点をひとつ再度お伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道事業というものは、かねて前市長ないしはその前から一応取り組まれてはおりましたが、明確にじゃあ日野市にどういう下水道を構成し得るかというふうな基本的な調査、これらは、私が引き継いだ範囲においては存在しておりません。そこで、いま申しましたように、ほんとに東京都の現在の下水道事業を担当しておられる方々に委嘱をいたしまして、そして日野市の下水道というもののあり方について徹底的に調査をしていただいたと、その方向を見出し得たということが私は非常に大きな前進であったと、こういうふうに考えております。したがって、日野市の最大の事業とも言えましょうその下水道事業を、今後取り組むためには、もちろん万願寺区画整理とあわせて行うということが必然的に必要になってまいります。そういう大きい目的を達成するために今日までの時間を要したということでありますからして、力を入れなかったとか決断しなかったということではないというふうに私自身は考えております。もし、それらの仕事に、今後、取り組むということに私としてなりますならば、これからがいよいよ本番であると、こういうふうに考えておる状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　民主政治というのは、私の考えでは、やはりなかなか何か事業をするにしても大変なことだろうというふうに思います。いろいろな意見も出てきますし、それを調整しながらやっていかなければならないということがございますので、これはなかなか一つの事業をするにしても、なかなか進行していかないということは事実であろうというふうに思います。しかしながら、それを市長として、どっちがいいかということを決断するのが、市長の役目ではなかろうかというふうに思います。一刻も早く万願寺区画整理を推進して、下水道も完備されたりっぱな市街化を形成するにはこれはいろんな意見があろうと思いますが、その意見を調整した中で、市長の決断というものが私は一番必要になってくるんではなかろうかというふうに思います。先ほど申し上げましたように、地域の住民あるいは権利者は一刻も早く万願寺の区画整理をやっていただきたいというふうなことが出ておりますから、これは私は先ほど来申し上げましたように、市長の確たる決断がなかったんではなかろうかということを指摘して終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって四の一、万願寺区画整理事業に伴う諸問題に関する質問を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後五時三十分　散会

三月十日

木曜日（第四日）

昭和五十二年
第一回定例会

日野市議会会議録

第四号

三月十日　木曜日（第四日）

出席議員（二十五名）

二番	滝瀬敏朗	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	坂垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（五名）

一番	滝瀬政吉	君
三番	奥住芳雄	君
十七番	清水芳雄	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十六番	吉富繁技	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　松村清栄君
市民部長　森久保三次君
生活環境部長　加藤一郎君
都市整備部長　成井正夫君
建設部長　田倉高光君
福祉部長　赤松行雄君
水道部長　中島武男君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　倉又秀作君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　中村亮助君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君
書記　荒井一雄君
書記　樫村正男君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―十―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎君

議事日程

一、一般質問

昭和五十二年三月十日（木）
午後一時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

午後一時四十五分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十八名であります。

五の一、新庁舎を取り巻く環境整備についての通告質問者谷栄吉君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（谷栄吉君）　ただいま御指名をいただきましたので、私の通告質問でございます新庁舎を取り巻く環境整備について、その一といたしまして道路網の整備について質問いたします。この問題につきましては、議会のたびに質問が繰り返されております。なぜでしょうか。これは簡単なんです。必要だから問題にされるわけでございます。日本の現況は、経済成長発展に伴いまして、車万能の時代となってまいりました。需要と供給のバランスがますます崩れてまいっておるのが現況でございます。確かに道路一本をつくるにしても、なかなか大変な予算が伴うわけでございますので、これらはよく承知はしておるんでございますが、議会で質問のたびに積極的に取り組むとか、前向きでやるとか、なかなかうまいこと答弁が行われておりますが、その後発展が見受けられませんので、あえて質問をいたす次第でございます。

吹上団地より一番橋へ至る二・二・五号線について用地買収は果たして完了したのかどうか、地主との交渉はどういうふうになっておるのか、まず一点。富士電機の前から立体で中央線の前、浅川を渡り都道北野街道、この都道二・二・六号線はどのような経過になっておるのか、なお完成はいつを予定して進められているのか。現在行きどまり状態で、朝夕の車の混雑はばかり知れない様相を呈しておるのが現況でございます。市民は一日も早からんことを願っております。

なお、いま一点は、日野市のやや中央を走っております忘れられるような存在になっておる道路でございます。これは、東は石田、新井より西は多摩平を経て八王子へ抜ける市道でございますが、途中が非常に狭隘でございまして、大変不便をいたしております。ところが、前回の質問で答弁に立った市長は、大変間違った答弁をいたしております。その理由は、昭和五十年十二月に、私ども日政クラブの要望といたしまして、市長に手渡しました要望事項がございますが、この道路の拡幅も踏まえての文書を手渡しておるわけでございますが、それらを忘れたのかどうかわかりませんが、議会での答弁では遊歩道にしたらどうかというような、とんでもない発言をしておられます。私どもとしては、最小限の要求を行い、これに一々市長は目を通し、努力する旨の回答をなされておるわけでございます。この点について拡幅するための努力がどのようになされておるのかお伺いいたします。

すが、長年の懸案でありました。昭和五十二年三月一日の市広報によりまして、南部地域を明るい町にしようと、こういう見出しで、その中にちょっぴりこの問題が取り上げられておりますが、ようやく重い腰を上げて調査段階に入ったのかなあ、このように感じたわけでございますが、その後にどのように手を打たれるのか、選挙運動のために用いた用語であるのかどうか、それらをお教えいただきたいと思います。このような構想を立てているのに対しまして、腹案がどのような腹案であられるのか、概略で結構でございますがお教えいただきたいと思います。

なお、市長は、過去四年間にわたりまして、日野市内を小まめに歩かれた旨話されておりますが、第四小学校周辺をごらんになられたかどうか。と申しますのは、日野市日野の一〇九六番地先より日野市日野七七七三番地先に至る官地が細長く伸びております。ところがこの周辺、第四小学校への通学路に最も最適の、利用できる場所でございますが、賢明な為政者ならばもうこの点に気づいて手を打っていられるんではなかろうかなと、このようにも考えておるわけでございますが、このような眠っておる土地を掘り起こし、利用するということがやはり為政者の務めではなかろうかと、なぜこのようにほうっておくのか大変不審を抱く一人でございます。日野橋の南詰より高幡へ通ずるこの周辺の道路は非常に狭隘でございまして、その狭い道路を、ダンプが連ねて街道をひた走りに走っておるのが現況でございます。地元では「魔の街道」と恐れおののいておるのが現況でございます。その点、市長はどのように考え、どのように方向づけようとしておられたか明快なお答えをいただきたいと思います。これはもうすでに数年前にやはり請願では採択しておるやに聞いておりますが、それらも踏まえてひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

以上、道路整備について質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　次に関連事項十の四、滝瀬敏朗君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　新庁舎建設に伴う下水道事業についてという表題で質問させていただきます。

新庁舎が今年度の九月に完成を見るというふうな状況の中で、いままで区画整理の地内で先行工事というふうなことの中で、約三百三十六メートルですか、都道までが完了されてまいりました。そのいわゆる東町に抜けます二・二・十号線に埋没されるという排水計画、この計画がどのようになってるか、まず具体的に御説明願いたいというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　関連事項十三の二、新庁舎開庁と交通問題についての通告質問者大柄保君より、やむを得ない事情のため、ただいま席をはずしているので、一般質問は発言順位十三の二に発言したい旨連絡がありましたので、そのようにいたします。

次に関連事項十七の一、市川芳太郎君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（市川芳太郎君）　私は、いまお二人の議員さんからも質問が出ておりました新庁舎建設に伴う諸条件についての質問を、これからいたすわけでございますけれども、お二人の方の質問と重複する点もございますかと思いますので、その点は御了承いただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。私は、このことにつきましては、昭和四十九年十二月議会で、まだ当時現在の神明上に庁舎が建設されると、位置決定される前の、私は、質問のようにも記憶しておりますけれども、それについての道路整備と市民の便をどのように市当局が考え、またこのことについて計画をしているか、市民の強い関心のもとに私は四十九年の十二月議会で質問させていただいておるわけでございます。その後も、議会のあるごとに、多くの議員からもこれについての質問もされておることは、私が申し上げるまでもないことだと思います。今回、私がこれから具体的にお伺いしたいことは、まず道路網の整備について質問いたすわけでございます。それから、さらには市民の便はどのように計画をされているか、そして路線バスの計画があれば、それも含めて御答弁をいただきたいと、このように前もってお話ししてるわけですけれども、まず一点といたしましては、二・二・五の路線について、当初四十九年十二月でございますけれども、予算で二百四十万円の予算を組んで、そして進めております。一カ所だけ未処理の道路分がありますので、これが解決すれば可能であると、そのような答弁がそのときになされております。現在、二・二・五路線については、二年有余も当時から経過しておりますけれども、今日、庁舎が順調に進んで、ことしの九月に完成ということで、庁舎は進んでおります。しかし、道路整備については、現況が全く四十九年と何ら変わりない、そのような現況でありますので、四十九年からいままでの地主さんとの交渉とか、いろんな努力をされたことがあると思いますので、それについての御答弁をまず一点伺います。

それから二点目といたしましては、川崎街道より新庁舎に通ずる通称谷戸坂と申しましょうか、これについて拡幅の計画があるか、ないか、ということでそのときに質問したと私は記憶しております。四十九年九月議会でも市長は、五十二年度の新庁舎が開庁されるまでの間に、この問題を解決する姿勢で取り組みますと、このように答弁がなされております。市長は、一・三・二路線と高幡街道をつなぐことでこの問題は解決すると考えてると、このように市長からこれも答弁がなされております。現在、この拡幅については進展もないように見受けられますが、今後、市が、その谷戸坂と申しましょうか、宮、石田、

万願寺、ひいては七生地区の東部の方々が利用される道路とも考えられますけれども、これの拡幅…画が、もう当時は拡幅する予定であったけれども、現在拡幅する必要がないということでいるのか、それともこれからさらに拡幅計画っていうか、実施していくのか、その点について御答弁をいただきたいと思います。それから三点目でございますけれども、一・三・二路線の中央線の架橋について二・二・三路線との接続計画はどうであるか。これにつきましては、昨年他の議員からも非常に強く要望されておりましたけれども、そしてまた今年度予算では何か四百万を計上されておりますが、いままでこの実施に当たっては、市長より、早い時期にこれの接続をしていきたい、と答弁もあったように思います。その当時からこれももう二年有余経過している今日、各方面に当然市当局が働きかけをした、と私は信じておりますけれども、それをどのように働きかけをして、したけれども現在いまだに実現しないと、こういうことについての御答弁をいただきたいと思います。

それから、四点目でございますけれども、これは先ほど谷議員からも質問がありました日野広報を通して、三月一日の日野広報で、六万一千五百名の南部地区の市民に対して、市長がはつきりと広報を通して言われている件でございますけれども、日野市長森田喜美男で、市長室よりということで「明るい町づくり」という見出しで日野広報を通してお知らせされております。非常に私も、七生地区の日野市の行政のいままでの長い保守市政の中から革新市政にかわって、ほんとに革新市長らしい行政のおくれた面について、七生地区をこれから福祉の面だとか、いろんな施設をつくっていくと、このように感じます。谷議員から先ほど質問のありました二・二・六のことでございますけれども、二・二・六を一七三号線に――百七十三号と申しましょうか都道でございますけれども、平山橋を改修して京王線を立体交差にいたしまして北野街道というか、百七十三号線につなぐというとこまでは日野広報を通して市長さんが申されております。このことはほんとに住民にとっては、いままで長い期間何とかその道路を実現していただきたいという切なる願いだと思います。これが、市長さんの三月の広報を見まして、ほんとに革新市政、革新市長がそのようなあれを、道路整備してくるということで非常に好感というか希望を持たれておりますので、その実現が、たとえば道路買収についての地主さんの交渉が全部終っているのか、そしていつごろその工事が着手され、何年には完成されるということがあると思いますので、その点を伺いたいと思います。

あと五点目でございますけれども、五点目につきましては同じ広報で、いまも一議員から質問がありました京王線高幡不動駅の東の踏切でございます。これについても、非常に前々も議員からも一般質問で取り上げていただいているわけですけれども、この高幡の駅の東の踏切も立体化の調査に着手というところで結ばれておりますけれども、着手されたのか、それともこれから着手するのか、その点もあわせてまた御答弁をいただきたいと思います。

それから、交通対策についてでございますけれども、この点につきましては、私の前回の質問に対しましてこのように答弁をいただいております。市内各方面の交通の条件並びにバス等による運行については、足の確保ということで、市長から、これの実現をできるだけ促進をしていきたい、このように答弁がなされております。庁舎も、今申し上げたように、着実に完成を目指して進んでおりますけれども、このバス路線についても、またどのような形でバス運行されるか、いま、私もまだわかりませんけれども、当然市当局として、また市長として計画もあり、また計画とあわせて道路の運行計画、こういうものがあると思いますので、道路についての五点と、それから交通対策についての質問をこれからお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、二・二・五号線でございますが、これにつきましては昨年来積極的に地元の権利者と会いまして、協力を要請いたしまして、その後、十二月の議会でもこれにつきましては御説明したとおりでございますが、個々の権利者につきまして、さらに了解を得るように話し合いを続けました結果、測量を実施することになりまして、今年二月一日の広報でもお知らせをいたしました。それで、測量会社、協和コンサルタント、こういうものに委託をいたしまして、金額三百六十万円、こういうことで現在測量を実施をいたしております。それから二・二・六号線の経過と完成はいつかと、こういうことでございますが、この二・二・六号線につきましては、五十一年度より五十五年度までの五カ年計画と、こういうようなことで東京都が用地買収を含めまして現在実施をしておるわけでございます。五十一年、五十二年、五十三年にまたがりまして用地買収をすると、それから五十三年、五十四年で平山橋のすぐ上と申しますか、重なるというような形の中で橋梁工事をすると、こういうことで五十四年、五十五年度に京王線との立体交差、さらに側道その他道路の築造を行うと、こういうことでございます。延長は五百六十メートル、幅員が十六メートルと、こういうことでございます。工事費につきましては約十二億と、こういうようなことで目下進めておるわけでございます。

それから、京王線の高幡駅の東の踏切の立体交差の関係でご

ざいます。これにつきましては、十二月のやはり議会でも申し上げましたが、これの立体化につきます事業を積極的に進めたいと、こういうことで単に都道というふうなことの考え方からさらに都市計画事業と、こういうふうなことの中で立体化をするように都の方に陳情をしているわけでございます。これにつきましては、単に立体化というようなことで簡単に済むわけでなく、高幡駅を中心とします発着するバスルート、こういうふうな関係でその立体化された道路に取りつけられる道路と、こういうふうなことの関係がございますので、これらにつきましては、十分な調査、その付近の設計が必要であろうと、こういうふうなことで、五十二年度には設計費二百万を計上いたしまして、積極的にこれに取り組みまして、これらのデータをもとにしまして、南建、さらにこれらの煮詰めを行った中で都の建設局の方へ押し上げていき、積極的に進めていきたいと、こういうことでございます。

私の関係では、谷議員の方では以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに答弁ありますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　庁舎建設に併いまして議会から関連する道路交通体系並びに下排水体系、それらについていろいろ付帯意見並びに御心配をいただいておるところであります。非常に大切なことばかりでございますので、鋭意それの速やかな達成を目指しておるわけでありますけど、いずれも大事業なものですからして、その順序立てになかなか時間がかかっております。いま、担当部長からそれぞれの路線の進行状況につきまして御説明をしたとおりでありますが、われわれの志すところに合わせますと、時間がかかっておりますことを大変残念に思い、また市民生活の立場にいろいろ御心配をしていただいておるその気持ちに、もっと努力をしなきゃならんというふうにも一層思うわけであります。いずれの路線、あるいは区分につきましても、除々ではありますが、じっとしておるということじゃありません。進行をいたしております。いま、説明しましたとおり、二・二・六しかり、それから二・二・五もようやく地主さんと話し合いの中で現地測量を行いまして、そこからまた意見交換、御相談をするというふうに進行しております。それから都市整備部長は、一・三・二の中央線の橋かけのことにつきましては、きのうか、この議会の中ですでにお答えをしてはおりましたが、相武国道事務所と御相談をいたしまして、一定の年次計画をもってやるというふうにお答えをいただいておるところであります。それから谷議員さんの、いつも御指摘をいただいております谷戸坂の道路の拡幅につきましては、今後市民の庁舎に対する道路交通並びに足の確保という立場から十分検討いたしまして、当面は側溝のふたかけ等によりまして、何とか交通ができるようにすることをすでに着手しておるわけであります。今後の拡幅につきましては、ひとつ課題として検

討させていただきます。一度周辺の方の御意見を聞きましたけど、必ずしもそれが歓迎されるということではなかったということであります。それから、庁舎とは直接の関係はないと思いますが、いわゆる何街道って言うんでしょうかねあれは……（「魔の街道」と呼ぶ者あり）（笑声）言われました四小の近くを通ります都道の関係ですが、確かに道が狭くて危険な状況であります。いま、お話のありました安全な道を確保する所があるというふうなお話でもありますので、十分調査をいたしまして、安全を保つような努力をしなければならないと思うわけであります。

それから、京王線の高幡踏切の立体化ということにつきましては、いま部長の方からお答えをしましたとおり、市の負担におきまして五十二年度予算で調査をいたします。それを都に持ち上げまして、そうして促進運動を図ろうということがわれわれのねらいであります。一応以上のとおりお答えをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　私が質問した事項で、まだ不十分なんですが、時間も余り一人で独占してもいけませんから、あえてあれいたしません。この程度にとどめます。

○議長（名古屋史郎君）　次に滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。滝瀬敏朗君登壇願います。

（二番議員登壇）

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。

神明上の都市下水路の関係でございますが、これにつきましては、先ほど質問者の方で現在の状況のお話がありましたんですが、そのとおりでございまして、五十一年度までには一応三百六十六メートルと、こういうことで終っておるわけでございます。これに引き続きまして五十二年度におきましては、この所の都道の横断と、百三十七号線ですが、この都道の横断だけを二千四百ミリで二十メートルと、この横断工事だけを一応予定しておるわけでございます。なお、その先でございますが、これは二・二・十を経由しまして多摩川までと、こういうことでございますが、これにつきましては約千百メートルと、こういうことで都市計画道路二・二・十号線の計画に合わせまして、地元の御賛同をいただいて、説明会等によりましてよく説明をいたしまして、御賛同を得て事業認可を取り進めていきたい、こういう考え方でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　これから、何か部長のお話だと地元の賛同を得ながら進めていくんだというふうなお話であります。今年度、五十一年度に何か測量が終っているというふうなことを聞いておりますが、先ほど申し上げましたように、非

常に緊急を要する課題ではなかろうかというふうに思います。どうもいまの答弁だと、何かいつその工事が進められて、いつごろまでに終るんだというふうな具体性がないんです。その辺をもっと具体的に説明していただきたいんですが……。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　都市下水路の布設というふうなことが、この二・二・十のいわゆる都市計画道路の建設ということがまず前提で、それと同時にやらなきゃならないと、こういうようなことがあるわけでございますが、御承知のとおり二・二・十につきましては、昨年の十一月からことしの一月にかけまして原形の測量によります平面縦横断測量と、こういうようなものが完了したわけでございます。そういうことで、なお南建の方からの連絡によりますと、この道路につきましてはこの路線の変更があるというふうなことで、現在の真っすぐな線よりも少し北側の方に線を曲げてやるんだと、こういうようなこともございまして、これの計画の変更と、こういうようなことで近く説明会に入りたいと、こういうようなことで申し入れがありまして、これらにつきまして市の方としても一緒に説明会をやりたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。そういうふうな状況でございまして、都の方の事情といいますか財政の事情その他、都の建設局の方では、測量が終わりましてすぐこの道路建設に入るというふうなことの確認を得てるわけではないわけでございますので、今後できるだけ都の方にも折衝いたしまして、早期道路建設、それに伴なう下水路の建設と、こういうものに努力をしていきたいと、こういうふうに思うわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　いま、部長の答弁の中で、早期に建設をしていきたいというふうな姿勢はわかります。しかしながら、この問題につきましては、当初市庁舎を建設する時点から非常に叫ばれた問題でもありますし、市庁舎の建設と同時にでき上がっていかなければならなかった問題であろうというふうに考えております。これから東京都の方へ陳情し、お願いをし、また、地元の住民とお話をしながら進めていくんだということになりますと、これはいつになってできるのかと先ほど私が申し上げましたんですが、計画がなされてないわけです。全然ないと言っても過言ではなかろうかというふうに思うわけです。先ほど言ったように、前向きな姿勢で進めているというふうなことにつきましては、これはそうしていただかなければならないし、そういう努力は認めておるわけであります。こういうことが一つあるわけです。というのは、昭和五十年五月二十九日に地元の――地元といいますか東部地域の新井、石田自治会長並びに用水組合長、これに対しまして日野市でこういうことを申し上げているわけです。神明上区画整理地内より東町の都市下水路工事を昭和五十五年までに完了をいたしますと、こういうことを文書でうたっております。なお、神明上都市下水路の工事の見通しの立たない場合は、中央高速道路の排水路は閉鎖いたしますと、こういうことを文書で東部地域の代表に出しております。これについて、この絡み合わせなんですが、五十五年までに必ずこの東町へ抜ける都市排水路は完了するという見通しで、こういう文書を出しているというふうに私は判断するんですが、その辺はいかがなものでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり市内の雨水排水並びに生活排水の水路につきましては、大変苦労をしておるわけであります。これは行政並びに人口増加等によってすっかり様子が変わったということに起因するわけですから、本格的な取り組みをしようというのが一つには下水道であり、一つには神明上都市下水という名前の日野地域の、私は排水幹線であると呼べと、こういうふうにすら言ってるわけで、それらといま取り組んでおることは滝瀬議員の御承知のとおりです。そこで、確かに神明上の工事に伴いましての下流地域との住民の排水に対する懸念並びに対策といたしまして、基本的にはそういう約束をいたしております。また、その気持ちが動いてるものではありません。そこでいまやっておりますことは、本来の日野地域の排水幹線の整備であり、もう一つには、浅川、多摩川の合流点に注いでおります日野のすべての用水系統の流末になりますところの根川の改修ということを取り組んでおります。つまり、高い所あるいは低い所を問わず、降った雨水をなるべく早く河川に排出をすると、その一つが、多摩川の中央線より少し上流に当ります地域に口を開きました多摩川第二排水区の工事であります。これは現に六、七億円という金額をもって大きな工事をやっておることは御承知のとおりであります。したがって、上流の排水が処理できますならば、上流地点で排水を処理することによって下流の負担がだんだん軽くなると、こういう大きい役目を持たせてあります。それから五十五年という目途を持って、ぜひ日野の地域の神明上を含む排水幹線を完成させるためには、もし、二・二・十のいわゆる都市計画道路が、都の工事でありますけど、進行しない、間に合わないということであるならば、現道でも使ってやろうじゃないかということを内々検討いたしておるところであります。とにかくそういう総合的な排水対策、排水計画をもって、なるべく早く市民の生活の環境を守り、利便を図ると、そうしていい日野の町をつくるということがわれわれの大きな目標であるということは御承知のとおりでありますので、御理解をいただくとともに、また促進についての御協力をお願いをしたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　先ほど申し上げましたように、

市長が頭脳の中で描いている構想というものは、これは私どももわからないわけではありません。日野市をこれからどういうふうにしていこうかというふうな先に立って考えることはだれでも同じような考え方だというふうに私は思います。しかしながら現実にいま、私どもの新井地域、石田あるいは万願寺の東部地域におきましては、いまでさえ非常に雨水あるいは雑排水一雨あると非常な混乱に陥るということが状況でありますし、大きな目途で描いた構想というものはわかりますが、しかしながら現実にそろった対策というものが私は必要ではなかろうかというふうに思うわけです。そこで、ただいま申し上げました神明上の都市排水路、東町へ流すこれにつきましても、もっともっと積極的な市長の、何といいますか、姿勢というものが、私は必要ではなかろうかというふうに思うわけです。恐らく新井地域の人に文書で、先ほど申し上げましたように、高速道路の側道に流しております排水ですが、これをとめますとはっきり文書でうたっておるわけですから、これは当然それまでに東町に通ずる下水路というものは完成をしなければ、これはいけないんではなかろうかというふうに思うんですから、その姿勢はどういうふうな、やる気があるのかないのか、その点をしぼってお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　やる気はあります。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　ぜひひとつ確かにやる気があるということでここで承っておきます。（笑声）　私どもも先ほど申し上げましたように、東部地域はこの請願にもありますように、昭和四十九年九月の二十四日に東部地域の代表が出されております。これは市庁舎の建設を反対する請願ということで出ておりますが、この表題にはやはり東部地域の浸水の問題、あるいは水田に対する汚染の問題、こういうようなことを心配しながら反対の請願というふうな形になったというふうに理解をしております。ひとついまの意気で、ぜひ早急にひとつ解決をするようにお願いをしておきます。また確認でありますが、先ほど申し上げましたように、東部地域にこういうふうな文書を出しておりますから、ぜひそのように私どもは ―― 私どもと申しますかこの東部地域の皆さんは、恐らく東町へ流す下排水路が完成されない場合には、市の方でとめるんじゃなくて住民がとめると思うんです。そういうこともお含みの上でぜひ早急に解決するようにお願いをして終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。市川芳太郎君登壇願います。

（十五番議員登壇）

○議長名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。いずれも御質問がダブっておりますので、さらに二・二・五、一・三・二の交渉の経過と、こういうようなことでございますが、確かに非常に長引いておったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、いずれも進展をいたしましたので、その点で御勘弁をいただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。なお、京王線の高幡駅の東の踏切立体化の問題も同様でございます。予算を計上しまして今後積極的に取り組むと、こういうことで御理解をいただきたいと、こういうふうに思います。なお、二・二・六の関係でございますが、これにつきましてどれぐらい買収が終っているかというようなことでございますが、約五億のうち三〇％用地買収が完了してると、こういうふうな状況でございます。以上、簡単でございますが……。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに答弁ありますか。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは一番最後の第六点目の御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。交通対策についてという御質問でございます。このことにつきましては、過日の交通対策特別委員会の席上でも若干御報告をさせていただきましたが、大変このことにつきましてはおくれておりまして、大変御迷惑をかけておるわけでございますが、現時点では次のように考えておるわけでございます。まず、現庁舎と新庁舎を結ぶ市民の足の確保をしようということで、後刻御審議をいただきます五十二年度の当初予算に計上いたしてございます。まずマイクロバス二台の購入をしようということで考えておるわけでございます。このことにつきましては、また改めて議会の方で御審議を賜るわけでございます。目下のところ、まずそのように考えておるということでございます。それから前々からいろいろ御審議をいただいております循環といいますか、循環バスの問題につきましては、民間会社の京王電鉄との折衝をいたしてございます。いわゆる委託運行ということになりますけれども、このことにつきましては、目下協議を重ねておりまして、打ち切ったわけではございません。でき得るならば、ことしの秋ごろ、九月ごろを目標に結論を出したいと、このように考えておるわけでございます。大変交通対策の問題につきましてはおくれましたが、以上のような考え方で進んでおります、ということをお答えさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　ただいま各部長さんから答弁がございましたけれども、私は四十九年十二月の議会で質問したことをちょっと振り返ってみますと、まず庁舎が、りっぱな庁舎ができ、また市の職員がほんとに懇切丁寧の、ほんとによい市の職員であり、また市民の足の便についても、ほんとに庁舎に伴なう循環バスもできてよかったと、市民も市当局もともに

どもに喜べるようなことが望ましいというか、そうすべきだということで、私は四十九年十二月に質問したように考えております。それから思いますと、ほんとにいま市民が心配されている問題、たとえばバスにしても、いま部長から説明がありましたけれども、ほんとに市民の期待がほんとに外れたというか、希望どおりできなかったということがまず申し上げられると思います。二・二・五の路線についての百五十九号線に結ぶ、これについての先ほど都市整備部長から答弁がありましたけれども、これは百三十二号線の二・二・三に接続する問題と同じようなことが私は申し上げられます。そのことは、これはよく森田市長が、命と暮らしを守るということは、機会あるごとに市長が申されておるというふうに私、考えますけれども、市民の命と積み上げた財産をどれだけ市当局が、また市長が心配されてるか、そういう観点も含まれて、もっともっと積極的なこの道路については取り組みをすべきだっていうか、していただきたいと、このようにも私、考えております。たとえば今月に入って五日、六日と、二日にわたって南平地域で二軒の全焼というような火災が起こっております。そういうときに二・二・五の路線が都道の百五十九号路線につながっていれば、もっともっと市民の財産を守るということが申し上げられると思います。それから一・三・二の中央線の架橋、あれが新庁舎に向けての二・二・三に接続されていれば、ほんとに多摩平、旭が丘、また日野台、あの地域へもりっぱな消防車が神明上の新庁舎のすぐそばにあるわけですけれども、何せ道路が整備されておりませんので、そういうことも申し上げられると思います。もっとちょっと質問いたしたいと思うんですけれども、さかのぼって四十九年の十二月の答弁のときには、二・二・五の路線については、先ほど私が申し上げたような、いよいよ近々に地主交渉が終って、そして百五十九号線につなぐであろうと、私はそう判断したんだけれども、これからその二・二・五路線について調査して、そして百五十九号線に、また二・二・五路線が一番橋を通って都道の百七十三号線につなぐということのようですけれども、ほんとにこの二・二・五号線については庁舎の建設とあわせて市民の命と財産を守る面からも、当然もう庁舎が開庁と同時にできるべきであるということも強く申し上げられると思います。いろいろと努力されたことはあると思いますけれども、現実にそれが実現できなかったということは現実の姿だと、こういうふうに思います。（「そのとおりだ」と叫ぶ者あり）それから二・二・六についてのことですけれども、日野広報を見ますと、平山橋を改修して、そして京王線を立体化し、そして北野街道と申しましょうか、この街道につなぐというような、市民にまた知らされておりますけれども、私も七生地区の南部地区のまた六万一千五百五名、このような中の一人でございますけれども、この広報を見たときに、三月一日の朝の新

聞折り込みで入っておりましたけれども、見たときにほんとに革新市長森田喜美男が、七生地区の行政のおくれをほんとに今年度は力を入れてやってくださると、こう感謝申し上げたい。これから後にまたどれだけ実現していくかは市長さんの努力でなっていくと思いますけれども……。それと一点、二点伺いたいと思いますけれども、一・三・二号線から二・二・三につなぐ道路について、いま申し上げましたような観点から、市長はどうお考えであるか、それと、いままでそれが多くの議員から質問もされている関係も含めて、何で実現できないのか、その点について一・三・二と二・二・三の接続についての御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、道路の築造にいたしましても、あるいは学校建設その他公共施設のために必要とする用地交渉、すべて地主さんという立場が非常に変っております。特に道路につきましては、今日、一方には道をつくると車が公害現象を起こすということで、反対運動等も一方にはあります。二・二・五の例をとりますならば、関係される地主さんは十名に届かない程度の方たちですけど、げたばきの高架の形ですからして、恐らく道がついても受ける公害的損害のみが残って利益になるものはないと、こういうふうな気持ちが一方にあるわけです。しかし、公共のためにはやっぱり何とか応じてやらなきゃならないという心の中の努力が相当な年月を必要といたします。それぞれお会いをしてみますとりっぱなお考えの方ばかりですし、それをまた無理強いに感情を害するということにもかえって取るべきでない面があります。そこで結局、われわれの誠意を唯一のよりどころとしてお願いをいたします。市民の公益のために何とかひとつお考えを譲ってくださいということのみをお願いをする立場であります。そのための時間というものは、これはその当事者にとってみますと、決してなまやさしいものではないというふうにも考えられるわけであります。そういうことで、平山のこの二・二・六の関係の北野街道等の取りつけにしましても、約二年経過いたしました。しかし、地主の方々は決して話に応じないと、そういう態度ではありません。前後のことを考えて、十分またみずからの今後のこともお考えになって、そして何とかひとつその方向に応じてやろうということでありますから、時間がかかってようやくそこまでたどりついたと、それがいま言いましたように平山橋のかけかえであり、京王線の立体化であり、また延長をして北野街道に取り次ぐと、これが今日年次計画になったということで、私は大変な都の努力であり、それからわれわれの将来展望としても前進であると、こういうふうに御理解をいただきたいものだと思います。関係者のみを一方的に、間接的に責めてみてもどうにもなりません。やっぱり御理解をいただくというわれわれの誠意あ

る説得力とそれから、それに何とか応じてやろうという心として、そういう気持ちの中から打開が可能であるというふうに私どもは考えておるところであります。排水路にしましても、すべてそうであります。一方に被害者があれば一方にまた加害者もあると、一方に迷惑をする人があれば、それらの立場をそれぞれ皆整理をし、納得をしていただく以外には手がないわけであります。つい、ついとあいてる土地をサボって、仕事を怠っておるということでは決してありません。一生懸命にこれから同様に誠意を尽くしまして、打開の方法を切り開いていくと、こういうことでひとつ今後の日野市の町づくりも私は十分見通しもある、可能性もあるというふうに思っておりますので御理解をいただきたい。しかし、一般広く市民の立場で御鞭撻をいただく、あるいは御叱正をいただくと、これもまたとうとい議会の場でございますからありがたく承って、心にむち打ちまして、今後も努力してまいる所存であります。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　ただいま市長から御答弁がありまして、当事者ばかりを責めないでということがございましたけれども、私は四十九年の十二月議会で、私の質時に対する御答弁があったので、それについての質問をしたということで、別に当事者また市当局を責めているということは毛頭考えておりません。ともどもに市当局と住民と一体となって、和をもって日野市のほんとに市民が、住みよい日野市を建設するという立場から私は質問してるわけでございますので、その点を誤解のないように市長にお願いしたいと思います。（「そのとおりだ」と叫ぶものあり）

それから確認の意味でこれから質問を何点か申し上げたいと思いますけれども、二点目の通称谷戸坂と申しましょうか、これは当初拡幅するという答弁がありまして、その二年余たった今日、先ほど企画財政部長から答弁がございまして、側溝のふたかけをして、拡幅ということまではちょっとむずかしいという判断でよろしいんですか。それと……

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○十五番（市川芳太郎君）　待ってください。続けて質問いたしますので……。京王線の高幡不動駅の東の踏切でございますけれども、これはもう東京都にどんどんその立体化なり、何らかの形で道路沿いの市民の側に立って、東京都に申し入れしていくのが市当局の住民の側に立っての進め方だと、こういうふうに考えます。ということは、東京都の多摩動物公園がございますが、あれは東京都の、申し上げるまでもなく施設だと思いますけれども、まず土曜、日曜、祭日、これは私が申し上げるまでもなく市当局も御存知だと思います。そういう観点に立って、もっともっと積極的に、東京都に高幡不動駅の東の踏切については、働きかけをしていけば、先ほど御答弁があった

ように、これから調査するということでなくて、もっともっと住民要望の立体化なり地下道、そういうものが設置されたんじゃないかと、このように思います。（「そろそろ時間だ、三時だよ」「休憩」と呼ぶ者あり）いま議席の方から声がありましたけれども……（発言する者多し）まだたくさんあるんですよ。（「関係ないよ」「続けて」と呼ぶ者あり）きょうは一年に四回の議会でございますので……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その間を逸しますと議員の発言の一般質問というものがございませんので……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私はいろいろと御質問をさせていただいているわけで、御協力をお願いいたします。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）じゃあ、いまの件について……。谷戸坂の、私がいま申し上げました、そういうことの了解でよろしいんですか。それともう一点は、高幡不動の東の踏切についてのいままでの経過をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　神明上に日野の東部からつながる古くからある道路として谷戸坂の街道が――谷戸坂の街道というよりもせいぜい三メートル内外の道路なんですが、あれは今後どういう役割りを持つかと、拡幅が必要であるのか、あるいは歩行者や自転車や乳母車の方を静かな道として残していくのがいいのかということは、やはり私は今後の課題にして考えさせていただきたいというふうに思っております。したがいまして、もちろん現状の不便な部分、あるいは側溝等のふたかけなどはきちんとして、いい環境にもしていかなきゃなりませんが、車を通す道にすることが果して望ましいかどうかということには、ちょっと私はまだ結論を持ちかねております。そういう状況でございます。

それから高幡踏切につきましては、私は本来京王線が高幡に駐車場といいますか、操車場といいますか、あの施設をつくりました際に……（「さっきと違うぞ」と呼ぶ者あり）立体化は京王の側においてやってもらうのがやっぱり適当であるかと、こういうふうには考えております。そして最近……（「答弁が違うぞ答弁が」と呼ぶ者あり）地主交渉の中で用地が売られたのは、立体化をするという地元に対する約束があるというふうに、文書になっておるということも知りました。そこで、もう一遍そういう点も再検討いたしてみまして、もちろんわれわれが卒先をして調査をし、京王ないし東京都とも十分合議をいたしまして、いずれにしましても、可能であり一番早い方法をもって実現を図ると、こういうふうにさせていただきたい、こう考えております。そういうことによって、お約束をいたします南部地域との南北関係を、いずれのコースからも立体化を図りまして、そうして将来のすべての市民生活において、公平感覚をつくり出すことが大切なことだというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。（「議長おかし

いぞ、質問によって市長の答弁が違うぞ」「うるさいよ」「何がうるさいんだよ」「静かに聞けよ」「違うから違うって言ってるんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○十五番（市川芳太郎君）　再度質問いたしますけれども、いま、先ほどの第二点目の新庁舎に通ずる通称谷戸坂の拡幅についてということで、当初私が質問したときの市長の答弁が、一・三・二号線と高幡街道をつなぐことによって問題の解消はされるであろうという答弁がなされているんですよ。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）だけどそれが、そのときにはそうであったけれどもできなかったんだ、ということでよろしいんですか。答弁されているんです。それ……。議事録見てください。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだできてはおりませんが、できなかったということではありません。今後可能にしようと、そういうふうに考えておるわけです。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　やりとりをどこまでやっても……。この辺で質問を終わりたいと思いますけれども、いまいろいろと何点か申し上げましたけれども、ほんとに私は、また市民がまじめに、たとえば、この日野広報を見ても、まじめに森田市長さんの市長室からの南部地域に対する、これは市民が六万一千五百五名の方が見てるんですよ。信頼してるんですよ。そういうことで、市長はこれから南部地域についてのいろいろとこの市民に対するお知らせに基づいて、着実に実行していくよう努力していただきたい。それから新しい庁舎についての道路、またバスについても、企画財政部長から答弁がありましたけれども早く、現在は先ほどの答弁でやむを得ないと思いますけれども、近々に循環バスが通って、ほんとに市民も市当局も喜ばれるような体制にしていっていただきたいと、このように要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　次に林重義君の関連質問を許します。

○九番（林　重義君）　私は、都市計画路線の問題が出ましたので一点ばかりお聞きしたいと思います。都市計画路線につきましては、市の扱っております二・二・五というような形でございますと、簡単に質問しますけれど、また市があくまでも地主対交渉一切をやっておられるような形で、やはり路線自体もございますが、それにまつわるところの取りつけ道路とか、ときにはやはり地主さんとの交渉の段階で、違うと言っては問題がありますけれど、ほかの部分まではやはり道路の完成をせざるを得ないというような考えから、市の工事というか、そういう形で路線以外の付属したものに取りつけ道路、それらについても、やはり完成と同時に、付近の住民の方々が迷惑の

かからないというような、同時に完成されていくというような形があるんじゃないか、というふうに私は考えます。それも市長さんが言われましたように、長年の経過をもって、やはり関係者の地主さんが、御迷惑をかける、それに理解をされたということもあると思いますが、それはやはり現在、市の道路についてはそのように見受けられるし、現在、質問にも出ましたけれど、二・二・六、高幡の関係も現在、高幡橋が完成しております、そういう関係もございますが、都で直接施行されておる都市計画路線については、都の予算の段階では、都の施行部分とやはり取りつけとかいろんな部分につきましては、やはりあくまでも市が、これは付随してやらなきゃならないという…。都の予算内には入ってないようなんで…。そういう点からいってやはり道路自体については、私は、同じ仕様によって施行されるんじゃないかというふうに私は考えます。そういうことからいって、いろいろ私も説明会が再三ありまして、市の部、課長さんも御足労願っておいでになっておられるようですが、それによると、やはり市の段階の問題になりますと、上司に相談しまして考えます、というようなことでお帰りになられて、その後の回答はどうなったということになりましても、やはり確とした計画については、回答が得られないというのが実情のようです。そのような考えからいきまして、なんか市長は、よくなんか地主関係、関係者の関係の理解ということは十分にあらされるようないまの御答弁のようなので、そういうことからいって、なんかそういう点を、やはりその地域の方としましたら、取りつけ道路については、この辺を少し何メートルかを、現在一メートル八十の所を、具体的に言いますと、四メートルにしたらその道路についても利用が十分にできるというような形もあるようですが、一点でございますけれど、そのような関係もございます。そういう関係からいって、やはり都の直接指導の直接建設の道路についても、市道並みというか、そのような配慮があっても必要じゃないかと私は考えますので、そういう点が完成と同時に市の担当する個所について、市長として、即時とは言いませんけど、一、二年のうちに市民要望にこたえられるような考え方が今後あるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都の事業として行われる市内においての種々の事業に対しまして、とかくすると日野市が間接的な立場に立たされて、必ずしも情報を正確に把握していないということもあるようなふうには受け取れます。そこで、市内で行われる事業につきましては、極力市も説明会等にも列席をいたしまして、その場の空気をよく把握をしておくと、またそれに対する対応を考えるということが、市民に対しても頼りにされるゆえんだろうと思いますので、今後極力そのようにした

いと思います。

○議長（名古屋史郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　確かに市長さんの言われるとおりだと私は思います。それもやはりそのような形で、課長、部長さんがよくおいでになるんですけれど、市長さんの言われるように、今後そのような形でいたしますというような回答で、確とした、すぐに実行に移していただくという気持ちが一つもないわけなんです。ですからそういう点で、今後市の道路の関係の市で施行する都市計画路線と都の都市計画路線についても、同一のような措置をとっていただきたいということなんです。そうでありませんと、やはり余りにも同じに、社会的に協力していただいた市民に対して、市としても申しわけないというような感じがするんじゃないかというふうに感じますので、そういうことで即時やはり要望とか、そういうことがありましたならば、ぜひやっていただきたいというようなことなんですが、今後よろしくお願いしたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって五の一、新庁舎を取り巻く環境整備に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後四時四十分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に六の一、基本計画による実施についての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（秦　正一君）　基本計画による実施ということで質問いたします。このことについては、いままで何回となく質問も定期的にやってきております。あえて今回市長も改選期を迎えるに当りまして、質問するわけでございます。市民要求の最たるものの中から、四つほど質問するわけでありますが、まず市民要求といっても、これはいろいろ地域の問題もあるだろうし、市全体的なものもあるだろうし、また一部地域のエゴによってなされる要求もあるだろうし、主観の相違によっていろいろ考え方は違うと思いますが、いずれにしても、多種多様にわたってなされてくる、このように思います。ただ、市政が市民要求の強弱によって左右されるということがあったのでは、理想的な町づくりはできないと、このように考えるものであります。場当り的な市政であってはならないし、要するに行政の一貫し

た計画のある施策、すなわち市の基本構想なり、基本計画に基づいた町づくりが必要だと、このように考えます。

そこで一点といたしまして、基本構想なり基本計画の手直しを昨年九月をめどに行うと、このように市当局の方からも答弁がなされております。その手直しについて、どういうふうにその後経過をたどってるか。前市長の当時の計画に対しては、とても手直しする必要がないということであればまた別ですけど、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、理想的な町づくりをする上においては、この基本計画なり基本構想なりの一つのプランが必要ではないかと、このように思うわけであります。したがいまして当時答弁されましたその基本計画の手直しは、その後九月で終ってるのかどうか、どうなってるかお伺いいたします。

二点目といたしまして、老人福祉対策ということで、通告の中には老人福祉ホームという言葉を使っておりますが、これは老人の福祉センターという意味でありまして、その点を考慮願いたいと思います。今度の予算にもありますが、一人暮らしの老人に対しての入浴券のサービス等、また余暇活動等の増額、また高齢者の事業団等の検討、こういった面でかなり斬新的な施策を考えてるようですが、入浴券のサービスが、これは公衆浴場のない場合は、恐らくこれは京王線を利用して八王子とか多摩、府中の方の公衆浴場を利用しなきゃならんだろうし、こういった点がちょっと心配になるわけですが、この点についてどういうふうに理解してるのか。私の念願するところは、当初も言いましたように市の厚生ホールでありますが、それを使うようなサービス券を出してもいいんじゃないかと、このように思うわけでございます。それから福祉対策の、先ほど言いました老人福祉センター、この面について申し上げますが、新庁舎が九月にできるということであれば、現在の福祉センターを老人福祉センターというふうにして専門に利用できるんじゃないかと、しかも内容を強化、充実して十分な老人が利用できるような場にしたらどうかというふうに提案するものですが、すでにこの点については市の方でも計画はなされているとは思いますが、その点についての腹案を御答弁願いたいと思います。

それから三点目といたしまして文化、体育施設についてですが、このことについてはすでに文化、体育特別委員会等においても種々検討されてると思いますが、いままで定期的に取り上げてる関係上質問するわけですが、今回の南部地域の体育施設の面の施策が載っておりますが、この南部地域のこの施設に対しては、ただ単なる南部地域の人が利用するんじゃなくて、市全体の人が利用できるような方向にすべきではないかと、恐らくそのように考えてるとは思いますが、その点についての考え方をまず一点お伺いします。それから小学校の学校開放についても若干予算がのっております。その点についてどのような開

放をしていくのか、また具体的にわかりましたらお教え願いたいと、このように思います。

次の点といたしまして環境整備ですが、いまさら申し上げるまでもないと思いますが、この環境の破壊はやはり昨日もお話がありました公共下水道、これをやはり最終的には完備する以外に方法はないと、このように思います。公共下水道の下水道調査会、この答申が九月一日をもってなされておりますが、その後において現在、庁内のプロジェクトチーム、これをつくって七回ほどやっております。それで三月一日には結論を出していくというふうな答弁がなされておりますが、かなりのたたき台ということで修正はあるんだと、権利者の話し合いによってはかなり変わってくるということも申しておりますが、いずれにしても流域下水道方式を取らざるを得んと思いますが、その点においてやはり終末処理場とか、また他市との関係、八王子市、秋川市、多摩川右岸の市との関係もあるので、その点の折衝はどうなのか、話し合いはどうなってきているのか、今後それを進めていく段階にあるのか、今後のプランをわかればお教え願いたい。

概略簡単に以上の点を申し上げてまず答弁をお願いします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ秦正一君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）　順番に御答弁申し上げますが、小学校の学校開放につきましては教育委員会の管轄でございますので、教育長からお答えいたします。

まず、基本計画の手直しでございますが、この件につきましてはいわゆる議会で御承認いただいております基本構想とそれから八年ばかり前に基本的総合計画というものが出ておりますが、これと二つありまして、ちょっと混同してるような感じもございますが、私ども手直しと前に申し上げたとしましたら基本的総合計画の部分でございます。これはもう十年近く前の計画でございまして、事実現在、相当日野市の現況も変わっておりますし、あれがあのまま実行できるものではございませんので、やはり手直ししないといけないということで、実は御承知のとおり、行政調査研究会を各界の権威者の方八人にお願いしまして、研究していただいております。これは、九月の時点では、議会の皆さんにもお配りしました「問題点」ということで一つのレポートを出していただきました。その後、それをもとにしまして、どうあるべきかということで現在最終的なまとめをしている段階でございます。ただ、これが予定より多少おくれまして、現在最終的に先生方の手元でまとめを急いでやっていただいて、数日中に、これは原稿の形でございますが、いただけるという段階でございます。これをもとにしまして、また市の方で私ども十分検討しまして、しかるべき方法によりまし

てまた議会にもお諮りし、計画として練り上げていきたいと、このように考えているわけでございます。

それから二番目の入浴券でございますが、これはただいま秦議員の御指摘のとおりでございますので、私どもとしましては日野市の浴場ばかりでなく、他市、東京都全体どこへ行っても使えるという形で使っていただこうと思っております。そういうことでございますから、八王子であれ、あるいは多摩、その他であれ、自由に使っていただけるようになると思います。それから福祉センターを、庁舎ができましたときには老人福祉センターにということでございますが、この件に関しましては、福祉センターでいま使っております事務的な部分は当然庁舎へ行きますので、その後本来の福祉の目的に使っていただこうと思っております。ただ、完全に老人のみの施設にできるかどうか、この点につきましては身障者の団体その他からいろんな御要望もございましたり、その他の団体などの御要望もありますので、今後御意見などを十分承りながら進めていきたいと思っております。完全に老人だけの施設にできるかどうか、ちょっとただいま返事はいたしかねる状況でございます。

それから南部地域に計画しております体育施設につきましては、当然これはもう南部地域の市民の方が使われるのはもちろんでございますが、何も南部地域の方だけに使っていただくというものではございません。日野の市民の方、どなたでも自由に使っていただくというつもりで計画しております。

それから最後の下水道の件でございますが、これは現在私どもプロジェクトチームで結論が出ておりまして、それとプロジェクトチームの検討と並行しまして、八王子市それから秋川市などと日野地区が一緒になりまして協議をいたしております。現在のところ事務段階の協議でございまして、まだ私ども理事者が出ていく段階ではございませんが、大体事務段階では一つの線を出しております。これは、日野市の一部を八王子市の市内につくります処理場へ持っていく、それから八王子市の一部を日野市で考えております処理場の方へ持ってくると、こういう形で一種の相互乗り入れでやりたいということで、現在事務段階で詰めている段階でございます。私どもとしましては、できるだけ日野市で地形的に持っていける部分を八王子の方へ持っていきたいということでやっておりまして、大体私どもの考えが現在のところ生かされつつあるという段階でございます。これも事務段階の検討が終わりました後で、理事者の一種の協議会を正式につくりまして、そこで理事者同士の協議ということで合議したいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　学校開放についての御質問でございますが、これにお答えいたします。学校開放については

もう御存じのように、日野市では積極的に取り組んでおります。それをさらに進めていこうということで、ことしは予算なども要求して、今度の理事会で御討議いただくことになっております。それの大体どういう方向でいくのかということについての御質問かと思いますが、一つは総合体育館とか総合グラウンドと、こういうようなものができることはもちろん望ましいし、必要でありますけれども、そういうものができるまでのつなぎという意味で、学校開放を考えるのではなくて、やはり、地域の一つの中心として学校開放というものをやっていこうと、こういうふうに考えております。中学校につきましては、これは従来もスポーツ開放という形で校庭を開放しておりますし、体育館も開放しておりますが、ただ、これは毎日というわけにはいきません。中学校については、たしか休日とか土曜日とか、こういうような形で開放しておりますが、この回数をもう少しふやしてみたらどうだろう、というふうに考えております。それから校庭の開放につきましては、休日やなんかは別でございますけれども、これは生徒がかなり使うものですから、回数をふやすということは少し困難なんじゃないかと、こういうふうに考えておりますが、しかし、できるだけ市民のために開くという方向で検討はしていきたいと、こう思っております。それから小学校でございますけれども、これは従来も遊び場開放として開放しておりますけれども、これもただ遊び場開放という形だけで、十分な効率を上げてるのであろうかということについては検討しております。そして、グラウンドにつきましても、時間などを調整して、遊び場開放というのと、スポーツ開放というものとの調整をとっていって、充実した活用ができるんじゃないだろうかということ。それからもう一つは、体育館でございますが、これもことしからはひとつ開放していこうと、しかし、これも一挙に十四校――小学校は十四校現在のところありまして、今度十六校になりますけれども、一挙に開放するということになりますと、これは一つは事務的な問題もございますし、それからその要求度も地域によって幾分違いがあるわけでございまして、その辺を十分勘案しながら大体七校ぐらいをひとつ開放という形で進めていきたい。そして、これは各地域の状況を検討しながら各学校と調整をとっていくと、こういう形でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　桑正一君。

○十六番（桑　正一君）　総合計画について手直しをしていくということが答弁にあったわけですが、現在、最終的なまとめに入って、数日中にはそれが発表されるということですが、総合計画がもちろん修正されるということは、当然計画の段階においても変わってくるわけで、私の申し述べた基本構想なり、そういったものが筋違いということもないと思いますが、当然、時代の変革によって基本構想なり基本計画なるものは、

その時に応じた、弾力性のあるものに多少はしていかなければこれはならないということはわかります。いずれにしても、最終的なその結論を得られるということであれば、その点についてはまたその時点でお教え願いたいと、このように思います。学校建設にしても幼児施設等においても、また、もろもろの施策においても、一応計画性を持ったその行き方をしない限りにおいては、理想的な町づくりはできないということを私は申しているわけです。その点については了解いたします。さらに、今後そういう具体的な面の、少なくても、二年や三年の計画は持っていく必要があるんじゃないか、ということも申し上げたいわけです。

小学校の学校開放については、当面、市立の体育館とか、そういう運動施設がないためにやるんじゃなくて、地域の体育施設の向上のために使うんだと、開放するんだということは、以前の考え方とは若干変わってきてるようですが、その場合、いろいろと管理上の問題とか、いろんな面の問題があると思うんですが、そういった点も配慮に入れていかなければならないんじゃないかと、このように思います。小学校や、また中学校等の開放も結構ですが、さらにこの前申し上げた事業所等の開放も、やはりやる必要があるんじゃないかと、どうしても貸してくれないということであれば別ですけど、ある程度、有料でその点は貸してくれるんじゃないかと、このようにも思います。したがいまして、そういった面もあわせて、今後の一つの課題としてやってもらいたい。また、市の計画にもありましたわけですが、桑園の跡地とか、また東光寺等の総合的なグラウンドまた体育館等の計画、こういったものもあわせて、いまから進めていく必要があるんじゃないかと、このようにも思います。一点、旭が丘の六四街区のあの広場、これも都の幼児研究所がつくられるというふうな形で、特に五十二年度においては都の方でも予算がついたというふうに申しておりますが、できればああいった所を市民要求の優先順位からして、果たして研究所が日野市に必要なのかどうか。日野市のメリットとしては幼稚園そのものを望んでいるわけであって、研究所そのものを市民は要求してないと思うんです。そういった面からも東京都の方で、すでに予算がついたということであれば、これは仕方がないにしても、極力、市有地を売却しないで――一たん売ってしまえば確保するのもなかなか大変だろうし、そのような場所を、やはり市の公共施設として大いに生かしていくという、このような姿勢が必要じゃなかったか、というふうに私自身も反省しております。当初党派を超えて都の方へも陳情に行きました。しかし、時代の変革によって、やはりそういった点も考えていかなきゃならんじゃないかと、いま痛切に感じてるわけです。その六四街区の用地は全部都の幼児研究所に使用されるのかどうか。できればあそこにやはり何らかの形の市民要求を満たし

てあげなきゃならんじゃないかと、このように思うわけで、その点さらに一点お伺いします。

それから文化の面の施設について、庁舎の隣接地にそのような文化会館、このようなものを想定してるということでこの前話があったわけですが、いよいよ九月には新庁舎も完成するという現段階において、やはり、ある程度の文化会館なるものをすでに始めていいんじゃないかと、計画してもすぐ短年度でできるものじゃないだろうし、そういった点もさらに一点お伺いしたいと思います。これは、小さな他市のことを申し上げては本当に申しわけないんですけど、恐縮ですが、小さな都市へ行っても文化市民センターとか、福祉センターとか、福祉市民センターとか、いろんなそういう文化施設は大概持っております。また、体育施設においてもしかりであります。そういった中で、日野市がいかに市民要求の面から優先順位をつけた場合、その文化施設とか体育施設、これはもう筆頭にくると思うんです。そういった面を考える立場から、やはり、体育、文化のこの施設、この計画をお教え願いたいと。この前からも申しておりますが、全然進展がないということであれば別ですけど、さらにこの際、何とか考えようということであれば、その考え方をお聞かせ願いたいと、このように思います。

それから、老人福祉センターのことを先ほど言いましたけれども、老人ばかりでなくても結構です。身体障害者なり、また婦人団体なり、いろいろと多様に使ってもいいと思いますが、内容的な面をさらに充実してやってもらいたいと、そのように要望しておきます。

最後に公共下水道の面ですが、これは相当経費もかかることだし、また短年度ではとてもできない大きな問題であります。したがいまして、現段階においては、将来の計画というものはなかなか立てにくいとは思いますが、ある程度の方向づけなり、また計画をお聞かせ願いたい。先ほど助役の方からは、現在の状況をお話しして答弁されておりますが、さらにその点について将来に向っての計画を――これはなかなか思うように、言ったとおりにはいかんと思いますが、せめて努力目標として、その目標をお教え願いたいと、このように思うわけです。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かねて人口の急増しておる日野市内の今日の情勢に対応して、文化、体育施設が伴ってないと、これはもうまさにそのとおりでありまして、いわゆる将来構想は存在するわけですが、なかなか現実が伴なわないということで経過しております。しかし、だんだん現実が目の前にクローズアップされつつあると、こういうふうに申し上げていいと思っております。具体的に申しまして、南部地域の公共施設計画といたしましては、支所を兼ねまして文化活動のできる市民ホールをつくりたい、というのが五十二年度の予算計上の中に計

上しております設計であります。設計ができましたら、その次は、今度は建設という段階で進むことになるわけであります。それから庁舎に合わせてすでに用地も用意されて計画に入っております。中央市民会館といいましょうか、とりもなおさずこれは文化会館でありますが、これも庁舎が終わりましたらぜひ一歩でも二歩でも設計に取り組みたいと、こういうふうに予定をいたしております。その資金計画の中で特に御承知のとおり、いま指摘された幼児研究施設との関係があるわけでありまして、一つの財政目標の関係がうまくいって、しかも市民に広く利用され、日野市の文化水準を高めると、こういう意味でぜひ進めなきゃならない事業だと思っております。それから体育関係の施設につきましては、たとえば東光寺の予定されております谷地川下流の河川敷、この谷地川が整いますと、堤防を仕切ることによって約八千坪ぐらいの地積が生まれます。建設省との話なんですが、これを日野市で無償で貸与を受けて、グラウンドでありますとか、あるいは私はプール建設は可能であると、こういうふうに考えております。それから桑園の跡地、これもだんだん目前にその開放――開放といいましょうか、移転が近づきつつあります。すでに当局に対しましては、公園その他の利用計画を立てまして、なるべく余り財政負担がない形で日野市民の利用できるような、そういう取得をぜひ進めていこうということで、これも当局に対しましては、東京都を通じて計画を提

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　下水道の基本方針につきましては、詳細は今議会中の下水道特別委員会に御報告申し上げる予定でございましたが、ただいまの御質問でございますので、ごくかいつまんで主な点だけ申し上げたいと思っております。一応、私どもで考えております下水道計画の目標年次を、昭和七十年度を目標にしております。そうしまして、目標年次における人口を約二十一万人と予測して、計画を立てております。建設方式は、先ほど衆議員のおっしゃいましたとおり流域下水道による建設で行いたいと、こう考えております。つまり、日野市を三つに分けまして、落川付近は多摩の流域下水道へ、それから新町、栄町、多摩平、旭が丘、あちらの方は八王子に処理場をつくる予定の流域下水道へ、それから日野市の大部分と八王子市の一部分を日野市に処理場を持ってきます流域下水道へ、この三つに分けまして行いたいと思っております。先ほど言いましたように、この三つの正確な地域的区分は、まだ煮詰めの段階でございますので、はっきりは申し上げられませんが、大ざっぱに見ましてそのように考えております。それから排除方式としまして、当然雨水管と汚水管を分けました分流式によりまして行いたい

と、このように考えております。それから終末処理場の関係でございますが、これは私どもの一応案としましては、多摩川と浅川の合流地点しか場所はないと考えております。そうしまして、大体必要面積としましては、二十五ヘクタール前後必要ではないかというふうに計算しております。それからその処理場の大部分は、技術的に可能な範囲でふたかけといいますか、しまして、その部分を公園それから運動施設に使いたいと思っております。これは相当大きな面積になる予定でございますが、そして住民の方々に使っていただき、特に周辺の住民の方に御迷惑のかからないようにしたいと、こういうふうに考えております。それからこれを進めるに当たりまして、もちろん関係機関、国、都あるいは近隣、特に八王子、秋川、五日市などの首長と十分協議いたさないといけないわけでございますが、現在の段階では、先ほどもちょっと申し上げましたが、都とは十分に打ち合わせしておりまして、私どもが少し計画を立てるときには都と必ず協議をし――これは原則的には流域下水道でございますから都の事業になりますので、そのへんは十分打ち合わせ済みでございます。また、近隣市とも事務段階で先ほど申しましたような打ち合わせを進めているわけでございます。特に最後に、そういう大事業を二十年もかけてやるということになりますと、何といたしましても、市民の皆さんの合意がなければ遂行できません。そこで私どもとしましては、私ども計画をあくまでも第一であるというふうに考えておりまして、これをもとに十分に市民の方々、特に地元の方あるいは処理場等、私どもが予定しております地域の権利者の方、当然市議会の皆さん方に十分練っていただきまして、もうこれでいいというところでスタートしたいと考えております。つまり、この下水道事業を、もう計画の段階から実行の段階、すべてにわたって十分な市民参加を行いたいと、このように考えているわけでございます。

それから、ちょっと別でございますが、先ほど私が説明しました計画のところで、私のちょっと言葉足らずでございましたので申し上げますが、いま、行政調査会でやっておりますことの、行政調査会の報告の原稿をいただくのが、近日中にということでございまして、これをまた私どもの部内で、十分いただいたものを基礎に練った上で、計画を立てるわけでございまして、すぐ近々のうちに、皆さんに御発表できる、計画ができる、ということではございません。以上、ちょっと訂正をさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　どうもありがとうございました。具体的な説明をいただきましてわかりました。いずれにしても基本的な計画、こういったものによってやはり市政のあらゆる面において市政を運営してもらいたいと、こういうことを

要望いたしまして、若干抜けてるところもありますけれど、これはもう質問をやめまして終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって六の一、基本計画による実施に関する質問を終わります。

次に七の一、補助十七号線と都道百五十四号線の安全対策についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　補助十七号線と都道百五十四号線の安全対策について質問したいと思います。

まず初めに、補助十七号線の安全対策について質問いたします。補助十七号線は、新井橋から百草園駅前を通って、川崎街道に通じる道路であります。この地域の主要通学道路であると同時に、この地域の主要生活道路になっております。この補助十七号線でございますが、朝夕の通学、通勤時、時間帯を同じくして京王線高幡駅東踏切の渋滞を避け、新井橋方面からの車がこの道路に入ってくる。要するに通過道路としているために、児童、生徒、通勤者の安全を大変脅かしております。昨年、事故も三回にわたって起っております。こうした補助十七号線の現状と問題点を、市当局はどのように把握なさっているか、これが第一の質問であります。

第二の質問は安全対策についての打開策です。私は、数日にわたりこの道路の実態調査を行いました。調査の結果、根本的には再三先ほどから問題になっております高幡駅東踏切の立体化、補助十七号線の道路拡幅と歩道設置、百草園駅踏切の拡幅を促進することなくして、この問題は解決しないという結果を得ました。しかし、いま申し上げました三つの打開策、どの一つをとってみましても、すぐ実現できる見通しにはないというのが実態ではないかと思います。高幡駅東踏切の問題につきましては、五十二年度で調査費を計上する、という先ほどの答弁があり、市が積極的に取り組もうとしている姿勢はうかがわれますが、今後さらに市当局、地域住民の関係各庁への働きかけを強めていくことが、どうしても必要だと私は考えております。私は、こうした調査結果に基づきまして、通勤、通学時の子供、地域住民の安全を守るため、当面の安全対策の打開策として次のことを提案し、それについての市当局の考えを質問いたしたいと思います。第一点は、午前七時三十分から八時三十分の時間帯、いわゆる通学、通勤時でございます。この時間帯の新井橋からの進入車の規制を行うことができるかどうか、という問題です。二点目は、道路標識の設置。これは通学路になっております至るところに、ＰＴＡや自治会等がつくりました除行の看板が出ておりますが、ほとんどそれが無視されたような形で自動車が走っているのが実態であります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう中で、道路に大きく除行、それから追い越し線、歩道線を引いていただきたい、こういう問題でありま

す。三点目にカーブミラー設置三カ所でございます。この一つは、三輪歯科前の十字路、それに百草橋周辺、橋本宅前、これは地図を渡してありますのでおわかりいただけると思います。このカーブミラーの設置であります。四点目に水路のふたかけの問題であります。この補助十七号線の中で、現在一番問題になり、安全性の点で不備な状態にあるのが三輪歯科の前でございます。ここには水路が流れておりますが、この水路にふたかけをして、少なくとも、現状のままでも歩行者の安全を確保する、こういうことが必要だと思います。そういう点で、このふたかけができるかどうか。第五点目に高幡駅東側踏切、百草園駅踏切の改善等について、京王帝都との話し合いを進める用意があるかどうかの問題であります。いま、高幡踏切の問題については、後で触れますので、ここでは百草園駅踏切の改善の問題で触れたいと思います。皆さんすでに御存じのとおり、この百草園には京王が経営をいたしております百草園梅林があります。二月になりますと、この梅林に行く人たちは、日野市だけでなく、各地からこの百草園駅におりてくるわけです。いま、土曜や日曜日に見てもらいますとわかりますように、大変な混雑でございます。そういう中で、いまあの地域の安全確保の問題が大変問題になっているわけです。そういう点で、こうした京王の施設、こういうものがある所については、やはり京王としても責任をもって駅周辺を整備していくと、こういう姿勢がどうしても必要だと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点、市がどのように交渉をしていくのかと、こういう気があるのかどうかと、以上が補助十七号線についての質問であります。

質問を進めまして、都道百五十四号線の安全対策について質問いたします。この道路は潤徳小学校、日野高校、今度四月から開校されます三沢中学校の主要通学道路であります。この道路の車の混雑ぶりは、私がここで説明するまでもなく周知の事実であります。ところが、この間の歩道整備状況を見てみますと、ここで断っておきたいと思いますが、私は都道百五十四号線の中で、特に高幡駅東踏切から新井団地間の問題について問題にしていきたいと思います。この間の歩道設置状況を見ますと、歩道が車道より低く、また狭い。その上、歩道の中に電柱が立っている個所があります。乳母車を押して歩道を通ることができなく、雨が降ると歩道が水浸しになり、歩行者は都道を歩かざるを得ない状態に置かれております。こういう中で、安全性が脅かされていることは言うまでもないわけであります。地域住民からは、長年この道路の安全対策を講じてほしいという要求が出されておりましたが、対策が打たれないまま、今日に至っている状態であります。この道路は、先ほどどなたかそこいらでお話しになりましたように、確かに都道であります。そういう点で、東京都に要求したらいいだろう、こういう考え方もあるでしょう。しかし、市民の命と暮らしを守る立場からいいますと、当然、市当局が市民の安全を守るため、要求に基づき調査を行い、責任をもって東京都を初め関係各庁に働きかけていく、こういうことが強く望まれている、と私は考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）都道百五十四号線の安全対策を考える上で、まず次の点について質問いたしたいと思います。第一点目は、たびたび質問がございました、高幡踏切の立体交差についての問題です。これは、先ほど市長の答弁で京王にやらせていきたいと、このような答弁がありました。私もそのとおりだと思っております。なぜか、それは現在、あの高幡踏切があかずの踏切となっております。一時間の間に四十分あかない時間帯があると、こういうふうに言われております。なぜか、それはあそこに京王の車庫があり、引き込み線があるからであります。そういう中で、当然京王としてはこの整備に積極的に取り組んでいくという姿勢がどうしても必要だと思います。それに、先ほどから出ました地域の地主さんとの土地を売るときの関係からしても当然のことだと思います。その点、つけ足すことがありましたら、お返事をいただきたいと思います。それと同時に、地域の住民の方々、あの踏切近くにある方々からの要求でございますが、もし、道路を地下にするとか、道路を上げるというような状態になりますと、地域との壁ができるんだと、そういう点では、地域の発展にならないと、ここはどうしても線路の方を上げてもらわないと地域発展のためにはどうであろうかと、こういう意見も出されております。引き込み線は、その高架線をおりまして引き込むこともできるじゃないかと、こういう意見も出されておりますから、そういうことも考慮していっていただきたいと思います。二点目は、歩道整備についてであります。この歩道は、先ほど言いましたように、いま車道よりか低いということと、それから狭いという問題がありますが、たとえば、新井団地の前の水路のふたかけ等を含み、やはり東京都に要求していくと、こういう姿勢が必要だと思います。そういう意味で、先ほど五十二年度に調査費を組んだ、ということでございましたが、この調査費が単に高幡駅東踏切の問題だけに限られることなく、この歩道の整備も含めて、あの道路の安全対策についての調査もしていただきたいと……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これが私の提案でございます。

以上、補助十七号線と都道百五十四号線の安全対策についての、まず初めの質問であります。

○議長（名古屋史郎君）　この際注意いたします。定足数を欠くに至るおそれがありますから、退席しないよう願います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ橘祐子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。（「議長、いない者に言わなきゃだめだ、いる者は

承知してるんだから」「共産党の発言なんだから、みんな入ってもらってください」と呼ぶ者あり）

○総務部長（松村清栄君）　順次答弁させていただきますが、第一点といたしましては、十七号線の現状と問題を市当局はどう考えているかと、こういう御質問かと思いますが、確かに高幡の踏切がございまして、そういう関係からあそこに詰まると、こういうことで補助十七号線の方へ車が流れると、こういう傾向がございまして、非常に混雑をいたします。通過道路ということになるわけでございますが、しかも、なおこの道路は非常に曲がりくねっております。そういうことから、市もこの安全対策につきましては、相当力を入れておるところでございまして、カーブミラーの設置とか、あるいはまたスピード制限とか、こういうふうな看板は、他の道路よりは非常に多くここに設置しておる、というのが現状でございます。また、スピードも、これは三十キロに制限をいたしてございます。これは警察とも協議をいたしまして、三十キロ制限と、こういうことでございます。市もこの道路については相当注意を払ってると、こういうふうな現況でございます。それから第一点のその次の道路標識、通過台数調査の実施、これらにつきましては、これは必要がございますれば私どもも調査をいたしたいと思いますが、規制につきましてできるかと、この問題でございますが、この規制については、これは警察とも協議しなければなりませんので、この規制については、警察とも時折協議をいたしまして、できるものならその時間帯は規制をいたしたいと、このように考えております。それから、カーブミラーの設置についてでございますが、この件につきましては、昭和五十二年度に設置いたすべく、予算化をいたしてございます。それから、徐行、追い越し禁止、こういうふうな道路に標識をつけろと、こういうことでございますが、これは五十一年度の予算で実施をいたします。それから水路のふたかけでございますが、これも五十二年度で実施する予定でございます。それから百草園駅踏切の拡幅につきましては、この点については京王ともよく協議をいたさなければなりませんので、人が通る部分については、拡幅は必要と思いますが、当然、京王帝都に申し入れいたしまして、できますれば、これを拡幅いたしたい。百草園駅から八小に通ずる道路、ここには水路のふたかけをいたしまして、歩道を去年設置をいたしました。そういうことで、踏切が非常に狭いということから、問題があるわけでございますが、これも京王と協議をいたしたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　都道の百五十四号線の方の関係でございますが、これにつきましても、京王線の高幡駅東側踏切の立体化と、こういうようなことで、この状況については、前回答弁しておるわけでございますが、この踏切が、この線の交通の渋滞の大きな原因であるというようなことは、よく承知しておるわけでございます。そういうことで、この踏切の立体化と、こういうようなものについて、真剣に取り組んでいくと、立体化を進めると、こういうようなことで、五十二年度の予算にも調査費を計上したわけでございます。そういうことで、先ほど御指摘がございましたように、歩道の整備と、こういうようなものを含めて測量なり、調査をすべきではないかと、こういうようなことがございますが、私どもの方のいままでの考え方では、そこまで考えが及んでおりませんので、一応踏切を含めまして、両側というようなことでございますので、それにつきましては、さらに状況がわかりましたので、検討をさせていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。なお、また、立体交差の件につきまして、市長の方から京王の方にというふうな答えもございましたので、これらにつきましては、ただいま御指摘のように、京王の線路を上に上げて車庫に入れると、こういうような具体的な提案もございますので、市長の方の指示を受けまして、私の方の関係では都市計画の関係でございますので、交通安全との関連でよく関係の総務部とも連絡して、市長の指示によってつれていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　補助十七号線の安全対策の問題でございますが、具体的な具体策の問題で、再度質問したいと思います。といいますのは、一点目に、新井橋からの進入車の規制を行えるかどうかと、こういう質問をいたしましたらーそれと同時に実態調査の問題ですが、実態調査が必要だったら実態調査をすると、警察との協議云々ということがありました。警察と協議するにしても、もとになるのはやはり実態調査だと思うんです。そういう意味では、おのずと実態調査の必要性――一月二十九日に私ども地域の住民と市との話し合いを行いましたときに、そんなに車も通っていないし、先ほど答弁がありましたように、この道路には、ほかの道路と比べてスピード制限の標識、通学路徐行、その他の標識があるんで、実態調査の必要がないと、こういうような答弁がございましたけれども、それは、昼間に実態を見られたんではないかと、こういうふうに思うんです。現在、朝の七時半から八時半を見ますと、もう大変な混雑であります。そういう意味で、今後警察等との協議を進める上でも、やはり、一番大変な時期の実態調査をやっていただきたい。このことをもう一度お聞きしておきたいと思います。次に、二点目は、五十一年度の予算で早速やってくださるということですので、ぜひお願いしたいと思います。三点目のカーブミラー並びに四点目の水路のふたかけは、五十二年度の予算でとってくださると、こういうことですので、これも五十二年度の一番最後ということではなくて、　五十二年度の

早い時期にやっていただけるよう、重ねて要望しておきたいと思います。五点目の高幡踏切並びに百草園駅の踏切については、やはり京王帝都との交渉を早急に始めていただきたいと思います。地元住民も、この問題につきましては、京王との交渉を続けておりますので、市当局としましても、ぜひその交渉とあわせながらやっていただきたいことを、お願いいたしておきます。

それから、都道百五十四号線の問題でございますが、先ほどの調査費には、踏切だけの問題で、そうした歩道の状況、実態調査の費用がないということでございますが、別に調査費はそうかけなくともいいわけです。たとえば、雨が降ったときに、あの都道百五十四号線、新井団地の横あたりに行ってついただければ、おのずと、どんな状態であるか、大変だということがわかっていただけると思います。そういう意味で、早急に都の方に要求をしていただきたいと思います。実は、私ども、二月三日に地元の方々と都の交渉を行ってきました。東京都は、この日野市をも含めまして、五十一年度から五十五年まで、五カ年計画ということで、歩道設置を促進させております。いま、やられているのが川崎街道、それに都道百五十四号線では、新井橋の北側が、現在歩道の整備がされております。これは、五カ年計画の中で、いま東京都が取り組んでいる施策であるわけですが、この五カ年計画の中に、いま私が言いました、高幡駅東踏切から新井橋間のこの区間については、この五十五年までの計画からはずれてるわけです。そういう中で、都との交渉の段階で、あの歩道はどうにかしなければいけない、ということでございました。当然、東京都がこうした計画を立てる場合には、

場合には、日野市に対しても、日野市を通る都道の中で、早急に解決をしなければいけない個所はないか、という話がされているはずだと私は考えるわけです。そういう意味で、この百五十四号線の問題がこの五カ年計画に入っていないということは、市の要求が、言ってみれば弱かったんではなかろうかと、こういうふうに考えるわけです。そういう意味で、早急にこの点について、東京都がこの五カ年計画の中に組み入れるよう、要望をしていただきたいと思います。

以上、市長の考えでも結構ですし、担当部長の答弁でもよろしいですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　第一点につきまして、必要であればと申しましたのは、あそこは、通過道路でございますから、その時間帯に規制ができるかどうか、というのが問題でございます。できるとするならば、この調査は必要ないわけでございますが、この調査が規制に必要であれば、調査をしなくちゃならないと、こういうことを申し上げておるんでございまして、警察で、これは規制ができるということならば、早速規制をしていただくというふうに、努力をいたしたいと思います。あの地区は確かにその時間帯は規制をされまして自動車は通れませんけれども、こういうことがこの通過道路にできるかと、その点を警察にただして、できるならば実施したいと、こういうことですから、この時間内に通過車輌がどのくらいあるから、規制は必要だと、こういうならば実施をしたい、こういうことでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　都道百五十四号の歩道にかかわる問題についてお答えしたいと思います。ただいま御質問の中で、新井橋の北側の歩道をということですが、確かに百五十四号の旧道の辺をいま歩道の改修をいたしておると思っております。この百五十四号に関しましては、多摩川沿いの北の方から改修をしてくる、という東京都の考え方があるようでございます。したがって、いま申し上げました地域を、改修をしているというのが実情でございます。なお、南側の御指摘の地域につきましては、確かに都道にガードレールをつけて、区分を切った程度の歩道でございまして、非常に危険ですし、水もはねるというような実情のことについては、東京都も把握いたしておりますし、なお、過去に、ここの問題について改善を、ということがございましたので、私ども南多摩建設事務所に何回となく連絡をいたしてはございます。ただ一、二問題として言われておりますことは、境界査定をしたけれども、解決のついていない所がある、というようなことを言われた経過もございます。したがって、そういうことを踏まえながら、解決をしていただけるものとは思いますけれども、十分に、なお重ねて催促はいたしたいと思っております。なお、つけ加えさせていただけるならば、今月の二十四日に、都道に関する道路上の工事に関する調整の協議会も行われますので、その際にも確認をしてみたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　これで、この問題についての質問を終わりたいと思いますが、私が述べました補助十七号線と都道百五十四号線の共通点は、何点かにわたってあります。それは、一つに通学道路の主要道路だということであります。子供達が大変通るという問題です。それと同時にその地域の主要生活道路ということです。それと同時に川崎街道、甲州街道を結ぶ道路だということです。こういう点で、この補助十七号線と都道百五十四号線は、大変共通点を持っております。その周辺に住んでおります住民にとりましては、何とかこの道路での安全対策をきちんとやっていただきたいと、こういう切なる要望をもって、東京都や市に対して要求をしているわけでございますので、その点を市が積極的に受けとめられまして、早急に以上の私が提案いたしました点について、改善してくださいますよう要望をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって七の一、補助十七号線と都道百五十四号線の安全対策に関する質問を終わります。

（「終わり、終わり」と呼ぶ者あり）

以上をもって、本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

三月十一日　金曜日　（第五日）

午後五時五十二分散会

昭和五十二年
第一回定例会

日野市議会会議録

第五号

三月十一日　金曜日　（第五日）

出席議員（二十五名）

二番	滝瀬敏朗君	十六番	秦正一君
四番	正国大治君	十八番	杉山寅三郎君
五番	鈴木美奈子君	十九番	高橋通夫君
六番	橘祐子君	二十番	佐々木昭雄君
七番	板垣正男君	二十一番	大柄保君
八番	黒川重憲君	二十二番	大下博君
九番	林重義君	二十三番	本間久君
十番	谷栄吉君	二十四番	一ノ瀬隆君
十一番	剣持佐吉君	二十五番	日野源作君
十二番	石坂勝雄君	二十八番	飯山茂君
十三番	竹ノ上武俊君	二十九番	島村孝志君
十四番	米沢照男君	三十番	名古屋史郎君
十五番	市川芳太郎君		

欠席議員（五名）

一番	滝瀬政吉君	二十六番	吉冨繁枝君
三番	奥住芳雄君	二十七番	三浦重春君
十七番	清水芳雄君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　松村清栄君
市民部長　森久保三次君
生活環境部長　加藤一男君
都市整備部長　成井正夫君
建設部長　田倉高光君
福祉部長　赤松行雄君
水道部長　中島武男君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　倉又秀作君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　中村亮助君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君
書記　荒井一雄君
書記　樫村正男君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一ー十ー三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　塩崎真知子君

議事日程

昭和五十二年三月十一日（金）
午後一時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午後一時三十三分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。一般質問を行います。

七の二、市内中小零細商工業者の実態調査の実施についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　市内中小零細商工業者の実態調査の実施について質問いたします。私は、これまでも市内商工業者の問題を一般質問や委員会、その他、対市交渉等で取り上げ、緊急融資制度の改善や自営業者の子供の保育園入所問題、出産費の貸し付け制度の実施等を提案してまいりました。こうした提案を市当局は積極的に受け止め、改善の努力を行い、多くの市内商工業者に喜んで迎え入れられております。私はこうした革新市政の実績を踏まえ、さらに革新市政に一面における市内商工業者に対する施策を前進させる立場から次のことを提案し、市当局の考えをお聞きしたいと思います。私は、市当局が、市内商工業者から要請が出て来てそれを受けて施策を打ち出すことにとどまらず、市独自で市内の商工業者の実態調査を行い白書を作成し、それをもとに積極的施策を打ち出すことが今日のインフレ、不況の中であえぐ市内商工業者の営業と生活を守る道だと考えておりますが、この点市当局はどのようなお考えをお持ちでしょうか。まず、この点を質問いたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ橘祐子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。現在、景気は停滞ぎみでございまして、市内における中小企業者等におきましても同様な状態でございます。非常に厳しい状態である、ということは私ども、受け止めておるわけでございます。そういう中で、実態調査でございますけれど、私どもといたしましては、何らかの工作によりまして、その実施の方向で検討していきたい、こういうように考えてございます。こういうことで進めたい、検討してみたい、ということでお答え申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　私はこの質問をするに当たりまして、市内業者の各種部門におきましての実態調査を、幾つかやってみました。その調査の結果、この中で特に特徴的な例といいましょうか、その職種の実態を明確にあらわしている例を数点挙げたいと思います。まず初めに、物品販売業者の実態の例であります。この一つは、大型店舗進出以前と進出後のこの職種の方々の実態でございますが、この大型店舗進出の問題につきましては、議会等でも大変問題になつております。ある商品販売業者の方の、京王ストアー進出以前、六カ月と進出後六

カ月の平均売り上げ高を見てみますと、進出後三〇%の減を来しております。また、ある業者の方は、やはり売り上げが下がっているために、生活がやっていけない、営業がやっていけないということで、市からお金を借り、また東京都の融資を申し込んで、それによってお店を改造する、こういうことを余儀なくされたお店が、京王ストアーの進出によって出てまいっております。日用品の販売業者の例でいきますと、この日用品の販売は、不況に強いと言われておりますが、今日の売り上げ、その他を見てみますと、ほとんど消費者が最低必要限のものしか買っていかない、こういう実態が出てきております。また、都市型出かせぎの問題が深刻になっております。これは、一つにはラーメン屋さんの問題を言いますと、仕入れ価格が徐々に上がってきている、しかしお客さんに高いお金を押しつけることはできない、なぜかといいますと、もちろん食べに来てくれる人が少ないということであります。そういう中で、そうした資金をつくるために、あるラーメン屋さんでは、夜は奥さんだけが店をやり、御主人はタクシーの運転手をやる、こういう例が出ております。それと同時に、業者の中で、奥さんが仲居さんになって働いてやっていっている、こういう例も二件出てきております。こうした物品販売業者の実態があります。それと同時に下請製造加工業者の実態でございますがある機械加工の方の例を引きますと、オイルショック後、一時的に注文の数が減ったそうでございますが、ここで注文はオイルショック以前並みにふえてきているということであります。しかし、六年前にこの方がこの機械加工業を始めた時に、一個の単価が八円で請負っていた、しかし、六年たった今日、五円三十五銭、要するに二円六十五銭の減になっているわけであります。その上、前は有償支給ということで、材料を注文先の方で持ってきていたわけですが、現在は材料持ちということで、運転資金がかなりかかってきている、そのために生活費を運転資金に回さざるを得ないということであります。この点について注文者に異議を申し立てますと、現在長野県の上諏訪でこの職種が大変盛んになっているということで、あそこにやれば単価がもっと低くてやれるから、あなたがその単価で不服だったら、そっちに回しますよということで、実際にはその単価について、とやかく言えない状態がある。そういう中で、数をこなすしかないということで、この家庭では、奥さんと御主人の二人が徹夜を一カ月間に数日間もやらざるを得ないという、こういう状態が出てきております。また鋳型加工業者の問題では製品を納入しまして現金となってお金が払われてくるのが、八カ月後、こういう状態があります。そうなりますと八ケ月間にこの木材が値上げされるということで実際八カ月後にお金をもらったときに材料を仕入れしようとしても差し引き残高赤字になってしまうこういう状態で大変きびしいこういう訴えが出されておりました。次に官公

需の発注がない商工業者との関係で見てみましても、たとえば学校給食に入れる品物でございますが、落札で行われている中で、ほとんどが他市の業者が請負っている、こういう中でいま市内業者の方々から確かに落札をするときには、安いお金で請負わせるということで、その時点では費用が余りかからないけれども、結果的に税金でどれだけ入ってくるか、という点を見てみるとプラス・マイナスどっちが得かわからないではないか、こういう意見も出されておりました。現在、確定申告の時期でありますが、いま、業者の方々は、確定申告を行っていらっしゃるわけですが、市内業者の多くの方々、きょう申告を出される方がありますが、この問題についての実態を少し述べたいと思います。五十一年度の確定申告でゼロ査定、税金を控除された家庭、税金がゼロということで大変喜ぶわけでございますがじゃ税金はすべてゼロで済むかといいますと、五十二年度に市都民税、国保税をどのくらい払うようになるか、という点で、例を挙げたいと思います。四人家族で所得が百十万で、五十一年度の確定申告では、ゼロ査定になった方が支払う五十二年度分の市都民税、国保税は、四万八百五十円であります。二人家族で、所得五十八万円のゼロ査定の方で二万五千七百五十円、三人家族で所得八十二万の方が支払う税金が、二万八千三百五十円であります。特に国保につきましては、五十一年度で確定申告がゼロになっているにもかかわらず、所得百十万で四人家族のところは二万七千三百五十円という国保料を取られる状態になっております。この人の百十万の所得の方の一カ月の所得を計算してみますと、九万二千円であります。これで四人の家族が生活をしているわけでございますが、この人たちのいま一番大きな問題は、国保税をこれまで納めていて問題を感じなかったのは、たとえば、病気になったときに、どんなにお金がかかっても三万円払えばよかったんだ、それが去年の国の法令化によって、三万九千円に限度額が上げられたと、だから三万九千円払わないといけないわけです。それでも大変だったのに今度、国の方は五万一千円というのを出しております。病気になって手術でもしようものなら、五万一千円の療養費を払わなければいけない、この九万二千円の中から五万一千円という療養費を引きますと、四万一千円しか生活費が残らないというのが実態であります。そういう中で、税金の控除が受けられて五十一年度の確定申告でゼロ査定になったからといって、喜べないというのが現在の市内商工業者の実態であります。こういう中で、いま業者婦人が御主人と一緒になって営業を守るためにどれだけの努力をしているかということは、皆さんに想像していただければわかっていただけると思います。保育所入所の問題につきましては、こうした実態調査をしていただき多くの方々が、自営業者の方々が保育所に入所できたということで、大変喜んでおりますが、実態調査をしていただければ、こうした問題が

本当に出てくるのが今日の状態です。私は、こうした実態を市当局が本当につかんでこそ、生きた施策を打ち出すことができると考えております。私は、この市内商工業者の実態調査が、単に業者だけのものでなく、長年、市内商工業者は、市民の一員として地域住民の生活と密接に関係を持ちつつ、地域の発展等に貢献してきた実績、市民の生活が豊かになれば、地元業者の営業も栄え、市民の生活が苦しくなれば、業者の営業に、もろに響いてくるというこれまでの経験から見ても、市内商工業者の実態をつかむことは、市民の生活水準を把握する上にも役立ち、より民主的な市民本位の施策を打ち出すことができると考えております。そういう意味で先ほどの答弁で何らかの方策で実施を考えてみたい、このような御意見でございましたが、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

○　続いて質問を続けたいと思いますが、まず調査をするにしても、実態調査費を計上しなければいけませんが、これをめどとして大体いつごろぐらいに、こういう着手ができると考えていらっしゃるかどうか、白書を何月ごろをめどに作成するかという問題とも関係しますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○　次に、白書に基づき、行政、業者、消費者等を含む、中小商工業者対策協議会というようなものを設置して、民主的に施策を打ち出す姿勢はあるかどうか、この二点について質問をいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　実態調査の時期等でございますけれど、いずれにしても、この実態調査、どういう方向でやるかというようなことも、いま現在わかってございませんので、そういう中からこの時期につきましてですね、いつやるということは、いまここではお答えできません。それから対策協議会の点でございますけれど、やはり、この実態調査をやってですね、それによってそういう中からまあこういう協議会の必要性ということが出てくるかと思いますけれど、あるいはまあ逆の場合もあるわけで、対策協議会をつくってですね、そういう実態調査をまた検討していくと、こういうことも考えられるわけでございます。いずれにしても、その協議会につきましても、検討、あるいは研究させていただきたい、というふうにお答え申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君

○六番（橘　祐子君）　先日、市の方から日野市の事業所統計調査結果が出されております。これは聞くところによりますと、この庶務課の方でピックアップをしまして、作成されたようでございますが、たとえば、アンケート調査をします。当然、個別面接の問題もありますし、その他、当然いまの担当だけでできないという問題も含めて出てくるんではないかと思

うんです。で、たとえばアルバイト一名雇ったとしまして、たとえば、いまの日野市の給与規則で見てみますと、一カ月六万五千円ぐらいの費用がかかるわけでございます。こうした問題について、幾つかの点がまだまだ問題になるんだと思いますが、いま方法等について、はっきりしていないので、いつやるか、やるかどうかということが決められないと、ここで即答できないということでございますが、じゃ大体そのですね、調査をやるとそれなりまたは、先ほど答弁がありましたように、先に対策協議会をつくるというような考えにまとまるか、そういう考えを大体まとめる時期ですね、これはいつごろをめどに、私どもの要求といたしましては、早くやっていただきたいということが要求でございますが、これを大体、たとえば、六月議会までには報告できるようにしてくださるとかそれ以前にやるとかですねそういう点ぐらいを答えていただきたいと思います。それと確認しておきたいんですけれども、この実態調査の結果、ないしその話の中で、対策協議会等が必要であるという場合には、設置するというふうに受け取ってもよろしいでしょうか。

その二点。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　調査の件でございますが、先ほど部長がお答えしたとおりでございまして、多少つけ加えますと、いま橘議員がおっしゃっております調査というのは、単に事業所が幾つあって、従業員が何人いてというようなことじゃなくて、そのいわゆる業績の内容をある程度調査する、正確に把握するというようなことではないかとお聞きしているわけですが、そうなりますと、これは税金面から調査するのか、あるいは私どもがある調査表などをもとにして記入していただいて調査するかそういったことを非常にむずかしいなという感じが、これは私がお聞きしての感想でございますけれども、するわけでございます。ですからこの辺にですね、私どもとしましてよほど慎重に考えてやらないと、せっかく調査しても実態とまた違う答えが出てくるというようなことになりましても、大変まずい結果になると思います。そういうことで、実際に正確に現在の中小企業の皆さん方の業績内容が把握できないといけませんので、これは十分な検討の時間をいただかないとむずかしいと考えております。

それから二番目の協議会でございますが、これにつきましても、実際にその協議会の性格なり、あるいは構成なりあるいはその審議していただく内容なりにつきまして、具体的に一体どうなのか、そういう実例などもはたしてあるのかどうか、あるとすればその内容なども調べたいと思いますし、また御承知のとおり商工会その他の商工団体でございます、それらとの関連も決して無視はできないと思っております。そんなことを考えますと、いま橘議員から検討するならするでいつまでに検討

するのかという御質問でございますが、私どもも、もちろんあの御質問いただき部長が検討を御約束しているわけでございますから、できるだけ早くいたしましてお答えやるかやらんか、ということをお答えしたいと思っておりますが、これにつきましても、含めましてですね、その時期も含めまして、ちょっと私どもとしましては、むずかしいなという気持ちがございますので、しばらく時間の御猶予をいただきたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　むずかしいなということでございますが、あまりむずかしく考えていただきますと、かえってむずかしいわけであります。と言いますのは、実は私のこの調査につきましても、このアンケート用紙をつくってやったとかそういうことでありません。やはり相談を受けた所に行って実態を聞いてくると、こういうことをやったわけであります。それで一つの例を挙げたいと思いますけれども、いま業者の問題、融資をお貸りする場合には産業課なんですね、ところが一つの営業をやっておりますと、単なる融資だけの問題ではありません。たとえば、排水の問題があり、道路の問題があり、また交通の問題があり、いろいろの公害の問題がありと出て来るわけですけれども、そういう場合に、たとえば業者ということで産業課に行きます。そうするとその問題は土木です、その問題は建設課です、それは水道課ですということでいまそれぞれのところに回されているというのが実態です。そういう中で、たとえば業者の相談窓口というものが、まとまったものがないだろうか、そうすればそこに日照権の問題ももちろんありまして、その営業する上でのさまざまな問題点をそこに持っていって、そこを通じて回答をもらうと、こういう相談ができる状態、保育の問題にしてもそこで相談ができると、こういうような窓口ができないかと、こういう要求にもなって来ているわけです。そういう中が、たとえばですね、それがきちんと持つことがたとえばできるとしますとね、窓口をはっきりするということになりますと、私が先ほどから述べたような実態というのは、その中でも非常にこうつかめる問題すべてとは言いませんけども、つかめる問題もあると思います。だからそういう意味で、こう型にはまった形とか、こうしなければいけないんだというような形でなくて、当然、商工会とか民主商工会とか、いろいろな商工団体とも相談しながら、一番やりやすい方法で、やはり実態調査を当然すべきだというふうに思うんです。なぜ実態調査をするのかという質問でございましたが施策を打ち出す上で、実態をつかんでいくこと、このことがやはり施策を打ち出すことだと思うんです。そういう意味で、市当局が今後、どういうような施策を打ち出したいのか、その打ち出したいという内容によって調査の仕方も違ってくるというふうに私ども考えています。そういう意味で、確かにまだまだこれから検討しないと

いけない点があると思いますが、最後に要望として挙げておきたいことは、先ほど市内商工業者の実態について幾つかの例を挙げましたが、本当に厳しいというのが現在の実態であります。そういう実態を踏まえた上で、積極的に実施してくださるようお願いをしておきたいと思います。これをもって質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって七の二、市内中小零細商工業者の実態調査の実施についてに関する質問を終わります。

次に八の一、建築指導体制の確立についての通告質問者、島村孝志君の質問を許します。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（島村孝志君）　それでは建築指導体制の確立についてという表題で質問を行いたいと思います。過日、今定例市議会におきます市長の所信表明ということで文書が私どもに配付をされてまいりましたけれども、残念なことに周知の事情から、これが今定例議会では行われることができなかった、特に市民の要望する多くの施策あるいはこれからの日野市政におきます取り組むべき方向、そういったものが数多く盛られている所信表明だけに、非常に残念に思うわけです。しかしながら、このことは四月の下旬、あるいは五月の上旬、しかるべき時期に臨時議会という形で、堂々とやるべき時期があるものというふうに信じ、期待をしているわけでございます。この所信表明の中を読んでみますと、今後の日野市の進むべき道として緑と文化の市民都市という言葉が使われております。わずか九文字の言葉ですけれども、非常に意味深い市民のそれぞれの願望がこの中に盛り込まれているものというふうに私は判断をいたします。ご存じの向きがあるかもしれませんけれども、私、実は日野のちょうど西端の方、旭が丘という中央線のわきに居を構えておりますけれども、しかして昭和四十年代の前半には私どもの家から南側の方向中央線、あるいは西平山のかいわいそして浅川、その先にはいわゆる多摩丘陵が城址公園を中心にして東西に延びる非常に環境のいい恵まれた所におったわけですけれども、これは今日では見るも無残に食い荒され引きちぎられているのが現状です。夜になりますとあたかも熱海の夜景を思い出すごとく、明かりがこうこうとついております。非常にそういう意味では自然というものあるいは緑というもの、もともとこの自然というものは、土地を持っておられる所有者のものではないと思うんです。日本の自然というのは、日本の国民、あるいは日野市民一人一人の国有の権利であり、財産であるというふうに私は思うんですけれども、高度経済成長の無残な結果とも言いましょうか、そういうふうに多摩丘陵だけではなくてですね、至るところが食い荒されている、そういう実態をながめますと非常に今後の日野だけではなくて、自然というものはどんなふうになっていくのだろうかと、非常にさびしい気が

するわけですけれども、そういったことを前提に考えながらですね、この緑と文化の市民都市、こういう意味合いと関連をさせて、今後、この日野市におきますそういった環境づくりといいますか、都市づくりといいますかそういったもののこれからの抱負というものを伺いたい、これが第一点の質問でございます。

第二点に入りますけれども、昭和四十九年、中央高速道路の下、甲州街道のわきで悲惨ながけ崩れによる事故が発生をいたしましたけれども、現在、五百平米以下の宅造、あるいは五百平米から千平米の宅造、あるいは千平米以上の宅造あるいは建物につきましては、建築基準法による建築確認、こういったものでそれぞれつくられてはおりますけれども、いま申し上げましたがけ崩れの悲惨な現実、そういったものはやはり東京都という段階での建築確認といいますか、そういう基準があった上でのなおかつ悲惨な事故だろうと思うです。そこで何が中に潜在をしているかといいますと、やはり書類審査の中で事を済ませるという、あるいは実態調査に目が行き届かないという現実がやはりそういう事故につながっているのだろうと思うんです。それを考えますと、先ほど申し上げましたように、幾つかの段階に分けて、宅造、あるいは建築というものが、それぞれの法律の中で決められてはおりますけれども、その法律を無視する形の中で、あるいは審査が目が届かないという形の中で、不良造成なり不良建築、そういうものによる事故が発生をしているかと思うんです。これを、がけ崩れの問題にいたしましても、補償の問題等々、あるいは責任の問題等々現在いろいろと検討がされているようですけれども、私は、起きてしまったものについての責任の所在はどうであれ、補償がどうであるということをここで申し上げるつもりはさらさらございません。そういったものが、いわゆるこの施策等が、この日野市内に住む市民の上にそういうことによる事故が起きないように、そういうふうな意味合いから質問をしているわけですけれども、なかなか東京都レベルの、そういった審査といいますかそういうものは手が届かないということもあるでしょうけれども、具体的な細かい審査にまでは立ち入らないのが現状のようです。ごくこの付近の例では、お隣の八王子市、あるいは町田市においてはすでに建築基準法による建築確認というものは、それぞれ市が受け持って審査、あるいは指導をしているというふうに聞いておりますけれども、私がここで質問したいのは単に建築のそういった建築確認の問題だけではなくて、造成宅造というものも含めた形の中で、今後の町づくり、指導体制というものをどのように取り組んでいくのかということを二点目としてお聞きをしたいと思います。以上、よろしく御答弁をお願いをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（名古屋史郎君）　島村孝志君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えをいたします。前段の表題の抱負なり展望ということについては、後ほど市長から御報告があろうかと思いますが、後ほどの建築にかかわる許可条件等について、まずお答えをいたしたいと思います。御質問の中にもありましたように、特に建築許可につきましては、建築基準法の中で建築主事をおいて、その建築業務を取り扱うという、いわゆる特定行政庁としてその建築行政を取り扱っているということでとりわけ申し上げますれば、人口二十五万以上の市におきましては法律的に建設部を市に設置して、その建築行政を取り扱うということになっておりまして、したがって、人口二十五万以上の都では、都道府県で四十七カ所、市では六十という所で取り扱っておるのが現状でございます。なお、それ以外に政令で決められた以外に、その二十五万以下でも任意設置をするということは制度的にできるわけでございます。この任意に設置をいたしております特定行政庁が、二十九ございます。なおそれ以外に、特にその許可と建築業務を取り扱うものを、特に限定をいたしまして、限定特定行政庁として、任意に設置することができるわけでございますが、これが市の中で五十五市でございます。特に東京都の二十三区がその限定特定行政庁に当てはまるわけでございます。したがってそういったような市がそれぞれこの建築に携わる行政をいたしておるわけでございます。なおこれを人口別で見ますと、人口の規模で百万以上の市が八カ所、五十万以上が八カ所、三十万以上が三十四カ所、二十万以上が四十カ所、十万以上が八十五カ所というような実情でございます。特に人口が政令で申し上げます二十五万以下でございますので、特に、限定特定行政庁ということに対象としてはなるわけでございますので、その内容について、一、二申し上げてみたいと思いますが、特にこの特定限定行政庁が取り扱う業務の内容につきましては建築基準法の六条に基づいて行う業務でございまして、特に建物が百平米以下のものということ、あるいはただいまの特殊建物、鉄筋等の場合ですが、その場合に百平米だと、それから木造の場合には二階以下の建物で、その延べ面積が五百平方メートル以下というようなことでございます。それからそのほかに木造以外の建築平家で延べが三百平米以下というようなものもございます。それからなお建築基準法の施行令の百三十八条の中で高さが六メートルを超える煙突で十メートル以下のもの、あるいは高さ四メートルを超える広告塔、広告板、塗装塔、記念塔というようなもの、あるいは高さが二メートルを超える擁壁で三メートル以下のもの、こういうようなものがいわゆる限定特定行政庁として取り扱する権利でございますが、これが市の中で五十五市でございます。特に東京都の二十三区がその限定特定

もありますとおり、道路の位置の指定ということで、それは都市計画法なり、道路法あるいは都市区画整理法、都市再開発法から外れましていわゆるこの建築をする敷地の一部として道路の位置指定ができるというようなことで、取り扱いができるというようなことでこれが建築主事に与えられた、いわゆる限定特定行政庁としてできる業務の内容でございます。したがって、こういうことの内容の中から十分なる検討を重ねて適切な指導をしていく必要があると、かように考えておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま島村議員の質問されておるところの趣旨につきましては、私も町づくりの立場から、同じ憂いを感じております。つまり、人口の都市集中に伴いましたその余波が、周辺の都市地域に波及をしてきまして、まあ、好ましくない乱開発と言うべき状況の進行、ないしは虫食いという一方のそのスプロールの進行、これらは、いずれも将来の町づくりに対して決していい影響をもたらすものではなくて、むしろマイナス的な要因をつくり出すものである、というふうに感じます。かつて有山市長はその当時の日野市の開発の進行の状況をたとえにとらえて、つまり乱開発を前面のトラと言うんですかね、それからスプロールを後の後門のオオカミ、つまり両方のはさみ打ちに遭っていると、これがわが市の市の現状であるというふうなたとえをされたことを記憶しております。つまり、有山さんの当時は、まだ開発規制ないしは指導ということがきわめて無力な時期であったと思います。今日は、ようやく指導基準等のある程度の自主的な基準ないしは権限を、みずからつくり出して指導を行っているわけですが決してそれで必ずしも十分ではない、特に、大型の開発は一応ざらには起きないと思いますし、十分な指導も可能であります。ただ、小さな開発、ないしは、いま、あちこちに見受けられます、はたして排水がうまくいくだろうかというような所に、吸い込み穴などを堀った形での浄化装置をつくった建売住宅などがかなり多く見受けられるわけでありまして、私は、そちらの方にも市の行政権限の届く、つまり将来の町づくりに向けて、正常なこの指導のできる行政権限ないしは指導を行うがいいというふうに考えております。そこで、その際にどういう方法があるだろうか、ということも多少調べました結果、いま部長の答えております限定特定行政庁という指定を受けると、これは建築指導主事の資格を持つ者がおればこれも可能である、というふうに承知いたしております。最近、東京都の立川にありますこの建築指導事務所でも、日野市の意向を多少察知されたか、あるいはそういうもっと密度の細かい指導が望ましいという立場からでもありましょうが、でき得べくば、そういう権限を各中小といいましょうか、その人口の少ない都市でも、やってほしいという希望があ

るようでありまして、問い合わせがありました。そこでわが市といたしましても、その希望を提出をして、五十三年でしょうか、そのころから実施できるような準備体制をつくるべきである、ということを内部的にも考えておる状況であります。お説のとおり、確かにこの自由経済の社会でありますからして、個人の自由、保有の自由、ないしは経済的な自由、いろいろ自由も保障されなきゃなりませんけど、将来に向けての健全な、特にいま言われたような、緑と文化の市民都市というふうな都市像を目指すならば、それらも当然今日、手を打って将来に向けての秩序のある町づくりをしなきゃならんということが痛感されます。また一方きのうも下水道に関する質問等がございましたが、いま予定しております処理場等の事業も含めて、あるいは日野市の将来人口の想定を最高限度二十万程度である、建築が進んで人口がそれ以上ふえますことも、これも心配でありますし、あるいは平面的に住む場所に、高層建築で人口がふえるということも、これもまた望ましいことではありませんので、そういう状況も含めて、日野市のいまおられる市民の方々の理解と支持のもとに、お互いの約束事としてそういうルールをつくっていく、またそのルールを実施するために、指導の権限の体制をつくっていく、そのことが過密化して進行化をする、このことと比較します場合に、むしろそういう体制をつくる方が、その自治体のこの経営といたしましても、かえって有利だろうと、こういうふうにも考えられるわけであります。こういう考えを私としては持っておる、ということをお答えをいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　ありがとうございました。限定特定行政というんですか、二十五万以下、名称は、名前は何とおっしゃるんですか。

○建設部長（田倉高光君）　限定特定行政庁です。限定というのは限ってという。

○議長（名古屋史郎君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　限定特定行政庁ですか、限定特定行政庁ということで、言われておりますけれども、このことは、建築いわゆる確認という意味でのことだろうと思いますが、私がきょう質問しておりますのは、こういった建築確認の中で種々の違反行為が日野市内の中でも行われている、あるいはそのことがわからずに見過ごされている、そのために多くの市民が迷惑をしているということも聞いております。しかしながら、ここで私が申し上げているのは、重箱のすみをつつくような細かいことを厳しくやれと、こういう意味で申し上げているつもりはさらさらございません。いわゆる大きな意味で、市民の命と暮らしを守るという立場に立って、やはり指導体制というものをがっちりと一つ固めてほしいということを実は申し上げているわけでございます。したがいまして、単に、建築

物というものだけではありませんで、先ほどから申し上げていますように、宅造的な意味合いにおいても、十分なやはり指導体制が必要ではないだろうか、特に今回の一般質問の中でもたくさん出ております●区画整理の問題、あるいは道路の問題、今後のやはり日野市内の町づくりという意味合いの質問がたくさん出ておりますが、私どもが調べました段階では、五百平米以下の宅造については、目下のところ、これを調査し、指導する体制がないというふうに承っております。いわゆる五百平米から千平米は、市の指導要綱という形の中で、これが指導をできる体制、これも本質ではありませんから、業者なり、それをやろうとする人が無視をして突っ走ってしまえば、法の網にもかからないということではあるらしいですけれども、指導要綱という形の中での一応の指導体制ができている、それから、千平米以下については東京都あるいは市、それぞれの中で、それぞれの指導、あるいは認可という形の体制が通るというふうに聞いておりますが、五百平米以下については、全くその手だてが現在ないというふうに聞かされております。あえて申し上げるならば、五百平米以下の宅造地については、上物を建てるときに、上物と一緒の形の中で、その宅造がはたして適正であるかどうかというものを、後で点検をするだけのことでしか審査の対象にならないんだと、こういうに聞かされておりますけれども、私、申し上げたいのは単に、建築物の特定行制限定として行政庁の範囲の中で審査をし、あるいは指導をするだけではなくてですね、せっかくその辺に目をつけて取り組んでいこうということであるならば、さらに枠を広げる形の中で、そういった宅造工事を大いにひとつ、認可の問題は別にしましでもせめて指導体制ですね、常日ごろの調査、そしてそれに対する指導体制、そういったものをその体制の中で確立をしていただけないだろうか、こんなふうに思うわけです。これをもし、見逃しておくならばですね、単に市民が、それぞれが迷惑をこうむるだけではなくて、御存じのように、小規模宅造については、先ほど市長も言われておりましたけれども、全く排水のない所に家を建て、道路の非常に狭い農道のわきに家を建てて、何軒か建ちますと、市の方に請願あるいは陳情、そういう形で側溝をつくってほしいあるいは暗渠をいけてほしい、あるいは道路を広げてほしい、あるいは舗装をしてほしいと要望が出てまいります。これは言いかえれば、そういった業者の片棒を市の行政の中でかついでいる、というふうに言ってもある意味では過言ではないではないかと思うんです。だからといってそれを全く無視しなさいというふうに申し上げているんではありませんで、やはり事前に個人個人がそういう土地を、なけなしの金をはたいて買われるだろう、そういう土地を宅造される段階でしっかりと目をつけておけば、買われる方も救われるでしょうし、市の行政という立場でも救われるんではないかというふうに思う

わけです。したがいまして、先ほど来から申し上げてありますように、くどいようですけれども、単純に限定特定行政庁の範囲でできる認可、指導だけではなくてですね、枠を広げてそういった体制をぜひとっていただきたいものだ、という意味合いでの質問をもう一点したいと思います。さらにもう一点つけ加えておきたいと思いますけれども、いままで申し上げたそういう形の中、すでに不良造成、不良建築物というものが、日野市内にはかなりあるように見受けられます。このまま放置しておきますと、いつかは事故につながるのではないかというような場所も幾つかあるやに聞いております。また市民の方からも、そういった点についての苦情が市にたびたび持ち込まれていると思いますが、これもやはり一つの法律の枠といいますか、認可の基準といいますか、そういうことの中で、これは東京都の範囲だと、したがって東京都の方にひとつお聞き下さいと、こんな形のものもあるいはもちろん認可権の方は都にあっても、市の方でそこを見ていただいてですね、形どおりの示唆といいますか、そういうものはやっていただいているかもしれませんけれども結果において、なかなかそれが解消がされないという実態もあると思いますので先ほど申し上げたそういう部署の中にですね、せっかくつくるならば、もう一つ加えていただきたいことは、市民からの苦情処理の部署もその中に含有していただけないだろうか、そして、東京都とか国だと言わずにですね、その中で市民からの要望があれば、現地に赴いて技術的に調査をする、そしてそれが本当に危険な個所であるならば、それを徹底的にその持主の方に、解消をさせる、こういう一つの体制をもその中に含まれるべきではないだろうかと、そこまでいって、初めて先ほど来申し上げたように所信表明の中にうたわれておりますような、緑と文化の市民都市が築き上げられていくのではないだろうか、こんなふうに思いますので、いまの二点についてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えの中で大体申し上げておるようにも感じますけれども、御指摘のことは望ましいことでありますからして、できるだけそういう方向に行っていきたいと、現在でも、現在の状況の中でも苦情処理でありますとか、あるいはいろんな形で出てきますトラブルにつきましても、相当処理を行い得ておりますから、いまやってないということじゃ、むろんありませんがなお、これらのことが市民もよく理解をされ、スムーズに行くためには、そういう方法が必要であるというふうに感じております。その衝に当たることになりました場合には、ぜひやりたいと思っておる一つの分野であります。

○議長（名古屋史郎君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　先ほど質問の中で申し

上げましたけれども、市長言われたとおり、市の段階で、いま、苦情処理という部門全然やっておられないというふうには私は申し上げておりませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。過日、私も一つの例として都市整備部のある部署に調査の依頼をしたことがございます。現地に出向いて見ていただきました。図面も取り寄せて見ていただいたようです。大丈夫だと、こういう御返事をいただきましたけれども、私が申し上げるのはもう一歩、一つ突っ込んで検討してほしい、図面どおりできているのかどうか全く確認ができないわけですね、いわゆるそこの場所は、擁壁ですけれども、表面から見ただけでは、図面どおり、ちゃんとそのはりが入っているのかどうか、そこまでは全くわからない、雨が降るとどうも前に少しかしぎつつあるようだという住民からの苦情でお願いしたわけですけれども、大丈夫だという御返事ですから、たぶん大丈夫だよと、こう言いましたけれども、実際のところちょっと調査不足ではないかというような気がいたしますし、先ほどから申し上げていることは、やはりそういう部署ができた中では、市長言われるように、一つのそういったものを含めた指導体制というものを、さらに一層強化をしてほしい、そしてもちろん町づくりという意味だけではないでしょうけれども、緑と文化の市民都市を築くための一層の努力をさらに一つ続けていただきたい、そのことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に石坂勝雄君の関連質問を許します。

○十二番（石坂勝雄君）　関連質問をいたします。二点ばかり聞きたいと思うんですが、いま島村議員が指摘された多摩丘陵のですね、乱開発ということの定義づけ問題と私は多少見解を異にしますが、現実にはですね、特に三十八年ぐらいから四十五年にかけて市長がさっき答弁の中で言っていた規制、そういうものが国の規制なり指導がゆるかった時代のいわゆる造成地、丘陵地帯の造成地の道路等については現在要綱の中で着々舗装をされたり、受益者負担というようなことで、もとの宅造業者に改善をさせておりますが、現実に防災上の観点からいってですね、たとえば、平山城址公園の下の平山と長沼境の団地のように上に山へかかるとですね、震度七ぐらいの地震があった場合にですね、いわゆる防災上、下の人家が大丈夫かどうかと、そういう場合ですね、いまからでもですね、上部の都なり国にももちろん責任の一端があるということで、市の何か、私がなぜこういうことを言うかというのは、区画整理をやれば、当然、いわゆるそういう無計画で開発された地帯も区画整理をされなければならないんじゃないかと、また区画整理地内には、一般財源をつぎ込んでいるんではないかと、こういう論拠もあるんですね、そういうことから考えて、計画税を恐らく住民の方は納めているんじゃないかと、こういう点から見た場合に、その地

域内に防災上の何というか安全地帯を設けるとかですねいわゆる数軒は動かして公園をつくるかと、こういうようなことを市の独自の財源で考えられるか、考えられないかということが第一点。

それから自分は第二点は平たん地のいわゆる無指定地、いわゆる何か用途地域の決定額がある、されてなかったところのいわゆるまあ、農地等のいろいろな開発行為によってですね、スプロール化されているそういうとこですね、私、これも普通なら特に百草駅周辺、平山の駅の周辺の旧部落というようなとこはですね、当然、やはり区画整理をしなきゃならないんじゃないかと思います。そういう点を市が先がけて、特に駅の周辺等はですね、公共用地のいわゆる公社のですね、売る者がなかなかないかも知らんけど、もし売る者があるとすれば公社が先がけて用地の確保をしといてですね、たとえば、きのうも橘議員の何というか質問の中で取り交わされていましたが、いわゆる京王等に交渉する場合に、何かやっぱり市が一つの毅然たる態度で臨めるようになるんじゃないかと、こういうことで特に百草駅の周辺等は車の駐車場というような、まあ何というんですかそういうことが駅の利用者のために一面考えれば利便であるが、一面考えればやっぱり交通の何か混雑化をしている。こういうものがどういうことをする場合にはどうするんだという、まあ何かの市がですね、よく市長何というか、いわゆる抜本的なそういうことのいわゆる許可を得てきた場合には、市がどう対処するかと、こういうような考え方があるかどうか、いわゆる特に駅周辺というようなものは混雑的なものをつくられる場合には、その人にある一定の何か負担なり、そういうことが私有権が確立された中でですねできるかできないかと、こういう点をですねお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君の関連質問に関する答弁を願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも、ある程度という範囲かもしれませんが、一つの開発行為が行われます場合には相当、日野市独特の独自の周密な指導を行っておるというふうには感じております。ただ経済限度がありまして、あまり強くすると事業が成り立たないとか、あるいはでき上がったものが非常に高くなって採算に合わないとか、そういう行き過ぎにもなりかねない面もあります。中途半端に感じているところがあります。過去の宅造地域につきましても、なるべくその後始末を市が行わなきゃならないなんていうことでは困りますので、当初に仮に十分な約束がなくても、なおひとつ、ある程度の指導を行いまして、たとえば、公園整備でありますとか、あるいは道路の舗装等につきましても、追加をして要求をしておるということも幾つかあります。ただ、もうすでに商品を売り切ってしまって、あと何かこう向こうの立場を抑えるところ

がないような例もたくさんありまして、こういう指導をしたいと思っても、まあ、抜けられてしまうということも感じないではありません。いずれにいたしましても、この現在の市民の方の安全を守る、ないしは生活環境を守るということ、それから今後、日野市民になる人たちのために、事前に守っておかなきゃならないことがあるわけであります。排水のことでありますとかあるいは生活環境のことでありますとか、細かいこともいろいろあるわけであります。そういうことが、今後、市民になる方のためにも必要であるということ、この範囲につきましては、極力小さな開発の場合でも、注文をつけておるわけであります。ダストボックスを置く場所をちゃんと用意をして、そして公有地にしてくださいとか、あるいは道路の位置指定などにつきましてもすみ切りのことでありますとか、あるいは多少なりとも緑化を補ってもらう、そういうふうなかなり具体的な努力もしておりますが、なおひとつ今後、御指摘のような点に基づきまして、指導を密にしていきたい、こう考えております。必ずしも権限を完全に持ち得るわけではありませんから、思うようにはいかない場合もありますが、いま言われるような、その大きな、特に駅周辺でありますとか、そういう所につきましては、やはり市民生活が安全に、しかも快適になされなきゃなりませんし、平面交差の、まあ鉄道などは、これを非常に疎外する状況でもありますからして、特にこの京王電車の各駅につきましては、今度、十分そういった配慮を行ってまいらなきゃなんないと、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　関連で恐縮なんですが、ちょっと市長、まあ広義に申されている、自分の質問にちょっとはずれる専門部署の方へちょっと聞きたいと思うですが、自分は言うのはですね、特に丘陵地帯ですね丘陵地帯の、たとえば鹿島台なり、電建団地なり、三井団地なり、何というんですか、明星のああいうような、いわゆる造成をしたとこでもですね、現在のいわゆる、たとえば、日本信販なり、西武の分譲地を見るとですね非常に公園もなかったり、道路情勢も悪いような所はですね、市が普通ならですね、いわゆる既存の神明上なり、いわゆる万願寺地区と同じような、いわゆる区画整理をする考えがあられるのかどうかということと、まあ、そういう、まあ区画整理に一般財源を投じられるのだから、そういうかわりに危険なような個所は市の責任においてですね、それはもう回りの業者や何か責めても自分はもう現実には、もう十年なり十五年たつとやむを得ないんじゃないかという、これはあきらめのムードじゃございませんが、考えられるんですね、そういう何か市独自で環境を整備してやる考えがあるかないか、ということを専門的な立場でも結構なんですが、お答え願いたいと思います。ないならない、できないならできない、で構いません。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一度造成された所にまた再手直しをするということは非常に困難だと思います。ただ住んでいる方には、同情すべきことがたくさんありますので、何とかこれはそういう関心があればむしろ関心を示唆して、安全対策は行うべきであると、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって八の一、建築指導体制の確立についてに関する質問を終わります。

次に九の一、予備費の流用についての通告質問者、剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　監査委員という任務を一年やってみて、いろいろ新しい勉強になりましたが、特に目立ったのは予備費の流用についてであります。このことについては、すでに書面で五十年度の決算については、報告を抽象的でありますが、報告をしてございますけれども、さらにここでその抽象的な内容がこうであったということを議会の皆さんに報告をするかたがた、今後の市長の指導についての態度をお伺いしたいと思うのであります。ちょっと資料を置いてきたので失礼します。予備費は御案内のとおり、款でございますが、款の流用といっても、予備品の流用は合法と書いてあります。しかし、行政の面におきましては、合法でありかつ妥当でなければならないと思うのでありますが、いまの財政法の一貫した体系から言いますと、悪い言葉で言うならば、これを市長の権限において、全部どうにもなるというような表現がちょっと大き過ぎて、乱暴な表現で大変恐縮でありますが、たとえば、予算を計上します。その予算が多数決によって否決になります。そうすると再議という提案になる。再議になりますと、単なる多数決だけでは否決にならない。そうすると、非常に市長の提案権、あるいは予算に対する権限が非常に大きくなります。それから執行の面におきましても、予備費が今回、一億のっておりますが、五十年度における決算の様子を見ますと、こういうふうに使われております。大体予備費というのは、緊急やむを得ざる場合に使うことになっていると思いますが、こういうふうに使われていることを報告いたしましょう。煩わしくて大変恐縮でありますが、五月の六日、これは六月を控えておりますが、昭和四十三年度から四十六年度分、精神薄弱者援護施設の事務費保護単価がさかのぼって減額改正されたため、すでに交付されている国庫補助金は超過交付となり、その差額分を返還するためこうありますが、これは六月がすぐ議会を控えておりますがこれで適当かどうかを、それから四月の八日にはこういうことがあります。四月一日付の機構改革によって新設された公園緑地課電話機増設に伴う債券購入の代金、これは機構改革はすでに三月の議会に計画されていると思います。で、四月八日にはすぐ予備費を使わなきゃならないという理由がどこにあるかという問題は常識の問

題であります。それから六月の二日には、まだ議会は開かれていないはずでありますけれども、法人市民税の返還のため三百二十五万円使われているわけですね。法人市民税の返還がそう一日を争うものであるかということは、常識の問題でありますまだありますがまあひとつ、お聞き取りください。八月の二日、これも百五十万が市税返還のためとあります。八月の七日これは大雨による被害発生の宝泉寺西側水路改修事業工事でありますす。これは工事費でありますね。これを予備費から出さなければならないか、たとえば、大雨が降って洪水の恐れがあるから、そこへ土のうを積むというならば緊急やむを得ざるものというかもしれませんが、この工事費がはたして適当であるかどうかを常識でお考えをいただきたいと思います。それから八月の二十五日、四百九十万円使っております。日野新坂がけ崩れ事故現場における二次災害発生防止のための擁壁築造工事用地買収代であります。これが緊急やむを得ざるものと言えるかどうかという問題もあります。それから十一月の二十九日に、これはわずか五十万円ですか、市営住宅建てかえ事業に伴い当初予定より移転協力者増加した、これは十二月の議会を控えておりますね。それから日野市の表彰条令に基づく表彰者に贈呈する記念品を購入するため、これは事業計画になくてはならないと私は思うんですが、どうでしょうかということ、ひとつお考えをいただきたい。それから十二月議会に予想されていることができなかったかという問題で、幹線用水路の取水に際して、取水せき付近の改修及び土砂を排除するため、これは十二月議会にそれは報告し、補正ができなかったか、一月六日に執行されている、まだたくさんありますが、こういう例で、それから中には調査費が足りなかったというのがあります。給料が足りなかったというのがあります。で、係長あたりに聞いてみますと、実は忘れてしまったというものもあります。これはまあ正直で結構ですが、こういう予備費の流用が市長決裁まで持っていって使われているということになって、決算においてこれが認定できなかったと仮にいたします。それにしても有効であります。したがって、いまの財政法の一貫した精神は、市長に、あるいは理事者に絶対の権限を与えているわけですね、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そうであるならば、予算審議の必要はないということになる。これで市長は所信表明を発表をする機会が、どうかしりませんが、ありませんでしたが書いてあったところによりますというと、市民本位、市民対話ということを言っています。しかし、市民対話は悪いということじゃ決してございませんが、最終的にその市民の総意を集めたのはこの議会でありますが、この議会において予算を審議した、そして五十二年度の予算を見ますと、一億円の予備費を取ってある。これを給料が足らなかったから、何かこの中にありますけれども、電気の球がきれたからといってその部分も予備費で出してあります。

こういうふうにして決算は認定されなくても、それが有効だとすることになれば、議会の審議権はいらないということになりますね。これで憲法を市政に生かすと言えるかどうか、これは判断でありますので、市長がそれで私は生かしていると言えばそれまで、私は合法では仮にあるとしても、妥当とは言われないということですね。それからこの審査の監査の途中において、この問題をどういうわけだと、細かく聞こうと思ったら係長しか出てこないわけです。で課長が仮に出てきても部長は出てこない、出てきたのは企画財政部長だけ、ほかの部長は出てこないわけですね。ということになりますと、私は現在、ここにいる皆さんの部長諸君に悪口を言っているんじゃなくて、これが市の予算執行に対する態度だ、ということに理解せざるを得ないわけですよ。そうなってくるというと、これは、どの部長がいいとか悪いとか、と私は指摘するんではなくて、市長の指導体制が議会をどう重んじるかということですね、議会の審議権をどう理解しているかということですね。何のためにこの予算を通してくださいと言って、儀礼的にも各部屋を回るかという、その精神がわからなくなってくるわけですね。私はあの森田市長さんが、私は悪いとかいいとか言っているのではありません。こういうことがずっと続いてきたと仮にするならばですね、誰がやって来たかしりませんが適当ではないと思います。そして、もしこれが森田市長さんがここで適当であると思うと言うならば、われわれが審議に対して、予算審議に対していいかげんでもいいということになりますね。これで憲法を市政に生かすと言えるかどうか、したがって私は現在のこのひな段の諸君を指摘するんでもなし、森田さんにいままでのやり方がいいとか悪いとか言っているんではなし、こういう過去の経過をですね、平易に行われているところに問題があると思われるか、市長の見解はどうかということを伺っているんです。で、それをどうとらえて将来どう指導しようとするのかということですね、それをお伺いしたいという一言に尽きるわけです。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問について関連質問があれば挙手を求めます。

なければ剣持佐吉君の質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○十一番（剣持佐吉君）　私は企画財政部長に聞いているんじゃないですよ。過去のこれをどう市長がとらえるか、そしてどう指導するかということを聞いているんです。企画財政部長の言うことを聞いているんじゃないですよ。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　監査委員という立場でお調べをいただいたその中に適切妥当を欠くものがいま指摘をされたような例で存在いたしまして、まことに今後も注意しなきゃならないというふうに感じておるわけであります。理由は職員に

聞くといろいろ理由があるように申しますけど、私はまあ、剣持議員の御指摘はやっぱり突くべきところは突いてあるというふうに考えておりますので、この言いわけめいたことは申し上げたくありませんし、その御指摘をありがたく御指摘といただいて今後、私もまだそういう役目があります際には、十分配慮してまいらなければならない、こう思います。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　市長はこの前、東京都市監査員研修会に地元の開催市の市長として三権分立のいまの憲法の思想を例に引いて、監査を裁判に例を挙げて、十分に監査の指摘は行政に生かそうと努力をしておりますというあいさつをなさいました。しかし、この内容を見ますと、必ずしもそうではないようであったもんで、私はここで市長の見解をただしたのでありますが、それとこれと合わせて市長の態度がわかりますし、期待をまじめで通っている誠実で通っている森田市長に期待をしてこの質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって九の一、予備費の流用についてに関する質問を終わります。

九の二、「広報ひの」の三月号についての通告質問者、剣持佐吉君より本件について取り下げたい旨連絡がありましたので取り下げます。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十七分　休憩
午後三時三十四分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十の一、十五小学校建設についての通告質問者、滝瀬敏朗君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　第十五小学校の建設に絡みまして、二、三質問をしておきます。南部地域の人口急増に伴って、これは一番必要でございます。学校建設ということに、理事者あるいは議員の皆さん方が勢力的に取り組んでいること、こういう姿勢の中で十五小学校が四月を目途に開校されていくということにつきましては、非常に私どもも喜びにたえないことであります。そこでその建設の過程について、二、三お尋ねをしてみたいのでありますが、御案内のように、非常な何といいますか急斜面こういうふうなところを造成をしながら建設をしていたというふうなことの中で、経費並びに無理がかかっているんではなかろうというふうなことでございます。まず一点目に

お聞きしますが、そういう中で、建設をされておりますので、非常に心配されるのは、災害に対する対応策がどのようになされているのか、ということに非常が心配になるわけです。そこで擁壁の問題、御案内のように、あそこは京王線が下を通っております。そういうふうな震動とか、地震の際の災害防止策、あるいは雨の場合の防護策ですね、そういうものがどのように考えられて建設されていったのかということが一点、それからまあ御案内のように、十五小学校は高幡台小学校がすぐ隣にあるわけですが、道を隔てたすぐ隣にございます。こういう面で、何かこう私ども教育問題についていろいろと考えてみるときにですね、何か支障があるんではなかろうかということが懸念されますが、そういうことがないのかあるのかということを一点お聞かせ願いたいと思います。

それから先ほど申し上げましたように、非常にそういう丘陵地域につくられた学校でありますから、御案内のように登下校の際の、子供さんの安全対策、こういうものは考えられているのかどうか、そういうことが一点であります。

それから造成費がですね非常にかかっておるわけであります。御案内のように三億三千万が造成費であります。それから京王線の通路ですね、あそこを抜いた金が約一億三千万、そうしますと四億六千万ぐらいの造成費が使われているわけでありますが、この点について市長はどういうふうなお考えか、その点、四点ばかりお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　十五小につきましていろいろ御懸念の点、御質問をいただいておるわけですが、まず最初に申し上げておかなきゃなりませんことは、団地づくり、宅地造成等でびっしり家が建ち、それから学校区の学校は過密状態をもたらす、しかし学校を建てる場所はない、こういう実態、状況に対して、その状況に対する所見なりあるいは校地の造成業者に対する注文づけなりがなされてなかったという非常に不幸な状態を私は受け継いだと、こういうことが実感であります。やむなく調整区域を捜しましたりしたわけですが思うようにならず現在の場所を最後の手段として確保し得たと、確かに傾斜地でありますから、造成費等にも大変金がかかりましたし、それから安全設備についても、やはり経費を投じております。そういう懸念に対しましては、十分な対策を行っておりますので、担当者の方からその状況はお答えいたしますが、一番まあ、つまり余りにも高くつきすぎてはいないかと、こういうことが一つあろうと思いますので、これについて申し述べますと、一般に、今日一つの規模の小学校用地を取得する際に、大体他の例を見ましても、十億を少々超える程度が平均どころになってお

おります。それで、この場所の場合も、土地代、造成費それからトンネル工事費、これらを合わせて大体十億円であるとこういう状況でありますから、特別に高いということはまあ言えなくても、そういうことではなかろうかというふうに思います。ただあの面積が標準五千坪に少々欠けるという、うらみはあります。そこでいずこでも同じですが、今後は過大校はつくらないと、その範囲で十分教育費の教育活動がおさまる範囲でひとつ保ちたい、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　それでは最初の擁壁の工事の御質問のようでございますので、構造について簡単にお答えをいたしたいと思いますが、特にここの地域の北側から西側について擁壁の工事が特に大きいわけでございます。西側がなお、さらに強固な擁壁ということでございますので、西側について簡単に申し上げますと、この擁壁は当初低い所で七メートル、高い所で十五メートルというふうにこれは校地の面積を確保する意味で、できるだけ高くということもございましたので、当初十五メートルを考えたわけでございますが、たまたま建設確認での工作部は十五メートルということはちょっと許可がおりませんので、十メートルに変えてございますが、したがって、低い所で七メートル、高い所で十メートルというふうになっております。なお、この擁壁の下には、基礎のくいを打ってございますが、基礎のくいは、くいの大きさが一メートル半で長さが十メートルのものが四十九本、それからくいの径が一メートル五十で長さ五メートルのものが六本、なお、くいの直径が、一・三メートルで長さ五メートルのものが十六本、計七十一本の基礎のくいを打ちまして、その上に、いま申し上げましたが擁壁を設置いたしてございますので、安全性については、十分確保できると思っております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　教育長、何かありませんか。

教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一つは、接近し過ぎていて教育上の支障はないか、こういうことでございますが、当然、学校の分布は、ある距離をもって設置することは、これは最も望ましいと思います。しかし、この場合はですね、たとえば学校をあけるときの人口分布などから考えると、ある程度、かえって便利な面もあると、こういうふうに私たちは考えます。それからさらに教育活動の上で支障がないかと、これは全然ないというとこれはうそになるかと思いますが、そう大きな支障なしに、普通の活動はやっていけると、また、運動会などのときにですね、少し声が向こうの方に行くかという不安はありますけれども、これもそう大きなものであるとは考えません。したがって、特に大きな支障があるというふうにはいまのところ考えておりません。

それからもう一つ、その通学路の安全でございますけれども、一つは初めは下の道路へ行きまして、それから京王線の下のトンネルを通って通う、ということが一番安全じゃないかと、われわれ考えていたんですけれども、それに対して、明星団地の方々は、非常にこう距離が遠くなるということ、それから学生の登校とですね、明星大学の登校と衝突したりなんかする恐れがあるじゃないか、こういう話もありまして、それでいろいろ検討した結果、あの高幡団地のグラウンドがございますけれども、そこの所を通ってくるということで、その線についての遠距離ということの問題は解決すると思います。ただ、その通路は森林の間などを通りますので、それについては、すでにさくをつくるとか、あるいは階段が一部にございますので、階段に手すりをつけるとか、こういうような対策を講じておりますので、通学路については、万全を期しているつもりでございます。

（「教育長、学校区の通学時間のことも言って下さい」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　位置でございますね、その位置から言って、さっき申しましたような、ほかにさらに大多数の子供たちがですね、通学する場合には、時間的にも便利である、こういうふうに考えております。以上。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　安全対策につきましては、もちろん万全な対策で臨んでいらっしゃるということで了承するわけでありますが、造成費の問題につきましては、これは確かに、ああいう地帯に学校建設をするというような段階で、これは安全性を確認をしながらやるという意味では、これは四億五千万を投入して、安全対策に使用しているということにつきましては、これは異存がないわけでありますが、しかしながら、私が先ほど質問をしたのは、市長に、ほかに何かあそこじゃなくて、ほかに場所がなかったのか、ということをお聞きしたんですが、あそこに住む人によると、動物園の西側で交渉を始めてですね、これは外注の段階まで入ったと、地主も了承して、後から来て、何といいますか決断をして買うというふうなことがあれば、その購入もできたんだ、というふうなお話を聞いておりますので、その辺の経過をひとつ述べていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　経過といたしましては、不調であったということでありまして、別段、それ以外のことはあまり申し述べる必要はないと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　不調に終わった、土地の買収につきましては確かにそういう面があるわけであります。不調に

終わったという一言ですが、しかしながら何といいますか、はっきり申し上げて、坪単価も提示され、このいまの高幡台の用地につきましては高い所で十八万、安い所でこれは公団の地所でありますから、四万四千円ぐらいで坪当たり購入をしております。そういう面におきましても、何か動物園の西南側ですか、この地域の、交渉の段階では高い所で十万、安い所ですね、四、五万で購入をできるというふうな、何か煮詰まり方があったというふうに聞いておりますし、また市の方で、それを買うというふうな、その約束をしているということも聞いております。その辺その市長はいまその不調に終わったというふうなことのお話ですが、何か市の方でそこを購入するんだというふうな地主さんとの話し合ができているというふうなことを聞いておりますが、その辺を確認したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　交渉の中のある時期に市の要望、お願いに応じていただけるならばということはありました。しかし、結果において不調になったということであります。それから経費の面で、そちらの方を取得した場合の推定をいたしましても、約擁壁、擁壁というよりも、のりがたくさんあるもんですから、面積として約七千坪、だから金額にすると約七億円、また造成費が恐らく五、六億かかるだろうと言われておりましたから、実際に取得できたとしましても、十二、三億円のものであるとこういうふうに聞いております。それから子供の通学の時間という範囲から見ましても現在の土地の方がはるかに平均的に二十五分以内で通学できると、こういうふうにつかんでおります。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　どうもかみ合わないんですが、地主との交渉の段階で、あそこをいまでも地主さんは、市の方で買っていただくんだというふうな気持ちでいらっしゃいますし、そういうふうな約束がなされていたというふうなことなので、その辺をはっきりしていただきたいというのが私の質問なんですけれども、はっきりしていただきたいと思うんですね、それから一つはですね、そういうふうな交渉の段階で購入するということで、どういうふうな、最終的には私はあそこを買うというふうなことで、約束の上で地主さんとは終わっているというふうに判断をするんですが、それをそっちへ置きながら、いまの十五小学校の方に買収して、そちらの方には全然話もない、こういうのが実態だと思うんですが、こういうことであります と、今後、こういう土地の問題、公共施設の土地の問題を買収するときの支障になってくるんではないか、こういうふうにも判断されますのでその辺をひとつはっきりさせていただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去のことでありましすし、それから負うべき責任ということも感じておりますから、別の方法で、将来可能であれば処理をしたいと、こういうことも決してまた放棄はいたしておりません。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　四億三千万というふうな造成費は、これはちなみにほかの学校をちょっと見たんですが、十七小で約これは平地ですので当然だと思いますが、五千六百八十万、それから十八小が二千三百十万、十九小の場合には一億六千五百万、これはちょっと丘陵地域というふうなことで、それだけかかるわけですが、平均いたしまして、五、六千万の造成費で、普通の学校であれば済むわけであります。そういうことをここで申し上げても仕方がないんですが、十五小の問題につきまして、市長は前の土地の問題につきましては不調に終わり、ここをもし購入しても、十億から十三億からのお金がかかるというふうなことでございますが、これは、いまの高幡台の用地、それから西程久保ですか、こっちの南側の用地と比べますと、だいぶ違うわけですね、用地の面積が、これは、そういう面でいけば確かにお金がかかりますが、高幡台の用地の分だけのことを考えますと、非常に差額がここへ出てくるというふうに思います。たとえば、十万平均で購入した場合に、それ以下で交[illegible]、そういう段階になったというふうな話も聞いております

○市長（森田喜美男君）　交渉の段階で、あるいは地主さんとの話し合いの中で、そういうふうな話があったことは事実であります。しかし、最終的には、先ほど申し上げましたように、四億六千万というこれだけの造成費がかかっております。もしこれが動物園の南側の土地が買収されてそっちの方が学校用地というふうなことになった場合には、これは半分以下であがるわけです。（「どの

うしてですか」と呼ぶ者あり）そのとおりですよ。（「どうして」と呼ぶ者あり）ですから私は市長がそういうことはないんだと、当然そのあそこへ建てたんだということでありますので、指摘をした、わけです。非常な税金の浪費であると、四億二千万の、四億六千万ですか、造成費をかけるというふうなことにつきましては強く指摘をいたしたいと思います。終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十の一、十五小学校建設についてに関する質問を終わります。

次に十の二、南部地区公共施設計画についての通告質問者、滝瀬敏朗君より本件について取り下げたい旨、連絡がありましたので取り下げます。

次に十一の一、固定資産税の公平適正化等民主的税源拡充策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）　税の公平適正化を図るとともに、解決しなければならない市民要望がますます多くなってきている中で、財源の保障としての日野市の自主的な税源拡充政策が前進することを願いまして、質問いたします。税に対する関心がいまほど高まってきている時期はありません。特に共産党などが一兆円減税を国民運動として提起したことなどによりまして、市民も税制について注目をしています。さしもの自民党政府も国民世論に押されて一歩ずつ譲歩せざるを得ない状況になってきました。市民が疑問に感じていることは、不況だと言い、賃上げは抑えるという風潮の中で大企業の利益はさまざまの形で大いに蓄積され単なるもうけの枠を超えてぼろもうけの状況が依然として進行して点でございます。大企業に対する税のあり方が公正なのかどうか、この市議会においても突っ込んだ審議がなされてまいりました。共産党はいままでに法人市民税、法人固定資産税、道路占用料、高速道課税、地下水利用の規制と料金徴収など一貫して議会の内外で追及してまいりました。去年の九月議会でも、大企業固定資産税の税率アップなど、市の取り組みを伺いました。今回も私は市の取り組みがどこまで進んでいるのか質問したいと思います。

第一に、日野市が市民運動と革新与党の努力を背景として、実施に踏み切った法人市民税の、大企業に対する税率の改正に伴って、市が得た増収はいかほどになっているか。五十二年度はこの増収分はいかほどに予測しているかについて答えてもらいたい。同時に、道路占用料の増収についても質問します。さらに法人市民税の税率アップ実施に際して、自治省なり、よそからの圧力や障害があったかどうかも教えてもらいたいと思います。

第二に法人固定資産税の超過課税と高速道課税、さらには大企業の大量地下水利用についての料金徴収についての、可能とする根拠を市当局がしっかりと持っているかどうか質問します。

私は、事業用の固定資産税については、第一に地方財政がますます苦しくなってきていること、第二にすでに住宅用地に対しては、負担調整措置や減額が実施されており、また工業整備特別地域整備促進法や新産業都市建設促進法では、大企業に対する固定資産税の税について不均一課税を導入して、優遇措置をとっているのでありますから、資産の用途に着目すれば事業用に限って超過課税は可能であります。仮に、大企業が裁判に訴えても、自治体の課税権を侵そうとしても、それはできないと思うので、日野市当局としては、勇気を持って実現してほしいと思います。地方税法に基づいて自主課税権を行使して、事業用の資産について現在実施されている標準税率、評価額の一・四%を自治省に届け出を必要としない限度額である一・七%までの引き上げを行って市民要求を解決する財源とすべきであると思います。この際、対象企業数と増収見込額は幾らか答えてほしいと思います。自治省が去年、東京都の事業用に限る固定資産税への超過課税実施の方向に対抗しまして、圧力として出した固定資産税の不均一な課税について、という通達は、大企業の利益を守るためには、論理もへったくれもないというそういう通達であると思います。第一、通達で自治体の課税権を拘束する権能もないと思います。高速道路に対する課税については、吹田市などの強い姿勢、また地下水の料金徴収などについては、野田市や座間のすでに実施された例に勇気を持って学んでいただきたいと思います。

第三に日野市が地方自治体としての自主課税権の拡大について、運動としてはどう進めようとしているのか質問します。また市役所内の体制としては、どんな方法で進めていくか答えてもらいたいと思います。

第四に市民本位、民主的な革新自治体として、そのほかに何か新税源は研究しているかどうか質問いたします。私も専門家ではありませんので、適正な例を挙げることはできませんが、最近大企業などが利潤追求のために行っているいろいろの建設物そういう諸工事の際に、大型トラックが日野市内を方々走り回っております。こういうトラックによる道路の損害などに対して、下請け中小業者などには規制が来ない方向で何か税金を研究するとか、あるいは東京都などが研究している企業その他の利子配当所得についての住民税のようなものの研究とか、いろいろ考えれば市民に犠牲をかけないで新しい税源などもいろいろ研究できるのではないかと考えておりますので、この点について御答弁いただきたいと思います。以上、四つの点について、まずお答えをお願いします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ竹ノ上武俊君の質問について答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　お答えいたします。最初に法人市民税の超過課税分の増収分でございますけれども、五十一年度につきましては、一億六千四百万円、これは補正予算の際に御説明申し上げるつもりでございましたが、一億六千四百万円、それから五十二年度分といたしましては、一億九千万円を見込んでございます。

次に、固定資産税の不均一課税についてのことでございますけれども、そのことにつきましては、昨年の九月の一般質問の際に御説明いたしましたが、そのとき、二十六市で共同研究を行っている旨申し上げました。固定資産税の不均一課税につきましては、地方税法と憲法の関係、地方税法第六条第二項の解釈が学者や法律専門家によって異なり、可とする者、不可とする者、その意見が分かれております。都下二十六市の税務事務協議会では評価部会内に固定資産事務研究会を設置し、過去八回にわたって研究、検討した結果、このほど中間報告を発表いたしました。その研究は、東京都が公表したような、住宅用と事業用資産に分けて、不均一課税をする場合、不可とする場合、可とする立場で研究を重ねたものであります。研究検討の結果の問題点といたしましては、住宅用資産と、それ以外の資産との明確な区分及び判定の方法、あるいは課税事務に当たって資産の認定調査、コンピューターへの調査物件の入力計算事務日数等、多数の人員、時間及び費用、次に納税者から行政訴訟に対する体制の整備等、八項目に及ぶものであります。まとめといたしましては、今後の都の動向を踏まえ、さらに検討が必要である旨結んでおります。本市においても、全くその通りであります。これらの問題解決の見通しがなくては、早急な実施は困難であると考えております。今後、都の動向や研究結果の成り行きを見守り実施できる場合は、他市と共同歩調の中で対応策を整え、すぐ実施に踏み切りたいと考えております。固定資産税につきましては、以上のようでございますが、二番目といたしまして、高速道路の課税でございます。昨年有料高速自動車道通過市町村協議会に加盟いたしまして、この協議会として運動を展開しております。全国市長会内にも有料高速自動車国道通過都市協議会が設立され、その協議会に加盟いたしまして決議を行うなどの運動を、それぞれ地元選出国会議員に働きかけを行うことを決定し、今年一月、市長が地元選出国会議員に趣意書を持参し、陳情を行っております。この問題に対する国の税制調査会の答申では、五十三年度を目途に結論を得るよう務めることが適当であるとしておりますので、さらに力強い運動を展開していきたいと考えております。

次に地下水のくみ上げ税についてでございますけれども、これも都下二十六市共同で行っております新財源研究会において、現在、検討中であり、いまだ結論を得るに至っておりませんが、結論を待って対処したいというふうに思っております。その他

の財源につきましては、何ら検討の段階を踏まえて進んでおりません。

次に固定資産税について、東京都の状況でございますけれども、東京都では過去数年かけて学識経験者、学者、税の専門家等によるプロジェクトチームを、主税局と政策室の両方に設置して、検討を重ねてきております。その結果、結論として出してきたものは、固定資産税を居住用資産と事業用資産に区分し、居住用資産については、税率を現行の百分の一・四にしようとか事業用資産については百分の一・七に引き上げ、中小企業等については別途補助金等により百分の一・七と一・四の差額を措置しようとするものであります。しかし、ここで問題となってくるのは、実施に移す場合の事務面での問題点であります。まず最初に問題となるのが居住用資産と事業用資産の区分の認定の問題です。これには職員が実地に調査しなければなりませんが、東京都の場合、調査するだけで約三百人、職員の増員と七カ月の期日を要すると聞いております。日野市で東京都と同じ方法で実施するためには、現人員の数倍の職員増と相当長期間の日時が必要となりましょう。次に問題となるのは、中小企業者等に対する救済措置であります。中小企業者の団体に補助金という形で実施するという案もあるようでありますが、また、それでは個々の中小企業者に恩恵が行き渡らない恐れがあるため、直接個々に補助金を支払うべきであるとの意見があるようです。このように救済措置の方法が全く煮詰っていません。しかもこれは救済措置の担当部局をいずれの課にするかも問題であり、そのための人員増加の点も明らかにされておりません。法律的な決着は二の次といたしましても、事務実施面での大きな問題に直面しているわけであります。そのような状況のため、東京都では、五十二年度の実施をあきらめ、この一年間さらに細部にわたって検討することにしたようでございます。いずれにいたしましても、東京都のように、これが税問題の専門家が多数おりまして、しかも学者やその他の学識経験者によるプロジェクトチームによって、長期間研究、検討した結果でも、このようにむずかしい問題が多々あるわけであります。本市においても、日常業務をそっくりそのまま、手いっぱいの状態の中で他市との連携や情報交換講演会等への出席、その進捗状況の把握等に努め検討を重ねておりますが、なかなか自信を持って、不均一課税に踏み切るだけの結論を導き出すには至っておりません。よって、さらに今後の検討課題として引き続き研究努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　ただいまの答弁の中でですね、私が質問しました固定資産税の超過課税の対象企業数、これは条件としては資本金一億円以上とか、十億円以上というような法人市民税に見習った条件がつくかと思いますけど、その

企業数と予測される増収分というのは、現在の段階で概算としてどのくらいの、もしくは予測しているか、それを答えていただきたいと思います。もう一つですけど、道路占用料の増収状況については、わかりましたらいま答えてもらいたいんですがね。

○議長（名古屋史郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　ただいまの大体増収はどのくらいかということでございますけれども、全く目安としてこの程度ということは総務委員会で御説明いたしましたが、これは本当の平面的に一億以上であろうという数字を申して、それに対する課税標準に対する一・四と一・七の差でございまして、この数字をもって直ちにこうであるということはなかなか言い切れないんでございますけれども、その調べた結果を見てみますと、一億以上の法人で約固定資産が百六十四社ございます。それから一・四と一・七の差で約二億六千万であろうと、そういう見込みでございますが、以上でございます。それと道路占用料につきましては、現在税の関係ではございませんので……。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　後で結構です。ただいまの部長の答弁を聞いておりますと、非常に困難なことの方が多いような答弁でありますが私はもっとこの困難な壁というものを打ち破っていくという市ののですね、努力、こういう点が非常に大切だと思います。たとえば、法人市民税の税率のアップについても議会内でも大変な長期にわたる慎重審議がなされました。そして長年の保守市政の時代にはなかなかこの法人市民税の税率アップができなかったわけであります。ところがこれを一たん実施してみると、ただいまの答弁になかったので恐らく自治省とかよそからの圧力障害というものもなかったんだと思うんですが、そういう実施の中で年間一億六千四百万円、五十二年度は一億九千万円という増収ができたということは、市民にとって非常に喜ばしい大きな実績であると思います。ですから私はこの新しい税の条例をつくるとか、そういう場合には、さまざまな抵抗が予想されるのは当然でありますし、特に法人の固定資産税についての課税をアップしていくということになりますと、これはなかなか大きな抵抗が予測されるのは当然でございます。しかし、いまの部長の答弁では学者の間での意見がいろいろ分かれているというようなことを言われておりますがこの点についていま私が論争するという場所でもないと思いますので一言にとどめますけれども、現にですね、現在の税制の中でも、学者のさまざまな論議があるということでございますけれども、たとえば、自治省などとともにしている学者の方は、物税論ということで、固定資産については、そういう不均一課税はできないということを言っております。私たちの常識で考えただけでも、たとえば、自動車税なんかを見てみますと、

物税になっておりますけれども、用途とか排気量によって不均一な税率で徴収をされておりますし、また、この固定資産、こういうものが収益を生まないといいましても私たちの常識からすれば大企業の固定資産というのは莫大な収益につながるものであると思います。こういう点の常識論から考えても自治省に迎合されているとか偶然一致しているのかわかりませんが、そういう学者の説というものは、常識論からも私は論破できる問題であると思うわけです。ですからこの点については、やっぱり固定資産税に対する不均一課税を実施していくとそういう私は市当局とか、市民の運動の中で、いくら行政訴訟その他になっても必ずこういう論議は論破して地方自治体の自主課税権というのを実施していけるものであるというふうに思います。また自治省の通達で、いろいろ不均一課税についての法が予定しないとかなんとか書いてあるようでございますけれども、これもすでにいろいろの法律で自治省が予定していなくても現に不均一課税のさまざまなもので流れているわけでございますから、そういう点で、私は積極的にそういう理論的な根拠というものを、市当局がさらに勉強される、ということをもってそういう壁を突き破っていただきたいと思うわけです。その点で、二十六市主催のものとか、こう、講習会に参加する程度じゃなくてですね、日野市も独自に、たとえば委託する研究機関でございますとか、一定の市の職員を通じてもっともっとお金をかけてもいいから、この点で税の理論の立場からも、そういう防害を打ち破るような、やはり根拠を日野市自身がつくっていく、そして全国の自治体に先がけて、やはり実施の方向を見出していくという努力をしていただきたいと、こういうふうに思うわけです。この点については、市長からの御答弁をいただきたいと思います。私が一市民として特に感じる点は、固定資産税の中で、たとえば減価償却の問題なんかをとりましても、きのう国会でも問題になっておりますけど、市民としては非常に腹の立つ問題がたくさんあります。たとえば、減価償却費ということで、固定資産税から免除されるような内容でも、減価償却が京王帝都の高尾線の電車の場合などは、法定年数現在十三年ということで減価償却している電車を、実際は二十六年間使っていると、こういう例などがきのう国会で明らかになっております。こういうことは、私たち一般市民の個人の財産の中では、そういうことはできないわけでありまして、こういう点からも大企業に対する課税というのは、非常に市民から見れば不幸平である、このことにやっぱり着目して、日野市当局が率先して、固定資産税に対する事業用固定資産税に対する超過課税を実施の方向で努力してもらいたいと思います。いま部長の答弁で、簡単な概数でも年間二億六千万の増収ができるのではないか、という概数でございますけれども、発表がありました。この増収についても、もっともっと対象物を研究していけば、私は三

億、四億という増収につながっていくと思います。こういう点で、少しいま投資をしてお金をかけても、十分研究の値打ちがあると思うわけです。革新都政である東京都と協力も大切でございますが、日野市としても、もっともっと積極的に市役所内部の研究体制、あるいは専門学者に対する委託、こういう点を考えてほしいと思うわけです。

それから高速道の課税については市長のことし一月の陳情を初めとして非常な努力が進んでいるということがわかりました。そして五十三年度までに結論を出す方向でさらに運動を起こしていくという趣旨の部長の答弁がありましたので、関西の吹田市などに負けずに、日野市も奮闘していただきたいと思います。

また地下水の問題でございますが、これもすでに私は、昭和四十九年の第四回定例会で資料を挙げて質問をしておりますが、二十六市でも研究されているということでございますが、日野市は、特に大企業の地下水くみ上げということがいままでも話題になってきております。そういう点で、日野市独自に二十六市に負けないで、大いに研究して実施に踏み切るという道が考えられるというふうに思うわけです。そういう点で市長のこれについても決意などを伺いたいと思います。

それからさらに市民に理解を得ていくために、こういう自主的な財源を拡充していく中で、私はもっともっと市の広報とか、あるいはそういう財政問題について市がいろいろの市の機関を

通じての講演会とか、そういうことをして市民世論にプラスになるような動きというものも、もっともっと努力していいのではないかと、こういうふうに思いますのでこの点についても、一言市長の決意などを聞かしていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の財政危機に伴いまして、自主課税権の行使ということが、かなり真剣にわれわれの課題になっておることは申すまでもありません。そこで全国市長会でありますとか、あるいは革新市長会でありますとか、あるいは東京都の都下の範囲の自治体同士の関係等の場におきまして、いろんな角度から研究検討を行っていることは、いま部長の方からお答えをしたとおりであります。それで、いま到達し得ておる状況といたしましては、つまりこれは、われわれ可能である、という側に立って考えておりますが、その手続き、それから事前の調査、それらすべて相当なやはり時間、並びに作業を必要といたします。それからしたがってそれらが、まあ用意は平素十分進めておきながら、一市が抜け駆けをして、どうこうと言いましても、これは決して成功しない、そう思います。そこで大多数の市、しかも意欲のある市が、少なくも数十市伴って、そうして国に対する反論も行いつつ実施をする、というやり方が一番国民の世論の支持を受ける、ないしは業界側

の一つの説得力になる、こういうふうに考えられております。したがってわが市も、そういう単位の中でこの問題に取り組んでいこうということに考えております。そのほかのこの自主課税権のことも、いずれその任に当たりました際には、内部にもプロジェクトチームないしは専門家の意見を聞くような手だてを講じまして十分に検討を図っていくと、こういうふうに考えております。ただ、日野市の場合確かにこの事業所におきましても、好調不調いま方々にあるわけでありまして、地元産業を一定とまでとはいかないにしましても、やはり存立をする、そういう長い目で見たこの財源確保という面での考えも大切だろうというふうにも考えておるわけでありまして、やはり十分無理をしないで理解を伴いつつ行うことが、全市的に好ましい態度であろうと、こう考えておるわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　市長がただいま、さらに前向きな立場で全市民の了解を得ながら、進めていくという立場を述べられましたので、この問題は非常に日野市にとっても重要な問題でございますし、地方自治体全体の財源について重要な問題でありますし、また、次の機会に引き続き質問することにいたしまして、若干の意見を交えまして終わりたいと思います。一つは中小企業に対する問題でございますが、部長が答弁されましたように、不均一の課税をした場合に、補助金や振興資金という形で還付していくということは、簡単にしかも公正にできる道だと思います。そういうわけですから、市長以下、また関係部課で、もっともっと実施しやすい税制ということを研究をして、実施の方向に努力をしていただきたいと思います。私たちは、この革新市政の四年間で、教育における小学校、中学校、また公、私立幼稚園にわたる父母負担の軽減とか、教育施設の充実、福祉におけるお年寄りや障害者、乳幼児に対する三多摩一とも言われ、また全国の一般市にも紹介されたような数々のすぐれた施策を実現してまいりました。また産業、農業に対しても融資制度や農地の宅地並み課税の全額補償など振興策、そしてしかもこういう施策を進めるに当たっては市民参加で科学的な行政、こういう進め方の方向に大きく実績を上げてきたと思います。自主財源についても先ほど申し上げましたように、いままでの日野市政の中でなかった年間一億九千万円にも及ぶというこういう自主財源を以前の長期にわたった大企業べったりの保守市政、大企業追従の保守市政にかわりまして、こういう税の自主的な増収ということを打ち出し、大きく市民本位へ転換をしてきたわけです。ですから、来たるべき革新市政の二期目を目ざすに当たっては、さらに市民本位の立場から大企業に対して公平な税制を実施するということは大きな課題でもあるし、また展望のあることでもありますので、この点を強く努力されるように要望いたしまして私の質問を終ります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十一の一、固定資産税の公平適正化等民主的税源拡充策についてに関する質問を終わります。

次に十二の一、市長の所信表明に問うの通告質問者、石坂勝雄君より本件について取り下げたい旨、連絡がありましたので取り下げます。

次に十三の一、市内業者の育成についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（大柄　保君）　それでは順番でやらせていただきます。中小企業に対して、私ども民社党は日野市内にある工業、商業この関係、またはこの部類に入らない、その他の個人の皆さん方が経営をなさっておられる営業の皆さん方に対しても、いままで協力をしてきたところでありますが、このたびはまず工業の関係、これは自動車の会社を経営なさっている方の関係で質問をさせていただきたいと思います。

まず質問の第一点といたしましては、現在、市役所各部課に所属をいたしております自動車について、建設部、総務部、生活環境部、福祉部、都市計画部、市民部、教育委員会、多摩平支所、七生支所、図書館、病院、水道部につきましては、都の関係ということもありますが、参考のために水道部に配車になっている車も何台あるか、少々細かくなりまして恐れ入りますけれども各部の課ごとにお教えをいただきたいと思います。そして総台数が何台になるか、この点についても教えていただきたいと思います。これが第一点です。

この車両に対しては、いずれにいたしましても、二年で捨ててしまうわけでもない、当然、その中には車検だとか、あるいは車両の整備だとかが付随してまいりますけれども、この車両を管理するに当たって、規程がございます。規程の第三条でいきますと、安全対策課が集中管理をなさる、第四条には乗用車貨物車に限っては、その配車をしてある主管の課長に任せることができると、このように規定づけられておりますけれども、先ほど申し上げました車検だとか、あるいは整備だとかの場合には、各主管の課長さんの責任のもとに任されているのかどうか、この点が二点でございます。それだけ最初に教えて下さい。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ大柄保君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　ただいま各課に配車されている車の明細を出せと、こういう問題ですが、ただいま全課に配置されておる車の台数については、後ほどお知らせいたしたいと思います。それから全車両の台数ということになりますと、大体私の記憶では八十六台ということでありますが、この点につきましても、その後、購入したかどうか、こういう点についても後ほどお知らせいたしたいと思います。

それから各主管の責任に任されているかどうか、こういうことでございますが、これは一応管財課の方を通しまして、管財課が各業者の選定を行って、管財課でそれらの業者を指定しましてですね、そこへ修理とか、あるいは車検をお願いする、こういうことで各課から車検の時期になりますと上ってきますが、それを管財課で一括して業者を選定する制度になっております。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか、何かあるんですか。

○総務部長（松村清栄君）　いや、後ほど台数の問題、ちょっと調べています。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　いま、総務部長の方から八十六台というふうなことで、各課長さんに任せられておるのかというような私の質問には、管財課というようなことでわかりましたけれども、それでは、いま日野の市内の業者といいますか、指名を受けている自動車工業関係の指名業者、指定業者ですか、何社ぐらいあられますか。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　現在、修理工場といたしましては、市の方に車の指名参加として参加されている業者は六業者でございます。修理工場として・・・。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　日野の市内の六業者でありますが、聞くところによりますと、管財課において当然行うことだと思いますけれども、この車検なり、整備なりが、なかなか市内の業者には回ってこない、八王子とか主に市外の業者が担当をしているというような話があるんですけれども、この業者を決める整備なり車検なりに入れるのは管財課の方ですね。

（「そうです。」と呼ぶ者あり）それで管財課として入れるんですけれども、話によって、それがはっきりしたことかどうかということは、私も質問をしていくのに疑問の点があるんですけれども、水道部あるいは建設部、まとめて他の業者にいっているということでございませんか。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　昭和五十一年四月から五十二年二月までの車検の件数は二十九件ございます。そのうち普通の自動車だけでございますが、これは全部市内で行っております。それから御案内のとおりバスが五台ございます。これは人命にもかかわるということで専門の整備員ということからですね、バスの修理それから車検につきましては八王子の、以前からそうでございますけれども八王子の業者へお願いしているわけです。以前この八王子の業者を、一つでやらせるのはおかしいじゃないかと、そういうことである業者をお願いをした場合

もございますが、この場合においては、どれが足りないかあるいはまた非常に車検の修理賃が非常に高かったということから、八王子の業者にバスの件については依頼をしておりますが、その他の一般自動車については、いままで八王子の業者に依頼したことはございません。ただ無料でですね、八王子の業者から車を買って、無料で修理する、あるいはオイルを取りかえるという場合は二件ほどございまして、これはあくまでもサービスという点でございます。その他の修理、その他についてはすべて日野の業者でございます。ただ日野の業者といたしましてもですね、非常に高い、車検でも非常に高い業者もございます。サービスの悪い所もございます。こういうことから、あるいは平均にいくということはなかなかないわけでございまして、そういう点については、そういう高い業者については他の業者並みにできないか、という話し合いもしております。そういうことから、すべて修理その他については、日野の業者にお願いをしているというのが現状です。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　大体わかりました。何となくそういうふうな話が、市内の業者の中からいろいろ出てくる、というようなことはやはり市の方の関係としまして、一銭でも一円でも安い業者に頼むのが、これは財政の上から言ってもいいことだと思いますけれども、市内の業者は、いずれにいたしましても市に税金を納めているわけなんです。そこで、私たちもぜひ参加をさせてくれ、というようなことで指名の参加をとっても、なかなか仕事が回ってこなくて、八王子なりあるいは他市へ仕事が行ってしまうということになると、どうしても日野市は何をやっているのかと、よその業者を助けて何もおれたちは市内にありながら仕事がなかなかもらえない、というような不満が出てくると思いますので、でき得るものならば市内の業者を励ます意味をもって、これから先も使ってやっていただければと、このように考えるわけです。さりとて、市内の業者なり、あるいはよその業者でありますけれども、あまり育成をし過ぎてしまって、はたから見て疑惑を招くようなことのないように、蛇足ながら一言つけ加えまして、市内の業者の育成というタイトルですけれども、育成ということになるかならないか、ぜひとも今後ともよろしくお願いをいたしまして、この質問は終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の一、市内業者の育成についてに関する質問を終わります。

次に十三の二、新庁舎開庁と交通問題についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（大柄　保君）　先日来から新庁舎開庁と交通問題というようなことで、あるいはまた新庁舎とその取り巻

く環境についてというようなことで、たくさんの議員さんの中から質問が出ておりまして、大体のところはわかったような気がするんですが、重複をしないで質問をさせていただきます。

一・三・二の件については、前議員の質問に対して答弁で、大体開通見込みは五十四年頃目標というようなことがわかりました。新庁舎の開庁は、今年の九月、遅くなっても十月頃にはというようなお話が出ておりますが、種々条件も建設時点におきまして出ておりますので、やはり議会の中での承認がなければ、すんなりと越せるか越せないかは一言多いようですが、そんな気がするわけなんですけれども、本年の九月ということになっております。一・三・二の開通するまでは矢頭橋ですか、実践女子大学、第七小学校、あそこの矢頭橋一本の中央線を跨線している橋で賄わなければならない結果になってくると思いますが、これに伴いまして、中央線の北側地域、あるいはまた多摩平、日野台方面よりの新庁舎に車で来る市民の皆さん方は、この一本の橋に集中をしてくることは、ほかに中央線を渡る橋がないために当然のことではないかと思います。ご存じのとおり、現在でも交通頻繁の道で、各議員さん方から第七小学校の付近は何とか対策を講じなければ、大きな事故でも起きるんではないか、というようなことが、この間からも叫ばれておりましたが、この道が一層危険になってくることは、当然のことではないかと思います。まして歩いて庁舎に来る皆さんのため、これもこの危険より守る必要があるんではないか、たまたまこの道が第七小学校の通学路にもなっているわけです。

学童を事故より守るためにも、何らかの方法を考える必要があるのではないか、このように考えて質問をいたしますが、あるいは重複をしているかどうか、もし重複をしておりましたらば、何々議員さんにお答えしましたということで結構でございます。一・三・二がいままで具体的に表面に出てこなかった、これは一部議員の中で一・三・二はどうしたんだ、というようなことですと、ただいま建設省と交渉中ですというようなことは聞いておりますけれども、具体的に表面に出てこなかった、いままでどうして具体的に表面に出てこなかったのか、これにはやはり多摩平周辺の居住する皆さん方との間に一・三・二は反対なんですよ、というような請願がいつでしたか、出て行っておると思います。それと同時に地元の皆さん方も反対だ、反対だと車公害になってしまうというようなことで、反対をされておる方があったと思いますが、いまの時点になって、一・三・二は当然、新庁舎の開庁には必要だというようなことが出てきているわけなんですけれども、この問題について、その当時の地元の皆さん方との話し合いは、現在どうなっているのかこの点が一点でございます。

それから一・三・二の開通が遅れることが、いま現在わかった時点で、当然何らかの方向で中央線を西から東に渡線する橋が必要ではないかと、このように考えて、区画整理の中で中央線を

渡る橋の計画があると聞いておるんですが、この現時点の進捗状況はどうなっているのか、この点もお聞かせを願いたいと思います。

それからまだまだこの区画整理の中で、中央線を渡る橋に関しては、かなり神明上の区画整理の審議会の中での、種々この問題についていろいろな方からの議論になっていると仄聞をいたしておるところでございますけれども、当然、市長なりあるいは市の皆さん方としては、関係の皆さん方としては、この会議にも入っておいでになったと思うので、どういうふうに区画整理審議会の中では、何が問題点となって議論をされたか、この問題も教えていただきたいと思います。

それから、これまた八メートルにというような当初の計画ですけれども、また途中で人道橋ですか、とりあえず二メートルの計画の橋をつくっておくというようなことが、審議会の中にも提示されたように聞いておりますが、本当のこの道の将来的な計画、市の考え方はどういうふうなことであの中央線に跨線をするのか、以上四点ですね、お願いを申し上げます。後、交通対策委員会の中で検討されておりますものにつきましては、その後、お尋ねをしていきたいと思います。お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ大柄保君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。まず一・三・二の関係でございますが、これにつきましては、昨日ほかの議員さんの御質問の中でお答えしたわけでございますが、これについては、ただいまの大柄議員の方から言われましたとおり、五十四年度までにこの中央線の橋がかかると、こういうことで建設省の方からの回答で、そういうことで一・三・二の全線と申しますか、それが全部開通するとこういうわけではございません。ただ、少なくとも二・二・三の消防署の通り、あそこまではですねどうしても取りつけ道路を何とかしたいと、こういうことでございます。それで地元に対する反対と、こういうようなことの中で、どういうふうに話しているかということでございますが私の方で把握しておりますものでは、その話し合いはされてないんじゃないか、というふうに思うわけでございます。今回、建設省の方からの橋かけと、こういうようなことも状況がございますので、そういうことと五十二年度の予算の中で一・三・二の環境の予測の調査、こういうものもやるというふうな予算も計上してございますので、近く、これらについて、地元の自治会と、こういう方面と接触をして説明をしたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから矢頭橋と中央高速道路の間の神明上の区画整理事業

の中でやる橋かけと、それについての御質問でございますが、これにつきましては本来、当初の神明上の区画整理事業の中で計画で八メートル道路こういうようなことで計画があったわけでございますが、昨年あるいは一昨年頃からでございますが、神明上の区画整理事業の資金計画こういうようなものの中で、いろいろ検討をした結果、どうしても国費を導入しなければならない、こういうようなことで国の方と折衝をいたしまして、国の補助をもらうと、こういうようなことになってきたわけでございます。その補助対象の事業として、この橋かけの経費を入れていただくと、こういう話し合いになってきたわけでございます。そういう中で、やはりこれも資金関係もあるわけでございますが、国の方のいわゆる考え方としても、一応、八メートルの道路ではなくて、二メートルの歩道だけをつけて、その後、車道とこういうようなことを考えたらどうかと、こういうふうな意向もあったと聞いておるわけでございます。そういう中で、区画整理審議会の中で、一応、国の補助対象が二メートルの歩道の部分について、これを認める、というふうなことで話しましたところ、それはやはり計画と違うから、当初の計画どおりどうしても八メートル道路を推進すべきであると、こういうふうなこともございましていろいろ審議会の中で論議されたわけでございます。そういうことで、それは昨年の秋のころの、いろいろ審議された状況でございますが、その後十二月ころですか、そのころからまたそういう審議会の意向を踏まえまして建設省の方といろいろ折衝をしまして、やはり八メートル道路で何とか補助をお願いしたいと、こういうようなことで申し入れをいたしまして、それほどそういう要求があるならばですね、それらについて検討をするというようなことで、その後の今年に入りました煮詰めの中ではやはり八メートル道路というようなことで、建設省の方でもその方向でいろいろ協議をしていただいている、こういう状況でございます。それで、これにつきましては、ようやくその方向でいく、というような確認の中で、五十二年度の予算の中で予算ということを設計費、それから工事費と、これにつきましては橋台、橋の橋台の部分、こういうようなことで予算も組んであるわけでございます。そういうような状況でございまして、今後やはり八メートルの道路の方向でさらに国、都あるいは国鉄とも協議を続けていくと、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　新坂下の五十二年度でしたか、五十二年度からですか。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　そうです。五十二年度の予算で、また予算の審議のときに御説明いたしたいと思いますが、予算に計上いたしております。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。
○二十一番（大柄　保君）　いま部長の方から五十二度の予算というようなことでわかりましたけれども、いま少し教えていただきたいことは、私さっき神明上区画整理の審議会の中の状況を、つぶさにとは申し上げませんでしたけれども、二メートルでというようなことに対して、八メートルでなければだめだ、というような方がおられるそうなんですが、あまりその地元との関係はお聞きにならないのか、ということは、権利者の方も当初八メートルで、言葉が変になりますが、私たちは承認、納得をしたんだというふうなことを聞いているわけなんですよ。それですから、市長の方として二メートルをとりあえずつけておく、というようなことを提案をしたならば、いやだめだ、八メートルだというようなことで、なかなかその神明上の区画整理の審議会の中が、紛糾してしまった、というようなことを聞いているんですが、そうなると、権利者ということになると、審議会の委員だけではなくて、みんなお互いにあの周辺、交通危機にさらされる皆さん方も、当然、区画整理に協力をした権利者になるんじゃないか、このように一部また出てくるわけなんですけれども、この点等については、審議会の中では別に審議はされなかったわけなんでしょうか。
○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。
○都市整備部長（成井正夫君）　私が出ておりましたときの状況でございます。その前にもそういう話があって、紛糾したかどうかしりませんが、出たときには、当初の計画でやはり八メートル道路をかけるということでその計画ができたんだから、やはりそのとおりやらなきゃまずいんじゃないかということで、その時点で地元の要望がですね、権利者がいろいろ言って反対、二メートル反対というふうなことでそこに出てこられた審議委員の方が反対というようなことではないと私は、そういうふうに感じます。当初の計画どおりやはりやらなければ、それはまずいじゃないかと、そういう御意見だと思います。
○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。
○二十一番（大柄　保君）　大体わかりました。それで五十二年度で、それから計画はどのくらいになりますか。
○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。
○都市整備部長（成井正夫君）　計画は五十二年度から一応、現在のところ三カ年計画で五十四年まで、という一応の計画で立てておるわけでございますが、これらにつきましても、まだ最終的な煮詰めと申しますか、これは昨日ですか、一昨日ですか、課長が建設省の方に行っております。都の方、それから国鉄となかなかその間の折衝がむずかしい、いろいろ協議しておるわけでございます。国の方としては資金面で三年に出せるかどうかというようなことも言っているようでございます。それと申しますのは二・二・四の関係の資金も、国の補助というようなことで、資金面で当年度、単年度に出せないというような面もあるという、これが多難をきわめているということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。
○二十一番（大柄　保君）　こちらの一・三・二それから区画整理の中の跨線橋といいますか、橋がかかることについてはわかりました。また、後で要望のときに……。それから交通対策委員会の中で、現在、皆さんで出して検討されている循環バスですが、これは、この間の交通対策委員会の中でも庁舎回りを民間バスに依頼しているということが非公式ながら発表をされたんですけれども、市長としては庁舎を中心として他市でもやっぱりどこどこ回りというような循環バスが走っております。この中にはもちろん市役所回りということが当然、日野市でも出てくると思いますけれども、このバスの運行に対しては、交通対策委員会の中では、抜本的な考えをする必要があるんじゃないか、というようなことをおっしゃっておられましたけれども、この点について、市長、どのようにお考えでしょうか。循環バスについて……。
○議長（名古屋史郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　庁舎が完成して開庁するということになりましても、一・三・二の橋でありますとか、あるいは中央線の橋かけでありますとか、二・二・五の一番橋通りのその吹上この連結もありますとか、それらが必ずしも間に合わないわけですから、しかもその状況の中で、どういう方法が役所においでになる市民の方にサービスできるだろうか、ということが、一番肝心な点でありまして、少なくとも一つ考えておりますのは、この旧庁舎と本庁舎、新庁舎を、駅の当たりと、あるいは一つの循環をするなりなんなり、ともかくピストンであっても、あるいは一方的なこの楕円形であっても、何かそういう必要があるということで、マイクロバスの購入費を予算計上しております。それからもう一方の、もう少し路線的な意味での京王バスの乗り入れ、ということにつきましては交渉しております。新庁舎に立ち寄るそういう路線を組んでほしいということを交渉しております。それからもう一つは、やや循環バスに近い状態として、市内を一つの運行系統をつくりまして、そうしてチャーター的なやり方で、その専門的なバス、マイクロバス運行でもするかという点を残して検討しておると、こういうことでありまして、いずれにしても、その完全に利便が提供できるということには不十分でありますので、もちろん不十分でありますから道路の整備を急ぎあわせてそれらを整えていくことに努力をしなきゃならない、こういう状況でございます。
○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。
○二十一番（大柄　保君）　新庁舎開庁と交通問題についてというようなことでこれから先も、いま市長が答弁なさっ

ておられましたけれども、かなり厳しい状況ではないかと思いますので、残念ながら公約をされました一期目の循環バスを、私は通すというようなことがとても実現ができないんじゃないかなと、このように私も感ずるわけですけれども、二期目担当というようなことになりましたならば、一生懸命その点についてもがんばってもらいたい、このように考えるわけです。

次に後に戻ります。一・三・二の問題は、五十四年、それから神明上の区画整理の中の道路の開通も五十四年と、くしくも、そういう数字だけはここで一緒になったような気がいたします。いずれにしましても、その間は、向こうからの庁舎を利用する方は矢頭橋一本と、あるいは豊田、日野間の吹上の大踏切を回わって二・二・三を上がってくるか、あるいは日野駅まで来て旧道を通って七小通りを通って庁舎に行くか、それとも、甲州街道の中央から二・二・三を上がっていくか、いずれにしても、あの周辺の交通網は大変なことになると思いますので、第七小学校の学童を交通事故から守るためにも、校長等とも話をしましてですね、あの周辺の事故のないように、お願いを要望といたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の二、新庁舎開庁と交通問題について、に関する質問を終わります。総務部長。先ほどの答弁漏れをお願いします。

○総務部長（松村清栄君）　お答えいたします。それでは各課ごとに車の台数を申し上げたいと思いますが、これは、三月十日現在でございます。清掃課が六台、それから都市計画が二台、それから土木が七台、学校教育五台、児童課二台、社会教育二台、公園緑地課二台、安全対策課二十六台、福祉三台、区画整理二台、管財が二台、庶務三台、公害対策三台、管理課二台、資産税課五台、広報一台、それから下水二台、秘書課四台、それから議会が一台、それから衛生が二台、企画が一台、市民税課三台、保険一台、建築が二台、産業経済課一台、図書館四台、納税課一台、市民課二台、用地課一台、全部で八十六台でございます。消防車も入りますと九十六台ということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大柄議員の先ほどのこの中央線の橋かけの、区画整理の方の橋かけのことに伴ってですが、資金計画を立てまして、そして国の補助金等もようやく整う方向にありまして、そこでこの八メートルの橋を、歩道部分のみを、まず、かけたいということを提示した理由は、でき得べくば、未舗装部分が非常に実態上の交通不便を来しておりますから、資金を、まあ配分いたしまして、そして舗装しようということを提示したんですが、橋をかける方が、もとどおりの、計画どおり橋をかける方が優先をする、そういうことが審議会での御意見だという状況があります。そういう経過がありますので、御承知をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　以上をもって、本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十九分　散会

三月十四日　月曜日　（第六日）

昭和五十二年
第一回定例会

日野市議会会議録

第六号

三月十四日　月曜日　（第六日）

出席議員（二十五名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
二十七番	三浦重春	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（五名）

十三番	竹ノ上武俊	君
十七番	清水芳雄	君
二十六番	吉富繁次	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　松村清栄君
市民部長　森久保三次君
生活環境部長　加藤一郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　中村亮助君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―十―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　塩崎真知子君

議事

一般質問

日程

昭和五十二年三月十四日（月）
午後一時開議

都市整備部長　成井正夫君
建設部長　田倉高光君
福祉部長　赤松行雄君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　倉又秀作君
学校教育課長　長沢三郎君
企画課長　前田雅夫君

書記　荒井一雄君
書記　樫村正男君

本日の会議に付した事件

日程第一

午後二時五十三分　開議

○副議長（杉山寅三郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は二十名であります。なお議長が所用のため不在でございますので、副議長がこれを行いますので、よろしく御理解の上、御協力をお願いいたしたいと思います。

直ちに、昨日に続きまして一般質問を行います。

十四の一、第二期革新日野市政の当面する課題と展望についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　第二期革新日野市政の当面する課題と展望について質問をいたします。憲法を市政に生かし緑と清流を取り戻して豊かな生活環境をつくる、このスローガンの実現を目指しまして、この四年間、進められてきました市民本位の民主的な施策は、市民の要求と期待にこたえて実施をされてきております。ちょうど第一期、四年を経過したこの時点で革新日野市政が目指す日野市の未来像に照らして今日の行政水準の到達点、これを明らかにする必要があると考えております。そして第二期革新日野市政の当面する課題と展望、これを多くの市民の期待にこたえて明らかにしていく必要があると考えております。このことは十三万市民に責任を負う市政を担当している市長の当然の責務であろうと考えております。それはまた議員についても同じ立場であろうと考えております。

具体的に質問に入る前にこの四年間の森田革新市政の施策と前古谷市長の四年間の施策、これを対比し、どこまで具体的に前進をしたのか、この点を明らかにする必要があると考えております。具体的には支出した予算額の比較をもってこの違いと行政水準の前進面を明らかにしておきたい。第二期革新日野市政の課題と展望を明らかにするためには、まずその前提として共通した現状認識が必要であろうと考えております。その立場から若干、これまでの四年間の実績に触れてみたいと思います。まず福祉行政でありますけれども、身障者福祉費、この予算がそれぞれの四年間、市民一人当たりにしてどのくらい支出をし、実施してきたか、身障者福祉費では、市民一人当たり前古谷市政の場合四百十四円、これに対して革新市政四年間で千百二円、二・六倍の増加をみております。さらに老人福祉費の場合、古谷市政千三百十四円、革新市政八千七百二十一円、六・六倍の増加になっております。社会福祉施設費では市民一人当たり、古谷市政が六百四十二円、これに対して革新市政が二千三百六十九円、三・七倍の増加、さらには児童福祉費は古谷市政、九千五百四十六円に対して革新市政三万二千十円、三・三五倍に増加をしております。さらに幼児教育の援助では三百四十二円に対して三千百十一円、九・一倍もの増加がみられます。教育行政では教育振興費が古谷市政の千四百四十一円に対して三千三百七十六円、二・三倍の増加、学校建設費では二万八千七百

六十四円の古谷市政に対して革新市政が八万二千八十一円、二・八倍の増加になっております。革新市政では学校は建たない、森田市長には学校はつくれないと一部で当時、悪口が言われましたけれども、どういたしまして古谷市政が四年間で百七十四教室をつくったのに対して二百三十八教室、六十四教室もよけいにつくってきたことになります。幼稚園費では、古谷市政二千八十六円に対して革新市政が五千四百五十円、二・六倍になっております。さらに環境整備の点で見てみますと、環境整備費は古谷市政が五十六円、革新市政二百五十一円で四・四倍、公園管理費が三百四十二円に対して千七百五十二円、五倍、道路橋梁費が一万五百九十六円に対して革新市政が一万八千百十二円、一・七倍、さらに私道の舗装整備に対する補助では古谷市政が七円に対して、革新市政が五百一円と七十倍になっております。さらに街路灯費では三百五十二円に対して九百十八円二・六倍その結果、古谷市政では九百八十三灯設置したのに対して革新市政が千八百七十一灯、約倍に増加をしております。農業振興費では三百二十五円に対して七百三十九円二・三倍、この数値にはもちろん宅地並課税一〇〇%の減額は表われておりません。商工振興費では八百三十三円に対して千二百七十八円、一・五倍、この数値には無担保、無保証人の融資制度とか、かけ込み融資制度など数値には表われない、そういう施策の前進面も、もちろんあるわけであります。特にこの予算の支出に表われないその他の施策面では法人市民税の超過課税の実施とか、道路占用料の徴収、清流条例の制定と清流フィルターの配布、さらには開発指導要綱の大成、幼保の保育料の据え置き、対話集会など市民参加の行政が行われてきております。さらには高幡の市営住宅用地の離作補障料の支払いや厚生施設の建設など、前市長の約束不履行の問題まで解決をしてきております。そしてこの革新市政四年間は御存じのように財政危機の四年間でもあったということを考えあわせましても、革新市政の民主的な施策の前進のために全力を挙げて取り組んできたということを積極的に評価できると私は考えております。

そこで具体的な質問に入るわけですけれども、この四年間の市政を直接担当されてきた森田市長として、どうこの時点で総括をされるか、率直にお伺いをしたい。

二点目は、さらにこの四年間の行政的な実践を踏まえて、第二期革新市政の当面する課題について、どう認識をされているか、さらには革新市政の将来に向けて大きな期待を寄せている広範な市民に対して今日示し得る日野市の未来像はどうであろうかと、この点についてお伺いをしたいと思います。（「借金が百億になっているぞ」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○副議長（杉山寅三郎君）　それでは米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　幸いに四年間の期間を議会の皆さんや、それから市民の方々の御理解をいただきつつ、務めさせていただいた、いろいろ不十分な点もたくさんあるわけでありますが、ともかく御理解をいただきつつようやく日野市の今後進むべき方向、ないしは市民に対するお答えをすべき課題、これを明確にし得たと、こういうふうに考えております。いまのいろいろな比較で評価をいただいた点につきましては物価の値上がり等もありますし、それから市民の御協力によっての歳入の増等もあって、おのずから行い得たわけであります。別段これは特別誇るというふうな気持ちはございません。もっともっとこれから真剣に取り組んでやらなきゃならない仕事がたくさんあるというふうに認識をいたしております。二期目ということにつきましては、これは近く市民の選挙をいただいて信任を得た上のことでありますからして、あまり多くを言うべきではないというふうに考えております。いずれ立候補いたしまして、その政策として訴えるということは十分あり得るというふうに考えておるわけであります。ただ、日野市がこれまでどちらかと言いますと、都市に対する人口集中その余波を受けての人口の急増、それらがまた一方には宅地開発となり、あるいは団地づくり等によって急激に人口がふえたと、そのことに基づきましての影響、プラスの面もあるわけでありますが、ひずみと言われる、ひずみと言えるそういうマイナス面の大きな影響がたくさん起きておることは現実であります。第一期目はそれらにつきまして、やや福祉でありますとか、あるいは当面する緊急性のある教育の課題でありますとか、むしろそれらに重点を置いた形で行った感がありますが、これからはなおそれらに加えまして、このひずみから生じましたマイナス的な要素に対する回復と言いましょうか、あるいは将来の日野市が、健全な都市として発展していきますために必要な都市基盤の整備、こういうことは非常に重要な課題だと言えると思っております。したがってこれまでも、この議会中にお答えをしましたように、下水道を始めまして道路交通体制を整えてまいりますとか、あるいは庁舎を建設したことに伴いましての関連いたします日野市の新しい町づくり、これが今後の課題として大きく当面をしてくるわけであります。単なる土木的な町づくりのみならず意思ないし市民の参加、あるいは住民意思という形での民主的な、しかもこの自分たちの町であるという意識を持つ、そういう方向が必要であるというふうに考えております。したがって幸いにその衝に当たることにさしていただきました場合には、いままでに多少明らかにしてまいっておりますことを今後はむしろ責任を持って力強く活気のある町に進めていくと、これが今後の仕事であるとこういうふうに考えております。そして、もし、

日野市の未来像というものを市民と一緒に描きますならば、これまで基本構想でありますとか、あるいは基本計画でありますとか、それらに分限的にないしはある程度の具体的な計画がつくられてありますから、いずれにいたしましても日野市の場合には連帯をする住宅の町であるということが概念的に基本構想の中でも言われておるわけでありまして、私はそれをもっと発展させまして健康で、いわゆる憲法に言いますところ健康で文化的なそういう条件が保証できる町をつくることである、キャッフレーズ的に言いますならば緑と文化の市民都市と、こういうふうなねらいが日野市の進むべき方向であるというふうに考えております。一番のやっぱり基本は都市基盤の整備を行って、健康で文化的な生活が成り立つということと、それから、文化や教育に向かいまして市民の方々が生き生きとしたそういう活動をされる、そういう舞台装置をするのがわれわれの仕事であると（「答弁、長すぎる」と呼ぶ者あり）こういうふうに考えております。以上のごく概容でありますが、質問をされました三項につきまして、抽象的ではありますけど一つの考え方としてお答えをいたすわけであります。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　緑と文化の市民都市づくりを目指するという立場から、いくつか大筋の計画と言いますか、構想が答弁されました。さらにもう一度お伺いしたいわけですけれども、一つは何と言っても都市の基盤整備、市長も答弁された下水道計画の促進、さらには交通網の整備等々、その分野での施策を促進させる必要があると思いますけれども、具体的にいま考えられている施策はどういうものがあるのか、さらに緑と清流を取り戻すというこの目標に向けて今後、どういう課題があり、どう施策を打ち出していくか。さらには、福祉行政、施設の充実もあり、あるいは内容の充実、向上も、もちろんあるわけですけれども、その点についてのいま現在の構想と言いますか計画があれば教えていただきたい。

最後に教育、文化、スポーツの行政面で具体的な計画、方針があればこの点についてもお答えをいただきたいと思います。もちろんこの質問に対する答弁は第二期革新市政を担当していくという、こういう前提での答弁になろうかと思いますけれども、そういう立場から御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　この会議の議会の皆さんの御質問でもいろいろと問われ、かつ日野市のあるべき姿をお答えしたようにも思っております。まず何と言いましても学校教育関係では、ことし五十二年予算でもお願いをしておりますとおり早く、過密化をいたしましたり、過大化しております学校の適正化を図るということがあるわけでありまして、これはどなたが担当されるにもかかわらず、たとえば十六小でありますとか、十九小でありますとか、あるいは次いで十七、ないしは一中、二中のもういっぱいになっている状況を、これを解消するように当面仕事がその分野にあると思っております。またあわせて一部の学校には増築によって対応いたさなければならないところも出るわけであります。

それから庁舎建設に伴います、議会ないし、われわれも痛感をいたしております道路、あるいは交通関係の整備、これがきわめて緊急だと思っております。二・二・五の実施、それから二・二・六という、これは都道でありますけれどもこれを早くつくっていただくこと、あるいは高幡橋に伴いますこの高幡街道それらの整備、それから新井橋関係のやはり道路の拡幅整備、歩道をつけたりする仕事、あわせてあかずの踏切とも言われ兼ねない高幡の踏切のこれの立体化をする、これは相当、いずれも年月を要することでありますけど、都に対してわれわれは、あるいはわれわれ自身の分野におきまして、この南北関係を想定するためにも最も必要な仕事であるとこう考えます。一・三・二の中央線に対する橋かけも同じくであります。それらが整いますれば、特に日野市の場合、日野駅または豊田駅、高幡駅、あるいは西の平山駅と、これらが三極、ないし四極となってそれぞれの生活圏を構成しておりますので、それらをつなぐことによって日野市のこの全市的な一体感と言いましょうか、医療につきましてもあるいはこの災害地域に対する消防車、救急車、これらの運行につきましても、そういう全市がこう有機的に利便がよくなるということがきわめて大切だと思います。

それからこの緑と清流にいずれもかかわることでありますが、標的にはこの下水道の取り組み、それからすでに開発をされました高い地域から排出される、特に雑廃水を、これをなるべく手元で浄化をすると、こういう措置が必要であると、緑に対しましては、特に農地を生産緑地とみなして、いまやっておりますような宅地並課税の減免ないしはもっと農業を指導、育成することによって健全な生産緑地並びに都市としてのオープンスペースを保っていくと、それで宅地化の急速な進行を抑止する、これらがそれぞれ相まって緑と清流にいずれも役立つわけでありますから、開発指導要綱のきちんとした指導並びに今後の建築確認の細かい分野においての指導、それから表面水域のその雨水を受け入れる、あるいは雨水を排出するそれらのその排水路の整備、それから水路等の整備、また大きく言えばこの根川の改修が一年一年進んでまいりますがらして、相当それらも改善に役立つ、これらの布石は一応すでに取り組んでおるわけでありますから、今後、東町方面の排水でありますとか、あるいはもっと根川とそれから日野用水をつなぐ関係を整えることが一般的に雨水排水に役立つこう考えます。それから七生地域につきましても来年度の予算にすでにお願いをしておりますとおり向島排水をぜひ手始めといたしまして平山方面の排水、ある

いはもっと下流の多摩に入っております用水、あれらを整備することが全体的に必要であると、こう考えております。それからいま言いましたように、一種の高い方面と低い方面が入れ変わったような自然の大きな変化であったわけでありますからして、緑を失った所には今後、なるべく開発関係の人たちにもお願いをして、樹木をどんどん補っていくと、それから家庭の空間にも樹木や草花を積極的に栽培していただくと、これが一面市民生活のレジャーの面から言っても健全な日常活動である、それから週休二日なんてことがどんどん普及していくでありましょうからして、そういう日野市内で、あるいは自分の周辺であるいは自分の宅地の中で健康な活動がしてもらえるようなそういう施策が必要である、こう考えております。

福祉につきましては、いわゆる緊急的に弱者に対する援護、それから特にお年寄りに対しましては、敬老の意味も含めてなるべく健康管理や心配事のない、あるいは健康で働ける方には余暇活動などやってもらっておるわけですが、もっとお寄りの方の高齢者事業団なども考えまして、社会参加の場をどんどん提供していく、ないしはここの庁舎なりあるいは地区センター、公民館、庁舎ができることによってかなりまた行政上のスペースもできますので、それを活用していただいて、市民活動の分野がずっとこう拡大をし得る、こういうふうに考えております。

教育、文化、スポーツ、これはこの間もお話ししたとおりですが、日野市で一番スポーツ文化関係の施設が確かに遅れております。ここに何とか早く取り組みましてたとえば庁舎の隣りに市民文化会館を建てますとか、あるいは七生支所の改築に合わせまして、七生の文化会館を建てますというようなことが当面の比較的近いうちに取り組み得る課題だと思っております。それから東光寺谷地川の流末、これらの工事が完成いたしますと、あそこに約八千坪の土地が生まれます。そこにスポーツの施設がつくり得る、こういう情勢であります。それから蚕糸の跡地には公園的なアレンジを中心といたしまして、人口をふやす方向ではなくて、日野市民のために活用のできる総合グラウンド、あるいはそのほかの施設をつくって、そしてそれはかなり長期的なことになろうかと思いますけど一つの大きな期待が持てるわけであります。蚕糸の跡地においてもしかりであります。それからずっと先に下水道が、流域下水道が成り立ちます場合に、その終末処理場の方面のある部分には人工地盤をつくってそしてグラウンドでありますとか、公園でありますとか、これらが予定をされております。申し上げるといろいろと夢は際限なくふくらむわけであります。これは日野市民の行政と一緒になってやる仕事によって、いずれは年次計画に仕立て、なるべく早い期間に達成をしたいものであります。以上のようなことを私なりに申し上げましたけど、これは仮にどなたがその衝に立つことになりましてもいずれやらなきゃならないことはだれでも認めておるでしょう。しかしその数字の示すところ等しい状態であったかないか、ということは疑問だと思いますし、それからこのことに幼稚園の二・六倍の補助を使ったと言っておりますが、そのことはかえって公私立の格差を広げております。そういう、何て言うんですか、別な現象が起きていることも考えなければなりません。それから緑を取り戻すことについても緑と清流を取り戻すことについては、かごをただ配給したし、フィルターもただ配給したし、これが必ずしもいいとは私は断定はすることは早計だと思います。なぜならば、是非は別として資本主義の経済の原則に立っているときは、受益者負担の原則が原則でなければなりません。いらないものも、もらうというようなことでただそれが福祉市民生活を豊かにしたとは一口には言われません。

かりである、またやり得る可能性はこういう範囲にとらえるということも言えるだろうと思います。たくさん私自身は考えておりますけど、いずれそういうことを発表させていただくときもあろうかと思いますので、概略そのようにお答えをいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　今後、さらにきめ細かな今後の将来計画、あるいは施策、それをお聞きする機会もあろうかと思いますので、きょうはこの程度にとどめておきたいと思います。森田市長がますます再選の確信を持って引き続き革新市政を担当していく、そして緑と文化の市民都市づくりを目指して革新市政の民主的な施策を力強く押し進めていっていただきたい、ということを最後に要望しまして私の質問を終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これで米沢照男君の質問を終わります。次に剣持佐吉君の関連質問を許します。

○十一番（剣持佐吉君）　米沢議員がいろいろ数字を挙げて古谷市政で、できなかったことを森田さんがやったと言っておりますが、この倍数については、物価指数との比較をするときには、その何倍とか、また思いつきと言っては大変恐縮でありますが、九十倍のものがあるというのは〇から一つ、出発したものだと思いますがどれをそれほどやったか、ちょっと覚えておりませんけれども、たしかにあの四年間、努力したことは認めますけれども、道路の整備においても、まだ残されたものがありますし、児童館、あるいは遊び場のごときは各町会ごとにつくると言ったのも幾つつくったかそう目立ったものではございません。ことに最近、強く要望されている体育館や文化的施設、これについてはまだ手をつけておりませんし、今度の五十二年度の予算においては、ややこの学校開放に予算的に措置をする傾向が見られておりますが、いままではそう前進のやったこれもやったと言いますが、努力目標であったから仕方がありませんけれども、

色は見られておりません。したがって一方がふくらめば一方がへこむという原則にほかならないと思うのであります。ことにビル火災についての防災対策、大地震を想定してのそういうものもやっておりませんし、それから巡回バスも五十二年度に予算化しているようでありますけれども、市役所関係の建物をつなぐだけでいわゆる市民の待望している、遠い地域の足を確保するというものになろうとも思われません。こういう問題について市長はこれからまた市政を担当すればやると言っておりますが、これを全部四年間にやるというものではないと思われますし、いわゆる努力目標でやろうとしていることを善意に解釈する者でありますがそう理解してよろしいかということ、それからただとか奉仕とかいう中にいろいろたくさんの問題やら、それから受益者負担の原則に照らしてこれを洗い直す必要はありはしないかと思われるがどうか。

それから米沢議員のこの説明の中に倍数が物価指数との比較によるとこの倍数では受け取れないと思われますが、もし受け取るとするならばその答弁していただきたいですね。そうであるならば私は物価指数の上昇と、この倍数との数字によって比率を出していただくことになると思いますが、その辺のことについて市長の御見解をいただきたい。（「米沢議長、答弁」と呼ぶ者あり）それで結構であります。その辺のことを明らかにして、努力目標は努力目標、たしかに努力目標について努力をしたとは思われますし、私は米沢議員の発言の中から私の感じを捨い出してそれで市長の考え、気持というものを伺いたい、以上であります。（「討論じゃねえぞ」「答える必要なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、先ほど私がお答えしましたのは米沢議員はいろいろと係数を挙げて示されたんですが、私は物価指数等のこともありますし、それから市民の方から税金を納めてもらって歳入がふえたことによって行い得たことであって、別段誇ろうとか何をしたというふうに言える、そういう気持ちは持っておりません、こういうふうにお答えはしたつもりであります。それから今後のことも同様でありまして、誠心誠意もしその衝に立ちました場合にはやらしていただきますというふうに言っているわけでありまして、そう気負い立って何かこうひけらかすようなことはしてないし、思っておりません。まあ、そういうことで御理解を願いたいと思います。

それから努力目標は努力目標として、やはり達成することが念願でありますからして、そのためには最大限に努力をしようとこういうことであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　よろしいですか、剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　結構です。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十四の一、第二期革新日野市政の当面する課題と展望についてに関する質問を終わります。

次に十五の一、学校教育における科学センターの充実のためについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　学校教育における科学センターの充実のために質問をしたいと思います。近年高度経済成長政策のもとで学校教育における科学技術の教育の充実が叫ばれてまいりました。それは即産業の成長に伴い必要な人材を育成するという観点からの要求でもあったと思いますけれど、しかし私がここで取り上げる問題のテーマとなりますものは、そうした時流にこたえるだけの人材の育成ということではなくて、もっとそうしたその時代時代の要請をも越えたもっと深いところに科学教育の意義があるのではないかと、こういう観点から質問を行っていきたいと思います。学校教育における科学教育はきわめて重要なことは申すまでもないことであります。しかし学校教育の内容というのは、科学教育だけではなくて、そのほか言語教育であるとか、あるいは情操教育、体育等々、総合的な教育によって子供たちの人間形成を助けていくということになることは当然のことであります。私もそう一つである科学の分野を取り上げるということでありますから、この点、前もって明らかにしておきたいと思います。科学教育に対する認識はそれぞれ異ったものを持っていると思いますけれど、私個人の見解で言うならば、子供たちが自然に接してそこから問題を発見し、観察であるとか、実験、測定等を通じそれから得られた現象、そして推論に基づく理論化を行う中でこうした問題をみずから解決しようという積極的な態度を育て上げるという点と、もう一つは自然とのかかわりを持つさまざまなかぎを通じて、こうした子供たちの科学的な態度が育成されていく、このように考えるわけであります。要するに科学的な態度ということを一言申し上げますならば、じっくりと問題に取り組んでそれをみずから解決しようという、そういう態度こそ科学的な態度の基本に流れるものではないかと判断するわけであります。学校教育には基礎的な科学知識をしっかりと子供たちに身につけさせるという、また重要な一面を持っているわけでありますから、こうしたことを含めて科学教育の意義はそれこそ人間形成全面にわたって浸透し、それがその人にとってさまざまな問題の出会い、あるいは人生の中における解決に役立つ、そういう力をつけさせていくということが大切であると思います。

そこで私は現在、日野市が行っております学校における科学センターの位置づけについてどのように行っているのか、という点について教育委員会にお伺いしたいと思いますが、最近、森

田市長もさまざまな施策を行う上で科学的という言葉を使っております。これは大変いいことであるわけでありますし、こうした科学的な態度の施策を遂行する姿勢こそ、今後の日野市の発展の上で必要な行政的な姿勢でもあると思います。現在の市政を担当する人のみでなく将来の日野市政、あるいは日本の国を担当する人たちを育てていく上で、学校教育プラスこの科学センターの役割りも決して軽視されるものではないと思います。質問の一点はこの科学センターの発足の趣旨と現在どのような内容と規模で行われているか。

二点目には予算等の措置が十分行われているかどうかという点であります。五十二年度の予算案は、前年度の比較では若干増額されておりますけれども、なお実験材料等の購入で、幾らかの補助金等の不足を期している点も感じられるわけであります。現場で指導する教師等の負担にならないような援助も考慮していく必要があると思います。その点、どのように考えておられるか、二点目に質問したいと思います。

三点目は将来構想の問題でありますけれど、現在市内二カ所小学校の場合でありますが、市内二カ所の学校を設定いたしまして、それぞれこの科学センターを実施されております。当面する問題点や改善点はいま申し上げた二番目の質問の中でも改善することはできると思いますが、将来構想として、たとえば教育センター、科学センター的なものを設置することもいいのではないかと考えております。日野市の単独構想プラス都の施設としてのこの科学センター、教育センターの誘致も考えあわせていくことも必要だろうと思います。内容については詳しく申し上げませんが、たとえばさまざまな実験施設や機材はそろっているとか、プラネタリウムのある施設であるとか、等々考えられるわけであります。二十三区はもちろん、三多摩幾つかの市においてもこうした教育センターを所有している市がすでにあります。このセンターが科学教育の発展に重要な貢献を果たすであろうことは私は間違いないものと確信しております。以上三点について教育委員会の考えをお伺いしたいのであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ板垣正男君の質問についての答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　ただいまの板垣議員の方から出されました科学センターの充実のためにと、この学校教育の中身そのものの中における科学教育の位置づけ、この面につきましては教育委員会といたしましても板垣議員の考え方と、全く同様に考えております。単に科学するための科学でなくて、全体的な人間形成の中におけるところの科学、そういうような考え方に立ってその問題については対処していきたいとこう考えております。なおこの科学センターの位置づけということで発足の趣旨と内容と、この面につきまして申し上げますと、実は現在、国では理科教育振興法という法律がございまして、この理科教育振興法に基づきまして、各都道府県の中でも特にこの学校教育分野の中の科学教育、このものは重視されていると、それに基づきまして昭和三十九年、これは東京都の事業費という形でこの多摩地区でも科学センターを都の事業費の中で一応予算化されて何カ所か科学センターが置かれるような形が取られてきたわけでございますけれど、その後、日野の市政が発足するのに伴いまして日野市独自で科学センターを設置して子供たちの科学する心を育てると、こういう趣旨に立ってセンター設置に踏み切ったわけです。それで現状ということになりますけれど、現在は小学校関係につきましては、北部と南部、中央線をはさみまして北側と南側と二カ所に分けまして、北側につきましては日野の第三小学校の中に北部のセンター、それから南部につきましては百草台小学校に南部の科学センターを設立いたしまして、大体南部北部とも四十名前後の各小学校で理科が比較的興味を持っている、そういう子供さんたちが土曜日の放課後、二時から四時頃の時間帯でございますけれど、土曜日の放課後そのセンター校の方に集まりましてその該当地区の理科担当の先生の指導を受けながら個々にテーマを決めまして、年間自分のそのテーマに基づきながら先生方の指導を受け、実験だとか観察、そういうものを一年間の自分の研究の成果というのを最後にまとめて発表すると、こんなような形で運営されております。この予算措置につきましては、南部北部とも現在五十万の予算ですから合計百万の予算で南部北部の科学センターが運営されていると、来年度北部につきましては旭が丘小学校、それから南部につきましては程久保小学校、また学校数もふえますし一応担当していただく先生の数、あるいは参加して来る児童の数、こういうものをからみながら一応、これは予算審議の中でまた御検討していただくことになるわけですけれど、教育委員会としては、南部北部とも十万ずつ予算の増額をお願いして六十万ずつの経費で運営していきたいとこういうことで百二十万の予算要求をしているような次第です。それから中学校関係につきましては、これは実は八王子と合併したような形で、八王子の第四中学校に科学センターというものを設置して、日野、八王子合同でいままで研究を続けてきたわけでございますけれど、来年度から、これは日野市は日野市としてですね、独立した形でやはり中学校の科学センターを充実させていく必要があると、こういうことで一応中学校の理科担当の先生方にも集まっていただきまして、その辺の計画、あるいは準備を進める中で当面、初年度として三十万ほどの予算規模で中学校関係についても小学校同様の科学センターを日野市独自の形で一応やっていきたいと、こんなような構想に立っております。

なお、この将来展望を含めても科学センターの建設の問題につきましては、現在、東京都の中で各区、各市で科学センターという形で施設を持っているのは、二十三区の中に新宿区と杉並区、この二区だけでございまして、あと大体の区、市がですね持っていたとしても教育センターという形で、その中ではいわゆる身障教育の問題とか、あるいは教育相談の問題、それから先生方の研修ができるようないわゆる資料室、その中に一環として科学の実験その他もできるような教育センターというような名称の中に、その科学センターの位置づけもその中に行いましてやっているというそういうのが実情でございます。ただ三多摩の場合につきましては、いま教育センターという形でその一つの施設を持っているのが青梅と八王子と三鷹とこういうことで日野市の場合におきましても非常にたくさんいろいろな形での市民要望等に基づく市民のためのですね、いわゆる市民会館だとか、あるいは体育館だとか、その他非常にたくさんの要望が出ておりますので、そういう中で十分調整を取りながらその科学センターの一環であるその教育センター的なものをですね、その教育委員会そのものも、この構想の中には将来構想の中に一応位置づけながら機会がくればぜひそういう形でのセンターも、当市としても持っていただきたいと、こういう気持ちだけは強く持っておりますので、その辺含めまして一応答弁にかえさせていただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　科学センターの開講式、あるいは閉講式に教育長も出席いたしまして、児童に対して励ましのあいさつを行っております。教育委員会も大変、力を入れているということも感じられるわけでありますけれど、そうした姿勢を今後も取り続け一層の充実を図っていくように要望しておきたいと思います。最後に市長にお伺いしたいのでありますけれど、最近、日野の植物ガイドブックが刊行されました。植生調査よりも、もっと一般的なだれにでもわかるような内容となっております、この植物のガイドブック、大変市民からも好評のようであります。これを一層多くの市民に読んでいただく、見ていただくということを行うとあわせまして、学校教育の中にも、このガイドブックが利用されるようなことができないものかどうか、たとえば理科の副読本として配布するということも一つの方法であります。そうしたことの検討ができないものかどうか、そのことが一つであります。

それからもう一つ、このガイドブックに関連いたしまして、本の出版だけではなくて、口頭による説明会なども開講してはどうかと思います。日野市史編さん委員会では最近資料編を出版いたしまして、これも注目されているところでありますが、これにあわせまして歴史講座を開催いたしました。資料編ですとなかなか一般にはわかりにくい内容となっておりますが、講師陣

の協力によりまして、こうした講座を開くならば大変わかりやすくその資料編が生かされるということがあるわけであります。これと同じようにこうしたガイドブックの説明会を何会場かに分けて説明会を催すということも考えられると思います。

三つ目に、この植物ガイドブックにあわせまして、自然の観察コースを設定してはどうかという考えであります。日野市を一つのコースだけに設定するということは、ちょっと無理があるかと思いますが、幾つかのコースに分けまして、実際の生きた自然観察等がこうしたガイドブックとあわせて行われるならばこの意義というものが一層生かされてくるものと思います。市長も個人的には大変こうしたことにも関心と知識も深いようでありますけれど、こうした自然観察コースの設定がいかがなものか、この点をお伺いしたいと思います。

三点目にかって鈴木議員が一般質問で取り上げたこともありますが、各児童館に望遠鏡を送るというようなことがたしか質疑されているはずであります。天体クラブというようなことが児童館にも設けられまして、こうした望遠鏡を必要とする所もあるようであります。指導員等の配置もあわせて、天体への興味関心を個人ではなかなか買えない望遠鏡を利用して児童館でこれらを観察する、こういうこともできるようになるのではないかと思います。以上三点について市長の考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　最近、日野の植生をもっと平易化いたしました植物ガイドブックというのを出したわけですが、これは自然を守る会にたまたま植物の専門家が何名かおられまして非常にその献身的な方法でもってここまでこぎつけていただきました。せっかくつくったもんでありますし、かなり評価に値するものでありますので、これを大いに活用していただきたいとは思っておりますが、子供たちが自発的に学習をするか、あるいは学校の教材にするか、それらは教育委員会で考えていただくことだと思っております。それからこれに続きまして、でき得べくば日野の昆虫でありますとか、日野の野鳥でありますとか、そういうものがこれは出し得たら大変いいんじゃないかと思っております。幸いに日野にはよそにない自然動物園がありまして、この自然動物園関係の職員の中にもそれぞれ専門家がおられますし、野鳥については特に日本でも有名な方もおられます。そういうことでだんだんそういう方向に自然を観察するために一つのテキストブックとなるようなものをつくっていく、それを子供たちや社会の方が利用していただくということも思っております。

それから自然観察コースはこれまでもやはり自然を守る会が毎月計画をして日野の自然という会紙にその案内が出してあります。かなり参加者もあるように聞いています。それから東京

都の自然を守る会が、よくこの多摩川を縦走する形で日野の中にも一つコースが入って来たりしております。私の遊歩道というので自然を守る会が、やっぱり自然を守る会の指導者の先生が、日野市内のいろんなコースを設定をして、いまその三つ目が出されております。これもまたいくつかそのコースを実行して、実地に歩いてみてもっともっと施設と言いましょうか、安全施設等もつくって市民の方に利用されるコースに仕立てていきたい、こう考えております。

それから児童館に望遠鏡をということは、確かに聞いておるわけですが、各児童館につけるのがいいのか、あるいは新庁舎の屋上にとりあえずつけるのがいいのか、新庁舎の屋上は非常に展望もいいですから決して悪い場所ではないと思っております。それは将来（「それで百草園からケーブルカーだよ」と呼ぶ者あり）ある程度、この市の行政が安定しましたら、よその市に行きますとたしかにプラネタリウムでありますとか、科学館でありますとか、本当に羨望したいようなものがあります。だんだん日野にもそれは十分将来において可能である、こういうふうに考えたいわけであります。以上のとおりお答えいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　望遠鏡について新庁舎の屋上でも結構なわけですけれども、今後検討を続けていっていただきたいと思います。市長の答弁、あるいは教育委員会の答弁とも、私の質問の趣旨をかなり理解されているものと私も判断いたします。今後鋭意努力を行い、これらの要望点、あるいは意見が実際の施策となって表われることを期待いたしまして質問を終わりたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十五の一、学校教育における科学センターの充実のために関する質問を終わります。

この際、ちょっと申し上げておきたいんですけども、定足数を欠く恐れがございますので（「いない人に言ってもらうんだな」と呼ぶ者あり）退席しないようにひとつお願いいたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に十五の二、日野駅周辺に自転車置場をについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　日野駅周辺に自転車置場を設置をと題しまして質問を行いたいと思います。自転車置場の設置の要求については、これまで議会でしばしば一般質問でも取り上げられてまいりました。その努力もありましてか中央線の豊田駅に自転車置場が設置されるようになりましたし、京王線の平山城址公園の駅にも自転車置場が設置されました。平山駅の場合は京王が管理を行い、有料で駐車場となっているそうであ

りますけれど、これは市民にも意外なことであったように思います。このようにいたしまして、市内の駅の周辺二カ所自転車置場が設置されましたけれど、しかしまだ幾つかの駅周辺におきまして自転車が放置されるということが続いているわけであります。私が取り上げました日野駅周辺について申し上げますならば、駅の西側だけでも多いときで三百台の自転車が放置されるようになり、最近では駅構内まで自転車が置かれるようになりました。狭い歩道の上に自転車を置きますから自転車を利用しない歩行者に大変歩行時に迷惑をかける、こういう状況が表われてきているのであります。また駅の東側、最近区画整理も進みまして、住宅の移転等も行われ、自転車置場を経営しております住宅の移転があり、それが廃止されるということから、一層自転車置場に困るという声が多く私どもに聞かれるようになってきたのであります。こうした中で三多摩の人口急増各市町村におきまして、日野市と同じような悩みも持ってきたわけであります。今日、どういう対策が考えられているのかまた将来、各駅における自転車置場等について対策はどのように講ぜられるのかお伺いしたいわけであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣正男君の質問について

の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　確かに議員さんからお話がございましたように、日野の駅周辺には昭和五十二年の二月の十七日調査をいたしましたところ約五百七十五台が確認をされております。これは西側にあります二百九十七台でございます。それから東側が二百七十八台、一緒で五百七十五台確認をされてございます。この数は多少もっとふえてきておるわけでございます。八坂神社の境内、あれは区画整理された道路でこういう所にも空地、所かまわず置いてあるというのが現状でございます。この自転車のこれは放置された自転車をどのように対処するかという点については各担当課長が数回にわたりまして、抜本的な対策を協議をいたしました。たまたま市長がこの会の会長をやっておりますので、この会がこれは調査あるいは検討結果を諮問するということになっておるわけでありますが、これらのいままでの内容を見ますと、一体市が自転車置場を設置する義務があるのかどうかと、このことが一番最初の疑問点でございました。御案内のとおり、駅周辺の土地というものは非常に高いわけでございまして、これらを市が確保して自転車置場を設置するということは、いまの経済情勢では非常にむずかしい。たまたま豊田駅の場合は、これは国鉄から土地を借用いたしまして、あのような場所に設置したわけでございますけれども、その他の駅におきましては、ああいう設置場所がない、そういうことで市がそれを設置する場合には相当な土地が必要である、そしてある市においては自転車を設置場を設置するならばそれじゃ自動車持ってる者はどうするんだと、自動車の置場も設置してもらいたい、こういう要望もあるわけでございます。それで、私どもといたしましても、これらのジレンマに陥るわけでございますけれども、それなら一体どうしたらいいのか、こういうことが問題となっていろいろと議論百出しているわけでございます。基本的な考え方としましては、駅周辺にある自転車というのはその駅を利用する者が大部分であろうかと思うんです。当然、その駅を利用するその駅がですね、駅を経営すると言いますか、国鉄なりあるいは京王、そういう駅を利用するその主体のものが設置するのがあたりまえじゃないかと、国鉄が設置するのが当然であろう、あるいは京王が設置するのが当然であろう、こういうことが言われておるわけでございます。そのほかには非常に学生等が多いわけでございまして、学生にはなるだけ歩いてもらう、あるいは十分以内で駅に来られる者はなるたけ遠慮してもらう、こういういろいろな議論が出ておるのが現状でございます。それで、駅周辺、いま申し上げましたようにですね、それじゃ雪の日はどうかと、雪の日は自転車に乗れない、それでも通わなくちゃならないわけでございますが、じゃ雪の日を調べてみようということで雪が降った日に調査をいたしましたところ、約三分の一に自転車が減っているわけでございます。全日野市の全体の自転車の放置されておる状況を見ますと、すべての駅を総計いたしますと、二千六百十五台あったわけでございます。これが雪の日は七百八十四台に減っておるわけでございます。ですから自転車を利用しなくても通える者は通う、こういうことが言えるんじゃないかと思うわけでございます。そういうことで、いまそういうふうないろんな問題点をまとめている最中でございますが、議員さんからこういう駅にはお願いをして設置してございますので、こういう方向で今後進んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　いま総務部長から来年の自転車整理の人件費を計上してあると、こういうふうにお答えしたところでありますが、これは、私の考え方といたしましては自転車監視員と言うべきか、あるいは自転車指導員と言うべきか、そのあたりはまだ確定をいたしておりませんが、相当の威厳を持って、その腕章でもして服装を整えて、そして乱暴な置き方をする人にはかなりしっかりとした忠告ができると、それからビラなどもつくりまして、若い高校生なりあるいはあまり遠くないというふうなことがわかる人にはビラであなたは徒歩で通って御協力してください、こういうような積極的な指導をやっていこうという考えであります。これは京王線系統、それから中央線系統、二つの系統を一人一人担当してもらって毎日一駅上してございます。今後の将来は先ほど申し上げましたように国鉄ともいろいろ協議をいたしまして、その駅には、国鉄にはそれだけの広場が、あるいは国鉄の用地があるかと思いますので、これらを開放して自転車置場を設置してもらうようにも今後努力してまいりたいと、それから私鉄においても先ほどもお話がございましたように、平山駅、あるいに平山城址公園、こういう駅にはお願いをして設置してございますので、こういう方向で今後進んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

に勤務というふうじゃなくて、みずからも自転車で走ってそうして各駅で朝な夕な指導していただくと、またはみ出したような置き方をする人には、あるいは多少、もう少し強い措置をしなきゃならんかも知れません。そういうことで一つの市民の支持による指導のムードつくりをしながら、今後の駅前に、乱雑に置かれて迷惑の起きる自転車問題に一足でも前進をしようということがその考え方であります。以上お答えいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　自転車置場を市がつくる必要があるかどうかと、疑問を持っていると言われましたけれど、現実市民が利用し、また駅周辺における交通混雑の要因ともなるならば、それを市はやる必要はないかどうか疑問を持つなどと言うことじゃなくて、現実から出発して、それにどう行政が協力するなり、あるいは必要な手当てを取るかということが必要なわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市が土地を購入しなければならないということで、自転車置場はつくれないということではないはずでありましょう。国鉄あるいは京王との折衝をもっと強めるとか、あるいは利用地を工夫して利用するとか、等々考えられるわけであります。そういう姿勢こそ私は必要なものと考えているわけであります。しかし今後の市の対応としても、国鉄なりあるいは京王との折衝を強めるということでありますから、その点に期待をつなげるわけであります。市民からの苦情は利用していない人からも、自転車を利用してない人からも寄せられますし、利用している人からも寄せられるわけであります。こうした両方の希望をかなえていくために市側の今後の努力をお願いしたいと思います。なお日野駅の西側について区画整理を進める中で、自転車置場等も考えていきたいという新しい考えも示されましたので、ぜひこの計画を進めていっていただきたいと思います。なお監視員の制度については予算委員会等でも検討されるかとも思いますので、それに譲りまして私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　これで板垣正男君の質問を終わります。

次に林重義君の関連質問を許します。

○九番（林　重義君）　ただいま自転車置場の質問がありましたけれど、私は京王の平山城址公園駅の整備に伴って、説明会の席では、自転車置場が一部できるんだというような説明がございましたので、その点はどうなっているのかということと、それに付随した環境整備の問題も触れたようですので、環境整備の問題あるんですけれども、付随した排水とか歩道設置の面がまだ残っているようでございますが、そういう工事については確かに京王側が施工するということになっているんじゃないかと思いますけれど、期間がいつ頃まで市との話し合いの中に終わるということが含まれての話になっているかということです。それもやはり駅自体が整備されて、後にもう何かその半年もたちますのにいまだに何かそのできていないというその工事にかかっている点もあるんでしょうけれど、そういうことで聞くんですけれど、そのほかに市が話し合いの席で工事まで工事担当課がその指導させるんじゃないかと思いますが、指導されているのは京王側は一切、付近の話し合いというか、関係市民の方々の話し合いを一切やっているという確認のもとでやっておられるのか、そこまでやはりその市が一環として指導されているかという点をお聞きしたいと思います。工事の関係者として。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまの御質問については私の方が総合的な窓口としまして、着手をいたしております。いまの御質問の点は、すでに京王側との折衝を完了しまして、確かに工事の面では協議いたしておりますが、これは当市の方でいたすことになります。それでその担当といたしましては、建設部に当たっていただくという形になっておるわけでございます。いまそのことを事務的にいろいろ進めております、企画課長おりますので、詳細に企画課長の方から説明をいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　企画課長。

○企画課長（前田雅夫君）　お答えをします。御指摘の歩道の位置でございますけれども、平山城址公園駅の北口のいわゆる京王線に平行した道路の関係だと思います。これにつきましては、京王帝都と市と協議をしまして、用水の上にふたかけをしまして、歩道を設置すると、いうことで基本的に合意されております。当初、駅の操業開始までですね、歩道の設置を間に合わせるということでは進めておったんですけれども、京王との設計協議とかいろんな手続きがございまして工事が非常に延び延びになっているという状況でございます。いま少し御猶予いただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　工事が遅れているということでございますけれど、やはりその駅自体も完全なその現にあった駅を何と言いますか、改築でなくですね、新しい形に改築するということのたてまえから、工事の遅れている、協議上はそうなっておっても工事が遅れていることについては、回答なかったんですけれど、期間がいつ頃までにやるという、何かその話し合いがなされたかということの回答がちょっとなかったんですけれど、終わる時点です。

○副議長（杉山寅三郎君）　企画課長。

○企画課長（前田雅夫君）　設計上の協議はですね、京王帝都と建設部の土木課としているわけでございます。もしそ

の辺の問題でしたら建設部長なり、後ほどお答えいたしたいと思いますがいかがですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えいたします。確かに京王帝都と平山駅の拡充に伴いましていろいろな条件の整備がございました。それですべてがいわゆる駅の開設と同時というわけではございません。ものによってというか、工事によっては、その後、協議をして万全を期していこうということになっています。したがっていま御質問の中にありました裏側の水路のふたかけについても、すでに橋げたはのっておろうかと思いますがそんなような実情にもございます。東側の水路は過日、広報について協議が進められたという段階でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　私は、いろいろ聞いておりますが、やはり駅の改修については付近の住民の方々の、特にその改修について反対やいろんな問題ありましたけれども、協力体制というか、大らかな気持ちで協力されているわけですよ。それについて、京王側については駅だけつくって後のことはいつになるかわからないというようなことでございますけど、付近の住民の方はいまだに迷惑をしているんじゃないかというような、迷惑をしているという話がきますので、その辺のところで市が指導をするならばですね、ああいう駅については今後何というかその、付随した工事についても、終わった後に影響を解消してもやはりその会社側に対しては支障がないんじゃないかというふうに感じます。このような形で後、これ何カ月たってもわからんというようなことではやはりそのあくまでもその大企業ではございませんけれど、京王側を会社優先というような形にも考えられても仕方がないんじゃないかと感じがしますけどね。今後の行政措置で悪いところは先に直すとか、一緒に直すとかというような形にもなるのではないかという話があったもので、そういうようなことを今後の行政の上に生かしていただきたいというような要望をいたしますが。もう一点何かその駅の植樹について御意見申し上げたいと思いますが、市長は常にですね、これからの今年度についても緑と文化都市をつくるというようなその前提に立っての認識やお考えのようでございますが、これを京王側が当然、市は関知してないところだと思いますが、京王側の駅の構内にあります小さなところですけれど、そこに緑地帯というような形のところが二カ所ございますが、そこに植わっております木がヒマラヤ杉の三十センチぐらいのものと、下には杉の小さなものが植わっているだけですけれど、やはりその駅周辺については平山にしてもどこにしても表玄関と言いますか、そういう形も見られると思います。そういうことから言って、あの辺には日野市がカシの木を指定してある以上は、そのような形のりっぱな木ぐらい植えるような指導も必要じゃないか、そうすれば、京王側としても木の価格が幾らしましても何千万という価格はしないんじゃないかと私は考えますので、細かい点でございますけれど、緑と文化都市をつくるというような前提のもとに立って小さな所からでもいいから考える必要があるんじゃないかということを御指摘して終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十五の二日野駅周辺に自転車置場をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時三十五分　休憩

午後五時　十九分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十六の一、市民の持久性ある健康づくりについての通告質問者、大下博君の質問を許します。

（二十二番議員登壇）

○二十二番（大下　博君）　御指名により一般質問を行います。市民の持久性ある健康づくりについて質問いたします。なお先の秦議員の質問の中で答弁がずいぶん聞こうと思った中にありましたので、その点は省略し、できるだけ簡単に質問したいと思います。さて今日、平均寿命は男七十一歳女七十六歳以上になったと言われています。かつて人生五十年と言われている時代から見れば、大変な長寿になったと言えます。しかし今日、言われている平均寿命とは一体何なのでありましょうか。いまさらここで述べるまでもなく、年度における死亡した人の平均寿命でもなく、また一番多く死亡した年齢でもないことは御承知のとおりであります。つまりその年度の各年齢の死亡状況をもとにして、ある年齢に達している人が、その年度の死亡の状況が今後も続くとしたら平均して何年生きられるかということを計算して出した数字をその年齢の平均余命といい、そうして各年齢ごとの余命を出し、0歳の平均余命が何歳であるかということでいわゆる0歳の平均寿命を、いわゆる一般に言われる平均寿命ということであります。ですから現在たとえば男が四十歳の人が平均余命が七十一歳だからといって少なくともその人が後三十一前後は生きられると単純に考えているのは、これは大きな間違いだと言えます。この男子七十一歳、女子七十六歳という調査結果のその時点のたとえば六十七歳の人は昭和二十五年の時点からわずか二歳から三歳の平均余命の延びにすぎないという結果が出ているわけです。それでは平均余命はなぜ延びたのでしょうか。つまり昭和二十五年ご

ろまでは幼児から二十歳前後の人たちがいろいろな伝染性の病気やあるいは気管支炎、あるいは肺結核による死亡が大変高かったところにあるわけでございます。ところが最近、衛生士等の普及と抗生物質の開発とあわせて医療あるいは科学の技術の発展によってそういう若年者の死亡率が大変低くなったところに平均年齢の高くなったということに原因があるわけでございます。つまりだれでも健康で平均余命が飛躍的に延びたとは言えないということが言えるわけでございます。ちなみに、私たちが日野市だけを見ても、各病院はいっぱいになるほど患者が毎日いると言ってもよいのではないかというふうに思います。また健康者でも社会活動をしておられる方々でも、ほとんどというのは表現が大きいですけれども、多くの人が体の変調や、どうも具合が悪いということを漏らしたり、聞いたりするのがいかに多いかということを私たちはよく知っているわけでございます。そこで人はすべて平素から持久性ある体力づくりが必要で、それにはもちろん自分がみずから健康づくりに力を入れてやる必要があると思います。しかしこれには条件整備がやはり必要です。この条件整備の施策にはまず国が大きい健康づくりに対する予算、あるいは健康保険に対する理解を持って国がやらなければならないということが言えると思います。また地方自治体においても同様に市民の持久性ある健康づくりに責任を持って力を入れる必要があるのではないかというふうに思います。そこで市長は他市に先がけて市民の健康づくりのために、緑と清流を取り戻そうという、このスローガンの中の一環として、老人の生きがいの施策や、あるいは0歳の健康づくりなどに多くの行政を行ってきたと言えます。そこで市長はさらに今後四年間、市政を担当していくという意欲もあるし、当然その結果になるというふうに確信を持っているわけです。そこで五十二年度の予算案の中に胃や心臓病、あるいは新生児の訪問指導、あるいは検診など数多くの前進したものが見られますが、私は次の点を質問したいと思います。

同じく五十二年度の予算の中に、内容は説明がないので、いまだにわかりませんけれども、歯科相談医の謝礼金六十万円が計上されているが、また胃や心臓病などの集団検診とあわせてこれらを考えあわせ、健康者でも気軽に相談できる、何と言いますか、健康センターと言うかあるいは衛生センターと言うか歯科医と同じような相談室と言いますか、このようなものを今後置いたらよいと思いますけれども、こういうものを今後、近い将来に市長はそういうものを設ける考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。もちろんこれには医師会の了解なり、歯科医の医会の了解なりというものがなければ当然できないと思いますけれども、この点についてお伺いします。

以上。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ大下博君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、福祉行政でありますとか、あるいは医療行政でありますとか、いろいろ間口を分けて行っている面がありますけど、私はそれらのすべての一番の基礎をなすものは、その人その人、つまり市民の一人一人のまず健康が保たれるということが一番基準になる、こういうふうに考えます。医療という形で受け身に病気になった際に手厚くするよりも、病気にならないという方がむしろ先でなきゃならない、これこそが保健行政でなければならないと思っております。それから保健行政というその個々の健康を保つためには、人間も生き物でありますからして、環境条件に大変影響されます。そこで大気が正常であるとか、水がきれいであるとか、あるいは緑豊かな環境であるとか、ストレスのとにかく生まれない、それから疲れてもその回復能力がある、そういう社会をつくるということ、あるいはそういう環境をつくることがきわめて大切だと思います。緑と清流はまあ、たしかにキャッチフレーズではありますけどそれらをすべて目指しておるというふうに私は考えておるわけであります。そういう環境にこそ、本当の健康がつくられるという、こういうことだろうと思っております。そこでその次に、たとえば公害対策でありますとか、あるいは安全対策でありますとか、いわゆる対策事業がありますが、これは公害が存在するということはやっぱり健康に影響がありますから、公害をなくする努力をすると、それから生活の周辺が安全でありませんと、これはとりもなおさずまたけがをしたり、事故発生のもとになって不健康を誘発するわけでありますから、すべてそういった対策事業もこれも健康を守るために存在をする。極端に言えばそれらの行政の頂点は個人個人の健康ということを目指して、また健康をつくるために向いておると、そういうふうにも言えると思うんです。教育にいたしましても、やっぱり教育、文化、スポーツという一つまとめてよく言われますけど、これもまあ人間が人間らしく一生生きがいかつ、快適に暮らすためには、体を鍛えてそうして判断能力もあると、あるいは適応能力のある、それが教育だと思いますが、それがやっぱり大切だと思っておるわけであります。したがって近ごろ、福祉でも健康でもライフサイクルという発想が生まれてまいったということなんですが、これもつまり幼児は幼児なりに、あるいは年少者は年少者なりに、青壮年は青壮年なりに、また老人は老人なりにそれぞれの年齢層に向けてその健康づくりを仕向けていくと、こういう行政が必要であると思っております。単なる幼児だけを大事にすればいいと言ったもんでもありませんし、それから近ごろ、あまり保護しすぎて、少し健康づくりにはちょっと後向きな面もあるんではないかというふうにも思います。人

の寿命のことをいま大下議員は明確に説明されておりますが、今日、仮に高齢者が相当その寿命が延びたということになっていましても、今日の高齢者はかなり幼い時から淘汰され、それから鍛えられて相当な場面をくぐってきておるわけですから、恐らく相当持久力はあるということも言えると思います。じゃ過保護で育てられた、あるいは過保護で保たれた健康がはたしてそういう持久力を持つであろうかということについては、これからやっぱり問題が出てくるんではなかろうかと思います。よく水かきをしたら手が折れたとか、高い所からちょっと飛んだら手が折れたとかいうふうなことを近ごろ聞きますが、ちょっと健康づくりの意味を少し間違えた形が過去にあったんではなかろうかというふうにもとれるかと思います。そこでわれわれがいま今日やっていることは、いずれも健康づくりに非常に関係があると、特にことし一年間、医師会の方々と何回もお話し合いをいたしまして、近く日野市の場合、地域保健協議会という協議会を発足させることにいたしております。これの目指すところは、むしろ医療と言わないで保健と積極的に言っている意味はやはり健康づくりであります。健康づくりのための体制づくりをすると、医者、歯科医、あるいは薬剤師それから保健所、あるいは市民の立場で発言をする方、あるいはもっと行政的に経験のある助言者、そういうような方を網羅をして十五名程度の医会の方も二名なってもらっておりますが、そういう

保健協議会をつくる、ここで健康行政の協議をし、将来どういうことをするのが望ましいかということをお互いに協議をしていただく機関にしたい、諮問機関ではありますが、そういう位置づけで望みたいと思っております。

それから特に個人個人の健康と深い関係があるのが歯科衛生であるということが強調されております。つまり、いろいろな衛生行政といいましょうか、相当の人数にかかわる虫歯の保持率でありますとか、あるいは今日の歯科医が非常に診療に忙しくて制度がなかなか保てないところまでいっているというのも、すべて歯の、特に幼児期、あるいはもっと胎児期からかかわりがあるというふうに言われております。日野歯科医師会では、近ごろ、みずからスライドをつくり、あるいはパンフレットをつくって、そして若い結婚直後、あるいは結婚直前の婦人までを対象にした、そういう歯科衛生講座を開いております。その事業を継続しようというのが、その医科講座であります。これをもっと発展させて歯科衛生センターまで持っていきたいというふうに考えております。それからすぐにできるかどうかちょっとこれからの専門家の助言との取り組みになると思っておりますけど、医療センターというべきか衛生センターと言うべきか、むしろそういう衛生センターというふうな施設をつくっていきたい。この庁舎が仮にあくといたしますと、ここにはいろんな用途があり得ると思っております。こういう面も含めて、また医師会の方からも、そういうことを非常に積極的に進められておりますので、そういう医師会のないしは歯科医師会の先生方のその分野が非常に公共性があるという認識から、もっともっと高い日野市のこの市民の健康行政に協力しようという強い意欲がありますので、両々相まって市民の方の健康を守るために、あるいは健康をつくるために体制づくりをしようというふうに考えております。なお近ごろ、特にその青少年の筋骨を鍛えるために体操のフィールド・アスレチックと言いましたり、あるいは屋内体育施設と言いましたり、いろいろなところが営業の形ですらやられるようになっております。もっと私は自然を利用した形で金のかからない方法で、まただれでも参加できる方法で、そういう方法を考究したいと思っております。

それからたとえばごみ問題、あるいは消費生活等も含めて市民読本というようなものを市民みずからに参画をしてつくっていただいて、それをお互いの社会生活の、あるいはみずからの健康づくりのよりどころにしたらどうであろう、こういうことも考えられるわけであります。あとは具体的にはまた質問があればお答えをいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　ちょっといま私が言ったからということでなく、先ほど市長から大変老人も長寿になったとおっしゃいましたけども、私は先ほど口がちょっと足りなかったのかも知れませんけれども、それほど延びていないという現実の資料が出ているわけなんです。ですから先ほど申し上げましたような定数をかけて年齢というふうにやっていくと、それは少なくとも十万人一ロット単位でやるというふうに言われていますけれども、そういう中でだんだん年齢を下げていって現在0歳の人が現在の環境その他がいまのまま続いていったと仮定すると、七十一歳、七十六歳というふうになるんだというふうに私は記憶しているわけですけれども、それはそれとして先ほど歯科相談の謝礼六十万というのが、私は予算を見ただけですけれども、どこかに休日なり、土曜日にその歯科医が来ておられて治療というんじゃなく、もちろん市長もそういうふうにおっしゃっているんでしょうけど、治療するということじゃなく、気軽に行って相談して、あるいはここをこういうふうに治療した方がいいでしょうというふうに私はこの数字だけを見て解釈したわけです。それにあわせて私が健康づくりについて同じようなものが、歯科医と同じようなものができないかどうかという意味でお伺いしたわけですけれども、それにいまおっしゃったような医師、あるいは歯科医、薬剤師、市民というものが一緒になっていろいろ話し合って、恐らくこれからどうしようかということから発足されるんだと思うんですけれども、いま私が予想していたようなことは今後、予算にも載っていませんけれども、私が申し上げたような意味の連携づくりと、相

談室と言いますか、そういうことはどういうことなんでしょう。考えていらっしゃるかどうか。もう一つ。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この種の事業を組みます場合には、いつも医師会、あるいは歯科医師会の完全な合意を必要とするわけであります。現在のところ、歯科医師会はみずから率先する形でスライドをつくり、パンフレットをつくって、そういう会をつくってもらって、これは会場へ出向いて、たとえば地区センターでありますとか、あるいは歯科医地区センターでありますとか、そういうところを会場にしてやっていただいておりますが、将来は願わくはこの市にそういう場所を提供して、そこを拠点にしてやってもらえればなお一層好都合であろうと、こういうふうに考えます。その際に健康づくりの面でもやっぱり相談の中心になってくださる方は医者でなければ恐らく資格上、問題もあろうかと思います。それからその人個々のある程度の体力の測定でありますとか、あるいは現状の診断でありますとか、そういうことも必要でありましょうから、地域保健協議会の中でそういう問題もまた諮問をして取り組んでいただくという方法もあると思っております。近ごろむしろ営業面が前進をして、コンピューターを使った人間ドックなどもありますし、それからいろいろな設備を備えた健康づくりの健康増進センターなんてのもありますが、とにかくいまは会員制だとか何とかいうことで大変高い、個人負担の高い状況になっておりますから、これらをもっと個人負担の少ない形で、あるいは相談の範囲はなるべく実費程度の形でできれば大変結構だと思っております。具体的には今後、医師会等と相談をしながら市民に真に役立ち、たくさんの人の健康が一層増進できますようにやっていきたい、こう考えるところであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　これで質問を終わりたいと思いますけれども、これには市民全体が希望し、あるいは市の行政としてやろうとしましても、何と言ってもやはり歯科医師会ですか、歯科医もそうですけど、医師会の理解と協力がなければ絶対にできないというふうにも言えると思うんです。そういう事で市長あるいは市の各部課長もそろってこの方向に全力を投球して実現方をすることを要望して質問を終わります。以上。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十六の一、市民の持久性ある健康づくりについてに関する質問を終わります。

　次に十七の二、市立たかはた保育園の改築計画を問うについての通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（市川芳太郎君）　私はたかはた保育園の改築計画について質問をいたします。このことについては前回、一般質問でも取り上げられておりますので、さっそく質問に入りたいと思います。まず森田市長よりたかはた保育園の現況と現時点でのお考えを伺いたいと思います。

　それから二番目に、前回の質問に森田市長より現在の保育園を改築して、または、すっかり補修して維持していきたいと、このような御答弁もありましたが、その後、変わった様子もございませんけれども、それについての質問をお伺いしたいと思います。

　それから維持管理についてでございますけれども、小中学校については、一人ないし二名の用務員が配置されているように見受けられますけれども、保育園についての管理責任者と申しましょうか、どのような管理で行っているか、その点を質問いたします。

　それから四点目の潤徳小学校の西側にあります私有地と全購連のグラウンドの交渉についての、このことについて前回も文化福祉施設につくる基本計画は変わっておりませんし、今後もそれを進めてまいりたいと、このような方針で市当局はおりますと、そのような前回の質問に対する答弁ございましたけども、この答弁もお願いしたいと思います。以上四点、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

　なければ市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　たかはたの保育園はですね、だいぶ年月がたっております。昭和三十六年かに市の保育園になったわけでございます。それ以前は私立の保育園というふうな経過をたどっております。そういうふうな経過の中から御質問はされているものと考えております。市の方としましても全農の用地の中にもう一園、たかはたの保育園の分園みたいなものをつくりまして、そこへ一時子供を収容しまして現在のたかはた保育園を新築、改修したいと、こういう計画を持っているわけでございますけれども、全購連の用地との関連でそういうやりくりの理解というのは多少時間が必要な現在の状態でございます。

　それから維持管理につきましては、児童課長が管理責任を持っております。それで日常の管理につきましては、園のですね園長に一任して管理を行っている状態でございます。それで前回の一般質問で御指摘を受けたわけでございます。市の方の考え方としましては、早急に、雨漏り三カ所ばかりございます。私も見て来ておるわけでございます。それから便所の問題もございます。これらについていま、雨漏りについてはもうとっくに解消しておらなきゃならないわけでございまして、これは言

いわけではなしに本当に申しわけないと思っております。いくらも金がかかるわけではございませんので、早急に対処すべきつもりでございますけれども、延びておるわけでございますが、新年度予算でおおくぼ、もぐさを除いた九園のですね改修費一千万をいただいておりますので、早急に雨漏りを直したい、これはすぐにも直します。それから便所が二カ所ございますけれども、一カ所については閉鎖しなきゃならないんじゃないかと思っております。それで残った大きな便所でございますけれども、臭気がはなはだしゅうございますので、これも全購連の方への改築がすぐにできれば、一年かそこらはがまんしてもらうというふうなつもりでおりましたけれども、もう少し時間かかるようでございますので、便所の改修も行いたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。雨漏りが延び延びだった点については心からおわび申し上げます。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たかはた保育の改築を必要とするということはいま部長の方からお答えしたとおりなんですが、どういう順序でやれるかということでまだ潤徳小学校の西側の土地の交換をするとか、あるいはその全農の場を使うとか、そういうことがその決着がついておりません。とにかく南部地域対策の一環といたしまして、いまの保育園がたしかに老朽もしておりますし、それから老朽も非常に激しいところであ

りますから、二つの園に分けて、そうしていきたいものだと、これはつまり潤徳小学校側にも一園つくって、そしていまのところをもっと改築をするとともに収容数を少なくして、正常なスペースと環境が保てるようなそういう改造をしようと、こういう考えであります。年次的にはちょっといま早くやらなきゃならんとは思いますが、年次的な計画にまではなっておりません。急いでやろうと、こういうふうな考えであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは第四点目の御質問にお答えをさせていただきますが、御質問は全農との交渉経過ということだろうと思います。いま市長からも申し上げましたように、全農との確定契約はまだなされておりません。基本的な交換条件は全農との話し合いでついておりますけれども、詳細な交換というところにまでは至っておりません。御承知のように全農につきましても内部事情がいろいろあるようでございまして、将来計画が実は立っておらない状況のようでございます。それで当市の場合は、いまも説明の中にございましたように、たかはた保育園の分園と言いますか、緩和の意味であそこへ保育園ということは現時点も変わっておりませんが、地形の問題で実はまだ全農との決定がなされておりません。あそこの面積は現在建っております市営住宅がおよそ千五百平米、残りが約三千平米強ございます。坪数にしますと約千坪ということになりますけれども、その中に保育園とそれから福祉施設と言いますか、南部対策の一環の施設ということを考えておるわけですが、残念ながらまだ全農の内部事情が固まりませんで、基本的には交換するということになっておりますが、地形等の決定がなされません。その関係で保育園のセットする場所、その他の場所、そういうことが確定いたしませんで、協議の段階に入れない状況でございます。いずれにしましても、全農の土地交換はお互いにいたしましょうという契約になっております。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま森田市長を初め担当部長また企画財政部長からも答弁をいただいたわけですけれども、日野市としては本当に私も保育所と申しましょうか、保育園も他市に比べて非常に数多くの保育園を設置しておりますことはもう高く評価されると思います。その中でやっぱり施設の[illegible]しましょうか。こういうことがその中にあって取り上げることも大事であるということも申し上げたいと思うんです。具体的にたかはた保育園を申し上げますと、まず園の子供さんの園児の遊び場としても非常に傾斜になっておりまして、その傾斜のために雨降りと言うか、その雨水が園と園の間を通って下の方に流れると、こういうことは当初の計画と言うか、そういうこともあったでしょうけども、現実にはそのような形で望ましい園児の遊び場とは申し上げられないということが一つ言えると思います。

それから保育園のテラスと申しましょうか、そのテラスの壊れた部分に非常に見苦しいと言うか、壊れた部分に雨がさがかけられて、非常にその、たかはた保育園で裏の方だからそういう形でもあんまり人目にもかかんないけども、あれが市立の保育園であるという形には当然望ましくないということが申し上げられると思います。

それから園の雨どいでございますけれども、雨どいについては夏の緑の関係もありまして、その緑の木から秋、落葉がそのまま雨どいにつかえている、こういうことが現実のたかはた保育園の状況だと思います。いま申し上げましたように、また福祉部長からも答弁ございましたように、たかはた保育園の建物については、園が市立保育園が始められた以前から建物ができておったと、このようにも聞いております。そういうこともあって当然、父兄の方々から四十九年に市議会に、また森田市長

に多くの方々から請願書が提出されておることは、市当局はご存じだと思います。この委員会付託でも、園のその状況を見まして即採択もされて、五十年、五十一年と二年間経過した今日、何らその改築計画もなされていないというか、いまも答弁がありましたように、これから改築していくんだと、このような答弁でございましたけれど、昨年私が一般質問で取り上げたときに、父兄の方も何人かの方は森田市長の答弁を聞いて、早速改修、改築をしていただけるというふうに受け止めて、聞いて帰られたわけでございますけれども、そういうこともありまして、本当に施設の充実ということで、私もほかの園を幾つか回って施設を見て回りましたんですけれども、ちょっと三十六年にいま申し上げた、たかはた保育園と、とよだ保育園が同時の年に開園された、このようにも聞いておりますけれども、とよだ保育園につきましては、当時のくみ取り方式と申しましょうか、そういう園でございましたけれども、昨年ですね、そこの園につきましては水洗式で改築されたと、このように私も回ったときに伺ってますけれども、どういう関係かありまして、いま申し上げた四十九年に父兄の方から要望もされている市当局が、いまだに改築できないということの理由をまず一点伺いたいと思います。

それから前回の答弁で、あの園が非常に交通の便もありますので、百二十名のところですね、園の数を少なくしてそしてたかはた保育園を存続していくと、このような答弁をいただいております。それで、五十二年度のたかはた保育園の園児を募集しておられると思いますけれども、何名ぐらい募集していらっしゃるか、この点も伺いたいと思います。

それからいま答弁がございました計画ですけれども、その保育園とあれについて何年の何月ごろ、何年の何月じゃなくて、どこの場所に何年ごろ設置されるか、また計画されているか、具体的に御答弁がいただければ幸いだと思います。よろしく御答弁ください。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　まことに申しわけないと思います。いままでございますけれども、日野市の保育行政は新しく園をつくろうという点に力を傾注してきたというふうに言えると思います。そういうふうなことで、いろいろ補修費等につきましては、やはり多少手が抜けておったという気がいたします。数が多いものですから予算額も相当多くなって園長なんかからの要望も非常に追いつかないと、そういうふうな経過をたどってきております。それでやっと日野市の場合も都市近郊の保育児の措置は一三・八％でございます。大体こういうふうに到達したわけでございます。これは全体的な問題でございます。ただ地域的にやはりそのひずみがあるとか、あるいは年齢的に0歳の希望が多いとか、一歳、二歳が多いとかで、四、

五歳については非常に希望が高くなるというふうなアンバランスはございますけれども、全体の数では一三・八％に大体到達した、これからはさっき言いましたもぐさとかおおくぼは新しい園でございますので、そういう必要はございませんし、最低基準もさらに上回った形で園がつくられてございますので問題はないわけでございますけれども、昭和三十六年に一番最初たかはたとかとよだがつくられました。その後園というものが、やはり四歳、五歳を中心にして三十六年からつくられてきまして、現在、一歳と二歳、三歳というふうに年齢別に入れておりますので、相当問題点がございます。部屋も直さなきゃならん、あるいはおっしゃるようにいろんな部分も壊れている、こういう点については今後も保育園の改修計画に力点をおきたいと思います。それからその点ではたかはたは一番壊れているわけでございます。それで定数も百六十何名というところを東京都の了解を得まして、百三十ぐらいに抑えて、ことしも百三十で募集しておるわけでございます。非常に過密でございます。そういうふうな状態でございますので、市長も言いましたようにこれを二つに分けたいんだと、大体これから子供もふえますのであの敷地には百名入らないんではないかと思いますけれども、私も最低基準、きちんと計算しませんとわかりませんので、百名以下程度になるんじゃないかと、それから高幡地区全体の要するに需要等も考えて全購連の方の幼稚園については、やはり新しく定数を決めなきゃならんのじゃないかと、このように考えております。今後としては改修に力点をおくということ、それからさっきからあやまっているんですけれども、その雨漏りは聞いてみますと、六、七時間ぐらいしかかからないということで、早く本当にやるべきだと思っております。それかなテラスの壊れた部分だとか、雨どいの改修費として手をかけますのでよろしくお願いいたします。そういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま、大分福祉部長の方から、また懇切丁寧に前向きに御答弁ございましたので了解しますけれども（「終わり」と呼ぶ者あり）三月広報で保育園の改修を行いますということで市長からあれされておりますけれども、その御答弁を市長から一言お願いします。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三月一日の広報に南部に当たりましょうというタイトルで公共施設計画の一端を発表と言いましょうか、すでにこれまで発表したことですが、それらを整理して出したわけです。それでいまお聞きのように、まず建物建てるには土地が明確に整わなきゃなりませんし、そのことも相手がありまして、何回も督促をいたしておりますけれど、向こうの体制がわれわれの期待する情熱とこう合いませんので延び延びになっております。したがってこれらをもう少し急い

だ上で、用地を確保し、あそこの利用計画を明確にして、そしていま言いました、たかはた保育園の分館と言いましょうか、まずそちらの方を建て、続いていまの建物に手をつけるというのが順序、これ以外の順序はありませんので、このような順序で進めたい、こういうふうに先ほどもお答えをしているわけであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　森田市長に確認の意味で質問いたしますけれども、この当面する課題として保育園の改築をいたしますということは、どこの保育園を指して言ってらっしゃるんだか、その点お伺いします。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　その頭に、もっと頭にですね、次いでという言葉がついておりますので、その点もひとつ御了承願いたいと思います。もちろん対象はたかはた保育園です。

○副議長（杉山寅三郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　時間も大分超過しておりますので、保育園ということは私が申し上げるまでもなく、小さい子供さんがこれから小学校、中学校また続いては高校、大学と、またそういう日野市の保育園の児童の中より本当に日野市の建設と申しましょうか、日本の建設と申しましょうか、そういう人材が日野市からどんどん出てくることは間違いないというふうに私考えていますので、本当に保育園にしても望ましいグループの中で、環境の整備された中で保育園行政をしていくのが一番望ましい環境整備のなされたとこでしょう、ということで私はつけ加えて申し上げたわけでございますけれども、今後とも改修についての積極的な、早く、少しでも早くですねたかはた保育園の改修ができますように要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十七の二、市立たかはた保育園の改築計画を問うに関する質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時十六分　散会

三月十五日　火曜日（第七日）

昭和五十二年
第一回定例会

日野市議会会議録

第七号

三月十五日　火曜日（第七日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉君	十五番	市川芳太郎君
二番	滝瀬敏朗君	十六番	秦正一君
三番	奥住芳雄君	十七番	清水芳雄君
四番	正国大治君	十八番	杉山寅三郎君
五番	鈴木美奈子君	十九番	高橋通夫君
六番	福祐子君	二十番	佐々木昭雄君
七番	板垣正男君	二十一番	大柄保君
八番	黒川重憲君	二十二番	大下博君
九番	林重義君	二十三番	本間久君
十番	谷栄吉君	二十四番	一ノ瀬隆君
十一番	剣持佐吉君	二十五番	日野源作君
十二番	石坂勝雄君	二十八番	飯山茂君
十三番	竹ノ上武俊君	二十九番	島村孝志君
十四番	米沢照男君		

欠席議員（三名）

二十六番	吉冨榮枝君
二十七番	三浦重春君
三十番	名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

都市整備部長	成井正夫	君
建設部長	田倉高光	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
教育庶務課長	永瀬誠一	君
書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

昭和五十二年三月十五日（火）

午後一時開議

（請願審査報告）

一請願第五〇―一三号　甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願（総務委員会）

二請願第五一―一八号　仮称十五小学校明星地区通学路について陳情（文教委員会）

三請願第五一―五〇号　合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（厚生委員会）

四請願第五一―五七号　リハビリテーション設置についての請願（都市計画産業建設委員会）

五請願第五一―二五号　旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願

六請願第五一―四九号　下水道管接続に関する請願

七請願第五一―五四号　明星大学専用道路設置に関する請願

八請願第五一―三五号　市道整備に関する請願

（議案上程）

九議員提出議案第一号　日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について

一〇　日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について

一一議案第一号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

一二議案第二号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一三議案第三号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一四議案第四号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一五議案第五号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

一六議案第六号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

一七議案第七号　日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について

一八議案第八号　日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

一九議案第　九号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
二〇議案第一〇号　日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
二一議案第一一号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
二二議案第一二号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
二三議案第一三号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
二四議案第一四号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
二五議案第一五号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
二六議案第一六号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
二七議案第一七号　昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について（第六号）
二八議案第一八号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）
二九議案第一九号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）
三〇議案第二〇号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
三一議案第二一号　昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）
三二議案第二二号　昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）
三三議案第二三号　昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）

三四議案第二四号　昭和五十二年度日野市一般会計予算について
三五議案第二五号　昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算について
三六議案第二六号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算について
三七議案第二七号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算について
三八議案第二八号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算について
三九議案第二九号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算について
四〇議案第三〇号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算について
四一議案第三一号　市道路線の一部廃止について
四二議案第三二号　市道路線の廃止について
四三議案第三三号　市道路線の認定について
四四議案第三四号　東京都十一市競輪事業組合規約の一部を変更する規約について
四五議案第三五号　日野市立三沢中学校建設用地取得について
四六議案第三六号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
四七議案第三七号　日野市一般職の職員の昭和五十一年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
四八議案第三八号　一番橋人道橋新設工事請負契約の変更について
四九　東京都市交通災害共済組合議員の選挙について
（請　願　上　程）
五〇請願第五二ー一号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願
五一請願第五二ー二号　都道一五四号線歩道整備に関する請願
五二請願第五二ー三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願
五三請願第五二ー四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願
五四請願第五二ー五号　自転車置き場設置に関する請願

五五請願第五一一六号　高齢者研修センター設立に関する陳情
五六請願第五一一七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願
五七請願第五一一八号　明星大学父兄会館建築に対する現住時点での不許可方陳情

本日の会議に付した事件
日程第一から第五七まで

午後三時四十二分　開議

○副議長（杉山寅三郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名でございます。

なお、昨日に引き続きまして、議長がお休みでございますので、副議長の私が議長の職務を行いたいと思います。よりまして、特段の御配慮と御協力をひとつお願い申し上げておきます。

なお、いろいろ質問ちるいは答弁等があるわけですが、ひとつ効率的な議会運営にぜひともひとつ御協力をいただきたいとお願いを申し上げさせていただきます。

これより請願第五〇—一三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　請願第五〇—一三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願についての総務委員会審査報告を申し上げます。二月二十八日の総務委員会におきまして、この請願については、バス停をつくるに当たっては、非常に工事上困難な地点であるという点が論議をされましたが、非常に住民からは期待をされてるということで、日野市がよく研究して、住民の意に沿うようにということで、総務委員会はこの請願については採択というふうに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五〇—一三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一—一八号、仮称十五小学校明星地区通学路について陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。（「委員長どうした」と呼ぶ者あり）

（文教副委員長登壇）

○文教副委員長（板垣正男君）　文教委員長にかわりまして、私の方から報告を申し上げたいと思います。

仮称十五小学校明星地区通学路についての陳情でございます。

陳情者は潤徳小学校ＰＴＡ会長峯岸さん名で提出されたものでありまして、程久保小学校建設に伴い、新しく通学路の指定に伴って、その通学路を三カ所ほどＰＴＡの方から案として出されておりました。

文教委員会で検討してまいりました結果、三つの案の一つであります地図上のＡ案、いわゆる三井団地を通っての通学路の指定、それから斜面等の階段のとりつけも工事の可能性ありというようなことも審査の中で明らかにされております。趣旨を理解いたしまして、採択に決定した次第でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五一―一八号、仮称十五小学校明星地区通学路についての陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一―五〇号、合併処理方式尿尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願、請願第五一―五七号、リハビリテーション設置についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦　正一君）　請願第五一―五〇号、合併処理方式尿尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願ということで、これは百草団地の代表者としては、乙津さんという方から出された請願であります。

厚生委員会といたしましては、二月二十三日に委員会を開きまして、審議したわけでございます。これはコミプラに対する軽減措置を何とか講じてもらいたいということで、四項目ほどあります。

そのまず一点といたしましては、都に対して、合併処理方式尿尿浄化槽収集の住民負担軽減措置の交付金額を大幅に増額するよう働きかけてもらいたい、ということと、この点につきましては、すでに現任汚泥の引き抜き等に対しては、都の方からも運搬に対しての交付金というのか、そういったものもすでに出されているし、これに対する増額の働きに対してはやるべきではないか、というふうな意見もありまして、一項目については採択しております。

それから二項目につきましては、日野市においても独自の軽減措置をとってくださいということで、この点につきましては、全体的なコミプラの関係もあるし、現段階においては、市の段階といたしまして、ちょっと考えのつかない点であるということで、この点につきましては、継続ということになっております。

それから三項目といたしましては、汚泥処理の完全解決に向かって、日野市下水道処理場建設計画を促進してくださいということで、すでに下水道調査会等も設けられ、またその後の計画もなされてることだし、この点につきましては、委員会といたしましては採択ということになりました。

それから四項目目といたしましては、百草、落川地域の南多摩下水道処理区編入が決定しましたので、東京都の工事等を促進するよう働きかけてください。これは当然、下水道の計画の一環といたしまして、百草、落川等の地域に対しての、これも働きかけは当然行われるということで、したがいまして二項目を抜かしまして、あとは全部全員一致でこの件につきましては採択、二項目につきましては継続ということになりました。

したがいまして、一部採択という形で、委員会の結論を得たわけでございます。

次に請願第五一―五七号、これはリハビリテーションを設置してくださいということで、多摩平の三丁目、穴沢さんほか八百何名かの方の請願でございます。これにつきましては、市の方といたしまして、現在、市立病院の中において東部共立病院の一部屋を借りて若干の器具等を設置しております。とりあえずそういったものも充実した方向で進めていくと、さらに将来的にはまた庁舎等の移転によりまして、そのあいた旧庁舎等を考慮の中に将来的なものも考えていくという前向きの市のほうの考え方のもとに、委員会といたしましては採択ということに決したわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本二件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五一―五〇号、合併処理方式尿尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願、請願第五一―五七号、

リハビリテーション設置についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一―二五号、旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願、請願第五一―四九号、下水道管接続に関する請願、請願第五一―五四号、明星大学専用道路設置に関する請願、請願第五一―三五号、市道整備に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（林　重義君）　それでは都市計画産業建設委員会の御報告を申し上げます。

請願五一―二五号、旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願について、この請願は京王線南平駅西側の三百メートルくらいの個所であり、旧浅川堤防敷地を市道として使用できるように関係者より出された請願であります。委員会としては慎重審議の結果、道路の区域決定については十分検討の上、決定されたいという意見を付して採択と決定をいたしました。

続いて請願五一―四九号、下水道管接続に関する請願について、この請願は日野台二丁目、日野市と八王子市の境界のところであり、関連ある既設下水管の接続をお願いするという請願であります。私有地と市道との関係もあり、委員会として慎重審議の結果、日野市私道整備事業補助金交付要綱に基づいて善処されたいという意見を付しまして、全会一致で採択と決定をいたしました。

続いて請願五一―五四号、明星大学専用道路建設に関する請願について、この請願は程久保武蔵野台自治会より出されたもので、現在、明星大学の進入路が武蔵野台内中央道を兼ねてセットされておるような現況であります。明星大学も当初より学生も増加、車公害、環境的に非常に自治会として迷惑を及ぼしており、また道路幅も狭隘のため別に明星大学専用道路を設置してくださいという請願であります。委員会としては慎重審議の結果、明星大学の専用道路をつくるべきであるという結果が出まして、委員会としては家庭専用道路内の私有地、所有者がございますので、それに対して十分な配慮をして圧迫のないよう善処されたいという意見を付しまして採択と決定をいたしました。

続いて請願五一―三五号、市道整備に関する請願について、この請願は新井都営住宅より市立潤徳小学校に通ずる狭隘な道路であり、道幅も狭く、雨水排水も悪く、環境的にも不衛生のため、排水の完備と環境整備を改善するよう出された請願でございます。委員会としては慎重審議の結果、採択と決定をいた

しました。以上、請願四件につきましてよろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本四件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一号、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第一〇、日野市議会常任及び特別委員会委員の選任の件を議題といたします。お諮りいたします。選任の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって選任については議長において指名することに決定いたしました。お手元に配付してあります印刷物のとおりの諸君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって常任及び特別委員会委員の選任はただいま指名いたしました諸君と決定いたしました。

これより議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたし

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一号、第二号、第三号、第四号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第一号につきましては、市長の補助職員のうち、病院部門の職員を五名増員しようとするものであります。増員の理由は日野市立総合病院の運営の健全化を図る目的で養成しております委託看護生が三月をもって資格取得できるため、准看護婦として七名を正式に採用するためであります。現行の全職員定数は一千二百十五名であり、今回の定数増五名を加えると一千二百二十名となります。

議案第二号につきましては日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬を他市の状況等を勘案し、平均一四％増額し、改定しようとするものであります。

議案第三号につきましては、市長、助役、収入役及び固定資産評価員の日当及び宿泊料について、他市の状況並びに宿泊料の実勢を勘案し、平均日当については二〇％、宿泊料については二五％引き上げ改定しようとするものであります。なお詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第五号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第五号は日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。本議案は公営住宅法施行令の一部が改正され、入居資格等収入基準の引き上げ、及び収入の算定方法が改正されたため、日野市営住宅条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　ただいま助役から提案理由がございましたとおり、公営住宅法施行令の一部が昭和五十二年の一月二十八日に公布されました。五十二年四月一日から施行されることになりました。入居者としての資格の収入基準、収入超過者となる収入基準、それから入居者に対しての明け渡し請求にかわる収入基準の改正で収入の算定法が改正されたわけでございまして、この控除総額が新たに老人扶養親族一人につき六万円、それから障害者一人につき二十万から二十八万の扶養控除が認められたと、こういうことでございまして、したがって算定の基準第二条の第五号でございますが、これが改正になったわけでございます。いままでは所得から扶養控除のみを控除されたということでございますが、これに今度は老人扶養親族、それから障害者一人につき二十万から二十八万、こういうものが控除されると、こういうことでその収入基準が改正になったということでございます。簡単に説明いたしますと、新旧対照表をごらんになっていただきますとおわかりのとおり、第二条の第五号は、これは収入基準をいままでは一々条例として計上いたしましたが、令第一条第三号に定める額、これが変わることによりましてこの条例も変わってくると、こういうことでこういうふうに改正いたしたわけでございます。それから申し込みの資格でございますが、いままで第一種におきましては三万六千円が今度は四万七千円。それから最高でも六万五千円から八万一千円に引き上げられたということでございます。それから口の二種住宅は日野市はございませんので省略いたします。それから公募の例外につきましてもこれも省略をいたします。それから収入の超過の明け渡しの義務でございますが、これも第一種、九万一千円から十一万一千円に引き上げられた。次の第二種につきましては省略いたします。それから付加使用料につきましても九万一千から十一万一千円に引き上げられた。それから収入に関する報告におきましても九万一千円から十一万一千円に引き上げられた。これは政令に

基づいてこの基準が改正になったと、そういうことで条例も改正したと、以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第五号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第七号、日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第六号、第七号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第六号につきましては、国民年金の印紙購入に要する基金の額一千万円を一千五百万円とするもので、保険料の増額改定に対応し、国民年金業務の円滑な運用を図ろうとするものであります。

議案第七号につきましては、日野市営火葬場使用条例の一部を改正するものであります。これは火葬場使用料を近隣各市並みに市外の者で十歳以上の者四千円を一万円に、十歳未満の者二千五百円を五千円に改正し、新たに改葬遺骨を設けるものであります。なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長の詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。国民年金印紙調達基金条例の一部改正でございますが、これは五十二年の四月一日から千四百円が二千二百円に増額改定されますので、その基金といたしまして五百万円の増額をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第六号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、

議案第七号、日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八号、日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第九号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第八号、第九号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案第八号は、日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、融資をより利用しやすくするため、申込人の資格の拡大及び保証人の要件を拡大することであります。

議案第九号につきましては、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。農業災害補償法及び同法施行令の改正に伴い改正するもので、主なものは無事戻し金の引き上げ、肉豚の共済加入及び蚕繭共済額の引き上げであります。なお詳細につきましては担当部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　それでは議案第八号について御説明を申し上げます。新旧対照表によって御説明申し上げたいと思います。条例の第六条でございますけれども、これにつきましては申し込みの資格、この規定をした条項でございますが、この中で一項第二号、事業所の下に法人格を有するものを加えました。これは従来法人、個人を問わず市外に事業所を有するものについての申し込みの資格がありませんでしたが、今回の改正によりまして、個人の場合のみにつきまして申し込みの資格ができるということでございます。それから第七条でございますけれども、これは保証人を規定した条項でございますが、第一項第一号につきましては市内の下に近隣市、括弧書きで八王子市外六市を加えました。これは従来保証人を市内居住者に限っておりましたが、近隣市まで広げます。また第四号「又は他に保証していないもの」の事項を削りました。これは保証能力があれば重複しても保証人になれるということでご

ざいます。以上申込人の資格、保証人の範囲を拡大したということでございます。

次に、議案第九号でございますけれども、農業共済の一部改正でございますけれども、提案理由のとおり、法及び施行令の改正によりまして、これによる条例準則、これによりまして改正したものでございますが、改正の主な点は食肉です。食肉の期限、これが重要視されたということから肉豚が新たに共済に加入された、加えられたということでございます。また掛金でございますけれども、国庫負担金の割り合いが従来よりも引き上げられたということもございます。それから農業共済関係におきましては無事戻し金の引き上げを行い、三分の一を二分の一と改められました。

それから蚕繭共済につきましては、単位当たり共済額の引き上げが行われまして、現行二万二千円が指示額の最高額とするということで改正が行われました。また無事戻し金の額を六分の一から二分の一に引き上げられたということでございます。その他につきましては、先ほど申し上げました条例の準則に基づくところの条文の整理でございます。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。大下博君。

○二十二番（大下　博君）　八号の七条ですけれども、近隣市という括弧内以外は保証人になれない、ということですが、この括弧内だけの範囲で保証人になれると、その意味は一面では調査するのに遠いということがあって非常に事務的、時間的にむずかしい意味があるんだろうと思うんですけれども、一面では広げたために、たとえば小金井とか三鷹とかという所が入ってないがために不公平がかえって出るという反面もあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　ただいま御指摘がございましたとおり、前段におきます、いわゆる近隣市でございますけれども、これにつきましては銀行に調査を依頼してございますので、あまり遠い所につきましては、その調査が大変であるということから近隣市に絞ったわけでございます。そういうことからこれに限定したわけでございますので、ほかにはそういう理由はございません。（「いいです。」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　よろしいですか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第八号、日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第九号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一〇号、日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一一号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第一三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一〇号から一五号にわたりまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第一〇号につきましては、四月に開所する大久保保育園に伴い、条例の一部を改正するものであります。同園は市内で十一カ所のなお保育園で、ゼロ歳児九名を含む百名を収容する予定であります。

議案第一一号は、日野市立旭が丘小学校の開校に伴い、四月から日野市立ひの児童館あさひがおか学童クラブが開設されるため条例の一部を改正するものであります。同クラブは定員四十名で、旭が丘小学校内の空き教室を使用するものであります。

議案第一二号は、日野市立第二日野万こども広場が地主のやむを得ない事情により返還されるため条例の一部を改正するものであります。また日野市立第二豊田荘児童遊園は、今月末をもって工事が完成しますので、主管課が建設部公園緑地課に変更されますので変更の議案でございます。

議案第一三号につきましては、日野市住宅改良資金融資条例の一部改正でございます。昭和五十一年度から始めました高齢者の増改築、一般住宅の改良資金の融資に加えて、重度心身障害者の増改築と借地権者及び借家居住者にも適用し、広く市民に利用してもらうため、条例の一部を改正するものであります。

議案第一四号は、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正であります。難病患者への福祉手当を、月額三千円から五千円に引き上げる内容でございます。

議案第一五号につきましては、生活つなぎ資金貸付条例の一部改正でございます。現行の生活つなぎ資金制度に加え助産費の支払いが困窮する方に生活つなぎ資金に合わせ助産費の貸し付けを行い、低所得者の負担軽減に努めるため条例の一部を改

正するものであります。なお詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　一三号の住宅改良資金の条例の一部改正について御説明を申し上げたいと思います。それで理事者の説明がございましたように身障者の、従来規定で取り扱っておりました身障者を条例事項としたということと、広い利用を考えております。それから手続きを簡素化したということ。それから条例の表には出ておりませんけれども、プレハブの増築というのを、広い増築に改めたという、以上の四点が改正の主な点でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　一三号をお尋ねします。住宅改良資金のいわゆる借りた場合の保証人は、前後にありました。いわゆる近隣市六市とか、そういったようなことにはなっておりませんが、わからないものですからお聞きしたいんですが、どういうふうになっておるか。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　保証人につきましては銀行の調査じゃなくて、市の調査なものですから市内の保証人というふうになっております。市で調査するものですから、他町村を調査する場合は非常に手続きとか、あるいは他町村の協力というもの、それから税金の問題等がありますので市内に一応限定しているわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　今度身心障害者の貸付金が百万円ということで出ているわけでございますが、今後この小口事業の貸し付けと同じように近隣市六市ぐらいに枠を広げる意思がありますか、どうでしょうか。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁。市長。

○市長（秋田喜美男君）　調査をしないとちょっとここでは、私はっきり判断がつかないんですが、調査をいたしましてお答えいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　次、橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　議案第一二号でございますけれども、遊び場条例の一部改正で、この第二日野万のこども広場がまたここでなくなるわけですが、この地域からは遊び場がないということで遊び場をつくってほしいという請願が出ているわけです。そういう中でまた一つこの地域の子供広場がなくなるということになりますけれども、そういう点についてのこれを削除するにあたり、さきほどの地主さんの関係でということでありましたけれども、何か市のほうでは対策を講じられているのかどうか、その点をお聞きします。

○副議長（杉山寅三郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　公平委員会に現任かかっております、たしかにこの地域では河川敷を利用するなりして子供の遊び場を貸してほしい、前に前市長からお借りしました七七七三地域の大きな子供の遊び場も存続しておるわけでございます。それで一二号の遊び場につきましては本当にいろいろな環境庁との約束ごとがございまして、どうしても解約をせざるを得ない、解約させてほしいということで地主の申し出でやむを得ないものでございます。実際には村、自治会が中心になって使ってもいいということになっておるんですけれども、やむを得ない解約の申し出でございますのでしょうがない、というふうに考えておりますけれども、市のほうとしてはこれにかわるものを探す必要があると考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。議案第一〇号、日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一一号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一三号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第一三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一六号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一六号につきましては、昭和五十二年四月一日から、東京都市廃棄物処分地管理組合が東京都市公平委員会に加入するので、東京都市公平委員会共同設置規約を変更するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれ

をもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第一六号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第一七号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第六号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一七号は、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第六号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ五千四百六十一万二千円を追加し、歳入歳出の予算総額百七十四億七千七百三十八万七千円といたしました。

歳出の補正の主なものは、旭が丘小学校開設備品二千五百万円、第八小学校外三校、仮設教室改修及び解体五百三十万円、三沢中学校開設備品二千百万円、公共施設建設基金積立八千百万円、日野市土地開発公社補助金二億四千四百万円などであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは議案第一七号の昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第六号につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

ただいまの提案理由の中にありましたように、予算総額が補正をいたしまして百七十四億七千七百三十八万七千円と相なります。

歳入関係の主なものをまず申し上げさせていただきますと、税でございます。三月末までの見込みをたてまして補正をいたしまして一億四千百六十万九千円の追加補正をお願いするものでございます。

それから減額の主なものでございますけれども、これは国庫支出金関係がございます。これが内容につきましては、十五小、十八小、五中関係の防音工事費関係でございます。このことにつきましては、御審議をいただく時点で、若干、単価アップ等を考えておりましたけれども、その額がそれに達しないで執行ができる状態になりまして、したがいまして、国庫補助金につきましても、減額補正をいたすわけでございます。もちろん執行には影響がないものでございます。そういう関係で、五千四百六十一万二千円の歳入補正と相なったわけでございます。

歳出につきましては、ただいま助役の方から申し上げた内容でございます。ただ一つつけ加えますと、いま歳入で申し上げました三小中の防音併行工事が減額補正になってる、という点が大きく数字が変わっております。そのことを、まず全体的に御説明をさせていただきます。

それから第二表の関係でございますが、これは地方債の補正でございます。記載額のとおり、限度額をこのように補正をお願いするものでございます。

まず上段の排水管関係につきましては、向川原の関係でございますが、これは五十二年度に工事の見送りをいたしました関係でございます。

それから下欄の用排水路関係費でございますけれども、当初は一本で計上をお願いしてございましたが、これが二本に分けさせていただきまして、用排水路関係と河川費関係に分けました。

河川につきましては、根川関係でございます。総体の金額については、さほど変化はございませんが、まず二つに分けたということが変わった点でございます。そのほかにつきましては、確定額をそれぞれ補正をさせていただいたわけでございます。

それでは説明書の方に移りまして、簡単に説明をさせていただきます。

税関係につきましては、先ほど申し上げましたように三月末までの見込みを立てまして、それぞれ税目ごとに増減をいたしました。総体の額が一億四千百六十万九千円と相なるわけでございます。これが二十四ページまでございます。

それでは二十五ページをお開きいただきたいと思います。分担金及び負担金関係でございます。内容といたしましては、民生費関係と土木費関係の補正でございます。説明欄にございますように、それぞれの項目におきまして、見込み、確定を見ましたので、それぞれ追加補正をいたすものでございます。

それから二十七、二十八ページにつきましても同様でございます。ただ、真ん中の住宅使用料につきましては、減額でございますが、これは説明欄にもありますように、空き家関係からの減額補正でございます。

次が二十九、三十ページでございますが、使用料及び手数料、この欄につきましても、確定、見込みが立ちまして、それぞれ減額と追加をいたすものでございます。

それから三十一、三十二ページに移らせていただきまして、国庫支出金の民生費国庫負担金、総額で八百二十万三千円でございますが、説明欄にございますそれぞれの項目が、確定見込みが立ちまして、増減をいたすものでございます。

その次が三十三ページ、三十四ページ、土木費国庫補助金、ここは減額でございますが、確定を見まして、それぞれ減額をいたすものでございます。三の教育費国庫補助金も確定見込み

が立ちまして、それぞれ追加、減額をお願いしてあるわけでございますが、冒頭御説明申し上げましたように、下から二行目の四の騒音防止対策工事費補助金、これは三小学校の先ほど申し上げました理由から減額でございます。

それから三十五、三十六ページ、総体で四百八十万八千円の減額でございます。説明欄にございますそれぞれの項目の確定、見込みによりまして、増減をいたすものでございます。

めくりまして三十七、三十八ページ、都支出金関係でございます。このページにおきましても、それぞれの項目の確定、見込みによりましての増減でございます。ただ児童福祉費の補助金で下欄に近いところでございますが、六百二十一万一千円、これはこの欄といたしましては、大きな数値を見ておりますが、単価アップの関係からでございます。

それからめくりまして、三十九、四十ページ、この欄もそれぞれ確定見込みによりまして、増減をいたすものでございます。

めくりまして四十一、四十二ページも同様でございます。

それから四十三、四十四ページ、三百二十四万五千円、説明欄にございます三つの項目から生じます利子収入でございます。

次が四十五、四十六ページ、これは物品売払収入でございます。不要品の売払収入を七十八万九千円追加補正をお願いするものでございます。

それから四十七、四十八ページ、寄付金でございます。二百五十三万円の追加でございます。市内の三名の方からちょうだいをいたしました寄付金を追加補正いたすものでございます。

それから四十九、五十、これは延滞金の収入でございます。見込計上をいたすものでございます。

それから五十一、五十二ページ、これは市の預金利子でございます。二千万円の追加をいたすものでございます。

それから五十三、五十四ページは、二十五万八千円の減額でございますが、これは生活つなぎ資金の返還金の関係費用のものでございます。

それから五十五、五十六ページでございますが、競輪競艇事業収入、当初予算におきまして四億八千万円の御議決をちょうだいいたしておりますが、現時点の見通しでは、どうしても五千万円程度の減額が見込まれるということで、ここで五千万円の減額を補正いたしまして、予算計が四億三千万円というふうにお願いをいたすものでございます。

それから五十七、五十八ページ、民生費受託事業収入八百二十七万円、これは説明欄にございますように、他市の関係の受託収入でございます。

次の五十九、六十ページは、過年度収入でございます。老人医療の助成費の関係費用で六万四千円の追加でございます。

次が六十一、六十二ページでございますが、先ほど第二表で御説明を申し上げましたとおりでございます。土木債におきましては全体で減額、教育債におきましてはプラス・マイナス・ゼロという形で、内容にこのように変化を生じてございます。

次が六十三、六十四ページの議会費関係に移らせていただきます。総額で八十八万八千円の追加でございます。これは説明欄にございますように、五節の追加、増減でございますが、人件費につきましては、三月までの見込みを立てましての追加補正でございます。あとの二節につきましては、減額補正でございます。これから出てまいります総務費以下の人件費につきましては、同様の考え方で説明を省略をいたしますので、あらかじめ御了解を賜りたいと存じます。

次に六十五、六十六ページでございますが、総務費の一般管理費関係、需用費以下につきましては、三月末までを見込みまして、それぞれ増減の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、説明欄に掲げさせていただきました費目の増減でございます。

六十七、六十八ページに移りまして、文書広報費、この目につきましても三月までの見込計上をいたしまして、それぞれ増減をいたすものでございます。会計管理費につきましても同様でございます。財産管理費につきましても、全く同じ内容のものでございます。

次に六十九、七十ページに移らせていただきまして、上欄の二十五の積立金関係、八千四百二十万円がございます。これはすでに条例にございますとおり、公共施設建設基金積立金条例に基づきまして、八千百万円の積み立てをいたしたいということでございます。あとは、積立金から生じます利子をそのまま積み立てるものでございます。以下、企画調整費、市史編さん費、安全対策費、町名地番整理費関係は、それぞれ三月までの見込みを立てましての増減でございます。七十一、七十二ページに移りまして、この欄におきましても同様の補正をお願いいたすものでございます。ただ下欄の十九の負担金補助及び交付金につきましては追加でございまして、社会教育センターの維持管理に要します補助金でございます。条例に定めます小破修繕等の支出をいたすわけでございます。追加が百四十二万八千円で、全体金額が千五百六十万八千円と相なります。

七十三、七十四ページに移りまして、総務費の徴税費関係、これは全く同様の内容の補正でございます。

次の七十五、七十六ページも同様でございます。七十七、七十八ページにつきましても同様でございますが、市長選挙費につきましては、臨時雇上賃金をどうしても追加補正をする必要が生じましたので、ここの目では追加をいたしました。

七十九、八十ページ、同様の補正でございます。

次が八十一、八十二ページ関係でございます。このページにつきましても全く同様でございまして、三月までの見込みを立てましての補正でございまして、八千四百二十万円がございます。これは

しても同様でございます。非常に説明欄に項目がたくさん並んでおりますが、確定、見込みによりましての増減でございます。

八十五、八十六ページにつきましても同様でございます。ただ、二十の扶助費関係で、老人医療関係が千七百二十六万五千円、これは追加でございますが、これは単価アップの関係から追加補正をお願いするものでございます。社会福祉施設費につきましては、同様の考え方で補正をお願いするものでございます。

八十七、八十八ページにつきましても同様でございます。確定見込みによりましての減額でございます。

八十九、九十ページ、これも全く同様でございます。

それから九十一、九十二ページ全く同様の考え方での補正をお願いするものでございます。

次が九十三、九十四の衛生費関係に移らせていただきまして、このページにつきましては、ほとんどが減額補正、確定に基づきます減額補正でございます。

それから九十五、九十六ページにつきましても同様でございます。

九十七、九十八ページにつきましても同様でございます。

その次が九十九、百ページでございます。病院整備費関係で減額で六千八百六万二千円、これは後ほど病院関係の御審議をちょうだいいたしますが、五十一年度の会計が、収益勘定、資本勘定ともに減額をいたしまして、運営が可能であるという見込みが立ちましたので、一般会計からの繰り入れを減額いたすものでございます。

それから百一と百二ページでございますが、労働費関係、三月までの見込みで減額をいたすものでございます。

百三、百四ページも同様でございます。

百五ページ、百六ページでございます。農業費関係、全く同様の内容のものでございますが、ただ農業振興費の上欄に八の報償費で二百六十六万二千円が追加計上をいたしておりますが、これは説明欄にございますように、生産緑地保全の奨励金でございまして、この節だけが追加をお願いするものでございます。

それから百七、百八ページ関係は、人件費等で同様の補正でございます。土木費につきましても同様でございます。土木費の橋梁費関係につきましても同様でございます。ただ、真ん中辺の道路新設改良費につきまして、若干、数字が減額が多うございますけれども、十三号線等につきましては、次年度送りということで、ここでは減額補正をいたしてございます。

それから百十三、百十四ページ、これは要するに差金でございます。

次が百十五、百十六ページ関係でございますが、これも全く同様の内容で補正をお願いするものでございます。

それから百十七、百十八ページも同様でございます。ただこ

の住宅管理費の真ん中の十五の工事請負費関係でございます。減額で千三百六十万円、これは先ほど起債のところでも御説明をさせていただきましたが、そういう関係で減額をいたすものでございます。

それから百十九、百二十ページは、消防費関係でございまして、三月までの見込み、あるいは差金を増減させていただきました。

次が教育費に移りまして、百二十一、百二十二ページでございます。これは教育委員会費、事務局費、指導費関係でございますけれども、三月までの見込みを立てましての増減でございます。

百二十三、百二十四ページも同様でございます。

それから百二十五、百二十六も全く同様の補正をお願いいたすものでございます。ただ、ここで先ほど提案理由にもございましたように、学校建設施設整備費関係の中で、すでに御議決をちょうだいしておりますところの債務負担行為の需用費関係、それから工事関係、それから備品購入費、このことにつきましては、一般会計に溶け込ませて計上をさせていただいた、ということでございます。

次が百二十七、百二十八の欄に移りまして、委託料につきましては、これは差金でございます。それから工事につきましては、先ほど申し上げた理由からでございます。

それから百二十九、百三十ページが中学校費の関係でございます。これは三月までの見込みを立てましての増減でございますが、真ん中の十八の備品購入費の三百万円は債務負担行為で御議決をちょうだいいたしてあるものを予算計上いたしたということでございます。

それから百三十一、百三十二ページ、このページにつきましても需用費、それから十八の備品費、この二節につきましては債務負担行為で本予算に計上いたしたということでございます。工事関係は先ほど申し上げました理由でございます。委託料につきましては差金でございます。

次が百三十三、百三十四ページに移らせていただきまして、幼稚園費関係、これは見込みを立てましての増減でございます。それから社会教育費につきましても減額でございますが、三月までの見込みを立てましての増減でございます。

百三十七、百三十八ページにつきましても同様でございます。

それから百三十九、百四十ページにつきましても同様でございます。

百四十一、百四十二ページ、予備費関係でございます。差し引きまして一千五十四万六千円の追加をいたしまして、予備費現額四千七百五十六万三千円といたすものでございます。大変急ぎましてお聞きにくかったと思いますが、よろしく御審議の上、御議決を賜わりたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　八十六ページ、社会福祉施設費の中の十八の備品購入費二十一万円、電動マッサージ機三台、これはどこに設置されるのか、これをお伺いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　これにつきましては寄付金の中に福祉関係の百万円の寄付がございます。これに対応しまして購入するものでございますけれども、電動マッサージ三台でございますけれども、湯沢会館は新調いたしました。二台は福祉センター中央会館に入れると、それから高幡会館に一台入れる、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　収入の使用料の中で、衛生手数料というのは約一割のいわゆる廃棄物、尿尿とごみの、いいことだと私は思うんですけれども、こういうものはなるたけ収入に見込んでいるより減らすということは、これはごみが出るのが少なくなったのか、どうなんですか。さもなければ最初に収入を多く見込みすぎたのかどうか。これが一点。

あとは支出のほうで、予防費にこれもやはり一割の支出の七百二十一万減額補正のようですが、これの大きなウエートを占めているというのは南多摩東部共立病院への負担金三百二十六万、これは病気が少なかったというふうに解釈してよろしいか。その点、二点。

○副議長（杉山寅三郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　最初の三十ページの清掃手数料でございますけれども、これについては昨年の条例改正によりまして、五月から値上げということで引き上げを行ったわけでございますけれども、当初見込み違いといいますか、によりまして実際の件数等が少なかったということでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　東部共立病院の件につきましてお答えいたします。これは東部共立病院の経営をやっていきまして、さまざまな理由で私ども日野市と多摩市で負担金を出して経営しているわけでございますが、減額をして十分やっていけるという状況で見込みが立ちましたものですから、それぞれの市の負担金を減額すると、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　そうするとあれですか、いまの生活環境部長の、ごみが出るのが少なくなったんでなくて、単価アップもしたけれども、見込み違いだと解釈していいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）結構です。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　直接この六号補正には関係はないと思うんですが、二点お伺いしたいんですが、この市勢要覧についてお伺いしたいんですが、六月の補正で百九十四万ですか、補正をされているんですが、実際にはやはりもっとかかっているような気がするんですが、どこで補正していますか。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、助役。

○助役（前川恒雄君）　これにつきましては、市勢要覧の印刷費だけじゃなくて、文書広報費の中、全体の中から必要な経費を出している、そういう形で行われていると思います。全体の予算の中で執行した、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　それはもっとかかっていると思います。おそらく百円以上かかると思います。（「百九十二円」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　わかる人に説明してもらいたいんですよ、市勢要覧が。そうしますとこれは四十八円ぐらいでできますか。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　一部余ったり足りなくなったりすれば、節の中でございますので、その中で執行したと、こういうことでございます。私、ちょっとどれくらいオーバーしているかわからず言っているので失礼でございますが、細かくは担当の者に答えさせますけれども、もしオーバーしているとすれば、節の中でオーバーしている分を余った経費で処理すると、こういう形で行われている、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　わかる人に説明してもらいたいんですがね。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　これは補正予算の内容でないものですから、いまの御質問は、私ども十分用意がなかったわけなんですけれども。（「担当を呼べ」「議長、休憩」「おか

しいぞ」と呼ぶ者あり）これにつきまして、実際、いま補正予算の御審議をお願いしているわけなんですが、この内容と違うことを御質問いただいたものですから私どもちょっと戸惑っているわけでございますので、もし何でしたら、また私ども用意できる時点で御審議いただければと思っているわけですが。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　わかりました。いま一点、六月に補正されて、いまこれが出てきているんですよね。ここで出てきているわけですよ、三月の議会で。六月に補正されてここで出てきているんですよ。もっと早くどうして出さなかったんですか、これを。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　大体、要覧というのはその年度の、私ども七七年の要覧でございますから、七六年つまり五十一年度の大体主な仕事が終わる時点で出したいということで、準備してやったわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　いま一点質問するんですが、何かもっと私は早く、六月に補正したんですからもっと早く出すべきだろうと思いますし、ちょっと内容を見ますと、どうも市の要するにこういうことをやりました、今後こういうふうにやりますというふうな一つの宣伝だと思いますね。そういう中で第一ページに市長さんの大変りっぱな写真が写っているわけですけれども、そういう意味でいきますと、一番最後に市会議員の名前だけがずらずらと、大分、不公平のような気がするんですが、その辺をどういう観点から作成したか、作成者を呼んで聞きたいんですが。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　普通、要覧というもの、私どもがそれをつくりますときに、他市の要覧などもいろいろ参考にしてやったわけでございまして、特に他市とかわったやり方をしているわけでもございませんし、市長の写真載っておりますが、議長、副議長も載っておりますし、助役や、収入役は載っておりませんし、そんなことで筋が通っているんじゃないかと私ども思っておりますが。特にどうこう言うつもりではございません。大体要覧というものはそういうものだと私ども考えているわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　おわかりのように四月に市長選挙が行われるというふうなことがあるわけですね。そういうふうな中で何かどうもひがんだ目でみるせいか、何か市長の宣伝にすぎないというふうな感がするんですが。いま一つ、これはどういうふうに配布されるんですか。四万部刷ったんですから、実際には四万三千八百五十世帯あるわけです。四万部刷ったということで全戸に配布するということですか。どういうふうな方法で配布するんですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　これは各自治会にお願いしまして、自治会のそれぞれの世帯に配布していただくということでお願いしているんです。

○副議長（杉山寅三郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　いいです。（「関連」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　ちょっと一点だけお尋ねをします。市勢要覧はおいておきまして、これは出された時期はもちろんいまが一番いいと思って出されたんでしょうから、これはおいておいて、いわゆる六月に補正をされたということでいままで延びた、いわゆる補正予算というのはある程度の緊急性があるんじゃないかと、私は思っているわけですが、ほかのことで、市勢要覧じゃないですよ、ほかのことで私は聞こうと思うんですが、いわゆる補正予算でされたものはなるべく早目にやはりそれを執行するのが行政側じゃないかと思うんですが、一応補正予算の定義なるものをどういうものかということをちょっと一点だけお伺いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　補正予算につきましては、当初予算で全体の予算をお願いしまして、議決いただいて、その後その時々に応じまして、私ども執行する場合にどうしてもこの仕事をやりたい、あるいはある仕事に不足が、額に不足が生じた、あるいは場合によりましては逆に余るというような場合に正しい形で執行するために補正をお願いするわけでございます。いま黒川議員のおっしゃるように私どもとしましても、もちろん補正はある仕事をしなければならないと見込んで補正しているわけでございまして、それの執行につきましてはなるべく早くしなければならない。しかしながらものによりましてそのときの時期がございまして、たとえばいまのような例で申しますと、一応ある仕事の大体めどがついたころに出すと、一番いろいろなものが盛り込めるというようなことはございます。ですからその予算の議決いただいた予算の執行につきましてはそれぞれの仕事が一番いい時期にやるのが至当だと思っております。一般論としてはなるべく早く執行しなければならないと思いますけれども、ものによりましては時期をみなくちゃいけない。

○副議長（杉山寅三郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　そうしますと、たとえば六月なり九月なりに補正をされたものが新しい新年度の三月予算を審議されている時点でまだ何も執行されていないという、こう

いうことはいかがですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　補正予算をお願いしまして議決された中で、ものによりましては現在の時点で執行できない、あるいはぎりぎりになって執行するというようなものももちろんございます。ただいまの補正予算の多くの減額の部分がそういったものを含んでいるわけでございますが、もちろんそういうものもございますが、なるべくならば補正しました時点から時期を失しないようにするのが原則論でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　また予算委員会で審議したいと思いますので、済ません。あとは予算委員会で。

○副議長（杉山寅三郎君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　国庫の補助金並びに負担金、これは執行されたあとでこのような減額補正が出たのかどうか。三十三ページ。

それと土木費の方で、百二十七ページの防音工事費は執行したいわゆる落札して工事を進めている、その工事についての減額であるのかどうか、それらのところをお聞きしたいと思います。（「防音工事の百二十七、百二十八ページ」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　谷栄吉君もう一回ひとつ、いまの…。

○十番（谷　栄吉君）　三十三ページの教育費のそれにまつわる国庫補助金等が減額になっておりますので、これは執行した後でこのような補正が出て、これの処理をどのようにするか。それと百二十七ページのこれは七、八にまたがるんですが、程久保小学校の防音工事、旭が丘小学校の防音工事、これらについて執行した後でこのような減額をしたのか、どうなのかそこのところを…。

○副議長（杉山寅三郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　歳出との関係かと思いますが、歳出のほうの御説明を申し上げますと、おのずから歳入の関係が間接的に御理解いただけるかと思いますので、歳出について御説明を申し上げますと、実はこの併行防音工事につきましては、たとえば一級の防音というか基地に近いとか、いわゆる基地対策としての近所で一級という制度がございますが、そのたとえば学校をつくる場合に延べ面積がすべて防音の対象工事になるわけでございますが、たまたまこの地域は二級でございます。したがって二級の場合には図書室なり廊下とか給食室とか、そういったものが防音工事の対象にはなりません、したがって面積に相違が出てくるということで、多少防衛庁の査定の経過で対象面積が減ってくるということで少なくなってくるわけでございます。したがってそれらに合わせまして、なお

入札の差金等も含まれておりますけれども、そういうことでございまして、したがって歳出が少なくなりますので歳入ともその関係で操作されると、こういうことでございます。したがって歳入が減ったから事業ができなかったということではございませんので、いま申しましたような過程の中で収支が行われておる、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　学校建設は各地区にまたがって随所行われておるわけでございますよね、それらの中でこの一級地、二級地、いわゆる騒音の査定によっての区分けのようには解釈できるんですが、それらが初めて学校がここに建つんならばともかくとして、それに付随するような地域に学校建設も行われておるわけでありまして、それに対してベテランの職員が基定をしているんだと思うんですよね、このような膨大な金額がそこに差が生じるということが納得できないんです。さきほど全協でも話したとおり、あのようなミスというか、そういうような設計ミスということが出ている、もう少しなわを締め直したほうがいいんじゃないか、もう一回その辺を……。一山幾らで大体この現場にはこのくらいの工事費がかかるとか、目の子算でやるのか、もう少し説明をよくお願いします。

○副議長（杉山寅三郎君）　その辺の答弁。教育庶務課長。

○教育庶務課長（永瀬誠一君）　ただいま御指摘いただいたわけでございますけれども、防音の工事にかかわる問題でございますが、まず申請の時点では前年度に、やはり事業所の一応申請をする制度になっております。その時点で新設校全部の面積にかかわるクラス、機械室等を加えた、いわゆる申請をしていくわけでございますね、そこで若干の国の査定との開きが最終的に出てきたわけでございます。たとえば平米二万円ちょっとの予算を実は組んでいたわけでございますけれども、最終的にはこの防音施設の場合には、国の厳しい査定がございます。窓枠の場合にはどのくらい、機械室の場合にはどのくらい、という形で防衛施設庁の最終的に国の認定事業費というものを査定してくるわけです。その時点で今回減額をいたしますところの程久保小、あるいは三沢中学、旭が丘小学校につきましては、約一万四千円くらいの査定がなされております。したがって大体その七五％から八〇％の比率で国庫補助が来るという形になりまして総体的な面積の、さきほど建設部長言いましたように、面積の若干の減というものと、若干の単価差があるということでございまして、やはり国の認定事業費に基づいて、ある程度変更せざるを得ないという状況でございますので、このような減額になったというふうになっております。

○副議長（杉山寅三郎君）　よろしいですか。（「いいです。」と呼ぶ者あり）次に、林重義君。

○九番（林　重義君）　五ページの固定資産税の関係と、十九ページの都市計画税の関係で、課税のことで二点だけお聞きしたいと思います。固定資産税の収入ですね、固定資産税が減額になっているようなので、家屋の分については増額のようになっておりますけれども、固定資産税の減額は余りにも大きいし、それに対して都市計画税については固定資産税の部分がプラスになっているというような数字なんですが、その内容でどのような関係があるのか御説明を願いたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。固定資産税の減額二千二百四十万円につきましては、これはA、B農地の減額対象農地が減額になっておりますので、その分の減額でございます。

固定資産税と都市計画税でございますが、固定資産税が減額で都市計画税が増額になっておりますのは、課税標準がそれぞれ違いますので、見込み違いのために片方は増額ということでございます。市政経過報告の中にもA、B農地の減額につきまして四千九百四十三万七千円の減額ということをお知らせしてございますけれども、それに基づくところの減額でございます。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　固定資産税の減額が一億幾らという形になっておりますが、A、B農地については数字はちょっと忘れましたけれども、総額についても七千万から八千万だと思いますけれども、都市計画税については同様に、A、B農地については減額されておるんじゃないかと思うんですけれども、そうするとプラス、マイナスの点が部長のいまの説明では納得しかねるんですが、いま少し詳しくできないか。

○副議長（杉山寅三郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　当初の補正前の額そのものが、これも見込みでございますが、それも家屋調査等で増額になった分と、それから……。（「ちょっと、土地だけの関係で結構です。」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　土地は当初の固定資産税関係については、見込みとかそういう問題じゃなくて、限定としてある程度の基本線が出ているんじゃないかと私は解釈しているわけです。土地については動かないものですから本年度の税収については幾らというか、概算というか、九九％までの見込みというか、そういうふうなことになっているんじゃないかという考えなんだけれども、違うかもしれませんけれども、そうしますとたしかにA、B農地に、土地について同じだということはわかりましたけれども、そうしますと都市計画税については増額になっておるようなので、そのほうも還元というか還付金

と同じじゃないか、というふうに考えているわけです。還付の率が、そうすると片方が土地について増額であり、片方が減額だという根拠がどこにあるかということなんです。さらに……。

○副議長（杉山寅三郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　これにつきましては当初の予算計上の数字に見込み違いがあったということでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　ちょっと固定資産税の見込み違いということが余りにも額が大き過ぎるんじゃないかということで、その辺が納得いかないんですが、余りにも見込み違いというか何かおかしいんじゃないかというふうに感じますので、部長の説明では納得できませんので、後は担当課に行きましてお聞きしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　よろしいですか。次に、高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　さっき滝瀬敏朗議員の質問の関連なんですが、過日自治会長に三月十幾日ですが、「数字で見る日野市」の配布依頼をされたんですけれども、その時に日野の「市勢要覧」も一緒に配るということになっていたのか、それをちょっと……。（「質問がわからないのでもう一度大きな声で」と呼ぶ者あり）実は自治会長に三月の下旬ごろ「数字で見る日野市」を配布したいのでお願いします。というような通知が来ていることを自治会長から話があったんですが、その時に日野市の「市勢要覧」もその通知の中に入っていたのかどうか、その点をどうですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ちょっと文書の中身まで私どもちょっとここで正確にどういうふうになっていたのかわかりませんが、この件につきましては先ほど滝瀬議員の御質問のときに申し上げたんですが、補正予算の審議でございますので、できましたらまたこの件につきまして高橋議員に後ほど文書の写しを持ちまして御説明にあがりたいと思いますが、ただいまの議案に関係がないものですから、私ども余り細かくそういうことは手元に持っておりませんので、そういうことでやらしていただければと思いますけれども。

○副議長（杉山寅三郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　市長の名前で出してあったということですか、広報か何かの名前じゃないですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　担当の者から出ているわけなんですけれどもね、いま補正予算とは関係がないものですから、私ども細かな資料は用意してないものですから、後ほど高橋議員に御説明にあがりたいと思いますが。

○副議長（杉山寅三郎君）　　よろしいですか。高橋通夫君。（「了解」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。林重義君。

○九番（林　重義君）　　私は先ほども固定資産税の件につきまして、担当課の説明ですと見込み違いというようなことでございますので、今後の問題としてこのようなことのないように、明快な答弁ができるような、数字なり何なり出していただく、後でもいいから出していただくというような温みがあってもいいんじゃないかと、その点意見として申し上げておきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第一七号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第六号）の件は、原案のとおり可決されました。

（「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第一八号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第一九号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第二〇号、昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、議案第二一号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第二二号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第二三号、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　　議案第一八号から議案第二三号までの提案理由の御説明を申し上げます。

議案第一八号につきましては、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算でございます。日野市国保特別会計の歳入歳出、それぞれ三千三百五十万八千円を補正し、総額十一億四千七百六十二万一千円とするものであります。主なるものは、歳出では国保税の調定増と国庫支出金の増が見込まれ、歳出では療養給付費の補正を行うものであります。

それから議案第一九号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。本件は昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計の第三回の補正予算であります。歳入歳出の総額はそれぞれ二千九百二十六万九千円を補正し、六億三千九十三万円となります。歳入の主なるものは、保留地処分金の二千五百三万円で、ほかに預金利子及び都委託金であります。歳出の主なものは、神明上区画整理事業費の中で差し引き二千万円の計上、その他一般管理費で人件費の減額があり、残額を予備費に計上いたしました。

議案第二〇号は、昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計の第一回の補正予算であります。歳入、歳出の総額は、それぞれ四百九十九万三千円を減額補正し、七千五百九十四万四千円となります。

歳入の主なものは、支出減に伴う一般会計繰入金を七百二十三万九千円減額し、その他繰越金を計上しました。

歳出の主なものは、下水処理費における委託料五百三十三万七千円を減額し、その他人件費を減額いたしました。

議案第二一号につきましては、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算でございます。収益的収入及び支出の予定額については、二千七百二十九万八千円を減額し、九億六千九百五十七万八千円といたしました。資本的収入及び支出の予定額については、五十九万九千円を減額し、資本的収入三千四百九十万四千円、資本的支出三千七百二十八万四千円といたしました。

議案第二二号は、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ五千百一万五千円を減額し、歳入、歳出予算総額を六億六千六百四十九万七千円といたしました。歳出の補正の主なものは、配水管布設工事請負費四千二十八万円の減額などであります。

議案第二三号は、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算であります。補正内容は、農作物共済勘定及び蚕繭共済勘定の減額補正、また業務勘定二百六十二万六千円の増額補正であります。それぞれ詳細につきましては、担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。（「説明省略」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

関係部長からの詳細説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本六件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一八号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第一九号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第二〇号、昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、議案第二一号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第二二号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第二三号、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後五時三十八分　休憩
午後七時五十八分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第二四号、昭和五十二年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第二四号につきまして、その提案理由と内容の概要を説明いたします。

本議案は、昭和五十二年度一般会計予算であります。新年度を迎えるに際し、わが国経済の不況は長期にわたり、国民生活のあらゆる面に深刻な影響を与えておりますが、この不況は五十二年度においても続くものと思われ、不況とインフレの二重状況による経済の低迷は、ここ当分変わらないものと考えられます。このことは、地方財政にも厳しい影響を及ぼし、財政危機の慢性化となって自治体を襲っております。

このようなときに当たり、当日野市の財政運営は、地方財政制度の矛盾、インフレ、都市問題という三重の壁の中で、苦しみつつも、市民生活の向上のため全力を尽さねばなりません。

昭和五十二年度一般会計予算の総額は、百六十四億五千九百八十七万七千円であり、前年当初予算に比べて一〇・一%の伸びとなっております。

歳入の特徴の第一は、七年ぶりに財政力指数が一を超え、地方交付税の不交付団体となることであります。これは財政健全化への努力のもたらしたものでもありますが、主なる原因は、財政力指数算定方法にあります。すなわち基準財政収入額はその伸びが実体に即して把握されておりますが、基準財政需要額は、実体とはなはだしくかけ離れており、両者の比である財政力指数が、見かけだけは一を超すことになったわけであります。その意味で、当市の財政は決して余裕のあるものではなく、税の正確な徴収、国、都の補助金の獲得、適切な起債などによって、歳入の増加を図らねばなりません。五十二年度は、市税は歳入の四八%、補助金は二三%、起債は二〇%をそれぞれ見込み、健全な財政運営を図る編成となっております。

五十二年度の事業については、

一、日野市発展の基礎づくり
二、市民生活を守るきめ細かな施策
三、市民の生活環境を守る施策
四、教育の充実

以上四本の柱を立て、新しい発展の基盤をつくる年としてスタートする内容であります。

一、日野市発展の基礎づくり

まず下水道建設の第一歩として、下水道計画の設計委託をいたします。これによって今後の事業認可に備え、工事着手の前段階となるものであります。この件は、新都市建設公社に委託しますもので、現在、条件を煮詰めております。当初予算には出ておりませんが、後ほど提案いたすことになっております。

次にいよいよ本年市庁舎が完成いたします。計画の当初から、市議会、市民の皆様の参加を得て実施してまいりましたが、秋には新しい日野市の躍進を象徴し、市民自治のとりでとして使えることになります。

庁舎に関連しまして、懸案となっております二・二・五号線の測量及び設計、一・三・二号線の環境予備調査を実施いたします。また市役所連絡便としてのマイクロバス二台を購入し、市民の足の確保に役立てます。

次に南部地域計画を実行する第一歩として、七生支所を含め

た七生文化会館（仮称）を建設するための設計料を計上いたしました。今後これを起点にして、南部地区の施設の充実、発展に力を注ぐことになっております。

二、市民生活を守るきめ細かな施策

まず身体障害者のためには、市議会議会報の対面朗読及び点字版発行、動力つき車いす助成、心身障害児教育のための宿泊訓練、その他の新しい施策があります。心身障害者共同作業所に対する補助金を百十万円にアップし、難病福祉手当を一人五千円にアップしております。

次にお年寄りに対しては、寝たきり老人のための至誠デイケアセンターに対する運営補助を組みました。また一人暮らしのお年寄りに対して入浴料の補助を新しく実施いたします。

次に私立幼稚園保護者への補助の市負担分を、四歳児についてさらに二百円アップし、都分と合せて二千五百円といたします。また母子、父子家庭のための休養事業、再婚のための援助をいたします。助産費のための融資にも着手いたします。さらに市民葬儀制度、地区センター建設事業を予算化いたしました。それに懸案となっております市営住宅の建設は、ぜひ五十二年度中に行いたいとの内容であります。

三、市民の生活環境を守る施策

まず衛生関係では、衛生処理場の排水浄化施設を建設し、処理場の電気設備の抜本的改修をいたします。また火葬場の炉と煙突を改修し、煙とにおいのない火葬場にいたします。公害対策といたしまして、オキシダント測定器を購入し、大気汚染の実態をとらえ、市民の安全を守ります。

公園、緑地に関しては、日野台公園の築造、中央公園の一部築造、東豊田緑地保全と黒川公園の整備が主なものであります。

また向島の排水のための浅川南第四排水区の管渠並びに樋門の設置をし、根川の改修も引き続き実施し、浅川北第一排水区の管渠の設計も新しく取り組む仕事であります。

市民の安全のためには、歩道設置、段差解消、ガードレールの設置、消火栓の設置、消防積載車の購入などを、さらに進める内容であります。

四、教育の充実

小中学校につきましては、五十一年度に債務負担行為を行いました旭が丘小、三沢中の新設を初め、新しく第十六小、十九小の新設、高幡台小、第四中の増築を実施いたします。これによってプレハブ解消は、ほとんど実行できるものと考えられます。

スポーツの振興につきましては、小学校の体育館の一般開放を実施いたします。また、南平の市有地を整地し、スポーツのための広場として市民に使っていただきます。

なお、ここで申し上げたいことは、来る四月には市長選挙がありますので、全く新しいアイディアによる新規施策は、補正

予算をもって提案できるよう、一億円を予備費に組み込む配慮をいたしました。

以上申し述べましたような施策を、昭和五十二年度において実行することとなりますが、昭和五十二年度は、下水道事業を初めとし、日野市が都市としてのあるべき姿に邁進する新しい段階の第一歩であります。日野市が住みよい近代的な活力にあふれた町となるか、住みにくい過密の町になるかの分岐点が、この五十二年度であります。市民のエネルギーを市民参加によって結集し、この新しい第一歩を力強く踏み出す大切な年度予算の概要を以上のとおり申し述べ、提案理由といたします。

詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から歳入全般の説明を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　市税収入につきまして御説明申し上げます。

市税の収入見込み額は、五十一年度当初予算に比べて三四％と大幅な伸びとなっておりますが、決算見込額に比べますと一六％の伸びとなっております。参考までに申し上げますと、国の地方財政計画による地方税の伸びは一八％となっております。

税収の算定につきましては、前年実績、人口の増加、所得の伸び等を勘案して算定いたしました。

法人税につきましては、徴過誤税による増収分一億九千万円の見込みでございます。

固定資産税につきましては、土地の負担調整措置による増加分並びに家屋の新増築分の増加で、決算見込額に対して一〇％の伸びであります。個人、法人の固定資産税の割合は、個人三四・三％、法人六五・七％でございます。

たばこにつきましては、たばこ小売価格の値上げが昭和五十年十二月行われたことによる増加分によりまして、五四・六％の増加でございます。

電気税につきましては、前年実績の五％増でございます。

ガス税につきましては、税率が三％が二％に引き下げにより減収でございます。

市税につきましては、以上でございます。

そのほか手数料、二十三ページでございますが、税務、戸籍住民、臨時運行許可手数料ほか、これは実績によって計上してございます。

次に三十三ページ、国民年金の社会福祉費委託金でございますが、これも単価が拠出年金九百八十二円、福祉年金六百九十七円で計算してございます。

そのほか細かいことがございますけれども、積算基礎につきましては、お手元に差し上げました説明資料によって御参照願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより歳入全般について質疑に入ります。

なければ歳入全般に関する質疑は、これをもって終結いたします。

次に歳出のうち議会費から土木費までの説明を関係部長から求めます。（「必要なし」「了解」と呼ぶ者あり）

○議会事務局庶務係長（朝倉敏夫君）　議会費から説明させていただきます。予算書の六十四ページ、六十五ページ、議会及び事務局費の経費を計上しました。報酬、給料、職員手当、共済費、これについては経費そのものであります。報償費、旅費については予算説明書に書いてあるとおりであります。本年度新しく計上されました費用としまして、議会報の点字広報発行、それから対面朗読についての予算を計上しました。そのほかの新しいものとしては別にありません。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　総務費、総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　一般管理費につきましては大分ふえておりますが、これは新庁舎が建設されるということでこれらの経常経費を計上いたしました。それから交際費が四十万ほど増加になりました。その他につきましては変わった点はございませんので省略いたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　次に民生費、福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　百二十二ページをごらんになっていただきたいと思います。社会福祉総務費は一四％の伸びでございます。次に百二十四、百二十五ページに入りたいと思います。百二十五ページの真ん中にママの休養事業がございます。これは市の単独事業ということに新しくなったわけでございます。それから結婚相談及び再婚の仲介事業、これは民生委員で実施すると、こういうことでございます。それから百二十七ページにまいりまして、上欄でございますけれども、日社協の運営費、これが新しい東京都から市に費用がきまして市を経由しまして日社協に支出されると、こういうものでございます。それから身体障害者福祉費でございますが、この方は四二％の伸びでございます。百二十九ページを開いていただきまして、それの一番しまいに心身障害者の共同作業所、これは日野作業所でございますけれども、本年から都の補助額と同額を支出すると、こういう方針に変わったわけでございます。百三十一ページで新しいのは難病手当でございます。難病の場合には医者を遠く通うというふうなことで交通手当という意味で五千円にしました。百三十三ページの中にも精神薄弱者の難病手当がございます。百三十五ページの負担金補助でございますが、この中で老人クラブの連合会の負担金を、補助金を五千円から六千円にしたと、それから個人の月千二百円の補助を千三百円にしたと、それからその下の至誠の特別養護老人ホームが

三月からオープンします。それから至誠デイケアセンターが九月からオープンします。そのための運営費でございます。それから百三十七ページにまいりまして、老人の入浴料の助成が新しい事業でございます。次に百三十九ページでございますが、御説明申し上げることはございません。百四十一ページ、この中で地区センターの新築が真ん中辺に載っております。五十一年度より小地区センターが多少小さくなっております。

それから百四十三ページ、特別御説明申し上げることはございませんが、ここの伸びは総額では三一％でございます。これは人件費の伸びでございます。一般財源では約五〇％の伸び、同様人件費も増で特別御説明申し上げることはございません。百四十七ページも御説明申し上げることはございません。それで百四十九ページの真ん中辺に保育室の市の補助でございますが、九千円から一万円にすると、それから家庭福祉員の七千円を三千円上げて一万円の補助にすると、こういう新しいものでございます。それで百五十一ページに入院助産費市補助が一番しまいにございます。これは生保家庭への補助でございます。それから百五十三ページでございますが、生活保護でございます。これにつきましても特別御説明申し上げることはございません。百五十五ページも同様でございます。それから百五十七ページは災害救助費でございます。これは勘定科目の存置ということで御説明申し上げることはございません。

○副議長（杉山寅三郎君）　次は衛生費、生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　衛生費関係、御説明申し上げます。百六十五ページ、その中に印刷製本費で二十万円でございますけれども、これは市民葬祭制度実施によるパンフレット代でございます。それから百六十七ページ、火葬場、火葬炉及び煙突工事、これが新しい事業でございます。次に百七十三ページでございますが、備品購入費でオキシダント自動測定器、これは大気汚染による測定器でございますけれども、この購入と、それから振動規制法の施行によりますデジタル振動計等の備品をお願いいたします。次に百七十七ページでございますけれども、衛生処理場の電気設備関係でございます。これについては抜本的改修を行いたいということで新しく計上いたしました。それからその中で残灰不燃物等の集積場でございますけれども、最終処分地に持っていくまでの一時的集積場をつくるということでございます。それから百八十一ページ、排水処理施設でございますけれども、重金属の除去装置ということで処理場をつくるわけではございません。次にこれに関連する百八十三ページでございますけれども、重金属の測定器を購入するということでございます。それから百八十五ページ、尿尿処理施設の改良でございます。現在二十七キロ浄化槽の普及によりましてこれを改良いたしまして、これを使用するという

内容でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　次に労働費。（「なし」「了解」と呼ぶ者あり）ありませんか。次に農業費、生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　新しい事業としては百九十五ページの畜産費でございますけれども、家畜ふん尿乾燥施設補助金ということで、建設費の二分の一補助ということで新しく計上してございます。それから同じページで用水路施設の設計ということで、これは建設省の専用許可を取っていない用水がございますので、これに対する委託料、これを計上してございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　次は商工費、生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　商工費につきましては特に御説明申し上げるのは、百九十九ページ、観光費でございますけれども、全国菊祭り大会、これが五十二年度実施されますので、これに対する補助金、これを計上してございます。また同じページで消費生活対策費の中で、日野市消費者団体連絡会補助金、これを新しく計上してございます。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　次は土木費、建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　それでは二百ページお開きいただきたいと思いますが、総務費につきまして特に委託料でございますけれども、道路網図の作成、旧公図の補修をいたしたいということ、したがってその事業が新しくのせてございます。次に二百四ページでございますが、二百四ページの道路維持費、対前年度比では八〇％でございますが、この中で特に変化のございますのは、私道の補助金の制度がこの目の中にあるわけでございますが、とりたてて申し上げますと、電建団地等におきまして三カ年計画で実施をいたしておりました大きな私道整備事業が完了いたしましたので、これが特に減っておるということで、対前年比では八〇％になるということでございまして、なおそれ以外にはとりたてて変化はございません。なお工事請負費でございますが、別に提示をいたしてございます図面で御案内のとおりでございます。次に道路新設改良費、これは対前年比では一五％でございます。特に変化の大きなものを申し上げますと、昨年度は多摩川排水関係で五億五千万円、それから十五小の通学路の整備で一億一千万円ほどのっておりますが、それが本年度ございませんので、そこに六億五千万ほどの減額がございます。そういうことでの変化でございまして、それ以外の内容についてはさほど変化はございません。なお工事費等につきましてもそこに記載のとおりの事業でございまして、場所等についても前段申し上げましたとおりの図面を提示してございますので御参照いただければ幸いかと思います。次に二百八ページでございますが、この橋梁維持費、橋梁新設改

良費等については当面事業がございませんので、一応科目存置ということで計上しているわけでございます。次に二百十ページでございますが、街路灯費、この街路灯につきましては五十一年の十一月現在で三千九百五十四本ございます。それに要します光熱水費、いわゆる電灯料等でございます。なおこの電灯料に対します光熱水費の考え方としては、前年度で螢光灯につきましては一四・六五％、水銀灯については一五・五六％の電灯料の値上がりを見込みまして算定をいたしてございます。それからなお街路灯の新設工事の考え方でございますけれども、新規に設置する分につきましては五十灯、それから自治会から移管をされまして修理等を見込みますもの、いわゆる移設による新築工事でございますが、これを百本ほど見込んでおります。そういうふうな考え方で街路灯の費用は計上させていただいております。

　次に二百十二ページの河川の維持費でございますが、この維持費につきましては年間通水をするということで昨年度から実施をいたしておるわけでございますが、それに伴います事業の費用でございまして、清流フイルターにつきましても本年度六千個設置したい、こういう考え方で需用費の中に計上いたしてございます。それからなお委託料等につきましては水門等の清掃なり、管理の費用を計上させていただいております。工事請負費につきましては図面で提示をいたしております場所を計上させていただく。次に二百十四ページの河川の改良費でございますが、この中では特に昨年度、五十一年度から実施をいたしまして、根川の改修をいたしたいということで、本年はいわゆる五十二年度は三百メートルの改修を計画いたしておりますが、この工事を含めまして工事費では九千七百万円を計上させていただきました。以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは続いて都市整備部関係の説明をいたします。都市整備部関係で前の方に戻りますが、総務管理費の中で、町名地番整理というのが計上してございます。九十一ページでございますが、これにつきましては、程久保の地番整理を五十二年度に実施したいと、こういうことでそれに要する経費を計上したわけでございます。

　それから二百十七ページでございますが、都市計画総務費でございます。この中で下の方の委託料の関係でございますが、ここにございますように、二・二・五号線の測量及び設計と、めくりまして二百十九ページに都市計画道路二・二・十一号線、これは京王線の高幡駅の東側の踏切の立体交差関係の測量調査それから一・三・二号線の環境調査、交通データ予測、環境予測、こういうものを実施したいと、こういうことでございます。それからその下の方にございます償還金利子及び割引料でございますが、これにつきましては、神明上都市下水路の経費につ

きまして新都市建設公社のほうにお金を借りて十年間で払うということの中で、本年度の支払い分でございます。それから二百二十一ページでございますが、これにつきましては公共下水道費ということで十三の委託料の中で二百五十万円は浅川北第一排水区の管渠実施設計、こういうことで豊田団地、大和田地区と、この地区におきます地域の実施設計をしたいと、こういうことでございます。詳細については計上しました説明資料、この中に詳細に書いてございます。なおこの下の工事請負費の関係でございますが、これにつきましては浅川南第四排水区管渠設置、同じくその場所におきます樋門の設置、これは高幡橋の上の所でございます。それから旭が丘の地区の排水管の設置と、こういう工事を予定しておるわけでございます。これらにつきましても説明資料の中で算出の根拠が書いてございます。その下の方にございます補償、補てん及び賠償金でございますが、これは第四排水区の工事をするに当たりまして京王線の北側に水道管百五十ミリがあると、こういうことで移設をしなければ工事ができない、こういうことの計上です。それから二百二十五ページでございますが、これにつきましては公園整備の中で中央公園の実施設計をやりたいと、こういうことでございます。これは一部でございます。なお工事請負費につきましては日野台と、これは全部実施する、事業を全部実施するわけでございますが、中央公園の築造につきましては庁舎の完成にあわせまして庁舎側の一部だけを実施すると、こういうふうな経費でございます。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　次に土木費の中の住宅費について、総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　住宅管理費については六百四十八万と減額になっておりますけれども、これは向川原市営住宅の排水管の埋設工事が今回は計上してございませんので減額になっているわけでございます。そのほかにつきましては、十三の委託料の弁護士料、これは市営住宅に伴いますところの弁護士料を計上しました。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　これで議会費から土木費までの説明を終わったわけですけれども、質疑に入らせていただきます。御質疑ありませんか。なければ質疑を終結いたします。

　次に歳出のうち消防費から予備費までの説明を関係部長から求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　消防費につきましては、常備消防が約五％ほど増になっておりますが、これは委託関係で増になっております。非常備消防につきましては変わったところございませんが、二百三十五ページの備品購入費につきまして、これは新しくホースを買う、五十個、それから受令器と申しまして台風とか火事の場合に無線でもって連絡をするよう

に、こういうことでこれらを購入したと、こういうことでその他は別にありません。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　次に教育費。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それでは教育費について御説明を申し上げます。教育費の総額は六十億六千六百三万七千円で昨年度の五十五億一千八百九十七万六千円に比べて五億二千七百六万一千円の増で、比率にして九・五％の増であります。そのうち学校費用、用地、建設等の施設費は四十億四千五百万で教育費総額の六六・五％を占めております。教育費の一般会計に占める割合は三六・八％で昨年とほとんど変わらず、昨年同様大きな数値となっております。施設費の大部分は仮称十六小、十九小、あるいは五十一年度にすでに建設の始まっております程久保、旭が丘、三沢中学というものの二年目の費用が計上になっております。だから、施設費を除いての教育の運営費等については自然増がありますけれども、直接教育活動に関係する経費を重点的に計上いたしました。特に身障児教育については重要に考えております。その他については極力節約しまして市の財政との調和をはかるようにしております。その他につきましては各ページを一応追っていきますと、（「省略」と呼ぶ者あり）よろしいでございますか。（「省略」と呼ぶ者あり）そういうことで終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　次に公債費。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　続きまして三百十二ページの公債費関係でございます。総額で十億四千四百三十九万七千円、説明書にありますように元金、利子、それから公債諸費、三つの段階に分かれてございます。内容といたしましては説明欄にありますそれぞれの支出金の明細でございます。めくりまして三百十四ページ、諸支出金につきましては一応科目残、予備費につきましては提案理由の中にございましたように一億円の予備費計上、以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

　次に第二表、債務負担行為、第三表、地方債についての説明を関係部長より求めます。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは予算書の六ページになります。第二表、債務負担行為、このことにつきましても提案理由の中でございました、仮称十六小学校、それから十九小学校、この建設に要します債務負担行為の御議決をちょうだいいたしたいという意味で提案をいたしてございます。それから開発公社の関係につきましては、文言でこのようにお認めをいただきたいということが第二表でございます。

　それから第二表の二は債務保証の関係でございまして、日野市土地開発公社の債務保証をお願いするわけでございます。

　それから第三その地方債につきましては、ただいま各部課か

ら説明がありましたそれぞれの事業の五十二年度の起債額を見込んでおります。六ページから八ページまで総額で三十三億五千百九十万円、このように御審議を承りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（杉山寅三郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第二四号、昭和五十二年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二五号、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第二五号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第二百十一条の規定に基づき提案する昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は歳入歳出それぞれ十二億五千四百四十三万九千円でありますが、これは昭和五十一年度国民健康保険特別会計当初予算十億二千百四十二万一千円に比較し、額にして二億三千三百一万八千円の増、率にして二二・八％の伸びということになります。詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第二五号、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

○市長（森田喜美男君）　議案第二六号について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計の予算であります。歳入、歳出の総額はそれぞれ五億七千九百二十万五千円であり、歳入の主なるものは国都支出金、繰越金及び保留地処分金等であります。

歳出の主なるものは、区画整理事業費としての委託料、工事請負費、各種補償料及び職員の人件費等であります。詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第二六号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二七号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第二七号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出の総額は八千三百九十万八千円であり、歳入の主なるものは、一般会計繰入金及び使用料等であります。

歳出の主なるものは、総務費で七名分の人件費及び夜間業務委託料等であり、処理費では電気料、下水道清掃委託料などであります。その他起債の償還元利金を計上しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。

これをもって議案第二七号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二八号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第二八号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第二百十一条並びに地方公営企業法第二十四条の規定に基づき提案する昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収益的収入及び支出予定額をそれぞれ十億九千六百二十万二千円とし、資本的収入予定額一千　円、資本的支出予定額五千百十六万二千円といたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第二八号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算の件は特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二九号、昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第二九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第二百十一条の規定に基づき提案する昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。予算総額は、歳入、歳出それぞれ六億八千七百四万円でありますが、これは昭和五十一年度受託水道事業特別会計当初予算七億七百三十二万九千円に比較し、額にして二千二十八万九千円の減、率にして三%の減ということになります。詳細につきましては担当部長より説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第二九号、昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第三〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第三〇号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。収益的収入及び支出の合計は一千四百八十三万七千円で、内訳は農作物共済勘定二百六十六万八千円、蚕繭共済勘定一万八千円、家畜共済勘定六十四万九千円、業務勘定一千百五十万二千円であります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第三〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第三一号、市道路線の一部廃止、議案第三二号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第三一、三二、三三号につきましての提案理由を申し上げます。

三一号は市道路線の一部を廃止するもので、今回提案するのは五路線であります。

三二号につきましては市道路線の廃止でありまして、今回提案するのは三路線であります。

三三号は市道路線の認定でございまして、今回提案するのは九路線であります。内容及び廃止理由、あるいは認定理由につきましては議案書に詳細記載してございますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれを終結いたします。お諮りいたします。本件について御意見がありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第三四号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部を変更する規約の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第三四号は、東京都十一市競輪事業組合規約のうち配分基準の一部変更についてであります。この件につきましては十九日までに各市とも議決し、知事に申請しなければならない理由がございますので、即決でお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三四号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部を変更する規約の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第三五号、日野市立三沢中学校建設用地取得の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第三五号は、七生中学校の不正常な授業の解消を図るため、さきに日野市土地開発公社が取得していた用地を、日野市が取得するものであります。面積として一万九千六百三十五平方メートル、取得金額十二億三千四百九十六万九千五百十八円であります。この件につきましても起債申請が差し迫っておりますので即決でお願いいたしたいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三五号、日野市立三沢中学校建設用地取得の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三六号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第三六号は日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。日野市固定資産評価審査委員会委員の任期が本年四月二十七日をもって任期満了となりますので、別紙のとおり選任いたしたく地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三六号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第三七号、日野市一般職の職員の昭和五十一年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第三七号は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に規定する期末手当について、特例を定めるものであります。

職員組合と交渉の結果、給与月額の〇・五カ月プラス一律七千円にて妥結を見ましたので、支給をこれによって行いたく、提案いたすものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三七号、日野市一般職の職員の昭和五十一年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、

原案のとおり可決されました。

これより議案第三八号、一番橋人道橋新設工事請負契約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第三八号は、一番橋人道橋新設工事請負契約の変更であります。昭和五十一年十月二十一日に議決されました一番橋人道橋新設工事請負契約の一部を浅川堤防ブロック張り等が建設省指示により変更しなければならなくなりましたので、変更するものであります。本件につきましては、工期の関係上、即決にて決していただきたくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三八号、一番橋人道橋新設工事請負契約の一部を浅川堤防ブロック張り等が建設省指示により変更しなければならなくなりましたので、変更するものであります。本件については、工期の関係上、即決にて決していただきたくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三八号、一番橋人道橋新設工事請負契約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第四九、東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市交通災害共済組合議会議員に名古屋史郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました名古屋史郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名されました名古屋史郎君が東京都市交通災害共済組合議会議員に当選されました。

これより請願第五二ー一号、日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二ー一号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー一号、日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二ー二号、第五二ー三号、第五二ー八号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー二号、都道一五四号線歩道整備に関する請願、請願第五二ー三号、豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願、請願第五二ー八号、明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情の件は、都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二ー四号、第五二ー六号、第五二ー七号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー四号、二小地域に児童館、児童公園を建設促進に関する請願、請願第五二ー六号、高齢者研修センター設立に関する陳情、請願第五二ー七号、立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二ー五号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー五号、自転車置き場設置に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー四号、第五二ー六号、第五二ー七号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー四号、二小地域に児童館、児童公園を建設促進に関する請願、請願第五二ー六号、高齢者研修センター設立に関する陳情、請願第五二ー七号、立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二ー五号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー五号、自転車置き場設置に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二ー九号、日野駅前地区に店舗建設反対

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二ー九号、日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願の件を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二ー九号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいま事務局長が説明いたしました本請願につきましては、都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二ー九号、日野駅前地区に店舗建設反対

に関する請願の件は、都市計画産業建設委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一〇号、第五二―一一号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―一〇号、補助十七号線の安全対策に関する請願、請願第五二―一一号、百草園駅北口開設に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後九時九分　散会

三月二十八日　月曜日

（第八日）

昭和五十二年 第一回定例会 日野市議会会議録 第八号

三月二十八日 月曜日（第八日）

出席議員（三十名）

一番	滝瀬政吉	君	
二番	滝瀬敏朗	君	
三番	奥住芳雄	君	
四番	正国大治	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
九番	林重義	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十四番	米沢照男	君	
十五番	市川芳太郎	君	
十六番	秦正一	君	
十七番	清水芳雄	君	
十八番	杉山寅三郎	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十一番	佐々木昭雄	君	
二十一番	大柄保	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十五番	日野源作	君	
二十六番	吉冨繁枝	君	
二十七番	三浦重春	君	
二十八番	飯山茂	君	
二十九番	島村孝志	君	
三十番	名古屋史郎	君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
都市整備部長	成井正夫	君
建設部長	田倉高光	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君	
書記	朝倉敏夫	君	
書記	鈴木晴彦	君	
書記	荒井一雄	君	
書記	樫村正男	君	
書記	川上輝子	君	
書記	安原清美	君	
書記	小松恵美子	君	

議事日程

昭和五十二年三月二十八日（月）

午後一時開議

（議案審査報告）

一、議案第　八号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

二、議案第　一号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三、議案第　二号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務委員会）

四、議案第　三号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五、議案第　四号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

六、議案第　五号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

七、議案第一六号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

（厚生委員会）

八、議案第　六号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

九、議案第　七号　日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について

一〇、議案第一〇号　日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

一一、議案第一一号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

一二、議案第一二号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

一三、議案第一三号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

一四、議案第一四号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一五、議案第一五号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

（都市計画産業建設委員会）

一六、議案第　八号　日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

一七、議案第　九号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

一八、議案第三一号　市道路線の一部廃止について

一九、議案第三二号　市道路線の廃止について

二〇、議案第三三号　市道路線の認定について

（一般会計予算特別委員会）

二一、議案第二四号　昭和五十二年度日野市一般会計予算について

（特別会計予算特別委員会）

二二、議案第二五号　昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算について
二三、議案第二六号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算について
二四、議案第二七号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算について
二五、議案第二八号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算について
二六、議案第二九号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算について
二七、議案第三〇号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算について
（請願審査報告）　（総　務　委　員　会）
二八、請願第五二―　五号　自転車置き場設置に関する請願
二九、請願第五二―一一号　百草園駅北口開設に関する請願
（総　務　委　員　会）
三〇、請願第五〇―　一号　三菱銀行日野市役所支店開設反対請願
三一、請願第五一―　七号　四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情
三二、請願第五一―四二号　市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願
三三、請願第五一―四七号　減税、税制改革、自主課税に関する請願
三四、請願第五一―五一号　都営住宅払い下げに関する陳情
三五、請願第五一―五六号　市営住宅建設促進並びに入居基準適正化に関する請願
三六、請願第五二―一〇号　補助十七号線の安全対策に関する請願
（文　教　委　員　会）
三七、請願第五〇―二六号　教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）
三八、請願第五一―一九号　日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情
三九、請願第五一―二七号　公立幼稚園に二年保育実施に関する請願
四〇、請願第五一―三八号　高校問題特別委員会設置についての陳情

四一、請願第五一―四五号　昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情
四二、請願第五一―五二号　仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願
四三、請願第五一―五八号　小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願
四四、請願第五二―　一号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願
（厚　生　委　員　会）
四五、請願第　五号　専用水道施設市管理に関する請願
四六、請願第五〇―　三号　多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願
四七、請願第五〇―一〇号　日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願
四八、請願第五一―三一号　新町地区に予定される市立保育所の陳情
四九、請願第五一―三七号　東町児童遊園地存置について請願
五〇、請願第五一―五〇号　合併処理方式屎尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（第二項）
五一、請願第五一―五九号　児童館及び学童保育施設設置についての請願
五二、請願第五二―　四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願
五三、請願第五二―　六号　高齢者研修センター設立に関する陳情
五四、請願第五二―　七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願
（都市計画産業建設委員会）
五五、請願第　六八号　浄化槽施設管理方に関する請願
五六、請願第一一五号　平山台土地区画整理事業に伴う請願
五七、請願第五〇―一五号　東京―八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情
五八、請願第五〇―四八号　一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願
五九、請願第五一―　一号　地番整理の境界線及び作業促進に関する請願
六〇、請願第五一―　三号　町名地番整理の町名及び表示について請願

六一、請願第五一―三二号　一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願
六二、請願第五一―六〇号　日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願
六三、請願第五一―六二号　日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願
六四、請願第五一―六三号　忠実屋ストアー開店反対に関する陳情
六五、請願第五一―六四号　大企業スーパー進出反対に関する陳情
六六、請願第五一―六五号　日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情
六七、請願第五二―二号　都道一五四号線歩道整備に関する請願
六八、請願第五二―三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願
六九、請願第五二―八号　明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情
七〇、請願第五二―九号　日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願
（公害対策特別委員会）
七一、請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願
（市庁舎建設特別委員会）
七二、請願第　九六号　市庁舎建設に関する請願
七三、請願第　一〇〇号　市庁舎新建設に関する請願
（継続審査議決）
七四、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七五、物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七六、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七七、交化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
七八、請願第五二―一二号　京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願

七九、請願第五二―一三号　都立勤労福祉会館の誘致促進に関する請願
八〇、請願第五二―一四号　日野市にもう一校都立普通高校を誘致することに関する請願
八一、請願第五二―一五号　出産費用貸付制度についての請願
八二、請願第五二―一六号　生活道路建設について陳情
（議案上程）
八三、議員提出議案第二号　超過負担解消を求める意見書
八四、議員提出議案第三号　核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書

追加日程
一、会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一から第二七及び追加日程第一まで

午後一時五十二分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

これより議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例の制定につきましては、昨年から慎重審議を重ねてまいっておりました。今議会でも突っ込んだ審議がいろいろとなされまして、主要な点としては、本条例を制定することによって市民の利益になるかどうかという点を、現在、市内で問題になっております建てかえ住宅予定地等の問題と切り離して審議した方がいいという御意見と、現在、問題になっている点も配慮した方がいいという意見などに分かれておりますが、今回も継続審査ということになりましたのでよろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は継続審査であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は、委員長報告のとおり継続審査とされました。

これより議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第一六号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例は、主として市立病院の准看養成が完成した方々を採用することなどによって、市の定数が変更になるという条例でございますが、慎重審議の結果、可決というふうに決しました。この中で出た意見としましては、准看の一たん採用した方々が市立病院で長く働けるようにお願いをしたい、努力してほしいという意見などがございましたので、報告しておきたいと思います。

議案第二号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは日野市特別職の職員の報酬につきまして昭和四十九年以降改正がなされていないという点と、他市との比較をいたしましてその結果改正するという条例でございます。この中では慎重審議を行いましたが、社会教育指導員の報酬の件につきまして現在欠員であることが問題になりました。この件について、報酬を決めていくに当たっては欠員のものについてまで報酬を決める必要はないのではないかという、そういう意見がございました。市の方といたしましては教育委員会の規則として社会教育指導員を置くことになっているので、一応報酬を上程したと、こういう答弁がなされました。そのほか各委員、またその他付属機関の構成委員、こういう点についても慎重審議をいたしましたが、満場一致、原案を可決と決しましたので御審議をお願いいたしたいと思います。

また、議案第三号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第四号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございまして、これも最近改正をしておりませんので、他市と比較をいたしまして、また現在の物価などを勘案いたしまして現状に合うように条例を改正するものでございました。慎重審議の結果、全会一致で原案を可決と決しましたので御審議をいただきたいと思います。

議案第五号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは日野市営住宅条例のうち入居の資格の収入基準、また収入超過者の明け渡し努力義務、付加使用料、こういう点について国の公営住宅法などが改正されたものに伴いまして、収入基準が少し上がってきたということから市の条例を改正するものでございます。この件についても慎重審議をいたしましたところ、満場一致、原案を可決ということに決しましたので御審議いただきたいと思います。

議案第一六号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についてでございますが、これは一部事務組合の増加に伴いまして、公平委員会の共同設置の地方公共団体の数の増加などから

市の規約を変更する件でございます。該当しますのは東京都市廃棄物処分地管理組合でございますが、これを規約に加えることで、審議の結果、満場一致、原案を可決すべきものと決しましたので御審議をいただきたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案可決であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第一六号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第七号、日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇号、日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一一号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第一三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（森　正一君）　厚生委員会の審査報告をさせていただきます。議案第六号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部の改正ですが、内容といたしましては現在の一千万の基金を一千五百万円にするもので、慎重審議の結果、原案を可決いたしました。

次に議案第七号ですが、日野市営火葬場使用条例の一部改正ですが、これは市外の方の使用料現在の四千円の料金が一万円

に、それから二千五百円の料金を五千円に改めるもので、この点につきましても慎重審議の結果、原案を可決いたしました。

次に議案第一〇号、日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例ですが、新たに市立おおくぼ保育園が四月一日から設置されるということで、いままでの条例にこのおおくぼ保育園を追加していくものであります。この点につきましても原案を可決しております。

それから次に議案第一一号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例ですが、これは日野市立ひの児童館あさひがおか分室を設置するものです。今度第十八小学校の四階の教室を利用しまして児童館、学童保育を設置するということでこの条例につきましても原案を可決しております。

それから議案第一二号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例ですが、これは第二日野万の現在の遊び場だった地主の仙波さんの返還要求によりまして今度返還するものであります。特にこの中で現在、大分日野万のほうの関係からも請願が出ておりますし、河川敷を利用して遊び場を設置してほしいとか、そういった面で河川敷がなかなか使えないということで、新たに貸してくださるところを市の方としても折衝して、その遊び場なるものを確保してもらいたいという意見を付しております。

それから次に議案第一三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例ですが、これは現在の住宅改良資金の融資の条例の中に、高齢者とそれから一般ということで融資しておりますが、この中に重度心身障害者の居室の増改築資金として融資として新たに加えたものであります。この点につきましても審議の結果原案を可決しております。

それから議案第一四号、日野市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例ですが、これは現在の精薄とか、身体障害者、こういった人たちの福祉手当といたしまして三千円が支給されておりますが、特にこの条例の改正においては難病患者、これに対して五千円の福祉手当を支給するというものであります。この点につきましても委員会としては原案を可決しております。

それから議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例です。これは現在のつなぎ資金に助産費の貸し付けをするということで新たに加わったものであります。限度額は五万円でございます。したがいましてお産の費用として困る方については現在のつなぎ資金五万円を限度額使えるし、また生活に大変な方にとっては助産費としてそれにプラスされる五万円ということで、計十万円ということになるわけです。この点につきましても原案を可決しております。以上でありますす。以上をもちまして厚生委員会の審査報告にさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本八件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本八件について採決いたします。本八件に対する委員長報告は原案可決であります。本八件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第七号、日野市火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇号、日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一一号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第一三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第一四号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第一五号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第八号、日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第九号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第三一号、市道路線の一部廃止、議案第三二号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（日野源作君）　都市計画産業建設委員会の審査報告を行います。

議案第八号、日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。まずその前に皆さんにお手元に配付してあります文章の中の差し替えがございますが、これは原案を委員会で認定中に文章上にわかりにくい点があるということで、委員会として文章の差し替えを行ったことをまず報告しておきます。この改正の内容につきましては、現在は工場が日野にあって工場主が日野市外にある方は利用対象にはならなかったわけで、いろいろな点で不便があったわけなんですが、今回の改正では工場があって税金を市に納めておる個人、法人に限っては利用を認めるというような内容の改正でございます。それからいま一点は保証人関係でございますが、保証人につきましても市民でないと、この貸付には保証人になれなかったのを、今回の改正では市民でなくてもこの条例によりまして

ているように近隣の市町村に居住しておる市民であれば保証人になれるということが改正の骨子でございます。以上のような改正に基づきまして委員会としまして慎重審議原案を可決いたしたわけでございます。

次に議案第九号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この改正の内容につきましては、現在の肉食の状態からみまして、肉食を重要視したことを骨子にしまして、いままで入っておらなかった肉豚を入れたということが改正の要旨でございます。それから無事戻し金につきましてもいままで三分の一であったものを今度は二分の一にするということが改正の骨子でございます。それから積立金でございますが、現在はこの積立金につきましても、そのつど払い戻し状態においていろいろ変わってきますので、今回の条例は多少払い戻しが多いときでも少ないときでも条例を改正しないでいいように、積立金を最高限度にもっていったということが改正の骨子でございました。こういう改正のもとにこの条例を委員会としまして慎重に審議の結果、全会一致で原案を可決いたしたわけでございます。

それから三一号、市道路線の一部廃止について、三二号、市道路線の廃止について、三三号、市道路線の認定についてを審議いたしたわけでございますが、これを三件いずれも現地をつぶさに調査をいたしまして、支障がないというもとに委員会としまして全会一致で原案を可決いたしたわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本五件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本五件について採決いたします。本五件に対する委員長報告は原案可決であります。本五件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八号、日野市中小企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第九号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第三一号、市道路線の一部廃止、議案第三二号、市道路線の廃止、議案第三三号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

（「了解」「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

この際、都市計画産業建設委員長から特に発言を求められておりますので許したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　都市計画産業建設委員長どうぞ。

○都市計画産業建設委員長（日野源作君）　ただいま議長のほうから発言のお許しが認められましたので、一言理事者に意見を申しておきたいと思います。

それというのは、この市道路線の廃止でございますが、私も前々からこういう市道路線の廃止については問題もあるし、いろいろ訂正すべきことがあるということで考えておったわけですが、それというのは、この極端に言えば五年も十年も前にこの手続をすべき議案がいまごろこういうふうに議案として出された理由が私には全くわからないです。それというのは道路の存在が五年も十年も前に失われているような形のものが（「もういいんじゃないの」「おかしいですよ」と呼ぶ者あり）私は理事者に……。いま議長がお許しして下さったんだから、そういうことで今後、そういう点をそのつどこの議案に出す以上は出していただけるように理事者に要望しておきます。簡単に終わります。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「続行」「反対」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時二十一分　休憩

午後五時五十四分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　日野市議会の名誉にかかわる重大な問題につきまして、各会派の代表による協議が必要だというふうに私は思っておりますので、休憩をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　直ちにですか。（「はい」と呼ぶ者あり）　ただいま米沢照男君から、日野市議会の名誉にかかわる問題で代表者で相談をしたいので休憩という動議ですが、いかがですか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時五十六分　休憩

午後八時　十九分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に続き会議を開きます。

これより議案第二四号、昭和五十二年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。一般会計予算特別委員長の報告を求めます。

（一般会計予算特別委員長登壇）

○一般会計予算特別委員長（秦　正一君）　それでは昭和五十二年度一般会計予算特別委員会の審査報告をいたします。一般会計の予算特別委員会は三月十八日、二十二日、二十三日、さらに二十四日と四日間にわたりまして行われまして、時間としては約二十七時間余りにわたりまして質疑応答がなされまして、特に日程といたしまして二十四日の特別委員会の終了後もこの一般会計予算特別委員会を開いて意見のまとめを行ったわけです。その間質疑では延人員は七十八人、件数といたしましては実に百二十件余りというふうに、いずれにしても長時間にわたって質疑、応答が交わされました。

今回の委員会も昨年同様、議員全員で構成された委員会であります。それから委員会の審査の経過といたしましても、内容的には詳しい点は省略いたしまして、主な点につきまして重点的に報告したいとこのように考えております。

歳入予算の百六十四億五千九百八十七万七千円ですが、税収の伸びは前年度に比較して二十億余りの増を示しております。

その反面地方交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を下回ったために不交付団体ということになったわけであります。またそれをカバーするうえにおいても国や都の支出金で歳入の増加をはかろうとするものであります。主な質疑の内容といたしましては、市税の伸びについては対象が増えたことと、特に法人税の税改正によるものであります。また景気の上向きが一部見込まれ、もう少し伸びがあってもよいのではないかというふうな点につきましても、市としては安全率を目いっぱい勘案し、見込み得る最高の金額としたということでございました。また税の滞納繰越分については前年度の徴収実績によってなされたということであります。

またごみ、屎尿のくみ取りについて都の補助が少な過ぎるんじゃないか、それに対し市の持ち出しが多過ぎるというふうなこれに対しても市長会等でさらに要求を強めていく、それによっての財政処置を考えていきたい。

さらに公共用地取得についても免税分を見込んで安く買うべきではないか、それによって市債を少なくする方法もあるのではないかというふうな点についても指摘されました。

次に歳出についても、歳入同様百六十四億五千九百八十七万七千円で、本年度は特に下水道計画の設計委託も組まれ、市民生活を守る、福祉のきめ細かな施策が盛り込まれ、生活環境整備にも力を入れた予算になっております。多くの質疑が集中し

た主な点を取り上げるならば、まず市役所連絡便について、市民要求は不便な所に対してのバス運行で、この予算による方法では市民の足の確保はできないのではないか、このような質問等もなされ、いまの道路事情では新旧の庁舎を結ぶ程度の最低限のサービスしかできない。車二台で何とか最少限に考えて始めていきたい。

それから民生費では老人の入浴料助成や結婚相談等の新規事業についても質疑がなされ、特に民生委員の報酬については、いまの時代の報酬には値しないではないか、という質問が出まして、民生委員が社会に尽そうという精神で現在まできている、その点国に対して民生委員の待遇改善等を働きかけていきたい。

それから衛生費でダストボックス五百個の設置について、傾斜地に置くダストボックスは非常に危険である。市としても基準を作って対処していく、事故の起きないようにする。また処理場対策とか不燃物ごみ等の質疑がなされました。

特に多くの質問が集中しました土木費の住宅管理費で、川原付市営住宅の弁護士委託料百八十万円については種々の質疑が交わされました。ここに訴訟費用をのせることは、地元住民との感情をより以上刺激するものではないか、事を構えるようなものだ、もっと納得のいくまで十分な話し合いをすべきではないか、またいままでの市と地元住民との折衝は感情的にやってきたのではないか、積極的でもったとか、したがって当初予算に弁護士委託料をのせることは最終段階で考えるべきである。いま当初予算にはのせるべきではない、等々の質問がなされ、市としても弁護士委託料を計上したからといって事を構えようとはしていない、回避できることを望んでいる。いままでの違法建築は条例違反として何回か勧告をしてきた、ところがあやまらない。行政の秩序の中で許されないことである。時間的にも手続上できることは尽してきた。条例を正しく執行するのがたてまえであるといって法に訴えるということが本意ではない。いずれにしても違法建築は撤去してもらいたいということで質問が集中されました。

次の教育費についても質疑はありましたが省略させていただきます。

三月二十三日の一般会計予算の最終日に意見のまとめができないので二十四日に特別会計予算終了後、再び本委員会を開いて意見を取ったわけでございます。最初に四人までの代表、共産党、市民クラブ、公明党、社会党は原案認定の立場で意見が披瀝されました。最後に日政クラブのところで谷委員の他三名の方から百八十万円の弁護士委託料は予備費に入れるべきであるという修正案が提出されました。若干の質疑が交わされました。採決をした結果、修正案多数で可決されました。なお修正部分を除く原案については賛成多数で、昭和五十二年度一般会計予算は委員長報告のとおり、修正案が可決されました。以

上簡単ですが報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　この際質疑を省略し、これより討論に入ります。委員長報告に反対者の発言を求めます。本間久君。（「堂々とやれよ」「がんばれ」と呼ぶ者あり）

（二十三番議員登壇）

○二十三番（本間　久君）　それではただいま委員長の報告に対しまして修正案反対、原案賛成の立場から一言意見を述べたいと思います。私、日本社会党の本間でございます。（「わかっているよ」「早くやれ」と呼ぶ者あり）騒わがしいとしゃべれませんから。

昭和五十二年度のこの一般会計予算は、私はきわめて全市民的な非常に真心の通った予算であるというふうに冒頭申し上げておきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

まず総務費関係に至りましても、議会報の対面朗読及び点字版の発行、こうしたものは非常に恵まれない人たちに対して温かい手をまず差し伸べているのではなかろうか。また同じ総務費関係を見ましても、七生に文化会館を建設しようじゃないか、（「宙に浮いちゃっているぞ」と呼ぶ者あり）ということからその設計を委託をされてきた。また市役所連絡便の自動車が購入をされている、少しでも市民の足を確保しよう、便宜をはかっていこう、将来は循環バスなど、あるいは道路交通網の整備をしながら積極的な全市民的な施策を講じていこうと、これが今日の姿勢ではなかろうかと思います。

また庁舎建設事業に対しましても、これまでも議論がされてきたように、市民の殿堂と言いましょうか、そうしたものが完成され、市民サービスがより徹底されていくということが着々と進めてきています。

また同時にこれも一般質問等にもよく言われておりますように、豊田の駅前の自転車置き場を初めとする温かい手が差し伸べられているということが見られております。

また民生費にいたしましても、体の不自由な方に動力付き車いすの助成を行っていこうということが行われ、また同時に新しく老人入浴料の助成なども行われているということが進められております。

また衛生費に至りましても、第六小学校のそばに火葬場がありますが、これに対してもいわゆる煙突の改修をするなど温かい手が差し伸べられている、いわゆる悪臭による公害、あるいはばい煙による公害、こうしたものがなくされていく状況にある。また同時に、同じ衛生費に対しましても、公害の測定器が購入されて、ますます公害問題について市として力が加えられてきた、ということは非常にいいことではなかろうかというふうに感じているわけです。

また商工費に至りましても、中小企業の資金の貸付預託金が

増額をされました。これについても非常に積極的な施策が講じられて、中小企業の人たちを守る手が差し伸べられてきているということは非常に喜ばしいことであるというふうに思います。

また土木費に至りましても、ひとたび雨が降りますと水の公害があっちこっちに出る、それらにつきましても、その雨水の集まる根川の改修ですね、こうしたものにも積極的な施策が講じられておるということが一つ挙げられるんじゃなかろうかというふうに思うわけです。

また、土木費につきましても、市民の多くが、勤労市民の多くが願っている市営住宅の建設を促進していこう、ということがうたわれております。

いま、修正案の中では、委員長報告の中では、少なくとも百八十万円の弁護士の委託料をめぐって、そのことが、いわゆるこの予算の全体の修正につながっていくというようなことが委員会で決議をされた、こういうことは、非常に不幸な考え方ではなかろうか、というように思うわけです。

御承知のとおり市営住宅というのは、あるいは、こうした公共住宅というのは、当然、私たち市民の一人一人が、ほんとうにみんなで考えていき、貧しい人たちをやはり市営住宅をつくることによって少しでも助成をしていこうという考え方に立って、市営住宅、特に勤労市民の少しでも生活をよくさせていこう、援助していこう、という立場で建設が行われてきているはずなんです。したがって、この市営住宅の建設に対しても、決して市営住宅から出ていけとか、追い出すんだとか、そういうようなことは一向に考えられず、むしろいまの市営住宅の敷地を大きく利用して、一人でも多くの市民が、住宅に困っている勤労市民が、その家庭が、家族が入れるような建物にしていこうじゃないか、そういうことで、建てかえが促進されてきつつあります。しかし、そういうものに対して、いわゆる一部の人たちの中から意見が出て、市営住宅の払い下げの促進協議会というものができ上がっている。そういうような状況の中で、市営住宅の片や建設をしよう、建てかえをしようということに対して、片や払い下げだということで、いまだに話がついていない、片方は市営住宅の払い下げの促進を主張しつつ、一方ではこれが建てかえの建設を促進させていく、少なくとも私は、社会党としましては、この考え方につきましては、あくまで私どもは、市側がこれまで積極的に市営住宅建設に向かって努力され、住民の皆さんと話し合ってきた。しかし、片方は、一方では、払い下げを促進するんだという、にしきの御旗を掲げて市長と交渉している限り、この、らちは私は明かないんではなかろうかと思います。

こういう状況の中で、今回弁護士料の百八十万円がつけられ、法的にある意味では決着をつけざるを得ないだろう、というこ

ともやむを得ない措置じゃなかろうか。しかし理事者も答弁しているように、住宅建設に対しては、住民の皆さんと十分話し合って今後いきたいんだ、あえてこの百八十万の弁護士委託料を使いたくないんだということを、さんざん答弁しているわけです。そういう意味からいきましても、市営住宅の建設に対しましては、むしろ促進協議会の人たちが十分ひとつ理解をしていただきたい。全日野市民的に、住宅に困ってる人たちのために、少しでも譲る精神がなかろうかと私は思います。

同時に教育費の問題につきましても、私は十六小学校など、あるいは十九小学校など、また新たに建設を促進されていく。学校建設あるいは幼稚園の問題につきましても、今後、恐らくそうした一つずつの問題を解決しながら進んでいくだろうというふうに考えているわけです。特にこういうすばらしい予算が盛り込まれている五十二年度の予算に対しまして、少なくとも弁護士料のこの委託料をめぐって予算が修正され、それが通らなければというような議論に私はならないんじゃなかろうか、もっと大局的に、全市民的に市議会議員の皆さんがそれぞれこの問題の解決に当たるべきじゃなかろうかと私は考えるわけでございます。そういう中で、私は少なくとも、今後、市が、これは市側に要望ですけれども、一昨年、法人市民税が上げられました。そして貧しい少ない財源を、少しでも市民のために生かしていこうということで、これが引き上げられ、議会でも可決され、そして、いまそれが全市民的にこの財源が生かされて、有効に使われているわけです。少なくとも、こういう上に立って、今度はぜひ法人の固定資産税ですね、それにさらに引き上げていただいて、財政危機を少しでも潤してほしい、このように考えておるわけでございます。

そして最後に私が望むことは、この議会でもって、本予算につきまして、少なくとも、これらの先ほど言いましたように、新規政策はたくさんあります。これを、一日も早く市民が潤えるような形で実施されることに対して、ぜひ積極的に一緒になって市長とともに歩むべきじゃなかろうか、というふうに考えております。

と同時に最後に言いますけれども、こういう予算を執行するために、ぜひ私は、森田市長が第二期革新市政をさらに前進すべく、全市民の要求を実現すべく努力をしていただきたい、こういうことを付しまして、私は、ただいまの委員長報告、修正案に反対しまして、原案に賛成する立場から、一言、社会党を代表しまして意見を述べたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　次に委員長報告に賛成者の発言を求めます。佐々木昭雄君。

（二十番議員登壇）

○二十番（佐々木昭雄君）　新政会を代表しまして、修正案に賛成の立場から、昭和五十二年度一般会計予算について

意見を申し上げたいと思います。

新年度当初に市長の任期が満了となり、近く改選されるこの時期におきまして、数多くの新規事業を予算化するということについては、市民の要望とはいえ、問題があるものと考えております。それらの点につきましては、六月補正において補正をいたしましても、十分間に合うことであると思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市長の権限を利用した一つの選挙対策として受け取らざるを得ません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）新年度予算には、基本的にこのような点について十分留意すべきであると思います。

次に市長は、昭和五十二年度の予算方針を発表されておりますけれども、理事者が市民に確約したものについては提出することになっておりますが、市長みずから四年間もの間、南平幼稚園の建設等については確約しておきながら、当然予算化すべき問題であると思います。本会議において私が質問いたしましたが、そのような意見がありましたと、このような議会での公式な場においての答弁では、南平小学校の建設に協力しました多くの市民を裏切った行為である、市民対話の行政とは言えず、革新市政の冷たさを私は感じております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）仮称第十七小学校建設もいつになるかわからない。何らの計画性が見受けられません。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）市営住宅の件につきましても、いろいろと問題点はあるものと思います。ただし弁護士の委託料につきましては、議会で認めることにつきましては、理事者に裁判をしなさいということになり、十分話し合いの上、補正におきましても間に合うことであり、市営住宅の建設に反対するものではありません。今後の理事者の努力を見守る上におきましても、この点については修正した次第でございます。

以上、簡単に申し上げましたが、それぞれの事業につきまして意見をいろいろと申し上げますと長くなりますので、基本的な問題について意見を申し上げるわけでございます。

以上申し上げましたことを要約いたしますと、第一点は、市長の任期切れに数多くの新規事業を予算化することについては疑義があるということでございます。

第二点は、将来の日野市の都市基盤上、重要な大きな事業、下水道あるいは都市計画街路の建設、万願寺区画整理あるいは南部地区の建設計画、これらの方針を市長は打ち出しておりますけれども、いままで調査だけであって、実際にこれらの事業がいつ完成できるのか、これらの点については、十分な計画性が見受けられません。

以上簡単な基本的問題について触れましたが、これらの点については十分留意されまして、強く意見として申し上げまして、修正案に賛成するものでございます。

○議長（名古屋史郎君）　次に委員長報告に反対者の発

言を求めます。鈴木美奈子君。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表して、昭和五十二年度予算に対し、修正案に反対し原案を支持する立場から、意見を申し上げ、討論に参加いたします。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）革新市政の四年間は、憲法を市政に生かし、緑と清流を取り戻し、生活環境を守ることを基本とし、行政調査研究会による町づくりの計画が進みました。さらに下水道調査会による下水道計画、南部地域計画など、今後の日野市の将来への方向づけがまとまりました。さらに教育、福祉、生活環境などに対する民主的施策も進み、市民から革新市政に対する大きな期待が寄せられております。このような中で、今年度、政府自民党の国の予算に見られるように、地方自治体への財政の締めつけは一層厳しく、交付税の基準財政需要額算定の対象となった河川、義務教育施設整備事業、厚生福祉施設整備費、高校建設など、その他投資的経費八十億円、さらに人口、面積などに応じて総括的に算入されていた投資的経費四千五百億の計一兆二千億を基準財政需要額の対象から外し、起債に振りかえております。交付税で一般財源として保障されていたものが、一方的に自治体の借金に切りかえられ、そのうち八千億円は、実際に公共事業をやらなければ起債を認めないという考えであります。また地方交付税の税率を三二％から四〇％に引き上げることは、日本共産党は、この問題を一貫して要求してまいりました。いままでは、全国の自治体の共通した要求の運動となっております。しかし、政府自民党は、今年度も税率の引き上げを見送り、地方財政の実態に目をつぶる態度をとっております。地方交付税法第六条三項の二は「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が、引き続き第十条第二項本文の規定によって、各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることになった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする」と、このように規定しております。五十年度から三年連続して二兆円を超える財源不足が生じる現在、法の趣旨から当然交付税率の引き上げを行うべきであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ところが、国家財政の財政難は、地方財政以上に困難、深刻である、こういうことで、地方自治体の財政難を無視する方向をとっております。さらに地方自治体を財政的に締めつける一方、物価のつり上げ、福祉の切り捨て、国民負担の増大など、ますます激しくなってきております。このような中で、歳入では、法人市民税の超過課税による一億九千万円、道路占用料の八百十五万四千円の市独自の新財源が確保されることは、市民の要求にこたえた施策をさらに前進させる上で貴重な財源であり、この予算計上には高く評価されます。

歳出では、本年度四本の柱を立てていますが、まず第一の柱

であります日野市の発展の基礎づくりを行う施策でありますが、下水道計画の設計委託と、一・三・二号線の環境調査、さらに七生文化会館の設計とマイクロバス二台の購入など、市民の強い要望である市内循環バスの運行への第一歩として市民の足を確保する。また、文化施設の建設は、行政の立ちおくれが言われておりました南部地域に対するこれからの発展につながるものとして、市民から強い期待が寄せられております。

次に第二の柱であります市民生活を守るための施策であります市議会の議会報の対面朗読と、点字版の発行、さらに動力つき車いすの助成、心身障害者共同作業所への補助金の増額、一人暮し老人に入浴料の補助と、至誠ディケアセンターの運営費補助、さらに安心して赤ちゃんが生めるために入院助産費の貸付制度の新設、父子、母子家庭のための休養事業と、結婚相談員の設置や再婚のための援助など、社会的に弱い立場にあるお年寄り、母と子、障害者、こういう方たちに対する福祉行政の温かさが、ひしひしと感じられるような、きめ細かな施策が組まれております。

次に第三の柱であります市民生活環境を守る施策でありますが、衛生処理場の排水浄化施設の建設と火葬場の改修は、公害に対してみずから厳しい姿勢をとる態度が示されております。さらに公害対策として、オキシダント測定器を設置して、大気汚染の実態を把握すること、そして市民の安全を守る立場が貫かれております。また、公園緑地の整備については、日野台公園、中央公園、黒川公園などの築造整備と、東豊田緑地保全など前年に引き続いて環境整備、緑地保全が緑と清流のスローガンにふさわしい施策として打ち出されております。さらに浸水対策の一環として向島地域の排水管の設計計画、根川の改修工事など積極的な予算が計上されております。そのほか市民の安全を守る施策として歩道設置、段差解除、ガードレールの設置、さらに消火栓の設置、消防積載車の購入など、市民の要求にこたえたものとなっております。

次に第四の柱であります。行き届いた教育を目指す施策でありますが、小中学校の建設は昨年の三校の建設に引き続き、小中学校の第十六小学校、第十九小学校の新設、また高幡台小学校、第四中学校の増設を実施し、新設校と既設校との格差をなくするための努力がされており、中学校の給食検討委員会では民主的な話し合いを先生と父母、市との間で進め、早急に中学校に給食が実施されるよう望まれます。またスポーツの振興については市民の要求にこたえた小学校の体育館の一般開放と、南平へのスポーツ広場の設置など、施策が予定され、多くの市民から歓迎されております。

以上、述べました五十二年度の四本の柱からなる事業計画はすべて市民の要求と期待にこたえた積極的な施策であり、市民本位の民主的な森田革新市政ならではの施策であります。そし

てまた来年度に予定されているこれらの数々の施策は緑と文化の市民都市づくりへの第一歩となるものであります。憲法を市政に生かし、緑と清流を取り戻し、豊かな生活環境をつくる目標に向かって革新市政を着実に前進させるための五十二年度一般会計予算に対して、日本共産党市議団は市民とともに積極的に評価し、第二期革新日野市政の実現のために全力を挙げて奮闘するものであります。

次に要望でございます。特別報酬審議会の設置については広く市民の意見が反映できるように、審議会の構成と民主的な運営が適用されるようその検討を要望いたします。さらに老人訪問看護制度については五十二年度の補正予算での実現を強く要望いたします。

次に予算委員会では弁護士委託料百八十万円を全額削除し、予備費に組み替える修正案が野党議員によって可決されました。これはきわめて遺憾なことであります。修正案を支持する立場の意見は共通して、原点に戻って話し合いをせよという点に要約されておりますが、この問題の底流には欺瞞的な選挙公約、密約によっていたずらに期待感を持たされた一部居住者の熱心な払い下げ運動がございます。そしてその立場から市営住宅建て替え反対、さらに対抗手段として条例違反の建て増し、市との話し合い拒否という経過をたどっております。この事実経過からすれば当然のこととして条例違反をやめること、やめさせるということが原点に戻ることであり、話し合いの条件も生まれるということであります。市民等しく公正で民主的な行政はまず条例を遵守することが原点であります。したがいまして百八十万円の弁護士委託料の予算計上は、多くの住宅困窮者の要求にこたえて一戸でも多く市営住宅を建設しようという積極的な立場からの予算計上であり、当然のことであります。また森田市長は予算委員会で予算が成立した後もなお話し合いの姿勢は崩さないということを言明しております。

以上の点で予備費への組み替え、修正案には反対いたします。以上申し述べまして日本共産党市議団を代表しての私の意見、討論を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に委員長報告に賛成者の発言を求めます。石坂勝雄君。

（十二番議員登壇）

○十二番（石坂勝雄君）　日政会を代表しまして修正案に賛成する立場から討論に入りたいと思います。昭和五十二年度の一般会計予算の審議に当たりまして、私、修正案を支持するための討論で登壇したのでありますが、いわゆる百八十万円の弁護士料を予備費に繰り入れるということは、一般会計の特別予算委員会で意見を申し上げましたが、市長はたえず市民と対話の中に市政を行うんだと、こういう観点からいけば、いわゆる私は昨年の六月に市営住宅の問題で請願を採択を支持した

という立場から、当然こういう問題を法の立場で争うべきでなくて、いわゆる市民と話し合いの場でやるべきだと、こういう点でこの百八十万を予備費に繰り入れることを修正する立場でございます。市長は市民の皆様とよく話し合って円満に解決されていっていただきたいということをお願いする次第であります。それから私は決して条例違反を認めるわけでもなく、決して市営住宅をつくるということを認める立場でもございません。こういう点で修正案に賛成する立場であります。

それから予算全体に対して私は要望を申し上げます。私は昨年の十二月の一般質問のときにも市長にただしております。改選期の予算というものはいわゆる道義的にみても、いわゆる執行権の乱用と、それから道義的な責任を感じつつ改選期の予算を編成するんであるという、前回の市長選のときにも現市長であられる森田市長が前の市長にもそういうことの質疑が行われた中で、予算は審議されたという会議録を見ております。こういう点を思うと、森田市長はわれわれ会派に対して事前に要望を聞くという、こういう見地に立たれたということは、改選期の予算を組むには前進であったと私は認めざるを得ないと思います。

そういう点に対し、予算の歳入の面から意見を申し上げます。総額百六十四億の予算の中で、私はいま一段の歳入に努力してもらいたいということは、当然歳入の面で額は小さいかもしれませんが、受益者の負担ということを考えて手数料、使用料等も適正にすべきではないかと思います。それから先ほど社会党の本間議員が申されましたが、暗に簡単に法人市民税等のいわゆる不均一課税ができるやに聞きますが、東京都といえどもなかなか現下の情勢ではきびしいと、こういう知事の発言の中に、今後の増収を図る場合には鋭意思わせぶりでなく、真に歳入の図れるようなことを考えていただきたいということを歳入で要望しておきます。

それから支出の面で第一点は、議会費は決して一％ということは他市に比べて多いものではございません。こういう点を考えると予算委員会の質疑の中にも行われたように、いわゆる事務局等を当然整備するには次長という制度を設けられる中でやっていかないと、われわれ議員の活動ができないということをよく議長も、それから理事者も御理解いただきたいということをまず要望しておきます。

それから第二点は総務費の中で給与より諸手当のほうが上回っていると、こういうことはいかに仕事の量が多いのか、さもなければ他の部署との人員配置が適正であるかどうかという点を考えた場合に、ぜひこういうわゆる手当が給与より上回るというようなことは非常に不合理ではないかと、こういう点に対しても何ていうか鋭意研究されたいということを申し上げておきます。

その次は南部地区の公共施設の計画の中で、いわゆる非常に前向きな姿勢でいろいろな調査費なり設計費が盛られていますが、まだ一段の努力をしていただかないと、用地の確保というものができなければ、この予算も立派な予算であっても執行するということがむずかしいんではないかと、鋭意土地の確保に全力を尽していただきたい。

それから教育予算の中では、十六小の用地の点に関してもまだ用地の確保がされていないという点を聞きますと、一段の努力をされて、明年の開校に向けてこの予算の執行が一日も早く執行されるように要望しておきます。

先ほどの発言の中で、私は市営住宅をつくることには決して反対ではございません。そういう点はぜひいわゆる市民の要望の中でその円満な話し合いの中でやってもらいたい、こういうことでございます。以上をもって修正案に賛成の立場で討論を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に委員長報告に反対者の発言を求めます。黒川重憲君。

（八番議員登壇）

○八番（黒川重憲君）　公明党を代表させていただきまして修正案反対、原案賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。昭和四十六年以来約七年ぶりに地方交付税の不交付団体となったこの日野市の昭和五十二年度の予算を背景

にした今年度の予算が盛られたわけでございますが、その中で先ほどの何人かの方が意見を述べられておりましたとおり、七生文化会館の設計費用、あるいは希望の家の増築、動力車いす助成、あるいは火葬場の修理等、また災害に悩まされた根川の改修、一・三・二の環境調査、また日野台公園を初め幾つかの公園整備、小中学校の建設等、新規事業が今年度の予算に盛り込まれているわけでございます。わが公明党はこの予算を評価するとともに、何点かの意見を述べさせていただいて原案に賛成をする次第でございます。

まず第一点は市庁舎完成に伴い道路整備、あるいは交通機関の確保について市民に迷惑をかけることのないよう事業の促進をさらにお願いをする次第でございます。また下水道事業については多摩平のごく一部しか完成されていないこの現状を踏まえて、公害のない住みよい環境づくりにこれからも邁進していただきたいと思います。また市立総合病院の運営の健全化をさらに努めて、一般財源からの繰出金を減少させるよう努力していただきたいと思います。また中学校完全給食の実現にはこれからさらに一段と努力を払われることをお願いする次第でございます。また五点目には先ほど来言われておりますとおり、川原付市営住宅の弁護士料の委託でございます。払い下げ運動のさなかに時を同じくして正式な許可も取らずに条例違反をしたということは、住民の先走り行為と言わざるを得ません。しか

しながら直ちに裁判云々の本執行は理事者にも余りにも強引すぎるきらいがあるだろうと私は考えているわけです。したがってこの裁判の委託料百八十万は払い下げとは全くの別件であるということから、もう一度、いま一度、心を割っての話し合いをしていただいて、そして円満なる解決をしていただきたいと思います。

以上、簡単に公明党を代表して意見を述べさせていただきました。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に委員長報告に賛成者の発言を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）次に委員長報告に反対者の発言を求めます。大柄保君。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（大柄　保君）　私は市民クラブ無所属を代表いたしまして一言、原案に賛成する立場で聞いていただきたいと思います。いろいろ皆様方評価を大分しておりましたけれども、私はおとといの晩の委員会でもお話をしましたとおりの意見を述べて賛成をいたします。

まず収入問題につきましてですが、財政難の折から事業を進めていくためには、起債も大分多くなっておりますが、私どもはこの起債の多いのもこれだけの事業をやっている上においてはやむを得ないのではないかと、このように考えております。民生費の中では保健衛生費、これにつきましては新しい機械を買い入れて、騒音の測定等をするんだということになっておりますけれども、これら問題等についてもそばに高速道路、あるいは旭が丘では航空機の問題、あるいはないか、これらの問題を調査をしてこれら確保に努めてもらいたいと思います。

まず支出でございますけれども、項目別に述べさせていただきますと、総務費のうちなんですが、選挙費、御存じのとおり、ことしは市長選挙、都議会議員の選挙、参議院選挙、明けて私どもの選挙があるわけなんでございますけれども、この選挙費用の中に私有自動車をそのつど借り上げてという項目がのっておりますけれども、もし事故だとか、あるいはそのほかの問題等で後々残る問題が起こらなければいいなあと、このように考えておるところでございます。この問題等につきましてはしかるべく善処をしていただきたい、このように考えております。

社会福祉の中で、これは常々私も一般質問等を通じまして身体障害者の皆さん方が、とはいっても全部ではございませんけれども、運転免許を取得する場合には町田でもすでにやっておりますけれども、市費の補助で何らかの方法で補助をして差し上げられるものなのかということをいままでも具申してまいりましたけれども、まだその見きわめもついていないようでございますので、これら問題についても善処をお願いしたい、このように考えております。民生費の中では保健衛生費、これにつきましては新しい機械を買い入れて、騒音の測定等をするんだということになっておりますけれども、これら問題等についてもそばに高速道路、あるいは旭が丘では航空機の問題、あるい

は国道二十号線では自動車、川崎街道でももちろん自動車の騒音等に悩まされるところがあると思いますので、これら問題を十分これからもやっていただきたい、このように考えております。自動車の排気ガスの測定等もせっかく器具が買ってあるのが倉入れになっているというようなこともお聞きしましたので、これらも活用してもらいたいと、このように考えております。

それから衛生費のうち清掃費でございます。この三年間のダストボックスの配置ということになっておりますけれども、これは予算を承認をして通った後には、自治会等に対して早急に配置をしてもらいたいと、このように考えております。

それから土木費のうち街路灯修繕料等については、これら問題に対しましては単価の契約をいたしておりますので、どこで幾つ、あそこで何本というように当然新規に街路灯も立てていかなければならない、あるいは螢光灯等についても補修をしていかなければならない、というような問題があると思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、チェックの期間単価契約で検査もないような状態ですので、これら問題等についても十分に管理をよくして、あながち業者間でのトラブルがないようにしていってもらいたい、このようにお願いをするところでございます。

さて次に、住宅費のうちでございますけれども、弁護士の委託については先刻の委員会の中で予備費に繰り入れが妥当ということで決まったと思いますけれども、私どもといたしましてはあえて予備費に繰り入れなくても、そのままにしておいて原案でいっても市の方針に従って、この問題にあたら発動することのないようにしておいてもらいたい、このように要望をしておるわけでございます。この問題等につきましては皆様方の御存じのとおりだと思いますけれども、長い期間市と地元の皆さん方との紛争が続いておりますが、これらの問題に対しましてもかかる予算は市民全部の税金のかたまり、このように私どもは考えております。これから先も双方の市、地元の皆さん方と話し合いを十分に持って、やたら紛争のないように予備費に繰り入れられたこの弁護費用を引き出して使うことのないようにお願いしたいこのように考えております。

消防費については火災発生時に消防団の出動の手当が三カ月もかかるとの苦情が各分団からも出ておりますので、もっと素早く事務処理ができないものか、この検討についても善処をしていただきたいと思います。

教育費については新設校と既設老朽校との差が年々出てきておりますので、新設校をつくるのは当然結構なことでございますけれども、残されている古い学校の体育館、校舎の雨もり、これらの問題についても今後十分なる努力を払っていっていただきたい、また十七小学校の用地買収等についても地元の協力が相当あったものと思います。またすぐにも学校ができるんで

はないか、このようにこれらの問題についても十分に今後検討をしていただきたいと思います。以上簡単でございますけれども、市民クラブ、無所属を代表いたしまして述べさせていただきましたけれども、お聞きのとおりだと思いますが、大して評価はしておりませんので、担当をいたしました森田市政は私どものこれらの願いを十分に勘案のうえ十分に市政を実行をしていただきたい、このように再度要望いたしまして終わります。以上です。（拍手）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって討論を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は一般会計予算特別委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君）　挙手多数であります。よって議案第二四号、昭和五十二年度日野市一般会計予算の件は委員長報告のとおり修正可決されました。

これより議案第二五号、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第二六号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二七号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二八号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二九号、昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第三〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）

（特別会計予算特別委員長登壇）

○特別会計予算特別委員長（杉山寅三郎君）　ただいま議長から指名されましたので、日野市国民健康保険特別会計を含む六議案の特別会計予算につきまして、全員構成の中で三月二十四日いたしました、特別会計予算特別委員会の結果について御報告させていただきます。

まず議案第二五号、日野市国民健康保険特別会計の件でございますが、いろいろと質疑の中で高額療養費を中心としたいろいろな質疑、応答が行われました中で、これすなわち高額療養費の限度額のアップ、すなわち三万円あるいは三万九千円、それから今年の夏ですか、五万一千円というふうな具合にアップする趨勢の中で、これが医療費のアップについては被保険者の負担増になる、あるいはこれらがいろいろな問題点の要因となる等々の意見も出されております。

次に議案第二六号、日野市都市計画事業特別会計でございますけれども、これも熱心な質疑、応答の中でこの種の事業につ

いては予算的には非常に多額の費用を投じて執行されているわけですが、この多額の費用の受益者といいますか、それがきわめて範囲が狭いというふうなこともございますので、この種の事業については十分予算等についても十分考えなければいけないというような意見、もっと効率的な施行が配慮されなければならない等の意見も質疑、応答の中で出されております。またもう一つは区画整理地内の道路の改修については、一般道路の復旧よりも遅いというようなことがあるというようなことも質疑がなされております。

次に議案第二七号、日野市下水道事業特別会計でございますけれども、これまた御熱心な御審議をいただきました。

次に議案第二八号、日野市立総合病院事業会計でございます。これについても一般会計からの繰出金がきわめて多い、これらについては当然公立病院でございますので、若干の赤字は了とされましても、少し補助金については多過ぎるのではないか、これらについては医療収益、あるいは内部努力をさらに重ねてこの種の補助金を軽減するように努めるべきではないかというような意見も出されております。

次に議案第二九号、日野市受託水道事業特別会計でございますけれども、この中にも下水道の普及率ですが、これらについての質問も出され答弁もあり、普及率は八八・一%残りの一一・九%これらについても浅川南岸のいわゆる団地についてはそういう対象のようなことでございます。

最後に議案第三〇号、日野市農業共済事業特別会計でございますが、収益的には農作物勘定、あるいは蚕繭勘定、それから家畜勘定これらについても熱心な御審議をいただきました。以上はなはだ簡単な説明でございますけれども、終始御熱心な御審議のうえいずれも原案どおり本委員会は可決することに決定いたしましたので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案可決であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二五号、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第二六号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二七号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二八号、昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二九号、昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第三〇号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により（「休憩前に議長議事進行」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　九時二十五分　休憩
午後十一時五十五分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よってこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を三月二十九日まで一日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会期は三月二十九日まで一日間延長することに決しました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。三月二十九日の会議は議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって三月二十九日の開議時間は午前零時に繰り上げることに決しました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　さきほどから代表者会議、あるいは議会運営委員会で問責決議案、そして緊急質問の取り扱いについて話し合いがされてきておりますけれども、これはその席上でも私どもが強調しているように、それぞれ議員の固有の権利に属する問題だろうと思うんです。したがってこれはそれぞれの議員が所定の手続を経て決議案を提案する、あるいは緊急質問を要求する、その場合には議論の余地がないと思うんですね、したがってこれから延々とまた休憩をしてむだな議論を尽くすよりも、（「むだなとは何ごとだ、自分でやっているんだろう」「冗談じゃないぞ」と呼ぶ者あり）ちゃんとルールに乗せてそれぞれの議員の固有の権利をお互いに認めあって、そして軌道に乗せるべきだろうと私はこう思うんです。したがってどうしても休憩が必要だとすれば十分なり、十五分なり時

三月二十九日　火曜日　（第九日）

間を切って議会を再開し、そして問責決議案の提出、並びに出されている緊急質問をやるべきだとこういうふうに思います。議長のほうでよろしく取り計らうように要請をいたします。

（「何がむだなんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　本日の未了日程は明日の日程といたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後十一時五十八分　延会

昭和五十二年第一回定例会　日野市議会会議録　第九号

三月二十九日　火曜日（第九日）

出席議員（十九名）

二番	滝瀬敏朗君	十六番	秦正一君
五番	鈴木美奈子君	十八番	杉山寅三郎君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十三番	本間久君
十番	谷栄吉君	二十四番	一ノ瀬隆君
十一番	剣持佐吉君	二十八番	飯山茂君
十三番	竹ノ上武俊君	二十九番	島村孝志君
十四番	米沢照男君	三十番	名古屋史郎君
十五番	市川芳太郎君		

欠席議員（十一名）

一番	滝瀬政吉君	十九番	高橋通夫君
三番	奥住芳雄君	二十番	佐々木昭雄君
四番	正国大治君	二十五番	日野源作君
九番	林重義君	二十六番	吉冨繁枝君
十二番	石坂勝雄君	二十七番	三浦重春君
十七番	清水芳雄君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	生活環境部長	加藤一郎君
助役	前川恒雄君	都市整備部長	成井正夫君
収入役	杉本好次郎君	建設部長	田倉高光君
企画財政部長	加藤一男君	福祉部長	赤松行雄君
総務部長	松村清栄君	教育長	倉又秀作君
市民部長	森久保三次君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	記	樫村正男君
書記	朝倉敏夫君	記	川上輝子君
書記	鈴木晴彦君	記	安原清美君
書記	荒井一雄君		

議事日程

（総務委員会）

一、請願第五二―五号　自転車置き場設置に関する請願
二、請願第五二―一一号　百草園駅北口開設に関する請願

（総務委員会）

三、請願第五〇―一号　三菱銀行日野市役所支店開設反対請願

（請願審査報告）

四、請願第五一―七号　四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情
五、請願第五一―四二号　市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願
六、請願第五一―四七号　減税、税制改革、自主課税に関する請願
七、請願第五一―五一号　都営住宅払い下げに関する陳情
八、請願第五一―五六号　市営住宅建設促進並びに入居基準適正化に関する請願
九、請願第五二―一〇号　補助十七号線の安全対策に関する請願

（文教委員会）

一〇、請願第五〇―二六号　教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）
一一、請願第五一―一九号　日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情
一二、請願第五一―二七号　公立幼稚園に二年保育実施に関する請願
一三、請願第五一―三八号　高校問題特別委員会設置についての陳情
一四、請願第五一―四五号　昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情
一五、請願第五一―五二号　仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願
一六、請願第五一―五八号　小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願
一七、請願第五二―一号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願

（厚生委員会）

一八、請願第　五号　専用水道施設市管理に関する請願
一九、請願第五〇―　三号　多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願
二〇、請願第五〇―一〇号　日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願
二一、請願第五一―三一号　新町地区に予定される市立保育所の陳情
二二、請願第五一―三七号　東町児童遊園地存置について請願
二三、請願第五一―五〇号　合併処理方式屎尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（第二項）

昭和五十二年三月二十九日（火）
午前零時　開議

二四　請願第五一―五九号　児童館及び学童保育施設設置についての請願
二五　請願第五二―　四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進関する請願
二六　請願第五二―　六号　高齢者研修センター設立に関する陳情
二七　請願第五二―　七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願
（都市計画産業建設委員会）
二八　請願第　六八号　浄化槽施設管理方に関する請願
二九　請願第　一一五号　平山台土地区画整理事業に伴う請願
三〇　請願第五〇―一五号　東京―八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情
三一　請願第五〇―四八号　一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願
三二　請願第五一―　一号　地番整理の境界線及び作業促進に関する請願
三三　請願第五一―　三号　町名地番整理の町名及び区域について請願
三四　請願第五一―三二号　一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願
三五　請願第五一―六〇号　日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願
三六　請願第五一―六二号　日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願
三七　請願第五一―六三号　忠実屋ストアー開店反対に関する陳情
三八　請願第五一―六四号　大企業スーパー進出反対に関する陳情
三九　請願第五一―六五号　日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情
四〇　請願第五二―　二号　都道一五四号線歩道整備に関する請願
四一　請願第五二―　三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願
四二　請願第五二―　八号　明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情
四三　請願第五二―一九号　日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願
（公害対策特別委員会）

四四　請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願
（市庁舎建設特別委員会）
四五　請願第　九六号　市庁舎建設に関する請願
四六　請願第一〇〇号　市庁舎新建設に関する請願
（継続審査議決）
四七　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四八　物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四九　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五〇　文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
五一　請願第五二―一二号　京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願
五二　請願第五二―一三号　都立勤労福祉会館の誘致促進に関する請願
五三　請願第五二―一四号　日野市にもう一校都立普通高校を誘致することに関する請願
五四　請願第五二―一五号　出産費用貸付制度についての請願
五五　請願第五二―一六号　生活道路建設について陳情
（議案上程）
五六　議員提出議案第二号　超過負担解消を求める摂津訴訟に関する決議
五七　議員提出議案第三号　核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書

追加日程

一、議員提出議案第五号　吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議

本日の会議に付した事件

日程第一から第五七及び追加日程第一まで

午後四時十五分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。

これより請願第五二一五号、自転車置き場設置に関する請願、請願第五二一一号、百草園駅北口開設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。請願第五二一五号は、日野駅周辺の自転車置き場設置に関する請願でございます。この請願につきましては、日野駅周辺の放置自転車等が非常にたくさんになっておることと、日野駅が神明上区画整理などが進行中であるという点から、急いでその対策をとらなければいけないということで、採択と決しましたので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

続きまして五二一一号、百草園駅北口開設に関する請願でございます。この請願は、京王線百草園駅の利用者がふえ、北口開設がどうしても必要であるという趣旨の請願でございます。総務委員会は慎重審議の結果、採択すべきであるという結論を出しました。そして、その請願によって、いろいろ全市的な検討すべき意見が出まして、文章でお示ししたように、他の京王線各駅についても同様に検討されたいという趣旨を、日野市を通じて京王帝都電鉄などにも申し入れられるよう、という付帯意見を付しまして、全会一致採択となりましたので、御審議をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　いま委員長の報告の中で、区画整理が進行中であるというふうな発言がありましたので、詳しく説明していただきたいと思うんですがね。

○議長（名古屋史郎君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　この件につきましては、進行中という言葉を使いましたが、いろいろあの付近については、そういう計画などがあり、早いうちに自転車の置き場という場所を確保しなければいけない、そういう趣旨の発言がありまして、そういうことから急いで採択をして、早く対策をとらないと、自転車置き場がなくなってしまうと、こういうことから採択ということになったものでございます。ですから神明上区画整理というふうに言いましたが、区画整理が具体的にどういうふうに進んでるか、などということについて、総務委員会が審議したということではございませんので、あの駅周辺の区画整理が進行してしまわないうちにと、そういう趣旨の論議で

ございました。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　区画整理の中で、何といいますか、保留地を利用して自転車置き場を建設するんだというふうな解釈でよろしいですか。

○議長（名古屋史郎君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会で論議した点は、そこまで具体的ではなくて、出た意見としましては、いろいろ考え抜いた各委員の皆さんの意見が出まして、保留地ということは、具体的には出ておりませんけれども、少しの空き地でも何とかしたいとか、あるいは国鉄などと相談して、土地がなければ柱で支えた自転車置き台をつくったらどうかとか、いろんな提案などがございましたけれども、保留地との関係では、具体的には出ておりません。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に大柄保君。

○二十一番（大柄　保君）　質問で手を挙げたんですが、滝瀬議員の質問とほとんど同じようなもので、取り下げます。

○議長（名古屋史郎君）　次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　同じです。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五二ー五号、自転車置き場設置に関する請願、請願第五二ー一一号、百草園駅北口開設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五〇ー一号、三菱銀行日野市役所支店開設反対請願、請願第五一ー七号、四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情、請願第五一ー四二号、市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願、請願第五一ー四七号、減税、税制改革、自主課税に関する請願、請願第五一ー五一号、都営住宅払い下げに関する陳情、請願第五一ー五六号、市営住宅建設促進並びに入居基準適正化に関する請願、請願第五二ー一〇号、補助十七号線の安全対策に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

総務委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五〇ー二六号、教育予算増額市財源確保に関する請願、請願第五一ー一九号、日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情、請願第五一ー二七号、公立幼稚園に二年保育実施に関する請願、請願第五一ー三八号、高校問題特別委員会設置について陳情、請願第五一ー四五号、昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情、請願第五一ー五二号、仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願、請願第五一ー五八号、小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設促進に関する請願、請願第五二ー一号、日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

文教委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五号、専用水道施設市管理に関する請願、請願第五〇ー三号、多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願、請願第五〇ー一〇号、日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願、請願第五一ー三一号、新町地区に予定される市立保育所の陳情、請願第五一ー三七号、東町児童遊園地存置について請願、請願第五一ー五〇号、合併処理方式屎尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（第二項）、請願第五一ー五九号、児童館及び学童保育施設設置についての請願、請願第五二ー四号、二小地域に児童館、児童公園を建設促進に関する請願、請願第五二ー六号、高齢者研修センター設立に関する陳情、請願第五二ー七号、立川基地跡地に障害者

（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

厚生委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第六八号、浄化槽施設管理方に関する請願、請願第一一五号、平山台土地区画整理事業に伴う請願、請願第五〇ー一五号、東京ー八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情、請願第五〇ー四八号、一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願、請願第五一ー一号、地番整理の境界線及び作業促進に関する請願、請願第五一ー三号、町名地番整理の町名及び区域について請願、請願第五一ー三二号、一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願、請願第五一ー六〇号、日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願、請願第五一ー六二号、日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願、請願第五一ー六三号、忠実屋ストアー開店反対に関する陳情、請願第五一ー六四号、大企業スーパー進出反対に関する陳情、請願第五一ー六五号、日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情、請願第五二ー二号、都道一五四号線歩道整備に関する請願、請願第五二ー三号、豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願、請願第五二ー八号、明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情、請願第五二ー九号、日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市計画産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

都市計画産業建設委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第四〇号、高層住宅建設反対に関する請願の件を議題といたします。

公害対策特別委員長の審査報告は、これを省略いたします。

公害対策特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第九六号、市庁舎建設に関する請願、請願第一〇〇号、市庁舎新建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

市庁舎建設特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四七、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四八、物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

物価対策特別委員長より、物価対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四九、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五〇、文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

文化体育施設建設促進特別委員長より、文化体育施設建設促進に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五二―一二号、京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願の件を議題といたします。

事務局長をして請願の要旨を説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一二号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一二号、京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願の件は、総務委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一三号、第五二―一五号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一三号、都立勤労福祉会館誘致促進に関する請願、請願第五二―一五号、出産費用貸付制度についての請願の件は、厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に文教委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一四号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一六号、生活道路建設について陳情の件は、都市計画産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議員提出議案一件の提出がありましたので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一六号、都市計画産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一六号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、都市計画産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一六号、都市計画産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に文教委員会関係の請願要旨を、事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一四号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、文教委員会に付託し、

思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

（退席する者あり）

議員提出議案第五号、吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。一ノ瀬隆君。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議案を朗読しまして、提案といたします。

「三月二十五日、日野市立の各小学校において卒業式が挙行されたが、吉冨繁枝市議会議員は、厚生委員でありながら、文教委員長の肩書きをもって祝電を打った。

この行為は、市議会の役職を詐称したものであり、軽犯罪法に違反し、公職選挙法に抵触する疑いがある。このような非常識な行為は、理由のいかんにかかわらず、きわめて遺憾なことであり、吉冨議員の人格、識見を伺わざるを得ない。ましてや、真実を学ぶ教育の場で、純真な児童を前にして、あえて欺瞞的な行為を行ったことは、日野市議会史上、かつてない前代未聞の不祥事件であり、著しく市議会の名誉を傷つけ、権威を失墜させるものである。よって日野市議会は、吉冨繁枝市議会議員に対し、その責任を明確にするものである。右決議する。昭和五十二年三月二十八日、日野市議会」以上です。

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

（退席する者あり）

議員提出議案第五号、吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。一ノ瀬隆君。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議案を朗読しまして、提案といたします。

「三月二十五日、日野市立の各小学校において卒業式が挙行されたが、吉冨繁枝市議会議員は、厚生委員でありながら、文教委員長の肩書きをもって祝電を打った。

この行為は、市議会の役職を詐称したものであり、軽犯罪法に違反し、公職選挙法に抵触する疑いがある。このような非常識な行為は、理由のいかんにかかわらず、きわめて遺憾なことであり、吉冨議員の人格、識見を伺わざるを得ない。ましてや、真実を学ぶ教育の場で、純真な児童を前にして、あえて欺瞞的な行為を行ったことは、日野市議会史上、かつてない前代未聞の不祥事件であり、著しく市議会の名誉を傷つけ、権威を失墜させるものである。よって日野市議会は、吉冨繁枝市議会議員に対し、その責任を明確にするものである。右決議する。昭和五十二年三月二十八日、日野市議会」以上です。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。米沢照男君。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議案の提案理由の説明が、いま、社会党の一ノ瀬議員から行われましたけれども、私は、この提案を支持し、賛成する立場から意見を述べたいと思います。文案にも明記されておりますけれども、二十五日の市内小学校一斉に行われた卒業式に吉冨議員が祝電を打ったと、しかも文教委員長という名を詐称して行われ、それがそのまま披露されたということは議会にとってきわめて重大な問題であると考えております。このような役職の詐称は常識人、議会人としてはとうてい考えられないことでありますし、きわめて遺憾な不正行為であると思います。吉冨議員の識見、人格を疑わざるを得ないと言わざるを得ないと思います。長い間、日野市議会史上かつてない前代未聞の不祥事件であることは明らかでありますし、これは単に吉冨議員一個人の問題であるばかりか、市議会全体の名誉にかかわる汚点を残した点でも大きな問題であると思います。それだけに決して軽視することのできない大きな問題であると

私は認識をいたしております。

特に問題なのは文案でも指摘しておりますけれども、子供たちが六年間正しい教育を受け、伸び伸びと健やかに成長してきた、そして新しいスタートの門出、中学校へと巣立っていく、その祝いの場にこうした欺瞞的な祝電が打たれたということに大きな問題がありますし、憤りを感じざるを得ないと思います。「学ぶことは誠を胸に刻むこと」こういうルイ・アラゴンの言葉を引用するまでもなく、純真な子供たち、日本の将来をしょって立つこの子供たちの前でこのような行為が行われたと、うそ偽りの電報が披露されたということの罪は決して軽くないだろうというふうに考えております。先日自由新報の号外が配られました。これには吉冨繁枝議員の顔写真入りで教育政策の第一人者と売り込んでおります。この自民党のいう教育政策の第一人者の実態が先ほど申し上げた姿であろうと私は思います。そういう意味で私は先ほどの提案を支持し、そして賛成するものであります。以上、意見を述べて終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって意見を終結いたします。討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第五号、吉冨繁枝市議会議員の役職詐称事件に関する問責決議の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第二号、超過負担解消を求める摂津訴訟に関する決議の件を議題といたします。提案者の説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）提案者の説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二号、超過負担解消を求める摂津訴訟に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第三号、核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書の件を議題といたします。提案者の説明を求めます。

（「省略」「説明させろ」「なし」と呼ぶ者あり）提案者の説明は省略いたします。これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第三号、核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十二年第一回定例会を閉会いたします。

午後四時四十四分　閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十二年三月　　日

日野市議会議長　名古屋　史　郎

日野市議会副議長　杉　山　寅三郎

署名議員　佐々木　昭　雄

署名議員　大　柄　　保